

強い農業づくり交付金の配分基準について

16生産第8451号

平成17年4月1日

大臣官房国際部長

総合食料局長

生産局長 通知

経営局長

改正 平成18年 3月31日 17生産第8569号

改正 平成19年 3月30日 18生産第9316号

改正 平成20年 4月 1日 19生産第9995号

最終改正 平成20年10月16日 20生産第3974号

強い農業づくり交付金については、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

強い農業づくり交付金の配分基準について

強い農業づくり交付金の配分基準については、以下のとおりとする。

第1 推進事業

推進事業（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

ただし、要綱第8の5に基づき評価結果を反映する場合にあっては、第3の2により算定された額を各都道府県への配分額とする。

1 都道府県計画の目標に応じた配分

推進事業予算額又は各都道府県が策定した都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）のうち推進事業に係る要望額（以下の2及び3において「要望額」という。）の合計額のいずれか低い額（以下の2において「配分基礎額」という。）の3割に相当する額を都道府県計画に定められた目標に応じて、別表1の配分の考え方に基づき各都道府県が獲得したポイントの合計値の全国に占める割合に基づき配分する。

2 都道府県計画の要望額に応じた配分

配分基礎額の7割に相当する額を各都道府県の要望額の全国に占める割合に基づき配分する。

3 1及び2により配分した結果、配分額が要望額を上回る都道府県がある場合には、当該都道府県の配分額と要望額の差額の合計額を、それ以外の都道府県に2に準じて再配分するものとする。

4 経営力の強化のうち新規就農者の育成・確保に係る再チャレンジ優先枠（以下、「再チャレンジ優先枠」という。）対象取組に対する配分

再チャレンジ優先枠については、その予算額の範囲内で、事業実施主体が策定する事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別表3に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。ただし、その最終の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、配分の対象としないものとする。

第2 整備事業

整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)の配分は、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

整備事業予算額から2に要する額を減じた額の範囲内で、要綱附則の5の規定に基づく事業の実施に要する要望額、平成16年度以前に国庫補助金を受けて着工された事業であって事業実施期間が平成17年度以降に及ぶものに要する要望額及び要綱別表のメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する要望額に相当する額を、都道府県ごとに合計した額を配分する。

また、要綱別表の のメニューの欄の経営構造対策の沖縄県については、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知。以下「要領」という。）別記の の第1の2の（1）のイの（ウ）に規定する地区数に達するまでの要望額を配分する。

2 優先枠の対象取組に対する配分

（1）整備事業の予算における優先枠及びこの対象となる取組は、次のとおりとする。

ア 地産地消促進特別枠

産地競争力の強化のうち地産地消の取組

イ 輸出対策特別枠

産地競争力の強化のうち農畜産物販路拡大の取組（達成すべき成果目標を2つ選択した場合にあっては、他の作物等に係る目標を選択した場合を含む。）

ウ 再チャレンジ優先枠

経営力の強化のうち新規就農の促進（道府県農業大学校等が実施する再チャレンジ活用促進）

エ 国産原材料供給円滑化対策特別枠

産地競争力の強化のうち、国産原材料供給円滑化対策の取組

オ 原油高騰対策

産地競争力の強化のうち、原油高騰対策の取組

（2）優先枠の対象取組に対する配分

(1)の工、才の優先枠の予算額の範囲内で、事業実施計画を別表5に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。ただし、その最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、配分の対象としない。

3 都道府県計画の事業実施主体等ごとの成果目標等に応じた配分

(1) 整備事業予算額から1及び2に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施主体等ごとの事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別表2に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。

(2)(1)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、当該事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府県に配分するものとする。

第3 評価結果の配分額への反映

推進事業に係る交付金の配分における要綱第8の5に基づく評価結果の反映は、次によるものとする。

1 評価結果の反映は、要綱第8の5に基づき取りまとめた推進事業の評価結果における都道府県別の成果目標の達成度（当該達成度が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。

2 評価結果を反映した配分額は、第1により算定された各都道府県への配分額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

達成度	乗率
80%以上	100.0%
60%以上80%未満	97.5%
40%以上60%未満	95.0%
20%以上40%未満	92.5%
20%未満	90.0%

3 2による交付金の配分後に当該配分額と予算額に差額が生じた場合であって、当該差額について達成度が80%未満の都道府県に配分額の追加をしようとする場合にあっては、既に事業を実施している地区に係る増額に相当する配分は行わないこととし、新たに事業の実施を予定している地区に係る配分については、2の規定を準用するものとする。

第4 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

別表1

政策目的	政策目標	配分の考え方														
経営力の強化	担い手の育成・確保	<p>地域の実態に応じた認定農業者の育成・確保に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。</p> <p>1 地域の実態に応じたポイント 都道府県の直近の主業農家に対する認定農業者の割合に応じたポイントの設定</p> <p>【算式】</p> $\frac{\text{認定農業者数}}{\text{主業農家数}} \times 100 = \% \text{ (主業農家に対する認定農業者の割合)}$ <p>【ポイント表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主業農家に対する認定農業者の割合</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>60%以上 80%未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>40%以上 60%未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>20%以上 40%未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>20%未満</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 都道府県が設定する成果目標に応じたポイント 都道府県の単年度の認定農業者数の増加目標に応じたポイントの設定</p> <p>【算式】</p> $\frac{\text{認定農業者の育成目標数}}{\text{主業農家数} - \text{認定農業者数}} \times 100 = \% \text{ (育成目標率)}$ <p>【ポイント表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県の認定農業者の育成目標</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> </table>	主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント	80%以上	5	60%以上 80%未満	4	40%以上 60%未満	3	20%以上 40%未満	2	20%未満	1	都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント
主業農家に対する認定農業者の割合	ポイント															
80%以上	5															
60%以上 80%未満	4															
40%以上 60%未満	3															
20%以上 40%未満	2															
20%未満	1															
都道府県の認定農業者の育成目標	ポイント															

		<table border="1"> <tr><td>10 %以上</td><td>5</td></tr> <tr><td>7 %以上10 %未満</td><td>4</td></tr> <tr><td>4 %以上7 %未満</td><td>3</td></tr> <tr><td>1 %以上4 %未満</td><td>2</td></tr> <tr><td>1 %未満</td><td>1</td></tr> </table>	10 %以上	5	7 %以上10 %未満	4	4 %以上7 %未満	3	1 %以上4 %未満	2	1 %未満	1					
10 %以上	5																
7 %以上10 %未満	4																
4 %以上7 %未満	3																
1 %以上4 %未満	2																
1 %未満	1																
担い手への農地利用集積の促進	<p>認定農業者等への農地の利用集積に向けた各種の取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。</p> <p>1 地域の実態に応じたポイント 都道府県の直近の耕地面積（注1）に対する担い手（注2）への利用集積面積（注3）の割合（担い手への農地利用集積率）に応じたポイントの設定 【算定】 $\text{利用集積面積} / \text{耕地面積} \times 100 = \%$</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担い手への農地利用集積率</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50%以上</td><td>5</td></tr> <tr><td>40%以上50%未満</td><td>4</td></tr> <tr><td>30%以上40%未満</td><td>3</td></tr> <tr><td>20%以上30%未満</td><td>2</td></tr> <tr><td>20%未満</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>2 設定する目標に応じたポイント 都道府県が設定する担い手への農地利用集積率の増加目標に応じたポイントの設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担い手への農地利用集積率の増加目標</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3.5 ポイント以上増加</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	担い手への農地利用集積率	ポイント	50%以上	5	40%以上50%未満	4	30%以上40%未満	3	20%以上30%未満	2	20%未満	1	担い手への農地利用集積率の増加目標	ポイント	3.5 ポイント以上増加	5
担い手への農地利用集積率	ポイント																
50%以上	5																
40%以上50%未満	4																
30%以上40%未満	3																
20%以上30%未満	2																
20%未満	1																
担い手への農地利用集積率の増加目標	ポイント																
3.5 ポイント以上増加	5																

2 . 5 ポイント以上 3 . 5 ポイント未満増加	4
1 . 5 ポイント以上 2 . 5 ポイント未満増加	3
0 . 5 ポイント以上 1 . 5 ポイント未満増加	2
0 . 5 ポイント未満増加	1

(注) 1 耕地面積統計の数値を使用。

2 担い手とは、認定農業者及び基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に既に到達している農業者(認定農業者を除く。)をいう。

3 担い手の自己所有地、借入地、農作業受託地の面積（作物別の基幹作業毎の受託面積の合計面積を当該作物の基幹作業数で除した面積）の合計。

新規就農者の育成・確保	新規就農者の育成に向けた各種取組を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を各都道府県の獲得ポイントとする。									
	<p>1 地域の実態に応じたポイント 都道府県の直近の販売農家数に対する新規就農者数の割合に応じたポイントの設定 【算式】</p> $\frac{\text{新規就農者数}}{\text{販売農家数}} \times 1000 =$ <table border="1"> <tr> <td>都道府県の販売農家数に対する新規就農者数の割合</td> <td>ポイント</td> </tr> <tr> <td>4 以上</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>3 以上 4 未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2 以上 3 未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>1 以上 2 未満</td> <td>2</td> </tr> </table>	都道府県の販売農家数に対する新規就農者数の割合	ポイント	4 以上	5	3 以上 4 未満	4	2 以上 3 未満	3	1 以上 2 未満
都道府県の販売農家数に対する新規就農者数の割合	ポイント									
4 以上	5									
3 以上 4 未満	4									
2 以上 3 未満	3									
1 以上 2 未満	2									

1未満	1
-----	---

2 設定する目標に応じたポイント

都道府県が設定する新規就農者の育成目標に応じたポイントの設定

【算式】

$$\frac{\text{新規就農者の育成目標数}}{\text{新規就農者数}} \times 100 = \%$$

都道府県の新規就農者の育成目標	ポイント
80%以上	5
70%以上80%未満	4
60%以上70%未満	3
50%以上60%未満	2
50%未満	1

別表 2

政策目的	取組の分類	取組名	政策目標	達成すべき 成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進 同じ取組名の中から成果目標を1つ又は2つ選択。 ただし、複数の作物等に関連する施設・機械等の整備を行う場合は、主要な2つの作物の成果目標を1つずつ選択。	【土地利用型作物(稲)】 【土地利用型作物(麦)】 【土地利用型作物(大豆)】	生産性向上	【土地利用型作物(稲)】(コストの削減に関する目標) ・10a当たり物貯費を3%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 10a当たり物貯費の削減について 7%以上 9ポイント 6%以上 7ポイント 5%以上 5ポイント 4%以上 3ポイント 3%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合(平成15年の農業産出額に対する平成18年の農業産出額の増加割合又は平成16年から平成18年までの農業産出額の増加割合の平均値のいずれか高い値をいう。以下同じ。)について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p>
			生産性向上	【土地利用型作物(稲)】(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を10%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 10a当たり労働時間の削減について 18%以上 9ポイント 16%以上 7ポイント 14%以上 5ポイント 12%以上 3ポイント 10%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の稲、麦、大豆それぞれの10a当たりについて 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る 3ポイント 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る 2ポイント 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る 1ポイント</p> <p>農業新技術2007(平成19年4月9日決定)における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入 3ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権(育成者権、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標権を除く。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合(事業実施主体又はその構成員が構成員となっている農業協同組合、事業協同組合、農業協同組合連合会若しくは事業実施主体の構成員が構成員となっている農業協同組合が構成員となっている事業協同組合、事業協同組合連合会又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。)が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が「農林水産物・食品地域ブランド支援事業実施要綱」(平成20年4月1日付け19生産9549号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業(以下「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業」という。)を実施する場合(当該事業に関連する产品について取組を進める場合に限る。以下同じ) 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p>

		<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント																																																																						
12人以上	2ポイント																																																																															
3人以上	1ポイント																																																																															
1.5%以上	2ポイント																																																																															
0%以上1.5%未満	1ポイント																																																																															
品質向上	<p>【土地利用型作物(稲)】(品質分析に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質分析(米の食味値等(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)の結果が以下のいずれか2項目を満たすこと食味値の3ポイント向上) <table> <tr><td>10ポイント向上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント向上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>7ポイント向上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント向上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3ポイント向上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> タンパク値(%)の0.1ポイント低下 <table> <tr><td>0.5ポイント低下</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>0.4ポイント低下</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>0.3ポイント低下</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>0.2ポイント低下</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>0.1ポイント低下</td><td>1ポイント</td></tr> </table> アミロース値(%)の0.1ポイント低下 <table> <tr><td>0.5ポイント低下</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>0.4ポイント低下</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>0.3ポイント低下</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>0.2ポイント低下</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>0.1ポイント低下</td><td>1ポイント</td></tr> </table> その他上記と同程度の品質向上 	10ポイント向上	9ポイント	9ポイント向上	7ポイント	7ポイント向上	5ポイント	5ポイント向上	3ポイント	3ポイント向上	1ポイント	0.5ポイント低下	9ポイント	0.4ポイント低下	7ポイント	0.3ポイント低下	5ポイント	0.2ポイント低下	3ポイント	0.1ポイント低下	1ポイント	0.5ポイント低下	9ポイント	0.4ポイント低下	7ポイント	0.3ポイント低下	5ポイント	0.2ポイント低下	3ポイント	0.1ポイント低下	1ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 品質分析の結果について、 又は のいずれか1項目によりポイント付け <table> <tr><td>食味値</td><td></td></tr> <tr><td>10ポイント向上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント向上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>7ポイント向上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント向上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3ポイント向上</td><td>1ポイント</td></tr> <tr><td>タンパク値</td><td></td></tr> <tr><td>0.5ポイント低下</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>0.4ポイント低下</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>0.3ポイント低下</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>0.2ポイント低下</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>0.1ポイント低下</td><td>1ポイント</td></tr> <tr><td>アミロース値</td><td></td></tr> <tr><td>0.5ポイント低下</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>0.4ポイント低下</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>0.3ポイント低下</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>0.2ポイント低下</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>0.1ポイント低下</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 <table> <tr><td>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</td><td></td></tr> <tr><td>・現状の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について</td><td></td></tr> <tr><td>　稻(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦とともに70%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>　稻(米の内部品質について1種類の指標を分析)・麦とともに70%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>　稻又は麦で70%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <table> <tr><td>・不耕起汎用播種機の導入</td><td>3ポイント</td></tr> </table> 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 	食味値		10ポイント向上	9ポイント	9ポイント向上	7ポイント	7ポイント向上	5ポイント	5ポイント向上	3ポイント	3ポイント向上	1ポイント	タンパク値		0.5ポイント低下	9ポイント	0.4ポイント低下	7ポイント	0.3ポイント低下	5ポイント	0.2ポイント低下	3ポイント	0.1ポイント低下	1ポイント	アミロース値		0.5ポイント低下	9ポイント	0.4ポイント低下	7ポイント	0.3ポイント低下	5ポイント	0.2ポイント低下	3ポイント	0.1ポイント低下	1ポイント	以下の場合には、以下のとおりポイントを加算		・現状の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について		稻(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦とともに70%以上	3ポイント	稻(米の内部品質について1種類の指標を分析)・麦とともに70%以上	2ポイント	稻又は麦で70%以上	1ポイント	・不耕起汎用播種機の導入	3ポイント
10ポイント向上	9ポイント																																																																															
9ポイント向上	7ポイント																																																																															
7ポイント向上	5ポイント																																																																															
5ポイント向上	3ポイント																																																																															
3ポイント向上	1ポイント																																																																															
0.5ポイント低下	9ポイント																																																																															
0.4ポイント低下	7ポイント																																																																															
0.3ポイント低下	5ポイント																																																																															
0.2ポイント低下	3ポイント																																																																															
0.1ポイント低下	1ポイント																																																																															
0.5ポイント低下	9ポイント																																																																															
0.4ポイント低下	7ポイント																																																																															
0.3ポイント低下	5ポイント																																																																															
0.2ポイント低下	3ポイント																																																																															
0.1ポイント低下	1ポイント																																																																															
食味値																																																																																
10ポイント向上	9ポイント																																																																															
9ポイント向上	7ポイント																																																																															
7ポイント向上	5ポイント																																																																															
5ポイント向上	3ポイント																																																																															
3ポイント向上	1ポイント																																																																															
タンパク値																																																																																
0.5ポイント低下	9ポイント																																																																															
0.4ポイント低下	7ポイント																																																																															
0.3ポイント低下	5ポイント																																																																															
0.2ポイント低下	3ポイント																																																																															
0.1ポイント低下	1ポイント																																																																															
アミロース値																																																																																
0.5ポイント低下	9ポイント																																																																															
0.4ポイント低下	7ポイント																																																																															
0.3ポイント低下	5ポイント																																																																															
0.2ポイント低下	3ポイント																																																																															
0.1ポイント低下	1ポイント																																																																															
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算																																																																																
・現状の品質分析の実施生産者(又は受益面積)の実施割合について																																																																																
稻(米の内部品質について2種類以上の指標を分析)・麦とともに70%以上	3ポイント																																																																															
稻(米の内部品質について1種類の指標を分析)・麦とともに70%以上	2ポイント																																																																															
稻又は麦で70%以上	1ポイント																																																																															
・不耕起汎用播種機の導入	3ポイント																																																																															
需要に応じた生産量の確保	<p>【土地利用型作物(稲)】(稲の需要に応じた生産量の確保に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中食・外食用等の実需者ニーズに応じた原料用等米の作付面積割合が10ポイント以上増加 <p>ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域全体に占める割合を5%以上確保するものとする。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算 <table> <tr><td>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント																																																																				
本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合	1ポイント																																																																															
12人以上	2ポイント																																																																															
3人以上	1ポイント																																																																															
1.5%以上	2ポイント																																																																															
0%以上1.5%未満	1ポイント																																																																															

		<p>稻又は麦で70%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入 ······ 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進めの場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、<u>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</u> ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、<u>及び 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</u> 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0%以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上	【土地利用型作物(麦)】(コストの削減に関する目標) ・10a当たり物財費を3%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 10a当たり物財費の削減について 7%以上 ······ 9 ポイント 6%以上 ······ 7 ポイント 5%以上 ······ 5 ポイント 4%以上 ······ 3 ポイント 3%以上 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、<u>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</u> ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、<u>及び 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</u> 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0%以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上	【土地利用型作物(麦)】(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を3%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 10a当たり労働時間の削減について 7%以上 ······ 9 ポイント 6%以上 ······ 7 ポイント 5%以上 ······ 5 ポイント 4%以上 ······ 3 ポイント 3%以上 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、<u>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</u> ・現状の稻、麦、大豆それぞれの10a当たりについて 2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る ······ 3 ポイント 2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る ······ 2 ポイント 1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入 ······ 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め

		<p>る場合 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標（当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。）を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5% 以上 2 ポイント 0 % 以上 1.5% 未満 1 ポイント</p>
生産性向上	<p>【土地利用型作物（麦）】（単収の増加に関する目標） ・ 単収を 3 % 以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> 麦の単収の増加について <ul style="list-style-type: none"> 15% 以上 9 ポイント 12% 以上 7 ポイント 9 % 以上 5 ポイント 6 % 以上 3 ポイント 3 % 以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・ 現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して 110% 以上 3 ポイント 106% 以上 2 ポイント 103% 以上 1 ポイント</p> <p>農業新技術 2007 における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・ 不耕起汎用播種機の導入 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5% 以上 2 ポイント 0 % 以上 1.5% 未満 1 ポイント</p>
品質向上	<p>【土地利用型作物（麦）】（品質の向上に関する目標） 以下のいずれか 1 つを選択する。 契約生産奨励金の A ランクの評価数量の割合（%）が、事業開始年の前年（前 5 中 3）の割合（%）に対して</p> <p>以下の場合は、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> A ランクの評価数量の割合が前年（前 5 中 3）の割合以上の場合 20 ポイント以上増加又は A ランクの評価数量の割合が 90% 以上 9 ポイント 15 ポイント以上増加又は A ランクの評価数量の割合が 80% 以上 7 ポイント 10 ポイント以上増加 5 ポイント 5 ポイント以上増加 3 ポイント 5 ポイント未満増加 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> ・現状のAランクの評価数量の割合 <table> <tr><td>50%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不耕起汎用播種機の導入 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>契約生産奨励金のC及びDランクの評価数量の割合(%)が事業開始年の前年(前5中3)の割合(%)に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C及びDランクの評価数量の割合が前年(前5中3)の割合未満の場合 20ポイント以上削減又はC及びDの割合が5%未満 <table> <tr><td>50%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上削減</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上削減</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上削減</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント未満削減</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状のAランクの評価数量の割合 <table> <tr><td>50%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不耕起汎用播種機の導入 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>高品質栽培に取り組む面積を5%以上増加</p> <p>ただし、作付面積全体に占める高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質栽培に取り組む面積の増加割合について <table> <tr><td>30%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> </table> 	50%以上	3 ポイント	40%以上	2 ポイント	30%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント	50%以上	9 ポイント	15ポイント以上削減	7 ポイント	10ポイント以上削減	5 ポイント	5 ポイント以上削減	3 ポイント	5 ポイント未満削減	1 ポイント	50%以上	3 ポイント	40%以上	2 ポイント	30%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント	30%以上	9 ポイント	25%以上	7 ポイント	20%以上	5 ポイント	15%以上	3 ポイント
50%以上	3 ポイント																																															
40%以上	2 ポイント																																															
30%以上	1 ポイント																																															
12人以上	2 ポイント																																															
3人以上	1 ポイント																																															
1.5%以上	2 ポイント																																															
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																															
50%以上	9 ポイント																																															
15ポイント以上削減	7 ポイント																																															
10ポイント以上削減	5 ポイント																																															
5 ポイント以上削減	3 ポイント																																															
5 ポイント未満削減	1 ポイント																																															
50%以上	3 ポイント																																															
40%以上	2 ポイント																																															
30%以上	1 ポイント																																															
12人以上	2 ポイント																																															
3人以上	1 ポイント																																															
1.5%以上	2 ポイント																																															
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																															
30%以上	9 ポイント																																															
25%以上	7 ポイント																																															
20%以上	5 ポイント																																															
15%以上	3 ポイント																																															

	<p>品質栽培に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする。</p> <p>「高品質栽培」とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。</p>	<p>10%以上 1 ポイント 又は、 ・新たに取り組む場合、高品質栽培に取り組む面積が全体に占める割合について 30%以上 9 ポイント 25%以上 7 ポイント 20%以上 5 ポイント 15%以上 3 ポイント 10%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・高品質栽培に取り組む面積が全体に占める割合について 50%以上 3 ポイント 40%以上 2 ポイント 30%以上 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
品質向上	<p>【土地利用型作物(麦)】(新品種の作付面積の増加に関する目標) ・事業実施地区における麦の新品種(注)の作付面積を2%以上増加。ただし、新たに新品種を導入する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。</p> <p>(注)平成11年以降に育成された品種</p>	<p>・事業実施地区における新品種の作付面積の増加割合について 20%以上 9 ポイント 15%以上 7 ポイント 10%以上 5 ポイント 5%以上 3 ポイント 2%以上 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合、事業実施地区における新品種の作付面積の割合について 10%以上 9 ポイント 8%以上 7 ポイント 6%以上 5 ポイント 4%以上 3 ポイント 2%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・現状の事業実施地区における新品種の占める割合が 20%以上 3 ポイント 15%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p>

		<p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント												
12人以上	2ポイント																					
3人以上	1ポイント																					
1.5%以上	2ポイント																					
0%以上1.5%未満	1ポイント																					
生産性向上	【土地利用型作物(大豆)】(コストの削減に関する目標) ・10a当たり物貯費を6%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 大豆の10a当たり物貯費の削減について <table> <tr><td>22%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>14%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合1ポイント <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	22%以上	9ポイント	18%以上	7ポイント	14%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	6%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント		
22%以上	9ポイント																					
18%以上	7ポイント																					
14%以上	5ポイント																					
10%以上	3ポイント																					
6%以上	1ポイント																					
12人以上	2ポイント																					
3人以上	1ポイント																					
1.5%以上	2ポイント																					
0%以上1.5%未満	1ポイント																					
生産性向上	【土地利用型作物(大豆)】(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を7%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 大豆の10a当たり労働時間の削減について <table> <tr><td>14%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の稻、麦、大豆それぞれの10a当たりについて <table> <tr><td>2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 大豆の安定多収生産「大豆300A技術」.....3ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合.....2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標(当該事業と関連しない商品にも使用できる商標を除く。以下同じ。)を活用した取組を進める場合.....1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合.....1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	14%以上	9ポイント	13%以上	7ポイント	11%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	1ポイント	2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る	3ポイント	2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る	2ポイント	1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント
14%以上	9ポイント																					
13%以上	7ポイント																					
11%以上	5ポイント																					
9%以上	3ポイント																					
7%以上	1ポイント																					
2作物以上の費用合計及び労働時間が都道府県平均値を下回る	3ポイント																					
2作物以上の費用合計が都道府県平均値を下回る	2ポイント																					
1作物の費用合計が都道府県平均値を下回る	1ポイント																					
12人以上	2ポイント																					
3人以上	1ポイント																					

		<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント																				
1.5%以上	2 ポイント																									
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																									
生産性向上	<p>【土地利用型作物(大豆)】(単収の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単収を 2 %以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆の単収の増加について <table> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の地区の単収が当該都道府県の平均単収と比較して <table> <tr><td>110%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>106%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>102%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> ・大豆の安定多収生産 「大豆300A技術」 ······ 3 ポイント ・以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント ・上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> ・上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 	10%以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	110%以上	3 ポイント	106%以上	2 ポイント	102%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
10%以上	9 ポイント																									
8 %以上	7 ポイント																									
6 %以上	5 ポイント																									
4 %以上	3 ポイント																									
2 %以上	1 ポイント																									
110%以上	3 ポイント																									
106%以上	2 ポイント																									
102%以上	1 ポイント																									
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																									
品質向上	<p>【土地利用型作物(大豆)】(大豆産地安定供給(品質向上)に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位等級比率(1 ・ 2 等比率)が50 %以上かつ事業開始年の前年(前 5 中 3)の割合より 5 ポイント以上向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆の上位等級比率を50%以上とし、かつ、現状からの向上割合について <table> <tr><td>13ポイント以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>11ポイント以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>9 ポイント以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>7 ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の地区の上位等級比率が全国平均値と比較して <table> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> ・大豆の安定多収生産 「大豆300A技術」 ······ 3 ポイント ・以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント ・上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> 	13ポイント以上	9 ポイント	11ポイント以上	7 ポイント	9 ポイント以上	5 ポイント	7 ポイント以上	3 ポイント	5 ポイント以上	1 ポイント	15ポイント以上	3 ポイント	10ポイント以上	2 ポイント	5 ポイント以上	1 ポイント								
13ポイント以上	9 ポイント																									
11ポイント以上	7 ポイント																									
9 ポイント以上	5 ポイント																									
7 ポイント以上	3 ポイント																									
5 ポイント以上	1 ポイント																									
15ポイント以上	3 ポイント																									
10ポイント以上	2 ポイント																									
5 ポイント以上	1 ポイント																									

		<p>いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント																
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
需要に応じた生産量の確保	<p>【土地利用型作物(大豆)】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約栽培割合(面積割合)が40%以上かつ事業開始年の前年(前5中3)の割合より10ポイント以上向上。 	<p>・大豆の契約栽培比率について、事業開始年の前年(前5中3)の向上割合について(契約栽培比率が40%以上である場合に限る。)</p> <table> <tr><td>30ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>25ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の地区的契約栽培比率が全国平均値と比較して <table> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 大豆の安定多収生産「大豆300A技術」 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	30ポイント以上	9ポイント	25ポイント以上	7ポイント	20ポイント以上	5ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	1ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	2ポイント	5ポイント以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
30ポイント以上	9ポイント																									
25ポイント以上	7ポイント																									
20ポイント以上	5ポイント																									
15ポイント以上	3ポイント																									
10ポイント以上	1ポイント																									
15ポイント以上	3ポイント																									
10ポイント以上	2ポイント																									
5ポイント以上	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
需要に応じた生産量の確保	<p>【土地利用型作物(大豆)】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国産大豆の契約栽培割合(数量割合)が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。 	<p>・事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が</p> <table> <tr><td>30ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>25ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が <table> <tr><td>30ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>25ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>或いは</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体(加工施設の場所)が既に産地と行っている大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の割合が80%以上 <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p>	30ポイント以上	9ポイント	25ポイント以上	7ポイント	20ポイント以上	5ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	1ポイント	30ポイント以上	9ポイント	25ポイント以上	7ポイント	20ポイント以上	5ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	1ポイント				
30ポイント以上	9ポイント																									
25ポイント以上	7ポイント																									
20ポイント以上	5ポイント																									
15ポイント以上	3ポイント																									
10ポイント以上	1ポイント																									
30ポイント以上	9ポイント																									
25ポイント以上	7ポイント																									
20ポイント以上	5ポイント																									
15ポイント以上	3ポイント																									
10ポイント以上	1ポイント																									

		<p>・以下のとおりポイントを加算 事業実施主体（加工施設の場所）が過去5年以上の契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算</p> <table> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が使用する大豆の等級のうち、過去3年間に1等、2等の平均使用割合が以下の場合には、ポイントを加算</p> <table> <tr><td>15%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が契約栽培の際に、契約条件として数量以外に、60kg当たりの価格が契約内容に含まれる場合には、以下のポイントを加算 契約内容に価格が含まれる場合 ··· 3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合にはポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ··· 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ··· 2ポイント 0%以上1.5%未満 ··· 1ポイント</p>	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	2ポイント	5ポイント以上	1ポイント	15%以上	3ポイント	10%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント																				
15ポイント以上	3ポイント																																					
10ポイント以上	2ポイント																																					
5ポイント以上	1ポイント																																					
15%以上	3ポイント																																					
10%以上	2ポイント																																					
5%以上	1ポイント																																					
12人以上	2ポイント																																					
3人以上	1ポイント																																					
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物(大豆)】(大豆产地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標) ・国産大豆の使用量が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。	<p>・事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が</p> <table> <tr><td>30ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>25ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が</p> <table> <tr><td>30ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>25ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>或いは</p> <p>・事業実施主体（加工施設の場所）が既に国産大豆を使用している場合、その使用量の割合について、事業開始年の前年の割合が 80%以上 ··· 9ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算</p> <p>・以下のとおりポイントを加算 事業実施主体（加工施設の場所）が過去5年以上国産大豆を使用している場合、国産大豆の使用量の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算</p> <table> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の過去3年間の販売量の増加割合が、3年前と比較して以下の場合には、ポイントを加算</p> <table> <tr><td>15%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の製造コストが、事業開始年の前年と 比較して以下のように削減される見込みの場合には、ポイントを加算</p> <table> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ··· 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事</p>	30ポイント以上	9ポイント	25ポイント以上	7ポイント	20ポイント以上	5ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	1ポイント	30ポイント以上	9ポイント	25ポイント以上	7ポイント	20ポイント以上	5ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	1ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	2ポイント	5ポイント以上	1ポイント	15%以上	3ポイント	10%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	2ポイント
30ポイント以上	9ポイント																																					
25ポイント以上	7ポイント																																					
20ポイント以上	5ポイント																																					
15ポイント以上	3ポイント																																					
10ポイント以上	1ポイント																																					
30ポイント以上	9ポイント																																					
25ポイント以上	7ポイント																																					
20ポイント以上	5ポイント																																					
15ポイント以上	3ポイント																																					
10ポイント以上	1ポイント																																					
15ポイント以上	3ポイント																																					
10ポイント以上	2ポイント																																					
5ポイント以上	1ポイント																																					
15%以上	3ポイント																																					
10%以上	2ポイント																																					
5%以上	1ポイント																																					
10%以上	3ポイント																																					
5%以上	2ポイント																																					

			<p>事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント																												
12人以上	2 ポイント																																						
3人以上	1 ポイント																																						
1.5%以上	2 ポイント																																						
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																						
【土地利用型作物（主要農作物種子）】	生産性向上	【土地利用型作物（主要農作物種子）】（主要農作物種子の生産性向上に関する目標） ・主要農作物種子の生産に要する労働時間を15%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する労働時間の削減割合について <table border="0"> <tr><td>33%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>28%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>24%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>19%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算 生産性向上（主要農作物種子の物財費の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 <table border="0"> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該県平均値を上回る比率が、 <table border="0"> <tr><td>10%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> なお、合格率の現状値及び目標値がともに100%の場合は3ポイントとする。 需要に応じた生産量の確保（主要農作物種子の生産量の増加割合）に関する目標が定められている場合、その増加割合が、 <table border="0"> <tr><td>40%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めている場合 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	33%以上	9 ポイント	28%以上	7 ポイント	24%以上	5 ポイント	19%以上	3 ポイント	15%以上	1 ポイント	4 %以上	3 ポイント	3.5%以上	2 ポイント	3 %以上	1 ポイント	10%以上	3 ポイント	7.5%以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	40%以上	3 ポイント	30%以上	2 ポイント	20%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
33%以上	9 ポイント																																						
28%以上	7 ポイント																																						
24%以上	5 ポイント																																						
19%以上	3 ポイント																																						
15%以上	1 ポイント																																						
4 %以上	3 ポイント																																						
3.5%以上	2 ポイント																																						
3 %以上	1 ポイント																																						
10%以上	3 ポイント																																						
7.5%以上	2 ポイント																																						
5 %以上	1 ポイント																																						
40%以上	3 ポイント																																						
30%以上	2 ポイント																																						
20%以上	1 ポイント																																						
12人以上	2 ポイント																																						
3人以上	1 ポイント																																						
1.5%以上	2 ポイント																																						
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																						
	生産性向上	【土地利用型作物（主要農作物種子）】（主要農作物種子の生産性向上に関する目標） ・主要農作物種子の生産に要する物財費を3%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する生産コストの削減割合について <table border="0"> <tr><td>7 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性向上（主要農作物種子の労働時間の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 	7 %以上	9 ポイント	6 %以上	7 ポイント	5 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	3 %以上	1 ポイント																										
7 %以上	9 ポイント																																						
6 %以上	7 ポイント																																						
5 %以上	5 ポイント																																						
4 %以上	3 ポイント																																						
3 %以上	1 ポイント																																						

		<p>19%以上 3 ポイント 17%以上 2 ポイント 15%以上 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質向上（主要農作物種子の合格率向上割合）に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は当該県平均値を上回る比率が、 <p>10%以上 3 ポイント 7.5%以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> 需要に応じた生産量の確保（主要農作物種子の生産量の増加割合）に関する目標が定められている場合、その増加割合が、 <p>40%以上 3 ポイント 30%以上 2 ポイント 20%以上 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
品質向上	<p>【土地利用型作物(主要農作物種子)】(主要農作物種子の品質向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要農作物種子の合格率向上割合 5 %以上 合格率向上割合 = (目標年度合格率 - 現状合格率) / 現状合格率 × 100 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の対象となる主要農作物種子の合格率向上割合について <p>25%以上 9 ポイント 20%以上 7 ポイント 15%以上 5 ポイント 10%以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、その主要農作物種子の合格率が <p>100%以上 9 ポイント 95%以上 7 ポイント 90%以上 5 ポイント 85%以上 3 ポイント 80%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地区的主要農作物種子の現状の合格率が、既に当該県平均値を上回っている場合、当該県平均値を上回る比率が、 <p>10%以上 3 ポイント 7.5%以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>なお、合格率の現状値及び目標値がともに100%の場合は3ポイントとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性向上（主要農作物種子の労働時間の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 <p>19%以上 3 ポイント 17%以上 2 ポイント 15%以上 1 ポイント</p> 生産性向上（主要農作物種子の物貲費の削減割合）に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 <p>4 %以上 3 ポイント 3.5%以上 2 ポイント 3 %以上 1 ポイント</p> 需要に応じた生産量の確保（主要農作物種子の生産量の増加割合）に関する目標が定められている場合、その増加割合が、 <p>40%以上 3 ポイント 30%以上 2 ポイント 20%以上 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p>

		<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合……………2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合……………1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合……………1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上……………2ポイント 3人以上……………1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上……………2ポイント 0%以上1.5%未満……………1ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	【土地利用型作物(主要農作物種子)】(主要農作物種子の需要に応じた生産量の確保に関する目標) ・需要に応じて導入する品種の生産量を20%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 事業の対象となる需要に応じて導入する品種の生産量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 100%以上……………9ポイント 80%以上……………7ポイント 60%以上……………5ポイント 40%以上……………3ポイント 20%以上……………1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、新たに導入する品種にかかわらず、その主要農作物種子の生産量が県全体に占める割合について <ul style="list-style-type: none"> 60%以上……………9ポイント 50%以上……………7ポイント 40%以上……………5ポイント 30%以上……………3ポイント 20%以上……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のいずれかの場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性向上(主要農作物種子の労働時間の削減割合)に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 <ul style="list-style-type: none"> 19%以上……………3ポイント 17%以上……………2ポイント 15%以上……………1ポイント 生産性向上(主要農作物種子の物貯費の削減割合)に関する目標が定められている場合、その削減割合が、 <ul style="list-style-type: none"> 4%以上……………3ポイント 3.5%以上……………2ポイント 3%以上……………1ポイント 品質向上(主要農作物種子の合格率向上割合)に関する目標が定められている場合はその向上割合が、また、当該地区の主要農作物種子の現状の合格率が既に当該県平均値を上回っている場合は、当該の上回る比率が、 <ul style="list-style-type: none"> 10%以上……………3ポイント 7.5%以上……………2ポイント 5%以上……………1ポイント <p>なお、合格率の現状値及び目標値がともに100%の場合は3ポイントとする。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合……………2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合……………1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合……………1ポイント</p>

			<p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																												
12人以上	2 ポイント																																																						
3人以上	1 ポイント																																																						
1.5%以上	2 ポイント																																																						
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																																						
【畑作物・地域特産物(甘じょ)】	生産性向上	【畑作物・地域特産物(甘じょ)(コストの削減に関する目標) ・10a当たり生産コスト又は流通コストを5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 10a当たり生産コスト又は流通コストの削減割合について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	20%以上	9 ポイント	16%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																		
20%以上	9 ポイント																																																						
16%以上	7 ポイント																																																						
13%以上	5 ポイント																																																						
9 %以上	3 ポイント																																																						
5 %以上	1 ポイント																																																						
12人以上	2 ポイント																																																						
3人以上	1 ポイント																																																						
1.5%以上	2 ポイント																																																						
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																																						
	生産性向上	【畑作物・地域特産物(甘じょ)(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を15%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間の削減割合について <table> <tr><td>28%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>22%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、農林水産省大臣官房統計部(以下「統計部」という。)が調査した品目別経営統計(1)における都道府県別10a当たり労働時間に対して <table> <tr><td>9 %以上短い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上短い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上短い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種(2)の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培(3)に取り組む面積若しくは出荷量の増加割合について <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体若しくは出荷量全体に占める割合について <table> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <ul style="list-style-type: none"> (販売金額に関する目標)販売金額又は生産数量の増加割合について <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について <table> <tr><td>2 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1.5 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <ul style="list-style-type: none"> (契約取引に関する目標)全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について <table> <tr><td>9 ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 ポイント以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について <table> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p>	28%以上	9 ポイント	25%以上	7 ポイント	22%以上	5 ポイント	18%以上	3 ポイント	15%以上	1 ポイント	9 %以上短い	3 ポイント	7 %以上短い	2 ポイント	5 %以上短い	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	4 %以上	3 ポイント	3 %以上	2 ポイント	2 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	2 %以上	3 ポイント	1.5 %以上	2 ポイント	1 %以上	1 ポイント	9 ポイント以上	3 ポイント	7 ポイント以上	2 ポイント	5 ポイント以上	1 ポイント	4 %以上	3 ポイント	3 %以上	2 ポイント	2 %以上	1 ポイント
28%以上	9 ポイント																																																						
25%以上	7 ポイント																																																						
22%以上	5 ポイント																																																						
18%以上	3 ポイント																																																						
15%以上	1 ポイント																																																						
9 %以上短い	3 ポイント																																																						
7 %以上短い	2 ポイント																																																						
5 %以上短い	1 ポイント																																																						
9 %以上	3 ポイント																																																						
7 %以上	2 ポイント																																																						
5 %以上	1 ポイント																																																						
4 %以上	3 ポイント																																																						
3 %以上	2 ポイント																																																						
2 %以上	1 ポイント																																																						
9 %以上	3 ポイント																																																						
7 %以上	2 ポイント																																																						
5 %以上	1 ポイント																																																						
2 %以上	3 ポイント																																																						
1.5 %以上	2 ポイント																																																						
1 %以上	1 ポイント																																																						
9 ポイント以上	3 ポイント																																																						
7 ポイント以上	2 ポイント																																																						
5 ポイント以上	1 ポイント																																																						
4 %以上	3 ポイント																																																						
3 %以上	2 ポイント																																																						
2 %以上	1 ポイント																																																						

		<p>1 生食用、加工用を事業対象とする場合においては、でん粉原料用を含む統計値のみが公表されている都道府県及び統計値が公表されていない都道府県については、でん粉原料用を含まず、作型が近似した近隣都道府県の統計値を比較対象として用いることができるものとする。本取組において以下同じ。</p> <p>2 甘しょにおける高品質・高機能性品種のうち高品質品種とは、条溝が少なく調理に適した品種、収穫時の打撲に強い品種、長期貯蔵が可能な品種、又は高でん粉含有品種のいずれかとする。 また、高機能性品種とは、アントシアニン等の機能性色素を有する品種とする。 なお、本取組においては、過去15年間に育成された品種を対象とする。本取組において以下同じ。</p> <p>3 高品質栽培とは、例えば各地域や実需者との契約で定められた減農薬栽培基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。本取組において以下同じ。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	<p>【畑作物・地域特産物(甘しょ)(単収の増加に関する目標) ・単収を5%以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単収増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9%以上 3 ポイント 5%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して <ul style="list-style-type: none"> 9%以上高い 3 ポイント 7%以上高い 2 ポイント 5%以上高い 1 ポイント <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3 ポイント 7%以上 2 ポイント 5%以上 1 ポイント <p>なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 4%以上 3 ポイント 3%以上 2 ポイント 2%以上 1 ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・(販売金額に関する目標)販売金額又は生産数量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3 ポイント 7%以上 2 ポイント 5%以上 1 ポイント <p>なお、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 2%以上 3 ポイント 1.5%以上 2 ポイント 1%以上 1 ポイント

		<p>・(契約取引に関する目標) 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について</p> <table> <tr><td>9 ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 ポイント以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について</p> <table> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5 %未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	9 ポイント以上	3 ポイント	7 ポイント以上	2 ポイント	5 ポイント以上	1 ポイント	4 %以上	3 ポイント	3 %以上	2 ポイント	2 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5 %以上	2 ポイント	0 %以上1.5 %未満	1 ポイント																										
9 ポイント以上	3 ポイント																																															
7 ポイント以上	2 ポイント																																															
5 ポイント以上	1 ポイント																																															
4 %以上	3 ポイント																																															
3 %以上	2 ポイント																																															
2 %以上	1 ポイント																																															
12人以上	2 ポイント																																															
3人以上	1 ポイント																																															
1.5 %以上	2 ポイント																																															
0 %以上1.5 %未満	1 ポイント																																															
品質向上	<p>【畑作物・地域特産物(甘しょ)(高品質品種等の導入等に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来品種と異なる高品質若しくは高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、従来品種を含む全作付面積に占める割合又は全出荷量に占める割合を2%以上確保するものとする。高品質品種とは、 ・条溝が少なく調理しやすい品種 ・収穫時の打撲に強い品種 ・長期貯蔵が可能な品種 ・高でん粉含有品種 のいずれかである。高機能性品種とは、高アントシアニン又は高カロテン含有の機能性色素を含む品種である。 過去15年間に育成された品種を対象とする 「高品質栽培」とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。 	<p>・従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について</p> <table> <tr><td>20 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積又は出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について <table> <tr><td>10 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 及び のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来品種と異なる高品質、高機能性品種又は高品質栽培によって生産された作物の全作付面積又は全出荷量に占める割合について <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(コストの削減に関する目標) 事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(労働時間の削減に関する目標) 事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について <table> <tr><td>18 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>16.5 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>15 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(単収の増加に関する目標) 事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(販売金額に関する目標) 販売金額又は生産数量の増加割合について <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> </table>	20 %以上	9 ポイント	16 %以上	7 ポイント	13 %以上	5 ポイント	9 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	10 %以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	18 %以上	3 ポイント	16.5 %以上	2 ポイント	15 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント
20 %以上	9 ポイント																																															
16 %以上	7 ポイント																																															
13 %以上	5 ポイント																																															
9 %以上	3 ポイント																																															
5 %以上	1 ポイント																																															
10 %以上	9 ポイント																																															
8 %以上	7 ポイント																																															
6 %以上	5 ポイント																																															
4 %以上	3 ポイント																																															
2 %以上	1 ポイント																																															
9 %以上	3 ポイント																																															
7 %以上	2 ポイント																																															
5 %以上	1 ポイント																																															
9 %以上	3 ポイント																																															
7 %以上	2 ポイント																																															
5 %以上	1 ポイント																																															
18 %以上	3 ポイント																																															
16.5 %以上	2 ポイント																																															
15 %以上	1 ポイント																																															
9 %以上	3 ポイント																																															
7 %以上	2 ポイント																																															
5 %以上	1 ポイント																																															
9 %以上	3 ポイント																																															

		<p>7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>なお、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について</p> <p>2 %以上 3 ポイント 1.5%以上 2 ポイント 1 %以上 1 ポイント</p> <p>・(契約取引に関する目標)全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について</p> <p>9 ポイント以上 3 ポイント 7 ポイント以上 2 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント</p> <p>なお、新たに取り組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について</p> <p>4 %以上 3 ポイント 3 %以上 2 ポイント 2 %以上 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物(甘しょ)(販売金額に関する目標) ・販売金額又は生産数量を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施主体の農産物の総販売金額に対して、1%以上の販売金額を確保するものとする。】	<p>・販売金額又は生産数量の増加割合について</p> <p>20%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合、事業実施地区における総販売金額に対する割合について</p> <p>5 %以上 9 ポイント 4 %以上 7 ポイント 3 %以上 5 ポイント 2 %以上 3 ポイント 1 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>・過去5年間における販売金額又は生産数量の増加割合について</p> <p>9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <p>・(コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について</p> <p>9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>・(労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について</p> <p>18%以上 3 ポイント 16.5%以上 2 ポイント 15%以上 1 ポイント</p> <p>・(単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について</p> <p>9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p>

		<p>・(高品質品種等の導入等に関する目標) 従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、<u>に該当する場合は</u>ポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、<u>及び</u> <u>に該当する場合は</u>ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>1.5 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5 %未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table>	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	4 %以上	3 ポイント	3 %以上	2 ポイント	2 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5 %以上	2 ポイント	0 %以上1.5 %未満	1 ポイント																								
9 %以上	3 ポイント																																													
7 %以上	2 ポイント																																													
5 %以上	1 ポイント																																													
4 %以上	3 ポイント																																													
3 %以上	2 ポイント																																													
2 %以上	1 ポイント																																													
12人以上	2 ポイント																																													
3人以上	1 ポイント																																													
1.5 %以上	2 ポイント																																													
0 %以上1.5 %未満	1 ポイント																																													
需要に応じた生産量の確保	<p>【畑作物・地域特産物(甘しょ)(契約取引に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合を5ポイント以上増加 ただし、新たに取り組む場合については、全出荷量又は全作付面積に占める契約取引の割合を2 %以上確保するものとする。 	<p>・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>20ポイント以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16ポイント以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13ポイント以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、 ・新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>10 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、<u>又は</u> <u>のいずれかにより</u>ポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約栽培による出荷量の総出荷量に占める割合について <table> <tbody> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、下記の目標のうちいづれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(コストの削減に関する目標) 事業実施地区等における10 a 当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について <table> <tbody> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(労働時間の削減に関する目標) 事業実施地区等における10 a 当たり労働時間に対する削減割合について <table> <tbody> <tr><td>18 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>16.5 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>15 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(単収の増加に関する目標) 事業実施地区等における10 a 当たり単収に対する増加割合について <table> <tbody> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(高品質品種等の導入等に関する目標) 従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について 	20ポイント以上	9 ポイント	16ポイント以上	7 ポイント	13ポイント以上	5 ポイント	9ポイント以上	3 ポイント	5ポイント以上	1 ポイント	10 %以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	18 %以上	3 ポイント	16.5 %以上	2 ポイント	15 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント
20ポイント以上	9 ポイント																																													
16ポイント以上	7 ポイント																																													
13ポイント以上	5 ポイント																																													
9ポイント以上	3 ポイント																																													
5ポイント以上	1 ポイント																																													
10 %以上	9 ポイント																																													
8 %以上	7 ポイント																																													
6 %以上	5 ポイント																																													
4 %以上	3 ポイント																																													
2 %以上	1 ポイント																																													
9 %以上	3 ポイント																																													
7 %以上	2 ポイント																																													
5 %以上	1 ポイント																																													
9 %以上	3 ポイント																																													
7 %以上	2 ポイント																																													
5 %以上	1 ポイント																																													
18 %以上	3 ポイント																																													
16.5 %以上	2 ポイント																																													
15 %以上	1 ポイント																																													
9 %以上	3 ポイント																																													
7 %以上	2 ポイント																																													
5 %以上	1 ポイント																																													

			<p>9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について</p> <p>4 %以上 3 ポイント 3 %以上 2 ポイント 2 %以上 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】	生産性向上	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(コストの削減に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。 ・10a当たり生産コストを5%以上削減 ・10a当たり流通コストを5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 10a当たり生産コスト(又は流通コスト)の削減割合について <p>20%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
	生産性向上	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)】(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間の削減割合について <p>20%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した品目別経営統計(1)における都道府県別10a当たり労働時間に対して <p>9 %以上短い 3 ポイント 7 %以上短い 2 ポイント 5 %以上短い 1 ポイント</p> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加</p>

		<p>算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(高品質品種等の導入等に関する目標) 従来品種と異なる高品質、高機能性品種(2)の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培(3)に取り組む面積又は出荷量の増加割合について <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について</p> <table border="0"> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(販売金額に関する目標) 販売金額又は生産数量の増加割合について <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について</p> <table border="0"> <tr><td>2%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(契約取引に関する目標) 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について <table border="0"> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7ポイント以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について</p> <table border="0"> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>1 生食用、加工用を事業対象とする場合においては、でん粉原料用を含む統計値のみが公表されている都道府県及び統計値が公表されていない都道府県については、でん粉原料用を含まず、作型が近似した近隣都道府県の統計値を比較対象として用いることができるものとする。本取組において以下同じ。</p> <p>2 ばれいしょにおける高品質・高機能性品種のうち高品質品種とは、条溝が少なく調理に適した品種、収穫時の打撲に強い品種、長期貯蔵が可能な品種、又は高でん粉含有品種のいずれかである。 また、高機能性品種とは、アントシアニン等の機能性色素を有する品種である。</p> <p>3 「高品質栽培」とは、各地域や実需者との契約で定められた減農薬基準に基づいて栽培された減農薬栽培等高付加価値的な栽培方法をいう。本取組において以下同じ。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	4%以上	3ポイント	3%以上	2ポイント	2%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	2%以上	3ポイント	1.5%以上	2ポイント	1%以上	1ポイント	9ポイント以上	3ポイント	7ポイント以上	2ポイント	5ポイント以上	1ポイント	4%以上	3ポイント	3%以上	2ポイント	2%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
9%以上	3ポイント																																													
7%以上	2ポイント																																													
5%以上	1ポイント																																													
4%以上	3ポイント																																													
3%以上	2ポイント																																													
2%以上	1ポイント																																													
9%以上	3ポイント																																													
7%以上	2ポイント																																													
5%以上	1ポイント																																													
2%以上	3ポイント																																													
1.5%以上	2ポイント																																													
1%以上	1ポイント																																													
9ポイント以上	3ポイント																																													
7ポイント以上	2ポイント																																													
5ポイント以上	1ポイント																																													
4%以上	3ポイント																																													
3%以上	2ポイント																																													
2%以上	1ポイント																																													
12人以上	2ポイント																																													
3人以上	1ポイント																																													
1.5%以上	2ポイント																																													
0%以上1.5%未満	1ポイント																																													
生産性向上	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)(単収の増加に関する目標) ・単収を5%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・単収の増加割合について <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント																																		
20%以上	9ポイント																																													
16%以上	7ポイント																																													
13%以上	5ポイント																																													
9%以上	3ポイント																																													
5%以上	1ポイント																																													

		<p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「野菜生産出荷統計」における単収に対して <table> <tr><td>9%以上高い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上高い</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上高い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (高品質品種等の導入等に関する目標) 従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について <table> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> (販売金額に関する目標) 販売金額又は生産数量の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> なお、新たに取り組む場合においては、事業実施地区における総販売金額に対する割合について <table> <tr><td>2%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> (契約取引に関する目標) 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について <table> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7ポイント以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> なお、新たに取り組む場合においては、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引が全体に占める割合について <table> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	9%以上高い	3ポイント	7%以上高い	2ポイント	5%以上高い	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	4%以上	3ポイント	3%以上	2ポイント	2%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	2%以上	3ポイント	1.5%以上	2ポイント	1%以上	1ポイント	9ポイント以上	3ポイント	7ポイント以上	2ポイント	5ポイント以上	1ポイント	4%以上	3ポイント	3%以上	2ポイント	2%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
9%以上高い	3ポイント																																																			
7%以上高い	2ポイント																																																			
5%以上高い	1ポイント																																																			
9%以上	3ポイント																																																			
7%以上	2ポイント																																																			
5%以上	1ポイント																																																			
4%以上	3ポイント																																																			
3%以上	2ポイント																																																			
2%以上	1ポイント																																																			
9%以上	3ポイント																																																			
7%以上	2ポイント																																																			
5%以上	1ポイント																																																			
2%以上	3ポイント																																																			
1.5%以上	2ポイント																																																			
1%以上	1ポイント																																																			
9ポイント以上	3ポイント																																																			
7ポイント以上	2ポイント																																																			
5ポイント以上	1ポイント																																																			
4%以上	3ポイント																																																			
3%以上	2ポイント																																																			
2%以上	1ポイント																																																			
12人以上	2ポイント																																																			
3人以上	1ポイント																																																			
1.5%以上	2ポイント																																																			
0%以上1.5%未満	1ポイント																																																			
生産性向上	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)(病害虫による農作物被害の防止に関する目標) ・病害虫の未発生地域において、新規発生率を5%未満に抑制。また、病害虫の発生地域においては、新規発生率を10%未満に抑制	<p>・病害虫の未発生地域における、新規発生率について <table> <tr><td>1%未満</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>2%未満</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>3%未満</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>4%未満</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p> <p>又は、</p> <p>・病害虫の発生地域における、新規発生率について <table> <tr><td>2%未満</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>4%未満</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>6%未満</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>8%未満</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p>	1%未満	9ポイント	2%未満	7ポイント	3%未満	5ポイント	4%未満	3ポイント	5%未満	1ポイント	2%未満	9ポイント	4%未満	7ポイント	6%未満	5ポイント	8%未満	3ポイント	10%未満	1ポイント																														
1%未満	9ポイント																																																			
2%未満	7ポイント																																																			
3%未満	5ポイント																																																			
4%未満	3ポイント																																																			
5%未満	1ポイント																																																			
2%未満	9ポイント																																																			
4%未満	7ポイント																																																			
6%未満	5ポイント																																																			
8%未満	3ポイント																																																			
10%未満	1ポイント																																																			

		<p>上記ポイントに加え、から のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現状の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」における単収に対して</p> <table> <tr><td>9 %以上高い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上高い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上高い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>病害虫の早期発見及びまん延を防止するための総合的な防除対策を実施する観点から、市町村・農業団体等が参画する協議会を設置し、検診体制が確立されている場合又は事業実施年度に協議会を設置し、検診体制を確立することが確実な場合 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5 %未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	9 %以上高い	3 ポイント	7 %以上高い	2 ポイント	5 %以上高い	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5 %以上	2 ポイント	0 %以上1.5 %未満	1 ポイント						
9 %以上高い	3 ポイント																					
7 %以上高い	2 ポイント																					
5 %以上高い	1 ポイント																					
12人以上	2 ポイント																					
3人以上	1 ポイント																					
1.5 %以上	2 ポイント																					
0 %以上1.5 %未満	1 ポイント																					
生産性向上	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)(病害虫による農作物被害の防止に関する目標) ・病害虫の発生密度を2%低減	<p>・病害虫の発生密度の低減割合について</p> <table> <tr><td>10%低減</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %低減</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %低減</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %低減</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %低減</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現状の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」における都道府県別の単収に対して</p> <table> <tr><td>9 %以上高い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上高い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上高い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>病害虫の早期発見及びまん延を防止するための総合的な防除対策を実施する観点から、市町村・農業団体等が参画する協議会を設置し、検診体制が確立されている場合又は事業実施年度に協議会を設置し、検診体制を確立することが確実な場合 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p>	10%低減	9 ポイント	8 %低減	7 ポイント	6 %低減	5 ポイント	4 %低減	3 ポイント	2 %低減	1 ポイント	9 %以上高い	3 ポイント	7 %以上高い	2 ポイント	5 %以上高い	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント
10%低減	9 ポイント																					
8 %低減	7 ポイント																					
6 %低減	5 ポイント																					
4 %低減	3 ポイント																					
2 %低減	1 ポイント																					
9 %以上高い	3 ポイント																					
7 %以上高い	2 ポイント																					
5 %以上高い	1 ポイント																					
12人以上	2 ポイント																					
3人以上	1 ポイント																					

上記ポイントに加え、**及び**に該当する場合はポイントを加算。

		<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント																																																		
12人以上	2ポイント																																																											
3人以上	1ポイント																																																											
1.5%以上	2ポイント																																																											
0%以上1.5%未満	1ポイント																																																											
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)(販売金額に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 販売金額又は生産数量を5%以上増加 <p>ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区における総販売金額に対して1%以上確保する。</p> 販売金額又は生産数量の増加割合について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業実施地区における総販売金額に対する割合について <table> <tr><td>5%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>1%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去5年間における販売金額又は生産数量の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> (労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> (単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> (高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積又は出荷量の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について</p> <table> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> </table>	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	5%以上	9ポイント	4%以上	7ポイント	3%以上	5ポイント	2%以上	3ポイント	1%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	4%以上	3ポイント	3%以上	2ポイント	2%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント
20%以上	9ポイント																																																											
16%以上	7ポイント																																																											
13%以上	5ポイント																																																											
9%以上	3ポイント																																																											
5%以上	1ポイント																																																											
5%以上	9ポイント																																																											
4%以上	7ポイント																																																											
3%以上	5ポイント																																																											
2%以上	3ポイント																																																											
1%以上	1ポイント																																																											
9%以上	3ポイント																																																											
7%以上	2ポイント																																																											
5%以上	1ポイント																																																											
9%以上	3ポイント																																																											
7%以上	2ポイント																																																											
5%以上	1ポイント																																																											
9%以上	3ポイント																																																											
7%以上	2ポイント																																																											
5%以上	1ポイント																																																											
9%以上	3ポイント																																																											
7%以上	2ポイント																																																											
5%以上	1ポイント																																																											
9%以上	3ポイント																																																											
7%以上	2ポイント																																																											
5%以上	1ポイント																																																											
4%以上	3ポイント																																																											
3%以上	2ポイント																																																											
2%以上	1ポイント																																																											
12人以上	2ポイント																																																											

		<p>3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>0%以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・</p> <p>1ポイント</p> <p>2ポイント</p> <p>1ポイント</p>																																																																						
需要に応じた生産量の確保	<p>【畑作物・地域特産物(ばれいしょ)(契約取引に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合を5ポイント以上増加。ただし、新たに取り組む場合にあっては、全出荷量又は全作付面積に占める割合を2%以上確保するものとする。 	<p>・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について</p> <table> <tr><td>20ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について</p> <table> <tr><td>10%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>・契約栽培による出荷量の総出荷量に占める割合について</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。また、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(コストの削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり生産コスト又は流通コストに対する削減割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(労働時間の削減に関する目標)事業実施地区等における10a当たり労働時間に対する削減割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(単収の増加に関する目標)事業実施地区等における10a当たり単収に対する増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(高品質品種等の導入等に関する目標)従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>なお、新たに取り組む場合においては、従来品種と異なる高品質、高機能性品種の作付面積若しくは出荷量又は高品質栽培に取り組む面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について</p> <table> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <table> <tr><td>1回</td><td>2ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <table> <tr><td>1回</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <table> <tr><td>1回</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <table> <tr><td>1回</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> </table>	20ポイント以上	9ポイント	16ポイント以上	7ポイント	13ポイント以上	5ポイント	9ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント	10%以上	9ポイント	8%以上	7ポイント	6%以上	5ポイント	4%以上	3ポイント	2%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	4%以上	3ポイント	3%以上	2ポイント	2%以上	1ポイント	1回	2ポイント	1回	1ポイント	1回	1ポイント	1回	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント
20ポイント以上	9ポイント																																																																							
16ポイント以上	7ポイント																																																																							
13ポイント以上	5ポイント																																																																							
9ポイント以上	3ポイント																																																																							
5ポイント以上	1ポイント																																																																							
10%以上	9ポイント																																																																							
8%以上	7ポイント																																																																							
6%以上	5ポイント																																																																							
4%以上	3ポイント																																																																							
2%以上	1ポイント																																																																							
9%以上	3ポイント																																																																							
7%以上	2ポイント																																																																							
5%以上	1ポイント																																																																							
9%以上	3ポイント																																																																							
7%以上	2ポイント																																																																							
5%以上	1ポイント																																																																							
9%以上	3ポイント																																																																							
7%以上	2ポイント																																																																							
5%以上	1ポイント																																																																							
9%以上	3ポイント																																																																							
7%以上	2ポイント																																																																							
5%以上	1ポイント																																																																							
9%以上	3ポイント																																																																							
7%以上	2ポイント																																																																							
5%以上	1ポイント																																																																							
4%以上	3ポイント																																																																							
3%以上	2ポイント																																																																							
2%以上	1ポイント																																																																							
1回	2ポイント																																																																							
1回	1ポイント																																																																							
1回	1ポイント																																																																							
1回	1ポイント																																																																							
12人以上	2ポイント																																																																							
3人以上	1ポイント																																																																							
1.5%以上	2ポイント																																																																							

			0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ポイント								
【畠作物・地域特産物(茶)】	生産性向上	【畠作物・地域特産物(茶)】(コストの削減に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。 ・10a当たり生産コストを5%以上削減 ・10a当たり流通コストを5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ・10a当たり生産コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10a当たり流通コストの削減割合について 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>ただし、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート(地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。)の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント	
12人以上	2 ポイント											
3人以上	1 ポイント											
1.5%以上	2 ポイント											
0 %以上1.5%未満	1 ポイント											
	生産性向上	【畠作物・地域特産物(茶)】(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を17%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農産物の労働時間の削減割合について 38%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した品目別経営統計における10a当たり労働時間に対して 9%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・ 7%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・ 5%以上短い・・・・・・・・・・・・・・・・ <p>統計部が調査する品目別経営統計の調査対象となっていない作業区分に係る条件整備については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農産物の生産費(10a当たり費用合計)又は物流コストの削減割合について 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農産物の単収増加割合について 12%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <ul style="list-style-type: none"> ・従来品種とは異なる高品質品種の作付け面積の増加割合について 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 6%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について 17%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 13%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ <p>又は、 新たに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について</p> <table> <tr> <td>9%以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>7%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について(新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について) 9%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント			
9%以上	3 ポイント											
7%以上	2 ポイント											
5%以上	1 ポイント											

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 7 %以上 3 ポイント 6 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、事業費1,000万円当たりの農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	【畑作物・地域特産物(茶)】(単収の増加に関する目標) ・ 単収を10%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象農産物の単収増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 19%以上 9 ポイント 17%以上 7 ポイント 14%以上 5 ポイント 12%以上 3 ポイント 10%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施地区等における現在の10 a 当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して <ul style="list-style-type: none"> 9 %以上高い 3 ポイント 7 %以上高い 2 ポイント 5 %以上高い 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、事業費1,000万円当たりの農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
品質向上	【畑作物・地域特産物(茶)】(品種構成の適正化に関する目標) ・ 従来品種と異なる高品質品種の作付面積を5 %以上増加 なお、高品質品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来品種と異なる高品質品種の作付面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 9 ポイント 9 %以上 7 ポイント 8 %以上 5 ポイント 6 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント

	<p>種とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。</p>	<p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・過去 5 年間における従来品種とは異なる高品質品種の作付面積又は生産数量の増加割合について 7 %以上 3 ポイント 5 %以上 2 ポイント 3 %以上 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上 1.5%未満 1 ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【畑作物・地域特產物(茶)】(生産力向上に関する目標) ・作付面積若しくは摘採面積の拡大により、生産数量又は販売金額を 10 %以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区に占める生産数量又は作付面積の割合を 5 %以上確保するものとする。</p>	<p>・事業対象農産物の生産数量又は販売金額の増加割合について 41 %以上 9 ポイント 33 %以上 7 ポイント 25 %以上 5 ポイント 17 %以上 3 ポイント 10 %以上 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合、事業対象農産物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 20 %以上 9 ポイント 16 %以上 7 ポイント 13 %以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ・過去 5 年間における事業対象農作物の生産数量若しくは販売金額の増加割合について 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業対象農作物の生産費(10a当たりの費用合計)又は物流コストの削減割合について 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント 事業対象農作物の労働時間の削減割合について 22 %以上 3 ポイント 19 %以上 2 ポイント 17 %以上 1 ポイント 事業対象農作物の単収増加割合について 12 %以上 3 ポイント 11 %以上 2 ポイント 10 %以上 1 ポイント 従来品種とは異なる高品質品種の作付け面積の増加割合について 7 %以上 3 ポイント 6 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について(新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について) 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 7 %以上 3 ポイント 6 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
12人以上	2 ポイント									
3人以上	1 ポイント									
1.5%以上	2 ポイント									
0 %以上1.5%未満	1 ポイント									
需要に応じた生産量の確保	<p>【畑作物・地域特産物(茶)】(契約取引に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が5ポイント以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全出荷量又は全作付面積に占める契約取引の割合を5 %以上確保するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 20ポイント以上 9 ポイント 16ポイント以上 7 ポイント 13ポイント以上 5 ポイント 9 ポイント以上 3 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間における事業対象農産物の契約取引割合の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象農作物の生産費(10 a当たりの費用合計)又は物流コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント ・ 事業対象農作物の労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 22%以上 3 ポイント 19%以上 2 ポイント 17%以上 1 ポイント ・ 事業対象農作物の単収増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 12%以上 3 ポイント 11%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント ・ 従来品種とは異なる高品質品種の作付け面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 7 %以上 3 ポイント 6 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント ・ 作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について <ul style="list-style-type: none"> 17%以上 3 ポイント 13%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント <p>又は、 新たに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>9 %以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>7 %以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> </table>	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント				
9 %以上	3 ポイント									
7 %以上	2 ポイント									

			<p>5 %以上 ······ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の削減割合について 7 %以上 ······ 3 ポイント 6 %以上 ······ 2 ポイント 5 %以上 ······ 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上 1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
農畜産業の環境保全	【畑作物・地域特産物(茶)】(栽培技術に関する目標) ・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の 5 %以上の削減 ただし、削減後の施肥量は都府県の施肥基準以下とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 a 当たりの窒素成分施肥量の削減割合について 13%以上 ······ 9 ポイント 11%以上 ······ 7 ポイント 9 %以上 ······ 5 ポイント 7 %以上 ······ 3 ポイント 5 %以上 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 現状の 10 a 当たりの窒素成分施肥量が都府県の定める施肥基準に対してについて 5 %以下 ······ 3 ポイント 3 %以下 ······ 2 ポイント 基準以下 ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上 1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>	
【畑作物・地域特産物(その他)】	生産性向上	【畑作物・地域特産物(その他)】(コストの削減に関する目標) 以下のいずれか 1 つを選択する。 ・ 10 a 当たり生産コストを 5 %以上削減 ・ 10 a 当たり流通コ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 a 当たり生産コストの削減割合について 20%以上 ······ 9 ポイント 16%以上 ······ 7 ポイント 13%以上 ······ 5 ポイント 9 %以上 ······ 3 ポイント 5 %以上 ······ 1 ポイント

		<p>コストを 5 %以上削減</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 a当たり流通コストの削減割合について <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3 人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上 1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>及びにかかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>	20%以上	9 ポイント	16%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3 人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上 1.5%未満	1 ポイント																						
20%以上	9 ポイント																																									
16%以上	7 ポイント																																									
13%以上	5 ポイント																																									
9 %以上	3 ポイント																																									
5 %以上	1 ポイント																																									
12人以上	2 ポイント																																									
3 人以上	1 ポイント																																									
1.5%以上	2 ポイント																																									
0 %以上 1.5%未満	1 ポイント																																									
生産性向上	【畑作物・地域特産物(その他)(労働時間の削減に関する目標) ・ 10 a当たり労働時間を10%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象農産物の労働時間の削減割合について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>14%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施地区等における現在の10 a当たり労働時間が、統計部が調査した各作物の品目別経営統計又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における10 a当たり労働時間に対して <table border="0"> <tr><td>14%以上短い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上短い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上短い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>統計部が調査する品目別経営統計及び日本たばこ産業株式会社が調査した生産費調査の対象となっていない作物については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象農産物の生産費(10 a当たり費用合計)又は流通コストの削減割合について <table border="0"> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・ 事業対象農産物の単収増加割合について <table border="0"> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・ 従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について <table border="0"> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・ 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合(葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。)について(新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について) <table border="0"> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 	25%以上	9 ポイント	21%以上	7 ポイント	18%以上	5 ポイント	14%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント	14%以上短い	3 ポイント	12%以上短い	2 ポイント	10%以上短い	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント
25%以上	9 ポイント																																									
21%以上	7 ポイント																																									
18%以上	5 ポイント																																									
14%以上	3 ポイント																																									
10%以上	1 ポイント																																									
14%以上短い	3 ポイント																																									
12%以上短い	2 ポイント																																									
10%以上短い	1 ポイント																																									
9 %以上	3 ポイント																																									
7 %以上	2 ポイント																																									
5 %以上	1 ポイント																																									
9 %以上	3 ポイント																																									
7 %以上	2 ポイント																																									
5 %以上	1 ポイント																																									
9 %以上	3 ポイント																																									
7 %以上	2 ポイント																																									
5 %以上	1 ポイント																																									
9 %以上	3 ポイント																																									
7 %以上	2 ポイント																																									
5 %以上	1 ポイント																																									

		<p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>及びにかかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物产地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>																																								
生産性向上	【畑作物・地域特産物(その他)】(単収の増加に関する目標) ・単収を5%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 事業対象農産物の単収増加割合について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」又は日本たばこ産業株式会社が調査した葉たばこの生産費調査における単収に対して <table> <tr><td>9%以上高い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上高い</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上高い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 統計部が調査する「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」並びに日本たばこ産業株式会社が調査する生産費調査の対象となっていない作物については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。 <ul style="list-style-type: none"> 事業対象農産物の生産費(10a当たり費用合計)又は流通コストの削減割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 事業対象農産物の労働時間の削減割合について <table> <tr><td>14%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 全出荷数量又は全作付面積のうち契約取引増加割合(葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。)について(新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について) <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント 	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上高い	3ポイント	7%以上高い	2ポイント	5%以上高い	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	14%以上	3ポイント	12%以上	2ポイント	10%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント
20%以上	9ポイント																																									
16%以上	7ポイント																																									
13%以上	5ポイント																																									
9%以上	3ポイント																																									
5%以上	1ポイント																																									
9%以上高い	3ポイント																																									
7%以上高い	2ポイント																																									
5%以上高い	1ポイント																																									
9%以上	3ポイント																																									
7%以上	2ポイント																																									
5%以上	1ポイント																																									
14%以上	3ポイント																																									
12%以上	2ポイント																																									
10%以上	1ポイント																																									
9%以上	3ポイント																																									
7%以上	2ポイント																																									
5%以上	1ポイント																																									
9%以上	3ポイント																																									
7%以上	2ポイント																																									
5%以上	1ポイント																																									

		<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>及び にかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																																														
1.5%以上	2 ポイント																																																																			
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																																																			
品質向上	<p>【畑作物・地域特産物(その他)(作付面積に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来品種と異なる高品質品種の作付面積を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、従来品種を含む全作付面積に占める面積割合を5%以上確保するものとする。 高品質品種とは、都道府県の定める奨励品種をいう。 	<p>・従来品種と異なる高品質品種の作付面積の増加割合について</p> <table> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、従来品種と異なる高品質品種の作付面積が全体に占める割合について</p> <table> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>・過去3年間における従来品種とは異なる高品質品種の作付面積又は生産数量の増加割合について</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>新たに取り組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <p>・事業対象農産物の生産費(10a当たり費用合計)又は流通コストの削減割合について</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>・事業対象農産物の労働時間の削減割合について</p> <table> <tr><td>14%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>・事業対象農産物の単収増加割合について</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>・全出荷数量又は全作付面積のうち契約取引増加割合(葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。)について(新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について)</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>及び にかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、</p>	20%以上	9 ポイント	16%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	20%以上	9 ポイント	16%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	14%以上	3 ポイント	12%以上	2 ポイント	10%以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	9 %以上	2 ポイント	9 %以上	1 ポイント	9 %以上	1 ポイント	9 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
20%以上	9 ポイント																																																																			
16%以上	7 ポイント																																																																			
13%以上	5 ポイント																																																																			
9 %以上	3 ポイント																																																																			
5 %以上	1 ポイント																																																																			
20%以上	9 ポイント																																																																			
16%以上	7 ポイント																																																																			
13%以上	5 ポイント																																																																			
9 %以上	3 ポイント																																																																			
5 %以上	1 ポイント																																																																			
9 %以上	3 ポイント																																																																			
7 %以上	2 ポイント																																																																			
5 %以上	1 ポイント																																																																			
9 %以上	3 ポイント																																																																			
7 %以上	2 ポイント																																																																			
5 %以上	1 ポイント																																																																			
14%以上	3 ポイント																																																																			
12%以上	2 ポイント																																																																			
10%以上	1 ポイント																																																																			
9 %以上	3 ポイント																																																																			
7 %以上	2 ポイント																																																																			
5 %以上	1 ポイント																																																																			
9 %以上	3 ポイント																																																																			
7 %以上	2 ポイント																																																																			
5 %以上	1 ポイント																																																																			
9 %以上	2 ポイント																																																																			
9 %以上	1 ポイント																																																																			
9 %以上	1 ポイント																																																																			
9 %以上	1 ポイント																																																																			
12人以上	2 ポイント																																																																			
3人以上	1 ポイント																																																																			
1.5%以上	2 ポイント																																																																			
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																																																			

			<p style="text-align: right;">緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>																																																									
需要に応じた生産量の確保	【畑作物・地域特産物(その他)(契約取引に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が5ポイント以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引增加割合(葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。)について <table> <tr><td>20ポイント以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16ポイント以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13ポイント以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 又は、 ・新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合(葉たばこ、ホップ及び製薬会社と契約栽培された作物を除く。)が全体に占める割合について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去3年間における事業対象農産物の契約取引割合の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業対象農作物の生産費(10a当たりの費用合計)又は流通コストの削減割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 事業対象農産物の労働時間の削減割合について <table> <tr><td>14%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 事業の対象となる農産物の単収の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 従来品種とは異なる高品質品種の作付面積の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>及び にかかわらず、雑豆、落花生又はこんにゃくいもについて、特定農作物産地構造改革に資する計画に即した取組を進める場合は、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	20ポイント以上	9 ポイント	16ポイント以上	7 ポイント	13ポイント以上	5 ポイント	9ポイント以上	3 ポイント	5ポイント以上	1 ポイント	20%以上	9 ポイント	16%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	14%以上	3 ポイント	12%以上	2 ポイント	10%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
20ポイント以上	9 ポイント																																																											
16ポイント以上	7 ポイント																																																											
13ポイント以上	5 ポイント																																																											
9ポイント以上	3 ポイント																																																											
5ポイント以上	1 ポイント																																																											
20%以上	9 ポイント																																																											
16%以上	7 ポイント																																																											
13%以上	5 ポイント																																																											
9%以上	3 ポイント																																																											
5%以上	1 ポイント																																																											
9%以上	3 ポイント																																																											
7%以上	2 ポイント																																																											
5%以上	1 ポイント																																																											
9%以上	3 ポイント																																																											
7%以上	2 ポイント																																																											
5%以上	1 ポイント																																																											
14%以上	3 ポイント																																																											
12%以上	2 ポイント																																																											
10%以上	1 ポイント																																																											
9%以上	3 ポイント																																																											
7%以上	2 ポイント																																																											
5%以上	1 ポイント																																																											
9%以上	3 ポイント																																																											
7%以上	2 ポイント																																																											
5%以上	1 ポイント																																																											
12人以上	2 ポイント																																																											
3人以上	1 ポイント																																																											
1.5%以上	2 ポイント																																																											
0%以上1.5%未満	1 ポイント																																																											
【果樹】	生産性向上	【果樹】(コスト削減に関する目標) ・単位面積当たり費用合計を5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の10a当たり費用合計の削減について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> </table> 	20%以上	9 ポイント																																																							
20%以上	9 ポイント																																																											

		削減	<p>16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。 ただし、みかん及びりんごの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に 1 回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号 農林水産省 生産局長通知）第 2 に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。）に掲げられた扱い手の数について 12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上 1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	【果樹】（労働時間の削減に関する目標） ・単位面積当たり労働時間を 5 %以上削減		<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の 10 a 当たり労働時間の削減について <p>25%以上 9 ポイント 20%以上 7 ポイント 15%以上 5 ポイント 10%以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度から平成 19 年度までの労働時間の削減について 10%以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント 果樹産地構造改革計画を策定していること 1 ポイント <p>農業新技術 2007 における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス^{注)} 3 ポイント</p> <p>注) 超低コスト耐候性ハウスとは、強い農業づくり交付金実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号 農林水産省 総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記の の第 1 にて規定する低コスト耐候性ハウスのうち、単位面積当たりの価格が、同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均単価のおおむね 60 %以下の価格であるものをいう。以下同じ。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めること 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた扱い手の数について 12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上 1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	【果樹】（単収の増加に関する目標） ・単位面積当たり収量を 5 %以上増加		<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の 10 a 当たり収量の増加について <p>20%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p>

		<p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から平成19年度までの単収の増加について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること 1 ポイント <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント </p> </p>
生産性向上	<p>【果樹】(病害虫による農作物被害の防止に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の被害率を5ポイント以上低減 	<p>・病害虫の被害率の低減について <ul style="list-style-type: none"> 20ポイント以上 9 ポイント 16ポイント以上 7 ポイント 13ポイント以上 5 ポイント 9ポイント以上 3 ポイント 5ポイント以上 1 ポイント </p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現状の単収が、「果樹生産出荷統計」、「特産果樹生産動態等調査」における単収に対して <ul style="list-style-type: none"> 15%以上高い 3 ポイント 10%以上高い 2 ポイント 5 %以上高い 1 ポイント </p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント </p> </p>

品質向上	<p>【果樹】(出荷規格の向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全出荷量又は全作物面積に占める秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合を3ポイント以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合の増加について <table border="0"> <tr><td>15ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>12ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>6ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から平成19年度までの秀品率の増加について <table border="0"> <tr><td>10ポイント以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> ・果樹産地構造改革計画を策定していること 1ポイント <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めること 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進めること 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合は ポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合は ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p>	15ポイント以上	9ポイント	12ポイント以上	7ポイント	9ポイント以上	5ポイント	6ポイント以上	3ポイント	3ポイント以上	1ポイント	10ポイント以上	2ポイント	5ポイント以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
15ポイント以上	9ポイント																							
12ポイント以上	7ポイント																							
9ポイント以上	5ポイント																							
6ポイント以上	3ポイント																							
3ポイント以上	1ポイント																							
10ポイント以上	2ポイント																							
5ポイント以上	1ポイント																							
12人以上	2ポイント																							
3人以上	1ポイント																							
1.5%以上	2ポイント																							
0%以上1.5%未満	1ポイント																							
需要に応じた生産量の確保	<p>【果樹】(販売金額の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象品目の産出額又は販売金額を5%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象品目の産出額又は販売金額の増加について <table border="0"> <tr><td>17%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>14%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から平成19年度までの産出額又は販売金額の増加について <table border="0"> <tr><td>10%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> ・果樹産地構造改革計画を策定していること 1ポイント <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めること 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進めること 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合は ポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合は ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	17%以上	9ポイント	14%以上	7ポイント	11%以上	5ポイント	8%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	10%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント								
17%以上	9ポイント																							
14%以上	7ポイント																							
11%以上	5ポイント																							
8%以上	3ポイント																							
5%以上	1ポイント																							
10%以上	2ポイント																							
5%以上	1ポイント																							

		<p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント														
12人以上	2 ポイント																							
3人以上	1 ポイント																							
1.5%以上	2 ポイント																							
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																							
需要に応じた生産量の確保	【果樹】(需要に応じた品種の生産量増加に関する目標) ・事業対象品目のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種又は都道府県の奨励品種の栽培面積又は出荷量の割合を4ポイント以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 事業対象品目の全出荷量又は栽培面積のうち振興品種（都道府県の果樹農業振興計画（果樹農業振興特例措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3に規定する果樹農業振興計画をいう。以下同じ。）に定める若しくは定める予定になっている振興品種又は都道府県の奨励品種）の栽培面積又は出荷量の割合の増加について <table> <tr><td>12ポイント以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>8 ポイント以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>6 ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4 ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 平成15年度から平成19年度までの全出荷量又は栽培面積のうち振興品種の出荷量又は栽培面積の割合の増加について <table> <tr><td>10ポイント以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 果樹産地構造改革計画を策定していること <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12ポイント以上	9 ポイント	10ポイント以上	7 ポイント	8 ポイント以上	5 ポイント	6 ポイント以上	3 ポイント	4 ポイント以上	1 ポイント	10ポイント以上	2 ポイント	5 ポイント以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
12ポイント以上	9 ポイント																							
10ポイント以上	7 ポイント																							
8 ポイント以上	5 ポイント																							
6 ポイント以上	3 ポイント																							
4 ポイント以上	1 ポイント																							
10ポイント以上	2 ポイント																							
5 ポイント以上	1 ポイント																							
12人以上	2 ポイント																							
3人以上	1 ポイント																							
1.5%以上	2 ポイント																							
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																							
需要に応じた生産量の確保	【果樹】(契約取引の推進に関する目標) ・全出荷量又は全栽培面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の契約取引割合の増加について <table> <tr><td>25ポイント以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該品目の現状の契約取引割合が10%以上である。 イ 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 ウ 果樹産地構造改革計画を策定している。 <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	25ポイント以上	9 ポイント	20ポイント以上	7 ポイント	15ポイント以上	5 ポイント	10ポイント以上	3 ポイント	5 ポイント以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント								
25ポイント以上	9 ポイント																							
20ポイント以上	7 ポイント																							
15ポイント以上	5 ポイント																							
10ポイント以上	3 ポイント																							
5 ポイント以上	1 ポイント																							
12人以上	2 ポイント																							
3人以上	1 ポイント																							

			<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、(1)に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、(2)及び(3)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について 12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p style="text-align: center;">事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5 % 以上 2 ポイント 0 % 以上 1.5 % 未満 1 ポイント</p>
【野菜】	生産性向上	【野菜】(コスト削減に関する目標) 以下のいずれか 1 つを選択する。 ・単位面積当たり又は単位収量当たりの費用合計を 5 % 以上削減 ・流通コストを 5 % 以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 41 % 以上 9 ポイント 31 % 以上 7 ポイント 21 % 以上 5 ポイント 11 % 以上 3 ポイント 5 % 以上 1 ポイント <p style="text-align: center;">又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の流通コストの削減について 41 % 以上 9 ポイント 31 % 以上 7 ポイント 21 % 以上 5 ポイント 11 % 以上 3 ポイント 5 % 以上 1 ポイント <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。 ただし、キャベツ及びトマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に 1 回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、(1)に該当する場合はポイントを加算 (1) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、(2)及び(3)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 (2) 事業費 1,000 万円当たりの野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成 13 年 11 月 16 日付け生産第 6379 号農林水産省生産局長通知）第 2 に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について 12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p style="text-align: center;">(3) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5 % 以上 2 ポイント 0 % 以上 1.5 % 未満 1 ポイント</p> <p style="text-align: center;">(2)、(3)にかかわらず、加工・業務用野菜^{注)}については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p style="text-align: center;">注) 「加工・業務用野菜」とは、以下の要件をすべて満たしている品目のうち、輸入急増野菜に該当する品目を除くものをいう。以下同じ。 野菜のうち、「加工・業務用需要向けの野菜の生産拡大について」（平成 19 年 7 月 9 日付け 19 生産第 2557 号農林水産省野菜課長通知。以下「加工・業務用通知」という。）の 2 の (1) に規定する戦略的重点品目又は都道府県の戦略的重点品目であること。 この品目について「野菜の産地強化計画の策定について」（平成 13 年 1 月 16 日付け 13 生産第 6379 号農林水産省生産局長通知）第 2 の規定に基づき、加工・業務用需要への取組を拡大しようとする産地強化計画を策定していること。 産地強化計画について、加工・業務用通知の 2 の (2) により実施した点検・評価の結果、類型 又は に区分された産地であること。</p>

	<p>生産性向上</p> <p>【野菜】(労働時間の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41%以上 9 ポイント 31%以上 7 ポイント 21%以上 5 ポイント 11%以上 3 ポイント 5%以上 1 ポイント ・上記に加え、(1) (2) 又は(3)のいずれかによりポイントを加算 <p>(1) 事業実施主体として、以下のうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <p>現状の当該品目の10a当たりの労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値以下、又は10a当たりの収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>(5)(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
	<p>生産性向上</p> <p>【野菜】(病害虫による農作物被害の防止に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の被害率を5ポイント以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の被害率の低減について 25ポイント以上 9 ポイント 20ポイント以上 7 ポイント 15ポイント以上 5 ポイント 10ポイント以上 3 ポイント 5ポイント以上 1 ポイント ・上記に加え、(1) (2) 又は(3)のいずれかによりポイントを加算 <p>(1) 事業実施地区等における現状の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して 15%以上高い 3 ポイント 10%以上高い 2 ポイント 5%以上高い 1 ポイント</p> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p>

		<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合……………2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合……………1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(4)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合……………1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(5)事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>……………2ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>……………1ポイント</td> </tr> </table> <p>(6)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>……………2ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>……………1ポイント</td> </tr> </table> <p>(5)(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	12人以上	……………2ポイント	3人以上	……………1ポイント	1.5%以上	……………2ポイント	0%以上1.5%未満	……………1ポイント		
12人以上	……………2ポイント											
3人以上	……………1ポイント											
1.5%以上	……………2ポイント											
0%以上1.5%未満	……………1ポイント											
品質向上	【野菜】(出荷規格の向上に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積に占める秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合を3ポイント以上増加 ただし、事業実施後の当該割合が30%以上あること	<p>・秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合の増加について</p> <table border="0"> <tr> <td>15ポイント以上</td> <td>……………9ポイント</td> </tr> <tr> <td>12ポイント以上</td> <td>……………7ポイント</td> </tr> <tr> <td>9ポイント以上</td> <td>……………5ポイント</td> </tr> <tr> <td>6ポイント以上</td> <td>……………3ポイント</td> </tr> <tr> <td>3ポイント以上</td> <td>……………1ポイント</td> </tr> </table> <p>(事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること)</p> <p>・上記に加え、(1)、(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1)事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <p>現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る)</p> <p>(2)農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス……………3ポイント <p>(3)以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合……………2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合……………1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(4)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合……………1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事</p>	15ポイント以上	……………9ポイント	12ポイント以上	……………7ポイント	9ポイント以上	……………5ポイント	6ポイント以上	……………3ポイント	3ポイント以上	……………1ポイント
15ポイント以上	……………9ポイント											
12ポイント以上	……………7ポイント											
9ポイント以上	……………5ポイント											
6ポイント以上	……………3ポイント											
3ポイント以上	……………1ポイント											

		<p>業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>(5) (6) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>	12人以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	2 ポイント	3人以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント	1.5%以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント																																																																																					
12人以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	2 ポイント																																																																																																																																											
3人以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント																																																																																																																																											
1.5%以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	2 ポイント																																																																																																																																											
0 %以上1.5%未満	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント																																																																																																																																											
品質向上	【野菜】(付加価値の向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド品（伝統野菜及び環境保全型農業による野菜、減農薬・減化学肥料栽培等による野菜）の割合の増加について <table border="0"> <tr><td>25ポイント以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・上記に加え、(1) (2) 又は (3) のいずれかによりポイントを加算 <p>(1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2つに該当する場合は 2 ポイント、1つに該当する場合は 1 ポイントを加算。 現状の当該高品質化野菜の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1 日 5 斤分（350 g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る）</p> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス ··· 3 ポイント</p> <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ··· 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ··· 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ··· 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ··· 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5) 及び (6) に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>···</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>(5) (6) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> 	25ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	9 ポイント	20ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	7 ポイント	15ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	5 ポイント	10ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	3 ポイント	5ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント	12人以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	2 ポイント	3人以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント	1.5%以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント
25ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	9 ポイント																																																																																																																																											
20ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	7 ポイント																																																																																																																																											
15ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	5 ポイント																																																																																																																																											
10ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	3 ポイント																																																																																																																																											
5ポイント以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント																																																																																																																																											
12人以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	2 ポイント																																																																																																																																											
3人以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント																																																																																																																																											
1.5%以上	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	2 ポイント																																																																																																																																											
0 %以上1.5%未満	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	···	1 ポイント																																																																																																																																											
需要に応じた生産量の確保	【野菜】(契約取引の推進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の契約取引割合の増加について 																																																																																																																																																									

	<ul style="list-style-type: none"> ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加 <p>25ポイント以上 9 ポイント 20ポイント以上 7 ポイント 15ポイント以上 5 ポイント 10ポイント以上 3 ポイント 5ポイント以上 1 ポイント</p> <p>・上記に加え、(1)、(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1)事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る)</p> <p>(2)農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント</p> <p>(3)以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (5)事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>(6)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>(5)、(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	
需要に応じた生産量の確保	<p>【野菜】(加工向け出荷量の増大に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5ポイント以上増加 <p>当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について 25ポイント以上 9 ポイント 20ポイント以上 7 ポイント 15ポイント以上 5 ポイント 10ポイント以上 3 ポイント 5ポイント以上 1 ポイント</p> <p>・上記に加え、(1)、(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1)事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る)</p> <p>(2)農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント</p>	

			<p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1ポイント</td> </tr> </table> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>1ポイント</td> </tr> </table> <p>(5)(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント																
12人以上	2ポイント																										
3人以上	1ポイント																										
1.5%以上	2ポイント																										
0%以上1.5%未満	1ポイント																										
【花き】	生産性向上	【花き】(コスト削減に関する目標) ・10a当たり費用合計又は物貢費を5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の10a当たり費用合計又は物貢費の削減について <table border="0"> <tr> <td>40%以上</td> <td>9ポイント</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>7ポイント</td> </tr> <tr> <td>20%以上</td> <td>5ポイント</td> </tr> <tr> <td>10%以上</td> <td>3ポイント</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>1ポイント</td> </tr> </table> <p>上記ポイントに加え、()又は()のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コスト(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本、1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コスト)が経営指標の目標値に対して <table border="0"> <tr> <td>100%以下</td> <td>3ポイント</td> </tr> <tr> <td>110%以下</td> <td>2ポイント</td> </tr> <tr> <td>120%以下</td> <td>1ポイント</td> </tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 3ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、()及び()に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、()及び()に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>1ポイント</td> </tr> </table>	40%以上	9ポイント	30%以上	7ポイント	20%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	100%以下	3ポイント	110%以下	2ポイント	120%以下	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
40%以上	9ポイント																										
30%以上	7ポイント																										
20%以上	5ポイント																										
10%以上	3ポイント																										
5%以上	1ポイント																										
100%以下	3ポイント																										
110%以下	2ポイント																										
120%以下	1ポイント																										
12人以上	2ポイント																										
3人以上	1ポイント																										
1.5%以上	2ポイント																										
0%以上1.5%未満	1ポイント																										

生産性向上	【花き】(労働時間の削減に関する目標) ・10a当たり労働時間を5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の10a当たり労働時間の削減について <table> <tr><td>40%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コスト(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本、1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コスト)が経営指標の目標値に対して <table> <tr><td>100%以下</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>110%以下</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>120%以下</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス 3ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 	40%以上	9ポイント	30%以上	7ポイント	20%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	100%以下	3ポイント	110%以下	2ポイント	120%以下	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
40%以上	9ポイント																									
30%以上	7ポイント																									
20%以上	5ポイント																									
10%以上	3ポイント																									
5%以上	1ポイント																									
100%以下	3ポイント																									
110%以下	2ポイント																									
120%以下	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
生産性向上	【花き】(単収の増加に関する目標) ・10a当たり収量を3%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の10a当たり収量の増加について <table> <tr><td>15%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該品目の10a当たり労働時間又は生産・流通コスト(単収増による低コスト化を図る場合は、当該品目1本、1鉢当たりの労働時間又は生産・流通コスト)が経営指標の目標値に対して <table> <tr><td>100%以下</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>110%以下</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>120%以下</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス 3ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支 	15%以上	9ポイント	12%以上	7ポイント	9%以上	5ポイント	6%以上	3ポイント	3%以上	1ポイント	100%以下	3ポイント	110%以下	2ポイント	120%以下	1ポイント								
15%以上	9ポイント																									
12%以上	7ポイント																									
9%以上	5ポイント																									
6%以上	3ポイント																									
3%以上	1ポイント																									
100%以下	3ポイント																									
110%以下	2ポイント																									
120%以下	1ポイント																									

		<p>援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上 1.5%未満</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	····· 2 ポイント	3人以上	····· 1 ポイント	1.5%以上	····· 2 ポイント	0 %以上 1.5%未満	····· 1 ポイント										
12人以上	····· 2 ポイント																			
3人以上	····· 1 ポイント																			
1.5%以上	····· 2 ポイント																			
0 %以上 1.5%未満	····· 1 ポイント																			
生産性向上	<p>【花き】(病害虫による農作物被害の防止に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 病害虫の被害率を 5 ポイント以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 病害虫の被害率の低減について <table> <tr><td>25ポイント以上</td><td>····· 9 ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>····· 7 ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>····· 5 ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> 上記に加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス ······ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上 1.5%未満</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table>	25ポイント以上	····· 9 ポイント	20ポイント以上	····· 7 ポイント	15ポイント以上	····· 5 ポイント	10ポイント以上	····· 3 ポイント	5 ポイント以上	····· 1 ポイント	12人以上	····· 2 ポイント	3人以上	····· 1 ポイント	1.5%以上	····· 2 ポイント	0 %以上 1.5%未満	····· 1 ポイント
25ポイント以上	····· 9 ポイント																			
20ポイント以上	····· 7 ポイント																			
15ポイント以上	····· 5 ポイント																			
10ポイント以上	····· 3 ポイント																			
5 ポイント以上	····· 1 ポイント																			
12人以上	····· 2 ポイント																			
3人以上	····· 1 ポイント																			
1.5%以上	····· 2 ポイント																			
0 %以上 1.5%未満	····· 1 ポイント																			
品質向上	<p>【花き】(出荷規格の向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全出荷量のうち秀品率その他品質の上位規格品の率(大きさ、外観品質等)を 3 ポイント以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の全出荷量のうち秀品率その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質等)の率の増加について <table> <tr><td>15ポイント以上</td><td>····· 9 ポイント</td></tr> <tr><td>12ポイント以上</td><td>····· 7 ポイント</td></tr> <tr><td>9 ポイント以上</td><td>····· 5 ポイント</td></tr> <tr><td>6 ポイント以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>3 ポイント以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施年度以前の直近 5 力年間ににおいて、事業実施地区が出荷している主要市場における当該品目の卸売価格が当該市場の平均価格に対して 110%以上 ······ 3 ポイント 100%以上 ······ 2 ポイント 90%以上 ······ 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス ······ 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 	15ポイント以上	····· 9 ポイント	12ポイント以上	····· 7 ポイント	9 ポイント以上	····· 5 ポイント	6 ポイント以上	····· 3 ポイント	3 ポイント以上	····· 1 ポイント								
15ポイント以上	····· 9 ポイント																			
12ポイント以上	····· 7 ポイント																			
9 ポイント以上	····· 5 ポイント																			
6 ポイント以上	····· 3 ポイント																			
3 ポイント以上	····· 1 ポイント																			

		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、上記に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、上記及び上記に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
品質向上	【花き】(湿式低温流通に関する目標) • 湿式低温流通することにより、日持ち性が向上した切り花の流通割合を 5 ポイント以上増加。	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の湿式低温による切り花の流通割合の増加について 40ポイント以上 9 ポイント 30ポイント以上 7 ポイント 20ポイント以上 5 ポイント 10ポイント以上 3 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、上記又は上記のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 • 事業実施地区の当該品目の湿式低温流通割合が湿式低温流通の全国値に対して 110%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 90%以上 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 • 超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、上記に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、上記及び上記に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	【花き】(オリジナル品種の生産に関する目標) • 都道府県が指定したオリジナル品種出荷割合を 3 ポイント以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目について都道府県が指定したオリジナル品種出荷割合の増加について 15ポイント以上 9 ポイント 12ポイント以上 7 ポイント 9 ポイント以上 5 ポイント

		<p>6 ポイント以上 3 ポイント 3 ポイント以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区における当該品目の作付面積に占めるオリジナル品種の占有率について <p>30%以上 3 ポイント 20%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
12人以上	2 ポイント									
3人以上	1 ポイント									
1.5%以上	2 ポイント									
0 %以上1.5%未満	1 ポイント									
需要に応じた生産量の確保	<p>【花き】(契約取引の推進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約取引割合を3ポイント以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の契約取引割合の増加について <p>15ポイント以上 9 ポイント 12ポイント以上 7 ポイント 9 ポイント以上 5 ポイント 6 ポイント以上 3 ポイント 3 ポイント以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区における当該品目の現状の契約取引割合について <p>15%以上 3 ポイント 10%以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
12人以上	2 ポイント									
3人以上	1 ポイント									
1.5%以上	2 ポイント									
0 %以上1.5%未満	1 ポイント									

【地産地消】	需要に応じた生産量の確保	<p>【地産地消】 地産地消の取組の中で成果目標を2つ掲げる場合は、は必須とし、残り及びのうち1つを選択する。 (農畜産物の生産された地域における販路拡大に関する目標)</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全出荷量又は出荷額に占める割合を5%以上確保するものとする。 最終的な消費者等への販売が、当該都道府県内で行われることが、出荷時に把握されている農畜産物に限る。</p> <p>(地場産物の使用割合の拡大に関する目標)</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県内のうち事業実施主体の管轄区域内の学校の学校給食における地場産物の使用割合を食材数ベースで3ポイント以上増加。 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施主体の管轄区域内の学校の学校給食における全食品目に対する地場産物の使用割合(食材品目ベース)を10%以上確保するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 	25%以上	9 ポイント	20%以上	7 ポイント	15%以上	5 ポイント	10%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント							
25%以上	9 ポイント																			
20%以上	7 ポイント																			
15%以上	5 ポイント																			
10%以上	3 ポイント																			
5%以上	1 ポイント																			
<ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の全体に占める割合について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上 ······ 3 ポイント 10%以上 ······ 2 ポイント 5%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数(事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数)について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0%以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p> <p>事業対象の地場産物の当該都道府県内のうち事業実施主体の所轄区域内の学校の学校給食における使用割合(食材数ベース)の増加について 7ポイント以上 ······ 9 ポイント 6ポイント以上 ······ 7 ポイント 5ポイント以上 ······ 5 ポイント 4ポイント以上 ······ 3 ポイント 3ポイント以上 ······ 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業対象の地場産物の当該都道府県内のうち事業実施主体の所轄区域内の学校の学校給食における使用割合(食材数ベース)について <table border="0"> <tr><td>30%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上 ······ 3 ポイント 10%以上 ······ 2 ポイント 5%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p>	25%以上	9 ポイント	20%以上	7 ポイント	15%以上	5 ポイント	10%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	30%以上	9 ポイント	25%以上	7 ポイント	20%以上	5 ポイント	15%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント
25%以上	9 ポイント																			
20%以上	7 ポイント																			
15%以上	5 ポイント																			
10%以上	3 ポイント																			
5%以上	1 ポイント																			
30%以上	9 ポイント																			
25%以上	7 ポイント																			
20%以上	5 ポイント																			
15%以上	3 ポイント																			
10%以上	1 ポイント																			
【地産地消】	需要に応じた生産量の確保	<p>【地産地消】 地産地消の取組の中で成果目標を2つ掲げる場合は、は必須とし、残り及びのうち1つを選択する。 (農畜産物の生産された地域における販路拡大に関する目標)</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全出荷量又は出荷額に占める割合を5%以上確保するものとする。 最終的な消費者等への販売が、当該都道府県内で行われることが、出荷時に把握されている農畜産物に限る。</p> <p>(地場産物の使用割合の拡大に関する目標)</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県内のうち事業実施主体の管轄区域内の学校の学校給食における地場産物の使用割合を食材数ベースで3ポイント以上増加。 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施主体の管轄区域内の学校の学校給食における全食品目に対する地場産物の使用割合(食材品目ベース)を10%以上確保するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 	25%以上	9 ポイント	20%以上	7 ポイント	15%以上	5 ポイント	10%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント							
25%以上	9 ポイント																			
20%以上	7 ポイント																			
15%以上	5 ポイント																			
10%以上	3 ポイント																			
5%以上	1 ポイント																			
<ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の全体に占める割合について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上 ······ 3 ポイント 10%以上 ······ 2 ポイント 5%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p>	25%以上	9 ポイント	20%以上	7 ポイント	15%以上	5 ポイント	10%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント										
25%以上	9 ポイント																			
20%以上	7 ポイント																			
15%以上	5 ポイント																			
10%以上	3 ポイント																			
5%以上	1 ポイント																			

			<p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、上記に該当する場合はポイントを加算。本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、上記及び上記に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の产地強化計画で掲げられた担い手の数）について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
12人以上	2 ポイント										
3人以上	1 ポイント										
1.5%以上	2 ポイント										
0 %以上1.5%未満	1 ポイント										
【農畜産物販路拡大】	需要に応じた生産量の確保	【農畜産物販路拡大】 ・海外を含む販路拡大のうち、海外に	<ul style="list-style-type: none"> 海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 100%以上 9 ポイント 								

		<p>向けた販路拡大に 係る出荷量又は出 荷額を60%以上増 加</p> <p>ただし、新たに 取り組む場合にあ っては、海外向け 販路拡大に係る出 荷量又は出荷額の 全出荷量又は出荷 額に占める割合が 3%以上</p> <p>各作物等の目標と 合わせて選択可能</p>	<p>90%以上 7 ポイント 80%以上 5 ポイント 70%以上 3 ポイント 60%以上 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額が全 体に占める割合について <table> <tr><td>15%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出継続年数について <table> <tr><td>5 年以上継続</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3 年以上継続</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1 年以上継続</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事 業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組 を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農 畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め る場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を 進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜 産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用 した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支 援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高 いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 · · · · · 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事 業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果 樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の产 地強化計画で掲げられた担い手の数）について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	15%以上	9 ポイント	12%以上	7 ポイント	9%以上	5 ポイント	6%以上	3 ポイント	3%以上	1 ポイント	5 年以上継続	3 ポイント	3 年以上継続	2 ポイント	1 年以上継続	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント
15%以上	9 ポイント																						
12%以上	7 ポイント																						
9%以上	5 ポイント																						
6%以上	3 ポイント																						
3%以上	1 ポイント																						
5 年以上継続	3 ポイント																						
3 年以上継続	2 ポイント																						
1 年以上継続	1 ポイント																						
12人以上	2 ポイント																						
3人以上	1 ポイント																						
		<ul style="list-style-type: none"> 既に6年以上継続 して農畜産物の輸 出に取組んでいる 場合にあっては、 海外を含む販路拡 大のうち、海外に 向けた販路拡大に 係る輸出量又は出 荷額を10%以上増 加 <p>各作物等の目標と 合わせて選択可能</p>	<p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算</p> <p>輸出継続年数について</p> <table> <tr><td>11年以上継続</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>9年以上継続</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>7年以上継続</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事 業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組 を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農 畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め る場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を 進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜 産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用 した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支 援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高 いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 · · · · · 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事 業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果 樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の产 地強化計画で掲げられた担い手の数）について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	11年以上継続	3 ポイント	9年以上継続	2 ポイント	7年以上継続	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント										
11年以上継続	3 ポイント																						
9年以上継続	2 ポイント																						
7年以上継続	1 ポイント																						
12人以上	2 ポイント																						
3人以上	1 ポイント																						

			<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr> <td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																									
1.5%以上	2 ポイント																																															
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																															
【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備（甘味資源作物）】	生産性向上	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（甘味資源作物共通） （甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標（コスト削減に関する目標））</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 a当たり生産コスト又は流通コストを3 %以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 10 a当たり生産コスト又は流通コストの削減割合について <table> <tr> <td>15%以上</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>12%以上</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>9 %以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>6 %以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3 %以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。 ただし、てん菜の取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	15%以上	9 ポイント	12%以上	7 ポイント	9 %以上	5 ポイント	6 %以上	3 ポイント	3 %以上	1 ポイント																																			
15%以上	9 ポイント																																															
12%以上	7 ポイント																																															
9 %以上	5 ポイント																																															
6 %以上	3 ポイント																																															
3 %以上	1 ポイント																																															
生産性向上	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（甘味資源作物共通） （甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標（労働時間の削減に関する目標））</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 a当たり労働時間を5 %以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 事業対象農産物の10 a当たり労働時間の削減割合（現在の10 a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a当たり労働時間に対して、20%以上削減している事業実施地区等については、基準となる削減割合を1 / 2とする。）について <table> <tr> <td>25%以上</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>20%以上</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>15%以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10%以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5 %以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在の10 a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10 a当たり費用合計に対して <table> <tr> <td>6 %以上低い</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4 %以上低い</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2 %以上低い</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在の10 a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10 a当たり労働時間に対して <table> <tr> <td>6 %以上短い</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4 %以上短い</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2 %以上短い</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在の10 a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10 a当たり単収（過去5カ年の平均単収）に対して <table> <tr> <td>6 %以上高い</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4 %以上高い</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2 %以上高い</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在のハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 <table> <tr> <td>35%以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>25%以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合 <table> <tr> <td>35%以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>25%以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在の平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して <table> <tr> <td>3 %以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2 %以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1 %以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	25%以上	9 ポイント	20%以上	7 ポイント	15%以上	5 ポイント	10%以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	6 %以上低い	3 ポイント	4 %以上低い	2 ポイント	2 %以上低い	1 ポイント	6 %以上短い	3 ポイント	4 %以上短い	2 ポイント	2 %以上短い	1 ポイント	6 %以上高い	3 ポイント	4 %以上高い	2 ポイント	2 %以上高い	1 ポイント	35%以上	3 ポイント	30%以上	2 ポイント	25%以上	1 ポイント	35%以上	3 ポイント	30%以上	2 ポイント	25%以上	1 ポイント	3 %以上	3 ポイント	2 %以上	2 ポイント	1 %以上	1 ポイント
25%以上	9 ポイント																																															
20%以上	7 ポイント																																															
15%以上	5 ポイント																																															
10%以上	3 ポイント																																															
5 %以上	1 ポイント																																															
6 %以上低い	3 ポイント																																															
4 %以上低い	2 ポイント																																															
2 %以上低い	1 ポイント																																															
6 %以上短い	3 ポイント																																															
4 %以上短い	2 ポイント																																															
2 %以上短い	1 ポイント																																															
6 %以上高い	3 ポイント																																															
4 %以上高い	2 ポイント																																															
2 %以上高い	1 ポイント																																															
35%以上	3 ポイント																																															
30%以上	2 ポイント																																															
25%以上	1 ポイント																																															
35%以上	3 ポイント																																															
30%以上	2 ポイント																																															
25%以上	1 ポイント																																															
3 %以上	3 ポイント																																															
2 %以上	2 ポイント																																															
1 %以上	1 ポイント																																															

		<ul style="list-style-type: none"> ・てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上高い・・・ 3 ポイント 4 %以上高い・・・ 2 ポイント 2 %以上高い・・・ 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 80%以上・・・ 3 ポイント 75%以上・・・ 2 ポイント 70%以上・・・ 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 40%以上・・・ 3 ポイント 35%以上・・・ 2 ポイント 30%以上・・・ 1 ポイント ・さとうきびについては、事業実施地区等における現在の製糖原料における夾雜物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上・・・ 3 ポイント 4 %以上・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・ 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(甘味資源作物共通) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標(単収の増加に関する目標)) ・单収を2 %以上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農産物の单収増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・ 7 ポイント 6 %以上・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上低い・・・ 3 ポイント 4 %以上低い・・・ 2 ポイント 2 %以上低い・・・ 1 ポイント ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上短い・・・ 3 ポイント 4 %以上短い・・・ 2 ポイント 2 %以上短い・・・ 1 ポイント ・事業実施地区等における10a当たり单収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり单収(過去5カ年の平均单収)に対して <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上高い・・・ 3 ポイント 4 %以上高い・・・ 2 ポイント 2 %以上高い・・・ 1 ポイント ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 35%以上・・・ 3 ポイント 30%以上・・・ 2 ポイント 25%以上・・・ 1 ポイント ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合

		<p>35%以上 3 ポイント 30%以上 2 ポイント 25%以上 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して <p>3 %以上高い 3 ポイント 2 %以上高い 2 ポイント 1 %以上高い 1 ポイント</p> ・てん菜については、事業実施地区等における現在の早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <p>6 %以上高い 3 ポイント 4 %以上高い 2 ポイント 2 %以上高い 1 ポイント</p> ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合 <p>80%以上 3 ポイント 75%以上 2 ポイント 70%以上 1 ポイント</p> ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 <p>40%以上 3 ポイント 35%以上 2 ポイント 30%以上 1 ポイント</p> ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雜物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <p>6 %以上 3 ポイント 4 %以上 2 ポイント 2 %以上 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(さとうきび) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標 (株出面積の増加に関する目標)) ・気象災害又は害虫被害の軽減、早期株出管理の実施等による株出栽培の効率化により、株出栽培面積を1%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象農産物の事業実施地区における株出栽培面積の増加割合について <p>8 %以上 9 ポイント 6 %以上 7 ポイント 4 %以上 5 ポイント 2 %以上 3 ポイント 1 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <p>6 %以上低い 3 ポイント 4 %以上低い 2 ポイント 2 %以上低い 1 ポイント</p> ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <p>6 %以上短い 3 ポイント 4 %以上短い 2 ポイント 2 %以上短い 1 ポイント</p> ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5カ年の平均単収)に対して

		<p>4 %以上短い ······ 2 ポイント 2 %以上短い ······ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収（過去5カ年の平均単収）に対して <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上高い ······ 3 ポイント 4 %以上高い ······ 2 ポイント 2 %以上高い ······ 1 ポイント 事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 35%以上 ······ 3 ポイント 30%以上 ······ 2 ポイント 25%以上 ······ 1 ポイント 事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の現在の作付面積の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 35%以上 ······ 3 ポイント 30%以上 ······ 2 ポイント 25%以上 ······ 1 ポイント 事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して <ul style="list-style-type: none"> 3 %以上高い ······ 3 ポイント 2 %以上高い ······ 2 ポイント 1 %以上高い ······ 1 ポイント さとうきびについては、事業実施地区等における現在の適期植付の実施面積割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 80%以上 ······ 3 ポイント 75%以上 ······ 2 ポイント 70%以上 ······ 1 ポイント さとうきびについては、事業実施地区等における現在の株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 40%以上 ······ 3 ポイント 35%以上 ······ 2 ポイント 30%以上 ······ 1 ポイント さとうきびについては、事業実施地区等における現在の製糖原料における夾雑物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上 ······ 3 ポイント 4 %以上 ······ 2 ポイント 2 %以上 ······ 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
生産性向上	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(さとうきび) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標 (受委託面積の増加に関する目標)) ・さとうきび収穫時における受委託面積を3 %以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> さとうきび収穫時における受委託面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 15%以上 ······ 9 ポイント 12%以上 ······ 7 ポイント 9 %以上 ······ 5 ポイント 6 %以上 ······ 3 ポイント 3 %以上 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上低い ······ 3 ポイント 4 %以上低い ······ 2 ポイント 2 %以上低い ······ 1 ポイント

		<p>上確保するものとする。 てん菜については平成11年以降、さとうきびについては平成8年以降に育成された品種を対象とする。</p>	<p>65%以上 ······ 7 ポイント 60%以上 ······ 5 ポイント 55%以上 ······ 3 ポイント 50%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <p>6%以上低い ······ 3 ポイント 4%以上低い ······ 2 ポイント 2%以上低い ······ 1 ポイント</p> 事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <p>6%以上短い ······ 3 ポイント 4%以上短い ······ 2 ポイント 2%以上短い ······ 1 ポイント</p> 事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収（過去5カ年の平均単収）に対して <p>6%以上高い ······ 3 ポイント 4%以上高い ······ 2 ポイント 2%以上高い ······ 1 ポイント</p> 事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 <p>35%以上 ······ 3 ポイント 30%以上 ······ 2 ポイント 25%以上 ······ 1 ポイント</p> 事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合 <p>35%以上 ······ 3 ポイント 30%以上 ······ 2 ポイント 25%以上 ······ 1 ポイント</p> 事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して <p>3%以上高い ······ 3 ポイント 2%以上高い ······ 2 ポイント 1%以上高い ······ 1 ポイント</p> てん菜については、事業実施地区等における早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <p>6%以上高い ······ 3 ポイント 4%以上高い ······ 2 ポイント 2%以上高い ······ 1 ポイント</p> さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合 <p>80%以上 ······ 3 ポイント 75%以上 ······ 2 ポイント 70%以上 ······ 1 ポイント</p> さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 <p>40%以上 ······ 3 ポイント 35%以上 ······ 2 ポイント 30%以上 ······ 1 ポイント</p> さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雜物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <p>6%以上 ······ 3 ポイント 4%以上 ······ 2 ポイント 2%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物产地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
品質向上	【甘味資源作物・でんじ】		

ん粉原料用いも産地
再編整備】(甘味資
源作物共通)
(甘味資源作物産地
再編のための緊急的
取組に関する目標
(製糖原料としての
品質向上に関する目
標))

- ・土壤診断により適正施肥に取り組む面積又は土壤改良若しくは深耕により生育の改善に取り組む面積の増加割合について
- | | |
|-------|--------|
| 20%以上 | 9 ポイント |
| 16%以上 | 7 ポイント |
| 13%以上 | 5 ポイント |
| 9%以上 | 3 ポイント |
| 5%以上 | 1 ポイント |

又は、
ただし、新たに
取り組む場合にあ
つては、全受益面
積に占めるこれら
の取組を行う経営
面積の割合を30%
以上確保するもの
とする。

- ・土壤診断により適正施肥に取り組む面積又は土壤改良若しくは深耕により生育の改善に取り組む面積が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体に占める割合について
- | | |
|-------|--------|
| 50%以上 | 9 ポイント |
| 45%以上 | 7 ポイント |
| 40%以上 | 5 ポイント |
| 35%以上 | 3 ポイント |
| 30%以上 | 1 ポイント |

上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算
以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。

- ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して
- | | |
|--------|--------|
| 6%以上低い | 3 ポイント |
| 4%以上低い | 2 ポイント |
| 2%以上低い | 1 ポイント |

- ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して
- | | |
|--------|--------|
| 6%以上短い | 3 ポイント |
| 4%以上短い | 2 ポイント |
| 2%以上短い | 1 ポイント |

- ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5カ年の平均単収)に対して
- | | |
|--------|--------|
| 6%以上高い | 3 ポイント |
| 4%以上高い | 2 ポイント |
| 2%以上高い | 1 ポイント |

- ・事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合
- | | |
|-------|--------|
| 35%以上 | 3 ポイント |
| 30%以上 | 2 ポイント |
| 25%以上 | 1 ポイント |

- ・事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合
- | | |
|-------|--------|
| 35%以上 | 3 ポイント |
| 30%以上 | 2 ポイント |
| 25%以上 | 1 ポイント |

- ・事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して
- | | |
|--------|--------|
| 3%以上高い | 3 ポイント |
| 2%以上高い | 2 ポイント |
| 1%以上高い | 1 ポイント |

- ・てん菜については、事業実施地区等における早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して
- | | |
|--------|--------|
| 6%以上高い | 3 ポイント |
| 4%以上高い | 2 ポイント |
| 2%以上高い | 1 ポイント |

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が以下の場合
- | | |
|-------|--------|
| 80%以上 | 3 ポイント |
| 75%以上 | 2 ポイント |
| 70%以上 | 1 ポイント |

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合
- | | |
|-------|--------|
| 40%以上 | 3 ポイント |
| 35%以上 | 2 ポイント |
| 30%以上 | 1 ポイント |

- ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雜物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して
- | | |
|------|--------|
| 6%以上 | 3 ポイント |
| 4%以上 | 2 ポイント |
| 2%以上 | 1 ポイント |

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め

		<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合……………2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合……………1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合……………1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>																				
需要に応じた生産量の確保	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(甘味資源作物共通) (甘味資源作物産地再編のための緊急的取組に関する目標 (需給動向に応じた生産の実施に関する目標))</p> <ul style="list-style-type: none"> 甘味資源作物の需給動向に即して、当該作物又は転換作物(他用途利用向けのものを含む。)の生産数量を5%以上増加。 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。 	<p>・当該作物又は転換作物の生産数量の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、事業対象農産物の生産数量が全体に占める割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>25%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上低い……………3ポイント 4%以上低い……………2ポイント 2%以上低い……………1ポイント 事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上短い……………3ポイント 4%以上短い……………2ポイント 2%以上短い……………1ポイント 事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収(過去5ヵ年の平均単収)に対して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上高い……………3ポイント 4%以上高い……………2ポイント 2%以上高い……………1ポイント 事業実施地区等におけるハーベスタ収穫率の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 35%以上……………3ポイント 30%以上……………2ポイント 25%以上……………1ポイント 事業実施地区等における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 35%以上……………3ポイント 30%以上……………2ポイント 25%以上……………1ポイント 事業実施地区等における平均糖度が、当該事業実施地区等を含む地域の平均糖度と比較して <ul style="list-style-type: none"> 3%以上高い……………3ポイント 2%以上高い……………2ポイント 1%以上高い……………1ポイント てん菜については、事業実施地区等における早期出荷の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上高い……………3ポイント 4%以上高い……………2ポイント 2%以上高い……………1ポイント さとうきびについては、事業実施地区等における適期植付の実施面積割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上高い……………3ポイント 4%以上高い……………2ポイント 2%以上高い……………1ポイント 	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	25%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	15%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント
20%以上	9ポイント																					
16%以上	7ポイント																					
13%以上	5ポイント																					
9%以上	3ポイント																					
5%以上	1ポイント																					
25%以上	9ポイント																					
20%以上	7ポイント																					
15%以上	5ポイント																					
10%以上	3ポイント																					
5%以上	1ポイント																					

		<p>合が以下の場合</p> <table border="0"> <tr><td>80%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>75%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>70%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・さとうきびについては、事業実施地区等における株出栽培の実施面積の割合が以下の場合 <table border="0"> <tr><td>40%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>35%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・さとうきびについては、事業実施地区等における製糖原料における夾雜物混入率の削減割合が、当該事業実施地区等を含む地域の平均値と比較して <table border="0"> <tr><td>6 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ···· 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ···· 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ···· 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ···· 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	80%以上	3 ポイント	75%以上	2 ポイント	70%以上	1 ポイント	40%以上	3 ポイント	35%以上	2 ポイント	30%以上	1 ポイント	6 %以上	3 ポイント	4 %以上	2 ポイント	2 %以上	1 ポイント
80%以上	3 ポイント																			
75%以上	2 ポイント																			
70%以上	1 ポイント																			
40%以上	3 ポイント																			
35%以上	2 ポイント																			
30%以上	1 ポイント																			
6 %以上	3 ポイント																			
4 %以上	2 ポイント																			
2 %以上	1 ポイント																			
【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備（でん粉原料用いも）】	生産性向上	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（でん粉原料用いも）（でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標（コスト削減に関する目標））</p> <p>以下のいずれか1つを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 a当たり生産コスト又は流通コストの削減割合について 20%以上 ···· 9 ポイント 16%以上 ···· 7 ポイント 13%以上 ···· 5 ポイント 9 %以上 ···· 3 ポイント 5 %以上 ···· 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ···· 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>																		
	生産性向上	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】（でん粉原料用いも）（でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標（労働時間の削減に関する目標））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 a当たり労働時間を5 %以上削減 <ul style="list-style-type: none"> ・10 a当たり労働時間の削減割合について 20%以上 ···· 9 ポイント 16%以上 ···· 7 ポイント 13%以上 ···· 5 ポイント 9 %以上 ···· 3 ポイント 5 %以上 ···· 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10 a当たり費用合計が、統計部が調査した生産 																		

		<p>費統計における10a当たり費用合計に対して</p> <p>6%以上低い··· 3ポイント 4.5%以上低い··· 2ポイント 3%以上低い··· 1ポイント</p> <p>・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して</p> <p>9%以上短い··· 3ポイント 7%以上短い··· 2ポイント 5%以上短い··· 1ポイント</p> <p>・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して</p> <p>9%以上高い··· 3ポイント 7%以上高い··· 2ポイント 5%以上高い··· 1ポイント</p> <p>・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について</p> <p>9%以上··· 3ポイント 7%以上··· 2ポイント 5%以上··· 1ポイント</p> <p>・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について</p> <p>70%以上··· 3ポイント 60%以上··· 2ポイント 50%以上··· 1ポイント</p> <p>・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について</p> <p>88%以上··· 3ポイント 87%以上··· 2ポイント 86%以上··· 1ポイント</p> <p>・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について</p> <p>60%以上··· 3ポイント 50%以上··· 2ポイント 40%以上··· 1ポイント</p> <p>・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について</p> <p>40%以上··· 3ポイント 30%以上··· 2ポイント 20%以上··· 1ポイント</p> <p>・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種(1)の作付面積若しくは出荷量割合について</p> <p>6%以上··· 3ポイント 4%以上··· 2ポイント 2%以上··· 1ポイント</p> <p>1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合··· 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進めの場合··· 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合··· 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合··· 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
生産性向上	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも) (でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(10a当たりのでん粉収量の増加に関する目標)) ・10a当たりのでん粉収量を2%以上増加 ただし、他用途利用向けの場合は、「作物統計」</p>	<p>・10a当たりのでん粉収量の増加割合について</p> <p>10%以上··· 9ポイント 8%以上··· 7ポイント 6%以上··· 5ポイント 4%以上··· 3ポイント 2%以上··· 1ポイント</p>

	<p>及び「野菜生産出荷統計」における単収より 2 %以上増加</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他用途利用向けの場合は、「作物統計」及び「野菜生産出荷統計」における単収の増加割合について <table border="0"> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における 10 a 当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における 10 a 当たり費用合計に対して <table border="0"> <tr><td>6 %以上低い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4.5 %以上低い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上低い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施地区等における 10 a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における 10 a 当たり労働時間に対して <table border="0"> <tr><td>9 %以上短い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上短い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上短い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施地区等における 10 a 当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における 10 a 当たり単収に対して <table border="0"> <tr><td>9 %以上高い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上高い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上高い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について <table border="0"> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について <table border="0"> <tr><td>70 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>60 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>50 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について <table border="0"> <tr><td>88 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>87 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>86 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について <table border="0"> <tr><td>60 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>50 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>40 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について <table border="0"> <tr><td>40 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>30 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>20 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種(1)の作付面積若しくは出荷量割合について <table border="0"> <tr><td>6 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 	10%以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	6 %以上低い	3 ポイント	4.5 %以上低い	2 ポイント	3 %以上低い	1 ポイント	9 %以上短い	3 ポイント	7 %以上短い	2 ポイント	5 %以上短い	1 ポイント	9 %以上高い	3 ポイント	7 %以上高い	2 ポイント	5 %以上高い	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	70 %以上	3 ポイント	60 %以上	2 ポイント	50 %以上	1 ポイント	88 %以上	3 ポイント	87 %以上	2 ポイント	86 %以上	1 ポイント	60 %以上	3 ポイント	50 %以上	2 ポイント	40 %以上	1 ポイント	40 %以上	3 ポイント	30 %以上	2 ポイント	20 %以上	1 ポイント	6 %以上	3 ポイント	4 %以上	2 ポイント	2 %以上	1 ポイント
10%以上	9 ポイント																																																																
8 %以上	7 ポイント																																																																
6 %以上	5 ポイント																																																																
4 %以上	3 ポイント																																																																
2 %以上	1 ポイント																																																																
6 %以上低い	3 ポイント																																																																
4.5 %以上低い	2 ポイント																																																																
3 %以上低い	1 ポイント																																																																
9 %以上短い	3 ポイント																																																																
7 %以上短い	2 ポイント																																																																
5 %以上短い	1 ポイント																																																																
9 %以上高い	3 ポイント																																																																
7 %以上高い	2 ポイント																																																																
5 %以上高い	1 ポイント																																																																
9 %以上	3 ポイント																																																																
7 %以上	2 ポイント																																																																
5 %以上	1 ポイント																																																																
70 %以上	3 ポイント																																																																
60 %以上	2 ポイント																																																																
50 %以上	1 ポイント																																																																
88 %以上	3 ポイント																																																																
87 %以上	2 ポイント																																																																
86 %以上	1 ポイント																																																																
60 %以上	3 ポイント																																																																
50 %以上	2 ポイント																																																																
40 %以上	1 ポイント																																																																
40 %以上	3 ポイント																																																																
30 %以上	2 ポイント																																																																
20 %以上	1 ポイント																																																																
6 %以上	3 ポイント																																																																
4 %以上	2 ポイント																																																																
2 %以上	1 ポイント																																																																
生産性向上	【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地】																																																																

<p>再編整備】(でん粉原料用いも)(でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(でん粉の製造コスト削減に関する目標))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・でん粉の製造コストを2.5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・でん粉の製造コストの削減割合について <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>6 %以上低い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4.5%以上低い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上低い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>9 %以上短い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上短い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上短い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>9 %以上高い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上高い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上高い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯藏性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>70%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>88%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>87%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>86%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>60%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>40%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種(1)の作付面積若しくは出荷量割合について <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>6 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> 	10%以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2.5%以上	1 ポイント	6 %以上低い	3 ポイント	4.5%以上低い	2 ポイント	3 %以上低い	1 ポイント	9 %以上短い	3 ポイント	7 %以上短い	2 ポイント	5 %以上短い	1 ポイント	9 %以上高い	3 ポイント	7 %以上高い	2 ポイント	5 %以上高い	1 ポイント	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	70%以上	3 ポイント	60%以上	2 ポイント	50%以上	1 ポイント	88%以上	3 ポイント	87%以上	2 ポイント	86%以上	1 ポイント	60%以上	3 ポイント	50%以上	2 ポイント	40%以上	1 ポイント	40%以上	3 ポイント	30%以上	2 ポイント	20%以上	1 ポイント	6 %以上	3 ポイント	4 %以上	2 ポイント	2 %以上	1 ポイント
10%以上	9 ポイント																																																																
8 %以上	7 ポイント																																																																
6 %以上	5 ポイント																																																																
4 %以上	3 ポイント																																																																
2.5%以上	1 ポイント																																																																
6 %以上低い	3 ポイント																																																																
4.5%以上低い	2 ポイント																																																																
3 %以上低い	1 ポイント																																																																
9 %以上短い	3 ポイント																																																																
7 %以上短い	2 ポイント																																																																
5 %以上短い	1 ポイント																																																																
9 %以上高い	3 ポイント																																																																
7 %以上高い	2 ポイント																																																																
5 %以上高い	1 ポイント																																																																
9 %以上	3 ポイント																																																																
7 %以上	2 ポイント																																																																
5 %以上	1 ポイント																																																																
70%以上	3 ポイント																																																																
60%以上	2 ポイント																																																																
50%以上	1 ポイント																																																																
88%以上	3 ポイント																																																																
87%以上	2 ポイント																																																																
86%以上	1 ポイント																																																																
60%以上	3 ポイント																																																																
50%以上	2 ポイント																																																																
40%以上	1 ポイント																																																																
40%以上	3 ポイント																																																																
30%以上	2 ポイント																																																																
20%以上	1 ポイント																																																																
6 %以上	3 ポイント																																																																
4 %以上	2 ポイント																																																																
2 %以上	1 ポイント																																																																

		<p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>																																																																										
品質向上	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも) (でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(作付面積(又は出荷量)に関する目標))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来品種と異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量の増加割合について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・従来品種と異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。 過去15年間に育成された品種を対象とする。 	20%以上	9 ポイント	16%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	<p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合、高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量が、事業実施地区における事業対象作物の作付面積全体又は出荷量全体に占める割合について <table> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <table> <tr><td>6%以上低い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4.5%以上低い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上低い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <table> <tr><td>9%以上短い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上短い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上短い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して <table> <tr><td>9%以上高い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上高い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上高い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・事業実施地区等における現在のでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について <table> <tr><td>70%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について <table> <tr><td>88%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>87%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>86%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について <table> <tr><td>60%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について <table> <tr><td>40%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種(1)の作付面積若しくは出荷量割合について <table> <tr><td>6%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組 	10%以上	9 ポイント	8%以上	7 ポイント	6%以上	5 ポイント	4%以上	3 ポイント	2%以上	1 ポイント	6%以上低い	3 ポイント	4.5%以上低い	2 ポイント	3%以上低い	1 ポイント	9%以上短い	3 ポイント	7%以上短い	2 ポイント	5%以上短い	1 ポイント	9%以上高い	3 ポイント	7%以上高い	2 ポイント	5%以上高い	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	70%以上	3 ポイント	60%以上	2 ポイント	50%以上	1 ポイント	88%以上	3 ポイント	87%以上	2 ポイント	86%以上	1 ポイント	60%以上	3 ポイント	50%以上	2 ポイント	40%以上	1 ポイント	40%以上	3 ポイント	30%以上	2 ポイント	20%以上	1 ポイント	6%以上	3 ポイント	4%以上	2 ポイント	2%以上	1 ポイント
20%以上	9 ポイント																																																																											
16%以上	7 ポイント																																																																											
13%以上	5 ポイント																																																																											
9%以上	3 ポイント																																																																											
5%以上	1 ポイント																																																																											
10%以上	9 ポイント																																																																											
8%以上	7 ポイント																																																																											
6%以上	5 ポイント																																																																											
4%以上	3 ポイント																																																																											
2%以上	1 ポイント																																																																											
6%以上低い	3 ポイント																																																																											
4.5%以上低い	2 ポイント																																																																											
3%以上低い	1 ポイント																																																																											
9%以上短い	3 ポイント																																																																											
7%以上短い	2 ポイント																																																																											
5%以上短い	1 ポイント																																																																											
9%以上高い	3 ポイント																																																																											
7%以上高い	2 ポイント																																																																											
5%以上高い	1 ポイント																																																																											
9%以上	3 ポイント																																																																											
7%以上	2 ポイント																																																																											
5%以上	1 ポイント																																																																											
70%以上	3 ポイント																																																																											
60%以上	2 ポイント																																																																											
50%以上	1 ポイント																																																																											
88%以上	3 ポイント																																																																											
87%以上	2 ポイント																																																																											
86%以上	1 ポイント																																																																											
60%以上	3 ポイント																																																																											
50%以上	2 ポイント																																																																											
40%以上	1 ポイント																																																																											
40%以上	3 ポイント																																																																											
30%以上	2 ポイント																																																																											
20%以上	1 ポイント																																																																											
6%以上	3 ポイント																																																																											
4%以上	2 ポイント																																																																											
2%以上	1 ポイント																																																																											

		<p>を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>																				
需要に応じた生産量の確保	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも)(でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(作付面積又は出荷量に関する目標))</p> <ul style="list-style-type: none"> でん粉原料用いもの需給動向に即して、他用途利用向けの作付面積又は出荷量を2%以上増加 <p>ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業対象作物のうち他用途利用向けの作付面積又は出荷量を1%以上確保するものとする。</p>	<p>・他用途利用向けの作付面積若しくは出荷量の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>10%以上</td><td>. 9 ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>. 7 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>. 5 ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>. 3 ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>. 1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、事業対象作物のうち他用途利用向け作付面積又は出荷量について</p> <table> <tbody> <tr><td>5%以上</td><td>. 9 ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>. 7 ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>. 5 ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>. 3 ポイント</td></tr> <tr><td>1%以上</td><td>. 1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区等における現在の10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <ul style="list-style-type: none"> 6%以上低い 3 ポイント 4.5%以上低い 2 ポイント 3%以上低い 1 ポイント 事業実施地区等における現在の10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <ul style="list-style-type: none"> 9%以上短い 3 ポイント 7%以上短い 2 ポイント 5%以上短い 1 ポイント 事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して <ul style="list-style-type: none"> 9%以上高い 3 ポイント 7%以上高い 2 ポイント 5%以上高い 1 ポイント 従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について <ul style="list-style-type: none"> 9%以上 3 ポイント 7%以上 2 ポイント 5%以上 1 ポイント 事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について <ul style="list-style-type: none"> 70%以上 3 ポイント 60%以上 2 ポイント 50%以上 1 ポイント 受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について <ul style="list-style-type: none"> 88%以上 3 ポイント 87%以上 2 ポイント 86%以上 1 ポイント でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について <ul style="list-style-type: none"> 60%以上 3 ポイント 50%以上 2 ポイント 40%以上 1 ポイント でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について <ul style="list-style-type: none"> 40%以上 3 ポイント 30%以上 2 ポイント 20%以上 1 ポイント 	10%以上 9 ポイント	8%以上 7 ポイント	6%以上 5 ポイント	4%以上 3 ポイント	2%以上 1 ポイント	5%以上 9 ポイント	4%以上 7 ポイント	3%以上 5 ポイント	2%以上 3 ポイント	1%以上 1 ポイント
10%以上 9 ポイント																					
8%以上 7 ポイント																					
6%以上 5 ポイント																					
4%以上 3 ポイント																					
2%以上 1 ポイント																					
5%以上 9 ポイント																					
4%以上 7 ポイント																					
3%以上 5 ポイント																					
2%以上 3 ポイント																					
1%以上 1 ポイント																					

		<ul style="list-style-type: none"> ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種（1）の作付面積若しくは出荷量割合について <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上 3 ポイント 4 %以上 2 ポイント 2 %以上 1 ポイント <p>1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備】(でん粉原料用いも)(でん粉原料用いも産地再編のための緊急的取組に関する目標(契約取引に関する目標))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転換作物(他用途利用向けのものを含む)の全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合を2ポイント以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業対象作物に占める転換作物(他用途利用向けのものを含む)の契約取引の作付面積又は出荷量割合を1%以上確保するものとする。 	<p>・転換作物(他用途利用向けのものを含む)の全出荷量又は全作付面積のうち契約取引增加割合について <ul style="list-style-type: none"> 10ポイント以上 9 ポイント 8ポイント以上 7 ポイント 6ポイント以上 5 ポイント 4ポイント以上 3 ポイント 2ポイント以上 1 ポイント </p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合、事業対象作物に占める転換作物(他用途利用向けのものを含む)の契約取引の作付面積若しくは出荷量割合について <ul style="list-style-type: none"> 5 %以上 9 ポイント 4 %以上 7 ポイント 3 %以上 5 ポイント 2 %以上 3 ポイント 1 %以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、選択した加算ポイントは、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合、本成果目標以外に設定する成果目標の加算ポイントとして選択することはできない。本取組において以下同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区等における10a当たり費用合計が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり費用合計に対して <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上低い 3 ポイント 4.5 %以上低い 2 ポイント 3 %以上低い 1 ポイント ・事業実施地区等における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して <ul style="list-style-type: none"> 9 %以上短い 3 ポイント 7 %以上短い 2 ポイント 5 %以上短い 1 ポイント ・事業実施地区等における10a当たり単収が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり単収に対して <ul style="list-style-type: none"> 9 %以上高い 3 ポイント 7 %以上高い 2 ポイント 5 %以上高い 1 ポイント ・従来品種とは異なる高でん粉・高貯蔵性品種又は低リン・低温糊化性でん粉品種の作付面積若しくは出荷量割合について <ul style="list-style-type: none"> 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント ・事業実施地区等におけるでん粉専用品種のでん粉工場出荷割合について <ul style="list-style-type: none"> 70 %以上 3 ポイント 60 %以上 2 ポイント 50 %以上 1 ポイント ・受益農家の出荷先であるでん粉工場で製造されるでん粉の白度について <ul style="list-style-type: none"> 88 %以上 3 ポイント 87 %以上 2 ポイント

			<p>86%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるマルチ栽培の普及率について <ul style="list-style-type: none"> 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 50%以上・・・・・・・・・・・・ 40%以上・・・・・・・・ ・でん粉原料用かんしょの事業実施地区等におけるハーベスタの普及率について <ul style="list-style-type: none"> 40%以上・・・・・・・・ 30%以上・・・・ 20%以上・・・・ ・でん粉原料用ばれいしょの事業実施地区等における病害虫抵抗性品種(1)の作付面積若しくは出荷量割合について <ul style="list-style-type: none"> 6 %以上・・・・ 4 %以上・・・・ 2 %以上・・・・ <p>1 病害虫抵抗性品種とは、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種、疫病抵抗性品種、そうか病抵抗性品種、粉状そうか病抵抗性品種、青枯病抵抗性品種等をいう。</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め る場合・・・・・・・・ ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・ ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・ <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・</p> <p>上記ポイントに加え、甘味資源作物産地の再編整備に資する計画に即した取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
【環境保全】	農畜産業の環境保全	<p>【環境保全】(環境保全型農業に取り組む農業者の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者(持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者)の割合を1ポイント以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全体の販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の割合を1%以上確保するものとする。 また、原則として事業の受益に係る5人以上(ただし、事業実施主体が複数の共同利用機械・施設を導入する場合は、当該共同利用機械・施設の受益農家ごとに5人以上)の農業者が環境保全型農業に取り組むものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の受益農家に係る販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 20ポイント以上・・・・ 15ポイント以上・・・・ 10ポイント以上・・・・ 5ポイント以上・・・・ 1ポイント以上・・・・ <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合、事業の受益に係る販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の割合について <ul style="list-style-type: none"> 8 %以上・・・・ 5 %以上・・・・ 3 %以上・・・・ 2 %以上・・・・ 1 %以上・・・・ <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 平成15年度から平成19年度までにおいて、事業の受益に係る販売農家に占める環境保全型農業に取り組む農業者の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 10ポイント以上・・・・ 5ポイント以上・・・・ 1ポイント以上・・・・ </p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め る場合・・・・ ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・ ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・ <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・</p>

			<p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の产地強化計画で掲げられた担い手の数）について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																																			
3人以上	1ポイント																																			
1.5%以上	2ポイント																																			
0%以上1.5%未満	1ポイント																																			
農畜産業の環境保全	【環境保全】（環境保全型農業に取り組む面積の増加に関する目標） ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農作物の認証を受けている面積の合計）の割合を1%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にはあっては、受益農家の全経営面積に占める環境保全型農業に取り組む経営面積の割合を1%以上確保するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 事業の受益に係る販売農家の経営面積に占める環境保全型農業に取り組む面積の増加割合について <table border="0"> <tr><td>10ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>6ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>4ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>2ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>1ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業の受益に係る販売農家の環境保全型農業に取り組む面積が事業の受益に係る販売農家の経営面積に占める割合について <table border="0"> <tr><td>5%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>1%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 平成15年度から平成19年度までにおいて、事業の受益に係る販売農家の経営面積に占める環境保全型農業に取り組む面積の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>3ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2ポイント以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の产地強化計画で掲げられた担い手の数）について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	10ポイント以上	9ポイント	6ポイント以上	7ポイント	4ポイント以上	5ポイント	2ポイント以上	3ポイント	1ポイント以上	1ポイント	5%以上	9ポイント	4%以上	7ポイント	3%以上	5ポイント	2%以上	3ポイント	1%以上	1ポイント	3ポイント以上	3ポイント	2ポイント以上	2ポイント	1ポイント以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
10ポイント以上	9ポイント																																			
6ポイント以上	7ポイント																																			
4ポイント以上	5ポイント																																			
2ポイント以上	3ポイント																																			
1ポイント以上	1ポイント																																			
5%以上	9ポイント																																			
4%以上	7ポイント																																			
3%以上	5ポイント																																			
2%以上	3ポイント																																			
1%以上	1ポイント																																			
3ポイント以上	3ポイント																																			
2ポイント以上	2ポイント																																			
1ポイント以上	1ポイント																																			
12人以上	2ポイント																																			
3人以上	1ポイント																																			
1.5%以上	2ポイント																																			
0%以上1.5%未満	1ポイント																																			
【環境保全（小規模公害防除）】	農畜産業の環境保全	【環境保全】（小規模公害防除に関する目標） ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壤汚染防止法」という。）第5条第1項の規定に規定する農用地土壤汚染対策計画又はこれに準じた計画を策定している地域であること。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模公害防除の実施 <p>・小規模公害防除の実施</p>																																	
	農畜産業の環境保全	【環境保全】（小規模公害防除に関する目標） ・特定有害物質の量が農用地の土壤	<ul style="list-style-type: none"> 小規模公害防除の実施 <p>・小規模公害防除の実施</p>																																	

		<p>汚染防止等に関する法律施行令（昭和45年政令第204号）で規定するところの農用地土壤汚染対策地域の指定要件の量を下回ること。</p>																								
【環境保全(農業産業廃物の再生処理)】	農畜産業の環境保全	<p>【各作物共通（農業廃棄物の再生処理）】（農業廃棄物の再生処理率向上に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業廃棄物の再生処理率が5ポイント以上増加。ただし、事業実施後の再生処理率が40%以上であること。 <p>・事業実施地区で発生する農業廃棄物の再生処理率の増加について</p> <table> <tbody> <tr><td>25ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区において、10a当たりの農業廃棄物の排出量抑制率の3調査年平均値が、</p> <table> <tbody> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の产地強化計画で掲げられた担い手の数）について</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table>	25ポイント以上	9ポイント	20ポイント以上	7ポイント	15ポイント以上	5ポイント	10ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	2ポイント	1%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
25ポイント以上	9ポイント																									
20ポイント以上	7ポイント																									
15ポイント以上	5ポイント																									
10ポイント以上	3ポイント																									
5ポイント以上	1ポイント																									
10%以上	3ポイント																									
5%以上	2ポイント																									
1%以上	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
	農畜産業の環境保全	<p>【各作物共通（農業廃棄物の再生処理）】（農業廃棄物の処理コスト削減に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業廃棄物の1kgの処理に要するコストを3%以上削減 <p>・事業実施地区での農業廃棄物の処理コストの削減について</p> <table> <tbody> <tr><td>15%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施地区において、10a当たりの農業廃棄物の排出量抑制率の3調査年平均値が、</p> <table> <tbody> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p>	15%以上	9ポイント	12%以上	7ポイント	9%以上	5ポイント	6%以上	3ポイント	3%以上	1ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	2ポイント	1%以上	1ポイント								
15%以上	9ポイント																									
12%以上	7ポイント																									
9%以上	5ポイント																									
6%以上	3ポイント																									
3%以上	1ポイント																									
10%以上	3ポイント																									
5%以上	2ポイント																									
1%以上	1ポイント																									

			<p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の产地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p>										
【各作物共通（風、霜等による農作物被害防止】	生産性向上	【各作物共通】（風、霜等による農作物被害の防止に関する目標） ・事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上単収を増加 各作物等の目標と合わせて選択可能。 ただし、各作物の単収増加に係る目標と同時には選択不可	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の単位当たり収量が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均単収に対して <table> <tr><td>20%以上高い</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上高い</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上高い</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上高い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上高い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、からまでのいずれかによりポイントを加算（果樹） 事業実施主体として、以下のアからエまでのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ア 果樹共済引き受け品目については果樹共済に加入していること。 イ 構成員の半数以上が認定農業者であること。 ウ 経営規模が当該県の平均以上であること。 エ 事業実施地区等における単収が、「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹等生産動態等調査」における当該県の単収以上であること。</p> <p>（野菜） 事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して 15%以上高い 3ポイント 10%以上高い 2ポイント 5%以上高い 1ポイント</p> <p>（花き） 事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、過去5カ年の被害発生年度以外の平均単収に対して 15%以上高い 3ポイント 10%以上高い 2ポイント 5%以上高い 1ポイント</p> <p>（畑作物・地域特産物） 事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、統計部が調査した「作物統計」における単収に対して 15%以上高い 3ポイント 10%以上高い 2ポイント 5%以上高い 1ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の产地強化計画で掲げられた担い手の数）について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p>	20%以上高い	9ポイント	16%以上高い	7ポイント	13%以上高い	5ポイント	9%以上高い	3ポイント	5%以上高い	1ポイント
20%以上高い	9ポイント												
16%以上高い	7ポイント												
13%以上高い	5ポイント												
9%以上高い	3ポイント												
5%以上高い	1ポイント												
品質向上	【各作物共通】（風、												

		<p>(霜等による農作物被害の防止に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均秀品率に対して秀品率を5ポイント以上増加 茶については、事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均単価に対して平均単価を5%以上増加 <p>各作物等の目標と合わせて選択可能。 ただし、各作物の秀品率に係る目標と同時には選択不可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の秀品率が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均秀品率に対して <table border="0"> <tr><td>20ポイント以上高い</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16ポイント以上高い</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13ポイント以上高い</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上高い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上高い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 茶については、当該品目の平均単価が、事業実施前における過去5カ年の被害発生年度の平均単価に対して <table border="0"> <tr><td>20%以上高い</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上高い</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上高い</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上高い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上高い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>(果樹)</p> <p>事業実施主体として、以下のアからエまでのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 果樹共済引き受け品目については果樹共済に加入していること。 イ 構成員の半数以上が認定農業者であること。 ウ 経営規模が当該県の平均以上であること。 エ 事業実施地区等における単収が、「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹等生産動態等調査」における当該県の単収以上であること。 <p>(野菜)</p> <p>事業実施地区等における現在の10a当たり単収が、「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して</p> <table border="0"> <tr><td>15%以上高い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上高い</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上高い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>(花き)</p> <p>過去5年間において風、霜等により平均単価が5%以上減少した被害年度が</p> <table border="0"> <tr><td>4回以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2回以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1回以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>(畑作物・地域特産物)</p> <p>過去5年間において風、霜等により平均単価が5%以上減少した被害年度が</p> <table border="0"> <tr><td>4回以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2回以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1回以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <table border="0"> <tr><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <table border="0"> <tr><td>1ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <table border="0"> <tr><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <table border="0"> <tr><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数（事業対象が果樹の場合は、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数、野菜の場合は、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数）について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	20ポイント以上高い	9ポイント	16ポイント以上高い	7ポイント	13ポイント以上高い	5ポイント	9ポイント以上高い	3ポイント	5ポイント以上高い	1ポイント	20%以上高い	9ポイント	16%以上高い	7ポイント	13%以上高い	5ポイント	9%以上高い	3ポイント	5%以上高い	1ポイント	15%以上高い	3ポイント	10%以上高い	2ポイント	5%以上高い	1ポイント	4回以上	3ポイント	2回以上	2ポイント	1回以上	1ポイント	4回以上	3ポイント	2回以上	2ポイント	1回以上	1ポイント	3ポイント	2ポイント	1ポイント	1ポイント	1ポイント	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
20ポイント以上高い	9ポイント																																																						
16ポイント以上高い	7ポイント																																																						
13ポイント以上高い	5ポイント																																																						
9ポイント以上高い	3ポイント																																																						
5ポイント以上高い	1ポイント																																																						
20%以上高い	9ポイント																																																						
16%以上高い	7ポイント																																																						
13%以上高い	5ポイント																																																						
9%以上高い	3ポイント																																																						
5%以上高い	1ポイント																																																						
15%以上高い	3ポイント																																																						
10%以上高い	2ポイント																																																						
5%以上高い	1ポイント																																																						
4回以上	3ポイント																																																						
2回以上	2ポイント																																																						
1回以上	1ポイント																																																						
4回以上	3ポイント																																																						
2回以上	2ポイント																																																						
1回以上	1ポイント																																																						
3ポイント																																																							
2ポイント																																																							
1ポイント																																																							
1ポイント																																																							
1ポイント																																																							
1ポイント																																																							
12人以上	2ポイント																																																						
3人以上	1ポイント																																																						
1.5%以上	2ポイント																																																						
0%以上1.5%未満	1ポイント																																																						
【多角的農業 контラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜)	生産性向上	<p>【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稲・麦・大豆)・畑作物・野菜)</p> <p>コスト削減に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a当たりの費用合計(生産コスト)を5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 10a当たりの生産コストの削減割合について <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> </table> 	20%以上	9ポイント	17%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント																																												
20%以上	9ポイント																																																						
17%以上	7ポイント																																																						
13%以上	5ポイント																																																						
9%以上	3ポイント																																																						

		<p>5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(1) 又は(2)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 上記の から までにそれぞれ対応した以下の割合について 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合 直近5カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合 直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>3 ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>2 ポイント</p> <p>5 %以上・・・・・・・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>(2) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(3)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(3) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)及び(5)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(4) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上・・・・・・・・・・・・</p> <p>2 ポイント</p> <p>3人以上・・・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>(5) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上・・・・</p> <p>2 ポイント</p> <p>0 %以上1.5%未満・・・・</p> <p>1 ポイント</p>
生産性向上	<p>【多角的農作業コン</p> <p>トラクター育成】(土</p> <p>地利用型作物(稻・</p> <p>麦・大豆)・畑作物</p> <p>・野菜)</p> <p>(作付面積の増加に</p> <p>関する目標)</p> <p>・作付面積を5%以</p> <p>上增加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作付面積の増加割合について <p>20%以上・・・・・・・・</p> <p>9 ポイント</p> <p>17%以上・・・・・・・・</p> <p>7 ポイント</p> <p>13%以上・・・・・・・・</p> <p>5 ポイント</p> <p>9 %以上・・・・・・・・</p> <p>3 ポイント</p> <p>5 %以上・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(1) 又は(2)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 上記の から までにそれぞれ対応した以下の割合について 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合 直近5カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合 直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合 20%以上・・・・・・・・</p> <p>3 ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・</p> <p>2 ポイント</p> <p>5 %以上・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>(2) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(3)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(3) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)及び(5)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事</p>

		<p>業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>(4) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>(5) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント																						
12人以上	2 ポイント																															
3人以上	1 ポイント																															
1.5%以上	2 ポイント																															
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																															
生産性向上	<p>【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稻・麦・大豆)・畑作物・野菜)</p> <p>(経営規模の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模を 5 %以上増加 <p>事業対象品目以外を含む複数品目の場合のみ選択可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模の増加割合について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、(1) 又は (2) のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 上記の (1) から (5) までにそれぞれ対応した以下の割合について</p> <table> <tr><td>各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合</td><td>直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合</td></tr> <tr><td>直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合</td><td>直近5カ年において事業実施地区における労働時間の削減割合</td></tr> <tr><td>直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合</td><td>直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>(2) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>(4) 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、(3) に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(3) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、(4) 及び (5) に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>(4) 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>(5) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	20%以上	9 ポイント	17%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合	直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合	直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合	直近5カ年において事業実施地区における労働時間の削減割合	直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合	直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合	20%以上	3 ポイント	10%以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
20%以上	9 ポイント																															
17%以上	7 ポイント																															
13%以上	5 ポイント																															
9 %以上	3 ポイント																															
5 %以上	1 ポイント																															
各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合	直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合																															
直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合	直近5カ年において事業実施地区における労働時間の削減割合																															
直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合	直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合																															
20%以上	3 ポイント																															
10%以上	2 ポイント																															
5 %以上	1 ポイント																															
12人以上	2 ポイント																															
3人以上	1 ポイント																															
1.5%以上	2 ポイント																															
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																															
生産性向上	<p>【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稻・麦・大豆)・畑作物・野菜)</p> <p>(労働時間の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間を 5 %以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減割合について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、(1) 又は (2) のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 上記の (1) から (5) までにそれぞれ対応した以下の割合について</p> <table> <tr><td>各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合</td><td>直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合</td></tr> <tr><td>直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合</td><td>直近5カ年において事業実施地区における労働時間の削減割合</td></tr> <tr><td>直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合</td><td>直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>(2) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>	20%以上	9 ポイント	17%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合	直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合	直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合	直近5カ年において事業実施地区における労働時間の削減割合	直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合	直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合	20%以上	3 ポイント	10%以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント								
20%以上	9 ポイント																															
17%以上	7 ポイント																															
13%以上	5 ポイント																															
9 %以上	3 ポイント																															
5 %以上	1 ポイント																															
各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合	直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合																															
直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合	直近5カ年において事業実施地区における労働時間の削減割合																															
直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合	直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合																															
20%以上	3 ポイント																															
10%以上	2 ポイント																															
5 %以上	1 ポイント																															

		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、(3)に該当する場合はポイントを加算 (3)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)及び(5)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (4)事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> (5)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント																
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																									
生産性向上 生産性向上	<p>【多角的農作業コントラクター育成】(土地利用型作物(稻・麦・大豆)・畑作物・野菜) (粗収益の増加に関する目標) ・粗収益を5%以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> 粗収益の増加減割合について <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、(1)又は(2)のいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)上記の(1)から(5)までにそれぞれ対応した以下の割合について 各作物ごとの10a当たり費用合計の全国平均値に対する削減割合 直近5カ年において事業実施地区における作付面積の増加割合 直近5カ年において事業実施地区における経営規模の増加割合 直近5カ年における事業実施地区における労働時間の削減割合 直近5カ年における事業実施地区における粗収益の増加割合 <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> (2)以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、(3)に該当する場合はポイントを加算 (3)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)及び(5)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (4)事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> (5)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 	20%以上	9 ポイント	17%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	20%以上	3 ポイント	10%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
20%以上	9 ポイント																									
17%以上	7 ポイント																									
13%以上	5 ポイント																									
9%以上	3 ポイント																									
5%以上	1 ポイント																									
20%以上	3 ポイント																									
10%以上	2 ポイント																									
5%以上	1 ポイント																									
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																									

<p>【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】</p>	<p>品質向上</p> <p>【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】（品質の向上に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合（%）が事業開始年の前年（前5カ年中3カ年平均）の割合（%）に対して Aランクの評価数量の割合が前年（前5カ年中3カ年平均又は前3カ年平均）の割合以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> 10ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が90%以上 9ポイント 8ポイント以上増加 7ポイント 6ポイント以上増加 5ポイント 4ポイント以上増加 3ポイント 2ポイント未満増加 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状のAランクの評価数量の割合 <ul style="list-style-type: none"> 90%以上 3ポイント 85%以上 2ポイント 80%以上 1ポイント <p>農業新技術2008における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦の高品質・安定栽培に係る技術のうち少なくとも1つの技術、又は地下水位制御システムを導入 3ポイント <p>以下の場合には以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（前3カ年内の最大値）（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分の設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。） <ul style="list-style-type: none"> 110%以上 3ポイント 105%以上 2ポイント 100%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された成果目標（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント <p>にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産性向上及び品質向上に取り組む場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	
<p>品質向上</p> <p>【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】（新品種の作付面積の増加に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区における麦の新品種（注）の作付面積を2%以上増加 ただし、新たに新品種を導入する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。 <p>(注)平成11年以降に育成された品種</p>	<p>・事業実施地区における新品種の作付面積の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 9ポイント 15%以上 7ポイント 10%以上 5ポイント 5%以上 3ポイント 2%以上 1ポイント </p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業実施地区における新品種の作付面積の割合について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 9ポイント 8%以上 7ポイント 6%以上 5ポイント 4%以上 3ポイント 2%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の事業実施地区における新品種の占める割合が <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 3ポイント 15%以上 2ポイント 10%以上 1ポイント <p>農業新技術2008における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦の高品質・安定栽培に係る技術のうち少なくとも1つの技術、又は地下水位制御システムを導入 	

3 ポイント

以下の場合には以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

- ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（前3カ年内の最大値）（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分の設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。）
 - 110%以上 ······ 3 ポイント
 - 105%以上 ······ 2 ポイント
 - 100%以上 ······ 1 ポイント

上記ポイントに加え、**、**に該当する場合はポイントを加算。

本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された成果目標（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合

··· 1 ポイント

上記ポイントに加え、**、**に該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

- 12人以上 ······ 2 ポイント
- 3人以上 ······ 1 ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

- 1.5%以上 ······ 2 ポイント
- 0%以上1.5%未満 ······ 1 ポイント

、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産性向上及び品質向上に取り組む場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

なお、上記**、**と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。

【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（麦））】	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（麦））】 処理量の増加に関する目標 ・農産物処理加工施設における国産農産物の処理量の割合を3ポイント以上増加	· 国産農産物の処理量の増加について 15ポイント以上又は現状の国産農産物処理量の割合が80%以上 ··· 9 ポイント 12ポイント以上 ······ 7 ポイント 9 ポイント以上 ······ 5 ポイント 6 ポイント以上 ······ 3 ポイント 3 ポイント以上 ······ 1 ポイント
			<p>上記ポイントに加え、、又は、のいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none">・現状の国産農産物の使用量の割合 50%以上 ······ 3 ポイント 40%以上 ······ 2 ポイント 30%以上 ······ 1 ポイント以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。<ul style="list-style-type: none">・事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算 10%以上 ······ 2 ポイント 5%以上 ······ 1 ポイント・事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 新製品を開発する取組を実施 ······ 1 ポイント上記ポイントに加え、、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ··· 1 ポイント上記ポイントに加え、、に該当する場合はポイントを加算 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。<ul style="list-style-type: none">12人以上 ······ 2 ポイント3人以上 ······ 1 ポイント事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0%以上1.5%未満 ······ 1 ポイント、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記、と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。

品質向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物(麦))】</p> <p>品質向上に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物処理加工施設における国産農産物処理量について、契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年(前5か年中3か年平均)の割合を上回る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国産農産物処理量における契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合(%)が、事業開始年の前年(前5か年中3か年平均)の割合(%)に對して <ul style="list-style-type: none"> Aランクの評価数量の割合が前年(前5か年中3か年平均)の割合以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> 20ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が80%以上 9ポイント 15ポイント以上増加 7ポイント 10ポイント以上増加 5ポイント 5ポイント以上増加 3ポイント 5ポイント未満増加 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状のAランクの評価数量の割合 <ul style="list-style-type: none"> 50%以上 3ポイント 40%以上 2ポイント 30%以上 1ポイント <p>以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント 事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 新製品を開発する取組を実施 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <p>12人以上 2ポイント</p> <p>3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 2ポイント</p> <p>0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」(平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知)に基づく「産地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
品質向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物(麦))】</p> <p>新品種の処理量の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物処理加工施設における新品種(注)の処理量を2%以上増加 <p>ただし、新たに新品種を処理する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。</p> <p>(注)平成11年以降に育成された品種</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体の処理量における新品種の処理量の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 9ポイント 15%以上 7ポイント 10%以上 5ポイント 5%以上 3ポイント 2%以上 1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業実施主体の処理量における新品種の処理量の割合について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 9ポイント 8%以上 7ポイント 6%以上 5ポイント 4%以上 3ポイント 2%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の事業実施主体の処理量における新品種の占める割合が <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 3ポイント 15%以上 2ポイント 10%以上 1ポイント <p>以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント

			<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 新製品を開発する取組を実施 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」(平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知)に基づく「産地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント																																
12人以上	2 ポイント																																						
3人以上	1 ポイント																																						
【国産原材料供給円滑化対策(大豆)】	需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物(大豆))】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国産大豆の契約栽培割合(数量割合)が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が <table border="0"> <tr> <td>30ポイント以上</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>25ポイント以上</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>20ポイント以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>15ポイント以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10ポイント以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が <table border="0"> <tr> <td>30ポイント以上</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>25ポイント以上</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>20ポイント以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>15ポイント以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10ポイント以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>或いは</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体(加工施設の場所)が既に産地と行っている大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の割合が80%以上 9 ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のとおりポイントを加算 事業実施主体(加工施設の場所)が過去5年以上の契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して以下の割合には、ポイントを加算 <table border="0"> <tr> <td>15ポイント以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10ポイント以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5ポイント以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体(加工施設の場所)が使用する大豆の等級のうち、過去3年間に1等、2等の平均使用割合が以下の場合には、ポイントを加算</p> <table border="0"> <tr> <td>15%以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体(加工施設の場所)が契約栽培の際に、契約条件として数量以外に、60kg当たりの価格が契約内容に含まれる場合には、以下のポイントを加算 契約内容に価格が含まれる場合 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合にはポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体(加工施設の場所)が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>	30ポイント以上	9 ポイント	25ポイント以上	7 ポイント	20ポイント以上	5 ポイント	15ポイント以上	3 ポイント	10ポイント以上	1 ポイント	30ポイント以上	9 ポイント	25ポイント以上	7 ポイント	20ポイント以上	5 ポイント	15ポイント以上	3 ポイント	10ポイント以上	1 ポイント	15ポイント以上	3 ポイント	10ポイント以上	2 ポイント	5ポイント以上	1 ポイント	15%以上	3 ポイント	10%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント
30ポイント以上	9 ポイント																																						
25ポイント以上	7 ポイント																																						
20ポイント以上	5 ポイント																																						
15ポイント以上	3 ポイント																																						
10ポイント以上	1 ポイント																																						
30ポイント以上	9 ポイント																																						
25ポイント以上	7 ポイント																																						
20ポイント以上	5 ポイント																																						
15ポイント以上	3 ポイント																																						
10ポイント以上	1 ポイント																																						
15ポイント以上	3 ポイント																																						
10ポイント以上	2 ポイント																																						
5ポイント以上	1 ポイント																																						
15%以上	3 ポイント																																						
10%以上	2 ポイント																																						
5%以上	1 ポイント																																						
12人以上	2 ポイント																																						
3人以上	1 ポイント																																						

			<p>上記、にかわらず、さらに輸入原材料高騰等に対応して、事業実施主体（加工施設の場所）が新たな使用する国産大豆を原料とした新製品を開発する見込みの場合には、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>																																															
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（大豆））】（大豆産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標） ・国産大豆の使用量が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。	<p>事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が</p> <table> <tbody> <tr><td>30ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>25ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、</p> <p>新たに取り組む場合、事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が</p> <table> <tbody> <tr><td>30ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>25ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>或いは</p> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が既に国産大豆を使用している場合、その使用量の割合について、事業開始年の前年の割合が 80%以上</p> <table> <tbody> <tr><td>80%以上</td><td>9ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下のとおりポイントを加算</p> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が過去5年以上国産大豆を使用している場合、国産大豆の使用量の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算</p> <table> <tbody> <tr><td>15ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の過去3年間の販売量の増加割合が、3年前と比較して以下の場合には、ポイントを加算</p> <table> <tbody> <tr><td>15%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の製造コストが、事業開始年の前年と比較して以下のように削減される見込みの場合には、ポイントを加算</p> <table> <tbody> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <table> <tbody> <tr><td>1つ</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>以下のとおりポイントを加算。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記、にかわらず、さらに輸入原材料高騰等に対応して、事業実施主体（加工施設の場所）が新たな使用する国産大豆を原料とした新製品を開発する見込みの場合には、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	30ポイント以上	9ポイント	25ポイント以上	7ポイント	20ポイント以上	5ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	1ポイント	30ポイント以上	9ポイント	25ポイント以上	7ポイント	20ポイント以上	5ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	1ポイント	80%以上	9ポイント	15ポイント以上	3ポイント	10ポイント以上	2ポイント	5ポイント以上	1ポイント	15%以上	3ポイント	10%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	2ポイント	1つ	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
30ポイント以上	9ポイント																																																	
25ポイント以上	7ポイント																																																	
20ポイント以上	5ポイント																																																	
15ポイント以上	3ポイント																																																	
10ポイント以上	1ポイント																																																	
30ポイント以上	9ポイント																																																	
25ポイント以上	7ポイント																																																	
20ポイント以上	5ポイント																																																	
15ポイント以上	3ポイント																																																	
10ポイント以上	1ポイント																																																	
80%以上	9ポイント																																																	
15ポイント以上	3ポイント																																																	
10ポイント以上	2ポイント																																																	
5ポイント以上	1ポイント																																																	
15%以上	3ポイント																																																	
10%以上	2ポイント																																																	
5%以上	1ポイント																																																	
10%以上	3ポイント																																																	
5%以上	2ポイント																																																	
1つ	1ポイント																																																	
12人以上	2ポイント																																																	
3人以上	1ポイント																																																	
1.5%以上	2ポイント																																																	
0%以上1.5%未満	1ポイント																																																	
【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】（生産力向上に関する目標） ・作付面積若しくは摘採面積の拡大により、生産数量又は販売金額を10%以上増加	<p>事業対象農産物の生産数量又は販売金額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>41%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>33%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>3ポイント</td></tr> </tbody> </table>	41%以上	9ポイント	33%以上	7ポイント	25%以上	5ポイント	17%以上	3ポイント																																							
41%以上	9ポイント																																																	
33%以上	7ポイント																																																	
25%以上	5ポイント																																																	
17%以上	3ポイント																																																	

	<p>ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区に占める生産数量又は作付面積の割合を5%以上確保するものとする。</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去5年間における事業対象農作物の生産数量若しくは販売金額の増加割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について（新たに取り組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について） <table> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7ポイント以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の増加割合について（茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について） <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合 <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9ポイント以上	3ポイント	7ポイント以上	2ポイント	5ポイント以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
9%以上	3ポイント																																																														
7%以上	2ポイント																																																														
5%以上	1ポイント																																																														
9%以上	3ポイント																																																														
7%以上	2ポイント																																																														
5%以上	1ポイント																																																														
9ポイント以上	3ポイント																																																														
7ポイント以上	2ポイント																																																														
5ポイント以上	1ポイント																																																														
9%以上	3ポイント																																																														
7%以上	2ポイント																																																														
5%以上	1ポイント																																																														
9%以上	3ポイント																																																														
7%以上	2ポイント																																																														
5%以上	1ポイント																																																														
9%以上	3ポイント																																																														
7%以上	2ポイント																																																														
5%以上	1ポイント																																																														
9%以上	3ポイント																																																														
7%以上	2ポイント																																																														
5%以上	1ポイント																																																														
9%以上	3ポイント																																																														
7%以上	2ポイント																																																														
5%以上	1ポイント																																																														
9%以上	3ポイント																																																														
7%以上	2ポイント																																																														
5%以上	1ポイント																																																														
12人以上	2ポイント																																																														
3人以上	1ポイント																																																														
1.5%以上	2ポイント																																																														
0%以上1.5%未満	1ポイント																																																														
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（畠作物・地域特産物（茶））】（契約取引に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が5ポイント以上増加 <table> <tr><td>20ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 	20ポイント以上	9ポイント	16ポイント以上	7ポイント	13ポイント以上	5ポイント	9ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント																																																				
20ポイント以上	9ポイント																																																														
16ポイント以上	7ポイント																																																														
13ポイント以上	5ポイント																																																														
9ポイント以上	3ポイント																																																														
5ポイント以上	1ポイント																																																														

	<p>っては、全出荷量又は全作付面積に占める契約取引の割合を5%以上確保するものとする。</p>	<p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去5年間における事業対象農産物の契約取引割合の増加割合について <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について <table border="0"> <tr><td>17%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>新たに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について</p> <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について（新たに取り組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について） <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の増加割合について（茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について） <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>2ポイント</td></tr> </table> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	17%以上	3ポイント	13%以上	2ポイント	10%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	2ポイント	9%以上	1ポイント	9%以上	1ポイント	9%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
20%以上	9ポイント																																																															
16%以上	7ポイント																																																															
13%以上	5ポイント																																																															
9%以上	3ポイント																																																															
5%以上	1ポイント																																																															
9%以上	3ポイント																																																															
7%以上	2ポイント																																																															
5%以上	1ポイント																																																															
17%以上	3ポイント																																																															
13%以上	2ポイント																																																															
10%以上	1ポイント																																																															
9%以上	3ポイント																																																															
7%以上	2ポイント																																																															
5%以上	1ポイント																																																															
9%以上	3ポイント																																																															
7%以上	2ポイント																																																															
5%以上	1ポイント																																																															
9%以上	3ポイント																																																															
7%以上	2ポイント																																																															
5%以上	1ポイント																																																															
9%以上	3ポイント																																																															
7%以上	2ポイント																																																															
5%以上	1ポイント																																																															
9%以上	2ポイント																																																															
9%以上	1ポイント																																																															
9%以上	1ポイント																																																															
9%以上	1ポイント																																																															
12人以上	2ポイント																																																															
3人以上	1ポイント																																																															
1.5%以上	2ポイント																																																															
0%以上1.5%未満	1ポイント																																																															
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】（新たな茶種の導入に関する目標）																																																															

<p>・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の割合を5ポイント以上増加 茶種とは、玉露、かぶせ茶、てん茶、せん茶、玉緑茶等とする。 ただし、新たに取組む場合にあつては、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。</p>	<p>・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の增加割合について 20ポイント以上 9ポイント 16ポイント以上 7ポイント 13ポイント以上 5ポイント 9ポイント以上 3ポイント 5ポイント以上 1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について 20%以上 9ポイント 16%以上 7ポイント 13%以上 5ポイント 9%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <p>・過去5年間における事業対象農産物の従来とは異なる茶種の増加割合について 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント</p> <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <p>・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について 17%以上 3ポイント 13%以上 2ポイント 10%以上 1ポイント</p> <p>又は、 新たに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント</p> <p>・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント</p> <p>・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント</p> <p>・経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の増加割合について（茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について） 9%以上 3ポイント 7%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント</p> <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権を活用した取組を進める場合 · · · · · 2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 · · · · · 1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 · · · · · 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 · · · · · 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <p>12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
---	---

		なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。																																
需要に応じた品質の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】（新たな共同栽培管理の実施に関する目標）</p> <p>・全作付面積に占める共同栽培管理を5%以上実施 ただし、共同栽培管理とは、共同で行う摘採、防除又は施肥方法の調整の他、地域の実情に応じ設定するものとする。</p>	<p>・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について</p> <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <p>・共同的な摘採、防除、施肥について</p> <table> <tr><td>3つ実施</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2つ実施</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1つ実施</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合</p> <table> <tr><td>・</td><td>2ポイント</td></tr> </table> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <table> <tr><td>・</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <table> <tr><td>・</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <table> <tr><td>・</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	3つ実施	3ポイント	2つ実施	2ポイント	1つ実施	1ポイント	・	2ポイント	・	1ポイント	・	1ポイント	・	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
20%以上	9ポイント																																	
16%以上	7ポイント																																	
13%以上	5ポイント																																	
9%以上	3ポイント																																	
5%以上	1ポイント																																	
3つ実施	3ポイント																																	
2つ実施	2ポイント																																	
1つ実施	1ポイント																																	
・	2ポイント																																	
・	1ポイント																																	
・	1ポイント																																	
・	1ポイント																																	
12人以上	2ポイント																																	
3人以上	1ポイント																																	
1.5%以上	2ポイント																																	
0%以上1.5%未満	1ポイント																																	
需要に応じた品質の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】（茶の樹齢構成の適正化に関する目標）</p> <p>・需要に応じ、経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の割合を5%以上増加。 ただし、経済樹齢（34年）以下の茶樹が全体に占める割合を5%以上確保するものとする。</p>	<p>・経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の割合について</p> <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について</p> <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <p>・過去5年間ににおける茶の経済樹齢（34年）以下の面積の増加割合について</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p>	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント						
20%以上	9ポイント																																	
16%以上	7ポイント																																	
13%以上	5ポイント																																	
9%以上	3ポイント																																	
5%以上	1ポイント																																	
20%以上	9ポイント																																	
16%以上	7ポイント																																	
13%以上	5ポイント																																	
9%以上	3ポイント																																	
5%以上	1ポイント																																	
9%以上	3ポイント																																	
7%以上	2ポイント																																	
5%以上	1ポイント																																	

			<ul style="list-style-type: none"> ・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について <ul style="list-style-type: none"> 17%以上 3 ポイント 13%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント <p>又は、 新たに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について</p> <table border="0"> <tr><td>9 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） <ul style="list-style-type: none"> 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント ・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について（新たに取り組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について） <ul style="list-style-type: none"> 9 ポイント以上 3 ポイント 7 ポイント以上 2 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント ・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について <ul style="list-style-type: none"> 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め る場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	9 %以上	3 ポイント	7 %以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント
9 %以上	3 ポイント												
7 %以上	2 ポイント												
5 %以上	1 ポイント												
12人以上	2 ポイント												
3人以上	1 ポイント												
<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】 、及び の中から1つ選択することを必須とする</p>	生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(コスト削減に関する目標) 単位面積当たり費用合計を5%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の10a当たり費用合計の削減について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、みかん及びりんごの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p>										

		<p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。)に掲げられた扱い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の扱い手の数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント														
12人以上	2ポイント																			
3人以上	1ポイント																			
生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策(果樹)(労働時間の削減に関する目標) 単位面積当たり労働時間を5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の10a当たり労働時間の削減について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度から平成19年度までの労働時間の削減について <table border="0"> <tr><td>10%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 果樹産地構造改革計画を策定していること 1ポイント <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス^{注)} 3ポイント</p> <p>注)超低コスト耐候性ハウスとは、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)別記のの第1にて規定する低コスト耐候性ハウスのうち、単位面積当たりの価格が、同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均単価のおおむね60%以下の価格であるものをいう。以下同じ。</p> <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた扱い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の扱い手の数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	25%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	15%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	10%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント
25%以上	9ポイント																			
20%以上	7ポイント																			
15%以上	5ポイント																			
10%以上	3ポイント																			
5%以上	1ポイント																			
10%以上	2ポイント																			
5%以上	1ポイント																			
12人以上	2ポイント																			
3人以上	1ポイント																			
生産性向	【国産原材料供給円																			

上	<p>滑化対策(果樹)】(単収の増加に関する目標) 単位面積当たり収量を5%以上増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の10a当たり収量の増加について 20%以上 9ポイント 16%以上 7ポイント 13%以上 5ポイント 9%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、～のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から平成19年度までの単収の増加について 10%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること 1ポイント <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3ポイント <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めること 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(契約取引の推進に関する目標) 全出荷量又は全栽培面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上 9ポイント 20ポイント以上 7ポイント 15ポイント以上 5ポイント 10ポイント以上 3ポイント 5ポイント以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、～のいずれかによりポイントを加算 当該品目の現状の契約取引割合が</p> <ul style="list-style-type: none"> 30%以上 3ポイント 20%以上 2ポイント 10%以上 1ポイント <p>以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3ポイント <p>以下のとおりポイントを加算。</p>

		<p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・ 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、<u> </u>に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <p>・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、<u> </u>及び<u> </u>に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>・・・・・</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>・・・・・</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>・・・・・</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満</td> <td>・・・・・</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	・・・・・	2 ポイント	3人以上	・・・・・	1 ポイント	1.5%以上	・・・・・	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	・・・・・	1 ポイント												
12人以上	・・・・・	2 ポイント																								
3人以上	・・・・・	1 ポイント																								
1.5%以上	・・・・・	2 ポイント																								
0 %以上1.5%未満	・・・・・	1 ポイント																								
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（果樹）】 (加工向け出荷量の増加に関する目標) 全出荷量又は全栽培面積に占める加工向け出荷量の割合を 3 ポイント以上増加</p>	<p>・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について</p> <table border="0"> <tr> <td>15ポイント以上</td> <td>・・・・・</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>12ポイント以上</td> <td>・・・・・</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>9 ポイント以上</td> <td>・・・・・</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>6 ポイント以上</td> <td>・・・・・</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3 ポイント以上</td> <td>・・・・・</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>上記ポイントに加え、<u> </u>のいずれかによりポイントを加算 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が</p> <table border="0"> <tr> <td>12%以上</td> <td>・・・・・</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>9 %以上</td> <td>・・・・・</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>6 %以上</td> <td>・・・・・</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体として、以下のアからウのうち、3 つに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算。 ア 現状の当該品目の 1 戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス <p>以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・ 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、<u> </u>に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <p>・・・・・ 1 ポイント</p>	15ポイント以上	・・・・・	9 ポイント	12ポイント以上	・・・・・	7 ポイント	9 ポイント以上	・・・・・	5 ポイント	6 ポイント以上	・・・・・	3 ポイント	3 ポイント以上	・・・・・	1 ポイント	12%以上	・・・・・	3 ポイント	9 %以上	・・・・・	2 ポイント	6 %以上	・・・・・	1 ポイント
15ポイント以上	・・・・・	9 ポイント																								
12ポイント以上	・・・・・	7 ポイント																								
9 ポイント以上	・・・・・	5 ポイント																								
6 ポイント以上	・・・・・	3 ポイント																								
3 ポイント以上	・・・・・	1 ポイント																								
12%以上	・・・・・	3 ポイント																								
9 %以上	・・・・・	2 ポイント																								
6 %以上	・・・・・	1 ポイント																								

		<p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>にかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント																
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																									
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】 (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標) 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料又は販売金額の増加について <table border="0"> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、～のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <table border="0"> <tr><td>8%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 <ul style="list-style-type: none"> ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>にかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p>	10%以上	9 ポイント	8%以上	7 ポイント	6%以上	5 ポイント	4%以上	3 ポイント	2%以上	1 ポイント	8%以上	3 ポイント	6%以上	2 ポイント	4%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
10%以上	9 ポイント																									
8%以上	7 ポイント																									
6%以上	5 ポイント																									
4%以上	3 ポイント																									
2%以上	1 ポイント																									
8%以上	3 ポイント																									
6%以上	2 ポイント																									
4%以上	1 ポイント																									
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																									

			<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】 、及び の中から1つ選択することを必須とする。	生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】(コスト削減に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。 • 単位面積当たり又は単位収量当たりの費用合計を5%以上削減 • 流通コストを5%以上削減 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 41%以上 9ポイント 31%以上 7ポイント 21%以上 5ポイント 11%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該品目の流通コストの削減について 41%以上 9ポイント 31%以上 7ポイント 21%以上 5ポイント 11%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、キャベツ及びトマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、(1)に該当する場合はポイントを加算 (1)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(2)及び(3)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(2)事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>(3)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>(2)(3)にかかわらず、加工・業務用野菜^{注)}については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>注)「加工・業務用野菜」とは、以下の要件をすべて満たしている品目のうち、輸入急増野菜に該当する品目を除くものをいう。以下同じ。 野菜のうち、「加工・業務用需要向けの野菜の生産拡大について」（平成19年7月9日付け19生産第2557号農林水産省野菜課長通知。以下「加工・業務用通知」という。）の2の(1)に規定する戦略的重點品目又は都道府県の戦略的重點品目であること。 この品目について「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2の規定に基づき、加工・業務用需要への取組を拡大しようとする産地強化計画を策定していること。 産地強化計画について、加工・業務用通知の2の(2)により実施した点検・評価の結果、類型 又は に区分された産地であること。</p>
	生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】(労働時間の削減に関する目標) 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41%以上 9ポイント 31%以上 7ポイント 21%以上 5ポイント 11%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント <p>上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1)事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の10a当たりの労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値以下、又は10a当たりの収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日5皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関する</p>

		<p>るセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント <p>(3) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・ 1 ポイント <p>(5)(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜) (契約取引の推進に関する目標)</p> <p>全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加</p>	<p>・当該品目の契約取引割合の増加について</p> <ul style="list-style-type: none"> 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 当該品目の現状の契約取引割合が</p> <ul style="list-style-type: none"> 30%以上・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント <p>(2) 事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <p>現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る)</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜

		<p>産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>・上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・上記ポイントに加え、(6)及び(7)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(6)事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <p>12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>(7)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p> <p>(6)(7)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(野菜) (加工向け出荷量の増加に関する目標) 全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5ポイント以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について <p>25ポイント以上 ······ 9 ポイント 20ポイント以上 ······ 7 ポイント 15ポイント以上 ······ 5 ポイント 10ポイント以上 ······ 3 ポイント 5ポイント以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1)当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が 30%以上 ······ 3 ポイント 20%以上 ······ 2 ポイント 10%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>(2)事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <p>現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3)農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス ······ 3 ポイント <p>(4)以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>・上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・上記ポイントに加え、(6)及び(7)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(6)事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手</p>

			<p>の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>(7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>(6) (7) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント																
12人以上	2 ポイント																						
3人以上	1 ポイント																						
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(野菜) (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標) 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加		<ul style="list-style-type: none"> 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <table> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記に加え、(1) ~ (4) のいずれかによりポイントを加算 (1) 以下のとおりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <table> <tr><td>6 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> (2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3 ポイント、2つに該当する場合は2 ポイント、1つに該当する場合は1 ポイントを加算。 <ul style="list-style-type: none"> 現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、(6) 及び (7) に該当する場合はポイントを加算。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 (6) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について <ul style="list-style-type: none"> ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント (7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> (6) (7) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 	10%以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	6 %以上	3 ポイント	4 %以上	2 ポイント	2 %以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
10%以上	9 ポイント																						
8 %以上	7 ポイント																						
6 %以上	5 ポイント																						
4 %以上	3 ポイント																						
2 %以上	1 ポイント																						
6 %以上	3 ポイント																						
4 %以上	2 ポイント																						
2 %以上	1 ポイント																						
1.5%以上	2 ポイント																						
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																						

【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き）】	生産性向上	【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き）】（施設園芸における省エネルギー化に関する目標）	<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における燃料使用量の削減について <ul style="list-style-type: none"> 18%以上 9ポイント 16%以上 7ポイント 14%以上 5ポイント 12%以上 3ポイント 10%以上 1ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における燃料使用量を10%以上低減 <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択） <p>次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 外張被覆の多重化の実施 内張被覆の利用 ヒートポンプの利用 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用 施設園芸用省エネ生産管理の実践 廃熱回収機の利用 多段式サーモの利用 循環扇の利用 トンネル被覆の利用 高保温性被覆資材の利用 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）の才の（キ）及びカの技術の利用 <p>上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている</p> <ul style="list-style-type: none"> 2ポイント <p>年間の燃油消費量等について台帳をついている</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ポイント <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウスの導入 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ポイント <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数（果樹については、果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数とする。また、野菜については、野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数とする。）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント 	
需要に応じた生産量の確保		【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き）】（施設園芸における供給量の維持に関する目標）	<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制
		<ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における供給量の減少割合について <ul style="list-style-type: none"> 5%以内 9ポイント 10%以内 7ポイント 15%以内 5ポイント 20%以内 3ポイント 25%以内 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a.当たりの供給量について、 都道府県平均の110%以上 3ポイント 都道府県平均の105%以上 2ポイント 都道府県平均以上 1ポイント <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウスの導入 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ポイント <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ揚げた場合であっても、1つの事</p>	

			<p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数（果樹については、果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数とする。また、野菜については、野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数とする。）について</p> <p>12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
【原油高騰対策（農業機械等（水稻直播機）】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（水稻直播機）】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を12%以上低減	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <p>26%以上 ······ 9 ポイント 22.5%以上 ······ 7 ポイント 19%以上 ······ 5 ポイント 15.5%以上 ······ 3 ポイント 12%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <p>3作業工程以上でついている ······ 3 ポイント 2作業工程でついている ······ 2 ポイント 1作業工程でついている ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 不耕起汎用播種機の導入 ······ 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
【原油高騰対策（農業機械等（田植機）】			
【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン）】			
【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン）】			
【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設）】			
【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特產物（茶）】			
【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特產物（葉たばこ）】			
【原油高騰対策（農業機械等（飼種）】			
【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫）】	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（田植機）】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を22%以上低減	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <p>30%以上 ······ 9 ポイント 28%以上 ······ 7 ポイント 26%以上 ······ 5 ポイント 24%以上 ······ 3 ポイント 22%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <p>3作業工程以上でついている ······ 3 ポイント 2作業工程でついている ······ 2 ポイント 1作業工程でついている ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 不耕起汎用播種機の導入 ······ 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設）】			
【原油高騰対策（農業機械等（その他）】			
【原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入）】			
	生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン）】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）	<p>上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>

	<p>ルギー化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を14%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table border="0"> <tr><td>26%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>23%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>14%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table border="0"> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 不耕起汎用播種機の導入 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	26%以上	9 ポイント	23%以上	7 ポイント	20%以上	5 ポイント	17%以上	3 ポイント	14%以上	1 ポイント	3作業工程以上でついている	3 ポイント	2作業工程でついている	2 ポイント	1作業工程でついている	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
26%以上	9 ポイント																									
23%以上	7 ポイント																									
20%以上	5 ポイント																									
17%以上	3 ポイント																									
14%以上	1 ポイント																									
3作業工程以上でついている	3 ポイント																									
2作業工程でついている	2 ポイント																									
1作業工程でついている	1 ポイント																									
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																									
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を16%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>19%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table border="0"> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 不耕起汎用播種機の導入 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	20%以上	9 ポイント	19%以上	7 ポイント	18%以上	5 ポイント	17%以上	3 ポイント	16%以上	1 ポイント	3作業工程以上でついている	3 ポイント	2作業工程でついている	2 ポイント	1作業工程でついている	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
20%以上	9 ポイント																									
19%以上	7 ポイント																									
18%以上	5 ポイント																									
17%以上	3 ポイント																									
16%以上	1 ポイント																									
3作業工程以上でついている	3 ポイント																									
2作業工程でついている	2 ポイント																									
1作業工程でついている	1 ポイント																									
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																									
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table border="0"> <tr><td>24%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>23%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>22%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 	24%以上	9 ポイント	23%以上	7 ポイント	22%以上	5 ポイント	21%以上	3 ポイント	20%以上	1 ポイント														
24%以上	9 ポイント																									
23%以上	7 ポイント																									
22%以上	5 ポイント																									
21%以上	3 ポイント																									
20%以上	1 ポイント																									

		<p>3作業工程以上でついている ······ 3 ポイント 2作業工程でついている ······ 2 ポイント 1作業工程でつている ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入 ······ 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0%以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（茶）））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%又は24%以上低減	<p>・荒茶加工施設の燃油の使用量の低減割合について 19%以上 ······ 9 ポイント 17%以上 ······ 7 ポイント 15%以上 ······ 5 ポイント 13%以上 ······ 3 ポイント 10%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>又は ・茶複合管理機の燃油の使用量の低減割合について 32%以上 ······ 9 ポイント 30%以上 ······ 7 ポイント 28%以上 ······ 5 ポイント 26%以上 ······ 3 ポイント 24%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でついている ······ 3 ポイント 2作業工程でついている ······ 2 ポイント 1作業工程でついている ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0%以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ）））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	<p>・燃油の使用量の低減割合について 14%以上 ······ 9 ポイント 13%以上 ······ 7 ポイント 12%以上 ······ 5 ポイント 11%以上 ······ 3 ポイント 10%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 3作業工程以上でついている ······ 3 ポイント 2作業工程でついている ······ 2 ポイント 1作業工程でついている ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事</p>

		<p>事業計画につき 1 つの加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>																
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物播種））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table> <tr><td>40%以上 ······</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>32.5%以上 ······</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上 ······</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>17.5%以上 ······</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上 ······</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table> <tr><td>3 作業工程以上でついている ······</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 作業工程でついている ······</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1 作業工程でついている ······</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 ······ 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4 ポイント加算。 ただし、達成すべき目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	40%以上 ······	9 ポイント	32.5%以上 ······	7 ポイント	25%以上 ······	5 ポイント	17.5%以上 ······	3 ポイント	10%以上 ······	1 ポイント	3 作業工程以上でついている ······	3 ポイント	2 作業工程でついている ······	2 ポイント	1 作業工程でついている ······	1 ポイント
40%以上 ······	9 ポイント																	
32.5%以上 ······	7 ポイント																	
25%以上 ······	5 ポイント																	
17.5%以上 ······	3 ポイント																	
10%以上 ······	1 ポイント																	
3 作業工程以上でついている ······	3 ポイント																	
2 作業工程でついている ······	2 ポイント																	
1 作業工程でついている ······	1 ポイント																	
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table> <tr><td>30%以上 ······</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上 ······</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上 ······</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上 ······</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上 ······</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table> <tr><td>3 作業工程以上でついている ······</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 作業工程でついている ······</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1 作業工程でついている ······</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 ······ 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4 ポイント加算。 ただし、達成すべき目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	30%以上 ······	9 ポイント	25%以上 ······	7 ポイント	20%以上 ······	5 ポイント	15%以上 ······	3 ポイント	10%以上 ······	1 ポイント	3 作業工程以上でついている ······	3 ポイント	2 作業工程でついている ······	2 ポイント	1 作業工程でついている ······	1 ポイント
30%以上 ······	9 ポイント																	
25%以上 ······	7 ポイント																	
20%以上 ······	5 ポイント																	
15%以上 ······	3 ポイント																	
10%以上 ······	1 ポイント																	
3 作業工程以上でついている ······	3 ポイント																	
2 作業工程でついている ······	2 ポイント																	
1 作業工程でついている ······	1 ポイント																	
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table> <tr><td>26%以上 ······</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>22%以上 ······</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上 ······</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>14%以上 ······</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上 ······</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table> <tr><td>3 作業工程以上でついている ······</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 作業工程でついている ······</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> 	26%以上 ······	9 ポイント	22%以上 ······	7 ポイント	18%以上 ······	5 ポイント	14%以上 ······	3 ポイント	10%以上 ······	1 ポイント	3 作業工程以上でついている ······	3 ポイント	2 作業工程でついている ······	2 ポイント		
26%以上 ······	9 ポイント																	
22%以上 ······	7 ポイント																	
18%以上 ······	5 ポイント																	
14%以上 ······	3 ポイント																	
10%以上 ······	1 ポイント																	
3 作業工程以上でついている ······	3 ポイント																	
2 作業工程でついている ······	2 ポイント																	

		<p>1作業工程でついている ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007(平成19年4月9日決定)における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 不耕起汎用播種機の導入 ······ 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	····· 2 ポイント	3人以上	····· 1 ポイント	1.5%以上	····· 2 ポイント	0%以上1.5%未満	····· 1 ポイント																
12人以上	····· 2 ポイント																									
3人以上	····· 1 ポイント																									
1.5%以上	····· 2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	····· 1 ポイント																									
生産性向上	【原油高騰対策(農業機械等(その他))】(農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標) ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table> <tr><td>60%以上</td><td>····· 9 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>····· 7 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>····· 5 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table>	60%以上	····· 9 ポイント	50%以上	····· 7 ポイント	40%以上	····· 5 ポイント	30%以上	····· 3 ポイント	20%以上	····· 1 ポイント	3作業工程以上でついている	····· 3 ポイント	2作業工程でついている	····· 2 ポイント	1作業工程でついている	····· 1 ポイント	12人以上	····· 2 ポイント	3人以上	····· 1 ポイント	1.5%以上	····· 2 ポイント	0%以上1.5%未満	····· 1 ポイント
60%以上	····· 9 ポイント																									
50%以上	····· 7 ポイント																									
40%以上	····· 5 ポイント																									
30%以上	····· 3 ポイント																									
20%以上	····· 1 ポイント																									
3作業工程以上でついている	····· 3 ポイント																									
2作業工程でついている	····· 2 ポイント																									
1作業工程でついている	····· 1 ポイント																									
12人以上	····· 2 ポイント																									
3人以上	····· 1 ポイント																									
1.5%以上	····· 2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	····· 1 ポイント																									
生産性向上	【原油高騰対策(農業機械等(省エネ農業機械等導入))】(農業機械等の利用にかかる労働時間の目標) ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制	<ul style="list-style-type: none"> 10アール当たり労働時間の増加割合について <table> <tr><td>0%以下</td><td>····· 9 ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以下</td><td>····· 7 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以下</td><td>····· 5 ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以下</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以下</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a当たりの労働時間について、 都道府県平均の96%以下 ······ 3 ポイント 都道府県平均の98%以下 ······ 2 ポイント 都道府県平均以下 ······ 1 ポイント <p>農業新技術2007(平成19年4月9日決定)における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 不耕起汎用播種機の導入 ······ 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table>	0%以下	····· 9 ポイント	2.5%以下	····· 7 ポイント	5%以下	····· 5 ポイント	7.5%以下	····· 3 ポイント	10%以下	····· 1 ポイント	12人以上	····· 2 ポイント	3人以上	····· 1 ポイント	1.5%以上	····· 2 ポイント	0%以上1.5%未満	····· 1 ポイント						
0%以下	····· 9 ポイント																									
2.5%以下	····· 7 ポイント																									
5%以下	····· 5 ポイント																									
7.5%以下	····· 3 ポイント																									
10%以下	····· 1 ポイント																									
12人以上	····· 2 ポイント																									
3人以上	····· 1 ポイント																									
1.5%以上	····· 2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	····· 1 ポイント																									

輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・畠表】 いずれか2つまで選択可能。	輸入急増農産物における国産シェアの奪回 【いぐさ・畠表】(いぐさ生産の経営規模の増加に関する目標) • 事業実施地区における、一戸当たりいぐさ作付面積を5%増加	<ul style="list-style-type: none"> • 事業実施地区における、一戸当たりいぐさ作付面積の増加割合について <table border="0"> <tr><td>9 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現在の作付面積を過去3年間のいずれかの作付面積と比較して 全ての年の面積を上回っている ······ 3 ポイント 2つの年の面積を上回っている ······ 2 ポイント 1つの年の面積を上回っている ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント • 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント • 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 構造調整計画を策定していること ······ 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	9 %以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	7 %以上	5 ポイント	6 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント																
9 %以上	9 ポイント																												
8 %以上	7 ポイント																												
7 %以上	5 ポイント																												
6 %以上	3 ポイント																												
5 %以上	1 ポイント																												
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・畠表】(いぐさの高品質品種の普及に関する目標) • 産地全体において、高品質品種の作付面積を30%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全体に占める割合を50%以上確保するものとする。 「高品質品種」とは、「いぐさ・畠表産地の構造改革の推進について(16生産第8394号平成17年4月27日農林水産省生産局長通知)に基づき、産地が定めた「いぐさ・畠表構造調整計画」における「高品質品種」をいう。	【いぐさ・畠表】(いぐさの高品質品種の普及に関する目標) • 産地全体において、高品質品種の作付面積を30%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全体に占める割合を50%以上確保するものとする。 「高品質品種」とは、「いぐさ・畠表産地の構造改革の推進について(16生産第8394号平成17年4月27日農林水産省生産局長通知)に基づき、産地が定めた「いぐさ・畠表構造調整計画」における「高品質品種」をいう。	<ul style="list-style-type: none"> • 産地全体における高品質品種の作付面積の増加割合について <table border="0"> <tr><td>40%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>38%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>35%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>33%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新たに取り組む場合、高品質品種の作付面積が全体に占める割合について <table border="0"> <tr><td>60%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>58%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>55%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>53%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現在の優良新品種の作付面積割合について <table border="0"> <tr><td>40%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>35%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント • 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 	40%以上	9 ポイント	38%以上	7 ポイント	35%以上	5 ポイント	33%以上	3 ポイント	30%以上	1 ポイント	60%以上	9 ポイント	58%以上	7 ポイント	55%以上	5 ポイント	53%以上	3 ポイント	50%以上	1 ポイント	40%以上	3 ポイント	35%以上	2 ポイント	30%以上	1 ポイント
40%以上	9 ポイント																												
38%以上	7 ポイント																												
35%以上	5 ポイント																												
33%以上	3 ポイント																												
30%以上	1 ポイント																												
60%以上	9 ポイント																												
58%以上	7 ポイント																												
55%以上	5 ポイント																												
53%以上	3 ポイント																												
50%以上	1 ポイント																												
40%以上	3 ポイント																												
35%以上	2 ポイント																												
30%以上	1 ポイント																												

		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造調整計画を策定していること 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>																		
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【いぐさ・畳表】(いぐさ生産の低コスト化に関する目標) ・事業実施地区における、畳表1枚当たり労働時間を10%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区における、畳表1枚当たり労働時間の削減割合について <table> <tr><td>18%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>14%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施地区等における現在の作付面積を過去3年間のいずれかの作付面積と比較して 全ての年の面積を上回っている 3 ポイント 2つの年の面積を上回っている 2 ポイント 1つの年の面積を上回っている 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造調整計画を策定していること 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	18%以上	9 ポイント	16%以上	7 ポイント	14%以上	5 ポイント	12%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント								
18%以上	9 ポイント																			
16%以上	7 ポイント																			
14%以上	5 ポイント																			
12%以上	3 ポイント																			
10%以上	1 ポイント																			
【輸入急増野菜】 いずれか2つまで選択可能。	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	<p>【輸入急増野菜】(コスト削減に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計を5%以上削減 ・流通コストを5%以上削減 <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について <table> <tr><td>41%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>31%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 当該品目の流通コストの削減割合について <table> <tr><td>41%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>31%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> </table> 	41%以上	9 ポイント	31%以上	7 ポイント	21%以上	5 ポイント	11%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	41%以上	9 ポイント	31%以上	7 ポイント	21%以上	5 ポイント	11%以上	3 ポイント
41%以上	9 ポイント																			
31%以上	7 ポイント																			
21%以上	5 ポイント																			
11%以上	3 ポイント																			
5%以上	1 ポイント																			
41%以上	9 ポイント																			
31%以上	7 ポイント																			
21%以上	5 ポイント																			
11%以上	3 ポイント																			

		<p>5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。</p> <p>ただし、キャベツ、トマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に 1 回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、（1）に該当する場合はポイントを加算</p> <p>（1）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>															
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【輸入急増野菜】（労働時間の削減に関する目標） ・ 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を 5 %以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について <table border="0"> <tr><td>41%以上</td><td>・・・・・・・・・・・・</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>31%以上</td><td>・・・・・・・・</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>・・・・</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>・・・・</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>・・・・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記に加え、（1）（2）又は（3）のいずれかによりポイントを加算</p> <p>（1）事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算</p> <p>現状の当該品目の 10 a 当たり労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値以下、又は 10 a 当たり収量が「野菜生産出荷統計」若しくは「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。）</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1 日 5 斧分（350 g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。）</p> <p>（2）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・ <p>3 ポイント</p> <p>（3）以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ <p>2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ <p>1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、（4）に該当する場合はポイントを加算</p> <p>（4）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>	41%以上	・・・・・・・・・・・・	9 ポイント	31%以上	・・・・・・・・	7 ポイント	21%以上	・・・・	5 ポイント	11%以上	・・・・	3 ポイント	5 %以上	・・・・	1 ポイント
41%以上	・・・・・・・・・・・・	9 ポイント															
31%以上	・・・・・・・・	7 ポイント															
21%以上	・・・・	5 ポイント															
11%以上	・・・・	3 ポイント															
5 %以上	・・・・	1 ポイント															
輸入急増農産物における国	【輸入急増野菜】（病害虫による農作物被害の防止に関する目																

産シェア の奪回	<p>標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 病害虫の被害率を5ポイント以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 病害虫の被害率の低減について <table border="0"> <tr><td>25ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記に加え、(1) (2) 又は(3)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 事業実施主体における現状の10a当たり単収量が、「野菜生産出荷統計」、「地域特産野菜の生産状況」における単収に対して</p> <table border="0"> <tr><td>15%以上高い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上高い</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上高い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 3ポイント <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	25ポイント以上	9ポイント	20ポイント以上	7ポイント	15ポイント以上	5ポイント	10ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント	15%以上高い	3ポイント	10%以上高い	2ポイント	5%以上高い	1ポイント
25ポイント以上	9ポイント																	
20ポイント以上	7ポイント																	
15ポイント以上	5ポイント																	
10ポイント以上	3ポイント																	
5ポイント以上	1ポイント																	
15%以上高い	3ポイント																	
10%以上高い	2ポイント																	
5%以上高い	1ポイント																	
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	<p>【輸入急増野菜】(出荷規格の向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全出荷量又は全作物面積に占める秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合を3ポイント以上増加 ただし、事業実施後の当該割合が30%以上あること 	<ul style="list-style-type: none"> 秀品その他品質の上位規格品(大きさ、外観品質、内部品質等)の割合の増加について <table border="0"> <tr><td>15ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>12ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>6ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>(事業実施主体が高品質化の具体的な指標を明示すること)</p> <p>上記に加え、(1) (2) 又は(3)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算</p> <p>現状の当該高品質化野菜の販売価格が事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること</p> <p>产地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 3ポイント <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を 	15ポイント以上	9ポイント	12ポイント以上	7ポイント	9ポイント以上	5ポイント	6ポイント以上	3ポイント	3ポイント以上	1ポイント						
15ポイント以上	9ポイント																	
12ポイント以上	7ポイント																	
9ポイント以上	5ポイント																	
6ポイント以上	3ポイント																	
3ポイント以上	1ポイント																	

		<p>進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>										
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【輸入急増野菜】(付加価値の向上に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品(伝統野菜及び環境保全型農業による野菜、減農薬・減化学肥料栽培等による野菜)の割合を5ポイント以上増加 ただし、事業実施後の当該割合が30%以上あること	<p>・ブランド品の割合の増加について</p> <table> <tr><td>25ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1)事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算 現状の当該高品質化野菜の販売価格が事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値以上であること 产地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2)農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・3ポイント</p> <p>(3)以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	25ポイント以上	9ポイント	20ポイント以上	7ポイント	15ポイント以上	5ポイント	10ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント
25ポイント以上	9ポイント											
20ポイント以上	7ポイント											
15ポイント以上	5ポイント											
10ポイント以上	3ポイント											
5ポイント以上	1ポイント											
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【輸入急増野菜】(契約取引の推進に関する目標) ・全出荷量又は全作付面積のうち契約	<p>・当該品目の契約取引割合の増加について</p> <table> <tr><td>25ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> </table>	25ポイント以上	9ポイント								
25ポイント以上	9ポイント											

	<p>取引割合を 5 ポイント以上増加</p> <table border="0"> <tr><td>20ポイント以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記に加え、(1) (2) 又は(3) のいずれかによりポイントを加算。 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2つに該当する場合は 2 ポイント、1つに該当する場合は 1 ポイントを加算 現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日 5 皿分（350 g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。）</p> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 • 超低コスト耐候性ハウス ······ 3 ポイント</p> <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 • 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合 ······ 2 ポイント</p> <p>• 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント</p> <p>• 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	20ポイント以上	7 ポイント	15ポイント以上	5 ポイント	10ポイント以上	3 ポイント	5 ポイント以上	1 ポイント			
20ポイント以上	7 ポイント											
15ポイント以上	5 ポイント											
10ポイント以上	3 ポイント											
5 ポイント以上	1 ポイント											
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	<p>【輸入急増野菜】(加工向け出荷量の増大に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量を 5 ポイント以上増加 <p>• 当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について</p> <table border="0"> <tr><td>25ポイント以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記に加え、(1) (2) 又は(3) のいずれかによりポイントを加算。 (1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2つに該当する場合は 2 ポイント、1つに該当する場合は 1 ポイントを加算 現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日 5 皿分（350 g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。）</p> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 • 超低コスト耐候性ハウス ······ 3 ポイント</p> <p>(3) 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 • 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組</p>	25ポイント以上	9 ポイント	20ポイント以上	7 ポイント	15ポイント以上	5 ポイント	10ポイント以上	3 ポイント	5 ポイント以上	1 ポイント	
25ポイント以上	9 ポイント											
20ポイント以上	7 ポイント											
15ポイント以上	5 ポイント											
10ポイント以上	3 ポイント											
5 ポイント以上	1 ポイント											

			<p>を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 1ポイント <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1ポイント <p>(4)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・</p> <p>1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 及び の中から1つ選択することを必須とする。	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（コスト削減に関する目標） 以下のいずれか1つを選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ・単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計を5%以上削減 ・流通コストを5%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 41%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該品目の流通コストの削減割合について 41%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、キャベツ、トマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、(1)に該当する場合はポイントを加算 (1)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（労働時間の削減に関する目標） 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 31%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 11%以上・・・・・・・・ 3ポイント 5%以上・・・・ 1ポイント <p>上記に加え、(1)(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 (1)事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算</p>

		<p>現状の当該品目の10a当たり労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値以下、又は10a当たり収量が「野菜生産出荷統計」若しくは「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。）</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日5皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。）</p> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント <p>(3) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 (契約取引の推進に関する目標) 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の契約取引割合の増加について <ul style="list-style-type: none"> 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 9ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 7ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 当該品目の現状の契約取引割合が</p> <ul style="list-style-type: none"> 30%以上・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・ 1ポイント <p>(2) 事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算</p> <p>現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。）</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・ 3ポイント <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの</p>

		<p>事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>..... 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>..... 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>..... 1 ポイント</p> <p>(5) 上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <p>..... 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>
輸入急増農産物における国产シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（加工向け出荷量の増加に関する目標） 全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を 5 ポイント以上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について <ul style="list-style-type: none"> 25 ポイント以上 9 ポイント 20 ポイント以上 7 ポイント 15 ポイント以上 5 ポイント 10 ポイント以上 3 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント <p>(1) 上記に加え、(1) ~ (4) のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が</p> <ul style="list-style-type: none"> 30% 以上 3 ポイント 20% 以上 2 ポイント 10% 以上 1 ポイント <p>(2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の当該品目の 1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） ・産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること ・トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>..... 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>..... 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>..... 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p>

		<p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	<p>【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標)</p> <p>当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を 2 % 以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 9 ポイント 8 % 以上 7 ポイント 6 % 以上 5 ポイント 4 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 1 ポイント <p>上記に加え、(1) ~ (4) のいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 以下のとおりポイントを加算 ・平成 15 年度から平成 19 年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <ul style="list-style-type: none"> 8 % 以上 3 ポイント 6 % 以上 2 ポイント 4 % 以上 1 ポイント <p>(2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算</p> <p>現状の当該品目の 1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。）</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術 2007 における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>

【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ）】 輸入急増農産物における国产シェアの奪回	【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ）】 （農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標） ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	<p>・燃油の使用量の低減割合について</p> <table> <tr><td>14%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合</p> <table> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・</p> <p>上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	14%以上	9ポイント	13%以上	7ポイント	12%以上	5ポイント	11%以上	3ポイント	10%以上	1ポイント	3作業工程以上でついている	3ポイント	2作業工程でついている	2ポイント	1作業工程でついている	1ポイント
14%以上	9ポイント																	
13%以上	7ポイント																	
12%以上	5ポイント																	
11%以上	3ポイント																	
10%以上	1ポイント																	
3作業工程以上でついている	3ポイント																	
2作業工程でついている	2ポイント																	
1作業工程でついている	1ポイント																	
輸入急増農産物における国产シェアの奪回	【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ）】 （農業機械等の利用にかかる労働時間の目標） ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制	<p>・10アール当たり労働時間の増加割合について</p> <table> <tr><td>0%以下</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>1.5%以下</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>5%以下</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以下</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以下</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10a.当たりの労働時間について、 都道府県平均の96%以下 都道府県平均の98%以下 都道府県平均以下 ・</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・不耕起汎用播種機の導入</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・</p> <p>上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	0%以下	9ポイント	1.5%以下	7ポイント	5%以下	5ポイント	7.5%以下	3ポイント	10%以下	1ポイント						
0%以下	9ポイント																	
1.5%以下	7ポイント																	
5%以下	5ポイント																	
7.5%以下	3ポイント																	
10%以下	1ポイント																	
【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜）】 輸入急増農産物における国产シェアの奪回	【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜）】 （施設園芸における省エネルギー化に関する目標） ・施設園芸における燃油の使用量を10%以上低減	<p>・施設園芸における燃料使用量の削減について</p> <table> <tr><td>18%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> </table>	18%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント												
18%以上	9ポイント																	
16%以上	7ポイント																	

		<p>14%以上 ······ 5 ポイント 12%以上 ······ 3 ポイント 10%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択）</p> <p>次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く） ······ 3 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 外張被覆の多重化の実施 イ 内張被覆の利用 ウ ヒートポンプの利用 エ 木質バイオマス等燃料以外の資源を利用した加温設備の利用 オ 施設園芸用省エネ生産管理の実践 カ 廃熱回収機の利用 キ 多段式サーモの利用 ク 循環扇の利用 ケ トンネル被覆の利用 コ 高保温性被覆資材の利用 サ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）のオの（キ）及びカの技術の利用 <p>上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている ······ 2 ポイント</p> <p>年間の燃油消費量等について台帳をついている ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技术2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入 ······ 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>										
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】（施設園芸における供給量の維持に関する目標） ・施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制	<p>・施設園芸における供給量の減少割合について</p> <table> <tr><td>5 %以内 ······</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>10 %以内 ······</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15 %以内 ······</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>20 %以内 ······</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>25 %以内 ······</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 ・10a当たりの供給量について、 都道府県平均の110%以上 ······ 3 ポイント 都道府県平均の105%以上 ······ 2 ポイント 都道府県平均以上 ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技术2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入 ······ 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	5 %以内 ······	9 ポイント	10 %以内 ······	7 ポイント	15 %以内 ······	5 ポイント	20 %以内 ······	3 ポイント	25 %以内 ······	1 ポイント
5 %以内 ······	9 ポイント											
10 %以内 ······	7 ポイント											
15 %以内 ······	5 ポイント											
20 %以内 ······	3 ポイント											
25 %以内 ······	1 ポイント											

産地競争力の強化に向けた総合的推進	<p>【生乳】</p> <p>生産性向上</p>	<p>【生乳】(乳用牛飼養の低成本化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生乳100kg当たり生産コストを8%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より8%以上削減とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 生乳100kg当たり生産コストの削減割合について <table border="0"> <tr><td>13%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、生乳100kg当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <table border="0"> <tr><td>13%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 ······ 3ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ······ 2ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ······ 1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加</p>	13%以上	9ポイント	12%以上	7ポイント	11%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	8%以上	1ポイント	13%以上	9ポイント	12%以上	7ポイント	11%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	8%以上	1ポイント
13%以上	9ポイント																						
12%以上	7ポイント																						
11%以上	5ポイント																						
9%以上	3ポイント																						
8%以上	1ポイント																						
13%以上	9ポイント																						
12%以上	7ポイント																						
11%以上	5ポイント																						
9%以上	3ポイント																						
8%以上	1ポイント																						

			<p>算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</td><td></td></tr> <tr> <td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr> <td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	事業費1,000万円当たりの認定農業者数について		12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント										
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について																							
12人以上	2ポイント																						
3人以上	1ポイント																						
1.5%以上	2ポイント																						
0%以上1.5%未満	1ポイント																						
生産性向上	【生乳】(乳用牛飼養の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・1頭当たり乳量を3%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・1頭当たり乳量の増加割合について <table border="0"> <tr> <td>7%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr> <td>6%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr> <td>5%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr> <td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr> <td>3%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント <p>(ア)直近3年間の当該地区の1頭当たり乳量の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12人以上</td> <td>2ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>1ポイント</td> </tr> </table>	7%以上	9ポイント	6%以上	7ポイント	5%以上	5ポイント	4%以上	3ポイント	3%以上	1ポイント	事業費1,000万円当たりの認定農業者数について		12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
7%以上	9ポイント																						
6%以上	7ポイント																						
5%以上	5ポイント																						
4%以上	3ポイント																						
3%以上	1ポイント																						
事業費1,000万円当たりの認定農業者数について																							
12人以上	2ポイント																						
3人以上	1ポイント																						
1.5%以上	2ポイント																						
0%以上1.5%未満	1ポイント																						
生産性向上	【生乳】(乳用牛飼養の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・初産月齢を1.0%以上短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・初産月齢の短縮割合について <table border="0"> <tr> <td>2.2%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr> <td>1.9%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr> <td>1.6%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr> <td>1.3%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr> <td>1.0%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント <p>(ア)直近3年間の当該地区の初産月齢の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を越える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上</p>	2.2%以上	9ポイント	1.9%以上	7ポイント	1.6%以上	5ポイント	1.3%以上	3ポイント	1.0%以上	1ポイント										
2.2%以上	9ポイント																						
1.9%以上	7ポイント																						
1.6%以上	5ポイント																						
1.3%以上	3ポイント																						
1.0%以上	1ポイント																						

		<p>) 受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント						
12人以上	2 ポイント															
3人以上	1 ポイント															
1.5%以上	2 ポイント															
0%以上1.5%未満	1 ポイント															
需要に応じた生産量の確保	【生乳】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額が2%以上増加 <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>45%以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>25%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	45%以上	3 ポイント	25%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
45%以上	3 ポイント															
25%以上	2 ポイント															
5%以上	1 ポイント															
12人以上	2 ポイント															
3人以上	1 ポイント															
1.5%以上	2 ポイント															
0%以上1.5%未満	1 ポイント															
需要に応じた生産量の確保	【生乳】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加 <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>60%以上</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>40%以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>20%以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	60%以上	9 ポイント	50%以上	7 ポイント	40%以上	5 ポイント	30%以上	3 ポイント	20%以上	1 ポイント				
60%以上	9 ポイント															
50%以上	7 ポイント															
40%以上	5 ポイント															
30%以上	3 ポイント															
20%以上	1 ポイント															

			<p>45%以上 3 ポイント 25%以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	【生乳】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合が 5 %以上 増加 	<p>・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 65%以上 9 ポイント 50%以上 7 ポイント 35%以上 5 ポイント 20%以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 加工した製品量が原料換算で以下の場合 乳製品、牛肉又はその他の大家畜の肉製品にあっては、 10 t 以上 3 ポイント 5 t 以上 2 ポイント 1 t 以上 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域内におけるクローニング技術を用いた効率的な育種改良手法の実用化のために必要な検討を行うためのクローニング牛の作成頭数の増加数について 5 頭以上 9 ポイント 4 頭以上 7 ポイント 3 頭以上 5 ポイント 2 頭以上 3 ポイント 	

		<p>域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うため、DNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数を5%以上増加</p> <p>的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うため、DNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <table border="0"> <tr><td>1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して30%以上多い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上多い</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上多い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	25%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	15%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して30%以上多い	3ポイント	20%以上多い	2ポイント	10%以上多い	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
25%以上	9ポイント																									
20%以上	7ポイント																									
15%以上	5ポイント																									
10%以上	3ポイント																									
5%以上	1ポイント																									
1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して30%以上多い	3ポイント																									
20%以上多い	2ポイント																									
10%以上多い	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
生産性向上	<p>【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数を5%以上増加 	<p>事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <table border="0"> <tr><td>1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して30%以上多い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上多い</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上多い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	25%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	15%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して30%以上多い	3ポイント	20%以上多い	2ポイント	10%以上多い	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
25%以上	9ポイント																									
20%以上	7ポイント																									
15%以上	5ポイント																									
10%以上	3ポイント																									
5%以上	1ポイント																									
1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して30%以上多い	3ポイント																									
20%以上多い	2ポイント																									
10%以上多い	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									

生産性向上	【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標) <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域内における性別受精卵移植技術普及のために必要な、性別受精卵の移植及び受胎頭数を5%以上増加 	<p>・事業実施地区を含む地域内における性別受精卵移植技術普及のために必要な、性別受精卵の移植及び受胎頭数の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>25%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 1機関当たりの性別受精卵の移植頭数が直近3年間の全国平均値に対して</p> <table> <tbody> <tr><td>15%以上多い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上多い</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上多い</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table>	25%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	15%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	15%以上多い	3ポイント	10%以上多い	2ポイント	5%以上多い	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
25%以上	9ポイント																									
20%以上	7ポイント																									
15%以上	5ポイント																									
10%以上	3ポイント																									
5%以上	1ポイント																									
15%以上多い	3ポイント																									
10%以上多い	2ポイント																									
5%以上多い	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
生産性向上	【生乳】(乳用牛の生産性向上に関する目標) <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域内における性別受精卵移植技術普及のため、性別受精卵の生産・配布を行った個数の増加割合について 	<p>・事業実施地区を含む地域内における性別受精卵移植技術普及のため、性別受精卵の生産・配布を行った個数の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>25%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 1機関当たりの性別受精卵の移植頭数が直近3年間の全国平均値に対して</p> <table> <tbody> <tr><td>15%以上多い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上多い</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上多い</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table>	25%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	15%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	15%以上多い	3ポイント	10%以上多い	2ポイント	5%以上多い	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント				
25%以上	9ポイント																									
20%以上	7ポイント																									
15%以上	5ポイント																									
10%以上	3ポイント																									
5%以上	1ポイント																									
15%以上多い	3ポイント																									
10%以上多い	2ポイント																									
5%以上多い	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									

			<p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上…………… 2 ポイント 0 %以上1.5%未満…………… 1 ポイント</p>
【牛肉】	生産性向上	<p>【牛肉】(肉用牛飼養の低成本化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖にあっては子牛1頭当たり生産コストを7%以上削減 ・肥育にあっては肥育牛1頭当たり生産コストを7%以上削減どちらかを選択ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より7%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖にあっては子牛1頭当たり生産コスト、肥育にあっては肥育牛1頭当たり生産コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 15%以上…………… 9 ポイント 13%以上…………… 7 ポイント 11%以上…………… 5 ポイント 9 %以上…………… 3 ポイント 7 %以上…………… 1 ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、繁殖にあっては子牛1頭当たり生産コスト、肥育にあっては肥育牛1頭当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 15%以上…………… 9 ポイント 13%以上…………… 7 ポイント 11%以上…………… 5 ポイント 9 %以上…………… 3 ポイント 7 %以上…………… 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合…………… 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>12人以上…………… 2 ポイント 3人以上…………… 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上…………… 2 ポイント 0 %以上1.5%未満…………… 1 ポイント</p>
	生産性向上	<p>【牛肉】(肉用牛飼養の労働時間の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間を12%以上削減 ・肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間を12%以上削減どちらかを選択ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より12%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間、肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上…………… 9 ポイント 22%以上…………… 7 ポイント 19%以上…………… 5 ポイント 15%以上…………… 3 ポイント 12%以上…………… 1 ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間、肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上…………… 9 ポイント 22%以上…………… 7 ポイント 19%以上…………… 5 ポイント 15%以上…………… 3 ポイント 12%以上…………… 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。</p> <p>以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <p>(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合…………… 3 ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合…………… 2 ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合…………… 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の繁殖にあっては子牛1頭当たり労働時間、肥育にあっては肥育牛1頭当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <p>・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育…………… 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合…………… 2 ポイント</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、(ア)に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(イ)及び(ウ)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・ 1 ポイント</p>
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮 <p>繁殖における1頭当たり分娩間隔の短縮割合について 3.1%以上・・・・・・・ 9 ポイント 2.6%以上・・・・・・・ 7 ポイント 2.2%以上・・・・・・・ 5 ポイント 1.8%以上・・・・・・・ 3 ポイント 1.3%以上・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(ア)又は(イ)又は(ウ)のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の(ア)及び(イ)の(イ)を満たす場合・・・・・・・ 3 ポイント (ア)の(ア)又は(イ)の(イ)を満たす場合・・・・・・・ 2 ポイント (ア)の(ア)又は(イ)の(イ)を満たす場合・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の分娩間隔の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・・・・ 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、(ア)に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(イ)及び(ウ)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・ 1 ポイント</p>
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖におけるほ育育成時事故率を4.2%以上低減 <p>繁殖におけるほ育育成時事故率の低減割合について 9.8%以上・・・・・・・ 9 ポイント 8.4%以上・・・・・・・ 7 ポイント 7.0%以上・・・・・・・ 5 ポイント</p>

		<p>5.6%以上 3 ポイント 4.2%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の育成時事故率の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮	<p>・肥育における肥育開始月齢の短縮割合について 5.6%以上 9 ポイント 4.8%以上 7 ポイント 4.0%以上 5 ポイント 3.2%以上 3 ポイント 2.4%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区的肥育開始月齢平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区的平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した</p>

		<p>取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・・・・・2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、(ア)に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(イ)及び(ア)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・2ポイント 3人以上・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・1ポイント</p>
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標) ・肥育における肥育終了月齢を2.7%以上短縮	<ul style="list-style-type: none"> 肥育における肥育終了月齢の短縮割合について 6.3%以上・・・・9ポイント 5.4%以上・・・・7ポイント 4.5%以上・・・・5ポイント 3.6%以上・・・・3ポイント 2.7%以上・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、(ア)又は(イ)又は(ア)のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の(ア)及び(イ)の(イ)を満たす場合・・・・3ポイント (ア)の(ア)又は(イ)の(イ)を満たす場合・・・・2ポイント (ア)の(ア)又は(イ)の(イ)を満たす場合・・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育終了月齢の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・・3ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、(ア)に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(イ)及び(ア)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・2ポイント 3人以上・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・1ポイント</p>
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)	

	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮 <p>・繁殖における子牛の出荷月齢の短縮割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>5.6%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>4.8%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>4.0%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>3.2%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2.4%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。</p> <p>以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <table> <tbody> <tr><td>(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>(ア)直近3年間の当該地区の繁殖における子牛の出荷月齢の平均値について</p> <table> <tbody> <tr><td>)直近3年間の全国平均値の90%以下</td><td></td></tr> <tr><td>)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>)受益頭数の占める割合が50%以上</td><td></td></tr> <tr><td>)受益頭数の占める割合が25%以上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの</p>	5.6%以上	9 ポイント	4.8%以上	7 ポイント	4.0%以上	5 ポイント	3.2%以上	3 ポイント	2.4%以上	1 ポイント	(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3 ポイント	(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	2 ポイント	(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	1 ポイント)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上	
5.6%以上	9 ポイント																								
4.8%以上	7 ポイント																								
4.0%以上	5 ポイント																								
3.2%以上	3 ポイント																								
2.4%以上	1 ポイント																								
(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3 ポイント																								
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	2 ポイント																								
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	1 ポイント																								
)直近3年間の全国平均値の90%以下																									
)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下																									
)受益頭数の占める割合が50%以上																									
)受益頭数の占める割合が25%以上																									
生産性向上	<p>【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖における子牛の平均価格を2.4%以上増加 <p>・繁殖における子牛の平均価格の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>5.6%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>4.8%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>4.0%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>3.2%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2.4%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。</p> <p>以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <table> <tbody> <tr><td>(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>(ア)直近3年間の当該地区の繁殖における子牛の平均価格の平均値について</p> <table> <tbody> <tr><td>)直近3年間の全国平均値の110%以上</td><td></td></tr> <tr><td>)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>)受益頭数の占める割合が50%以上</td><td></td></tr> <tr><td>)受益頭数の占める割合が25%以上</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの</p>	5.6%以上	9 ポイント	4.8%以上	7 ポイント	4.0%以上	5 ポイント	3.2%以上	3 ポイント	2.4%以上	1 ポイント	(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3 ポイント	(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	2 ポイント	(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	1 ポイント)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上	
5.6%以上	9 ポイント																								
4.8%以上	7 ポイント																								
4.0%以上	5 ポイント																								
3.2%以上	3 ポイント																								
2.4%以上	1 ポイント																								
(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3 ポイント																								
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	2 ポイント																								
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	1 ポイント																								
)直近3年間の全国平均値の110%以上																									
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上																									
)受益頭数の占める割合が50%以上																									
)受益頭数の占める割合が25%以上																									

		<p>事業計画につき 1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3つまでの成果目標のうちの 1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2つ掲げた場合であっても、 1つの事業計画につき 1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 地域増頭率と県全体増頭率を比較した場合の増加割合が10%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 地域増頭率と県全体増頭率を比較した場合の増加割合が 30%以上 9 ポイント 25%以上 7 ポイント 20%以上 5 ポイント 15%以上 3 ポイント 10%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 (ア)の) 及び (イ)の) を満たす場合 3 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 2 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近 3 年間の当該地区の地域増頭率の平均について) 直近 3 年間の全国平均値の110%以上) 直近 3 年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の110%以上</p> <p>(イ)直近 3 年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について) 受益頭数の占める割合が50%以上) 受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2つ掲げた場合であっても、 1つの事業計画につき 1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3つまでの成果目標のうちの 1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2つ掲げた場合であっても、 1つの事業計画につき 1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)	

	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）と県平均を比較した際の削減割合が10%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）と県平均を比較した際の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 18%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 14%以上 5 ポイント 12%以上 3 ポイント 10%以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> (ア)の) 及び (イ)の) を満たす場合 3 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 2 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 1 ポイント (ア)直近3年間の当該地区の事業実施地区を含む地域の子牛の体重のバラツキ(標準偏差)の平均について <ul style="list-style-type: none">)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について <ul style="list-style-type: none">)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
12人以上	2 ポイント									
3人以上	1 ポイント									
1.5%以上	2 ポイント									
0%以上1.5%未満	1 ポイント									
生産性向上	<p>【牛肉】(肉用牛飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥育にあっては出荷生産物に占めるA4、A5等級の向上割合が0.6%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 肥育にあっては出荷生産物に占めるA4、A5等級の向上割合について <ul style="list-style-type: none"> 1.4%以上 9 ポイント 1.2%以上 7 ポイント 1.0%以上 5 ポイント 0.8%以上 3 ポイント 0.6%以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 <ul style="list-style-type: none"> 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> (ア)の) 及び (イ)の) を満たす場合 3 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 2 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 1 ポイント (ア)直近3年間の当該地区の、出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均について <ul style="list-style-type: none">)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について <ul style="list-style-type: none">)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント 								

		<p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合……………2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合……………1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、①に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合……………1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、②及び③に該当する場合はポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>……………2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>……………1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>……………2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>……………1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	……………2ポイント	3人以上	……………1ポイント	1.5%以上	……………2ポイント	0%以上1.5%未満	……………1ポイント																
12人以上	……………2ポイント																									
3人以上	……………1ポイント																									
1.5%以上	……………2ポイント																									
0%以上1.5%未満	……………1ポイント																									
需要に応じた生産量の確保	【牛肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)	<p>事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合</p> <table border="0"> <tr><td>10%以上</td><td>……………9ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>……………7ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>……………5ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>……………3ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>……………1ポイント</td></tr> </table> <p>上記のポイントに加え、④又は⑤又は⑥のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産物加工施設に仕向ける割合について</p> <table border="0"> <tr><td>45%以上</td><td>……………3ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>……………2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>……………1ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育……………3ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合……………2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合……………1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、⑦に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合……………1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、⑧及び⑨に該当する場合はポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>……………2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>……………1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>……………2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>……………1ポイント</td></tr> </table>	10%以上	……………9ポイント	8%以上	……………7ポイント	6%以上	……………5ポイント	4%以上	……………3ポイント	2%以上	……………1ポイント	45%以上	……………3ポイント	25%以上	……………2ポイント	5%以上	……………1ポイント	12人以上	……………2ポイント	3人以上	……………1ポイント	1.5%以上	……………2ポイント	0%以上1.5%未満	……………1ポイント
10%以上	……………9ポイント																									
8%以上	……………7ポイント																									
6%以上	……………5ポイント																									
4%以上	……………3ポイント																									
2%以上	……………1ポイント																									
45%以上	……………3ポイント																									
25%以上	……………2ポイント																									
5%以上	……………1ポイント																									
12人以上	……………2ポイント																									
3人以上	……………1ポイント																									
1.5%以上	……………2ポイント																									
0%以上1.5%未満	……………1ポイント																									
需要に応じた生産量の確保	【牛肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 出荷量のうち契約取引が占める割合について <table border="0"> <tr><td>60%以上</td><td>……………9ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>……………7ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>……………5ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>……………3ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>……………1ポイント</td></tr> </table>	60%以上	……………9ポイント	50%以上	……………7ポイント	40%以上	……………5ポイント	30%以上	……………3ポイント	20%以上	……………1ポイント														
60%以上	……………9ポイント																									
50%以上	……………7ポイント																									
40%以上	……………5ポイント																									
30%以上	……………3ポイント																									
20%以上	……………1ポイント																									

		<p>上記のポイントに加え、又は 又は のいずれかによりポイントを加算。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について</p> <table> <tr><td>45%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	45%以上	3 ポイント	25%以上	2 ポイント	5 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント						
45%以上	3 ポイント																					
25%以上	2 ポイント																					
5 %以上	1 ポイント																					
12人以上	2 ポイント																					
3人以上	1 ポイント																					
1.5%以上	2 ポイント																					
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																					
需要に応じた生産量の確保	【牛肉】 (畜産物加工施設の活用促進に関する目標) ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合が5 %以上増加	<p>・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合</p> <table> <tr><td>65%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>35%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記のポイントに加え、又は 又は のいずれかによりポイントを加算。 加工した製品量が原料換算で以下の場合 牛肉又はその他の大家畜の肉製品にあっては、</p> <table> <tr><td>10 t 以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 t 以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1 t 以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p>	65%以上	9 ポイント	50%以上	7 ポイント	35%以上	5 ポイント	20%以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	10 t 以上	3 ポイント	5 t 以上	2 ポイント	1 t 以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント
65%以上	9 ポイント																					
50%以上	7 ポイント																					
35%以上	5 ポイント																					
20%以上	3 ポイント																					
5 %以上	1 ポイント																					
10 t 以上	3 ポイント																					
5 t 以上	2 ポイント																					
1 t 以上	1 ポイント																					
12人以上	2 ポイント																					
3人以上	1 ポイント																					

		<p>1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【牛肉】 (肉用牛の改良増殖に する目標) ・検定成績 現場後代検定の日齢 枝肉重量及び脂肪交雑 (BMSNo.)の検定 成績の向上率の平均が 1 %以上、又は間接検 定の1日平均増体量及 び脂肪交雫(BMSN o.)の検定成績の向上 率の平均が1 %以上	<p>検定成績 ・現場後代検定の日齢枝肉重量及び脂肪交雫(BMSNo.)の検定成 績の向上率の平均、又は間接検定の1日平均増体量及び脂肪交雫(B MSNo.)の検定成績の向上率の平均について 5 %以上 ······ 9 ポイント 4 %以上 ······ 7 ポイント 3 %以上 ······ 5 ポイント 2 %以上 ······ 3 ポイント 1 %以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを 加算 平成15年度から平成17年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び 脂肪交雫(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成 17年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の1日 平均増体量及び脂肪交雫(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成 15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均が 3 %以上 ······ 3 ポイント 2 %以上 ······ 2 ポイント 1 %以上 ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを 加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合 3 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化 支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5 %以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【牛肉】 (肉用牛の改良増殖に する目標) ・育種価 日齢枝肉重量におけ る育種価と枝肉情報と して収集した値の平均 の合計値の向上率と、 脂肪交雫(BMSNo.) における育種価と枝肉 情報として収集した値 の平均の合計値の向上 率の平均が1 %以上増 加	<p>育種価 ・日齢枝肉重量における育種価と枝肉情報として収集した値の平均の 合計値の向上率と、脂肪交雫(BMSNo.)における育種価と枝肉 情報として収集した値の平均の合計値の向上率の平均について 5 %以上 ······ 9 ポイント 4 %以上 ······ 7 ポイント 3 %以上 ······ 5 ポイント 2 %以上 ······ 3 ポイント 1 %以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを 加算 平成15年度から平成17年度までの現場後代検定の日齢枝肉重量及び 脂肪交雫(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成15年度から平成 17年度までの全国平均と比較した場合の平均、又は間接検定の1日 平均増体量及び脂肪交雫(BMSNo.)の検定成績をそれぞれ平成 15年度から平成17年度までの全国平均と比較した場合の平均が 3 %以上 ······ 3 ポイント 2 %以上 ······ 2 ポイント 1 %以上 ······ 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを 加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し</p>

		<p>た取組を進める場合 ······ 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>																
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【牛肉】 (肉用牛の改良増殖に する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地 域内における肉用牛改 良増殖を促進するため に必要な受精卵の移植 頭数を40頭以上増加 <p>事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するため に必要な受精卵の移植頭数について</p> <table> <tbody> <tr><td>80頭以上</td><td>····· 9 ポイント</td></tr> <tr><td>70頭以上</td><td>····· 7 ポイント</td></tr> <tr><td>60頭以上</td><td>····· 5 ポイント</td></tr> <tr><td>50頭以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>40頭以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを 加算 直近年度の肉用種受精卵の乳用種への移植頭数（新規の取り組みに ついては、目標頭数とする。）が</p> <table> <tbody> <tr><td>60頭以上 / 年</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>50頭以上 / 年</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>40頭以上 / 年</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを 加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ······ 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの 事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの 事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>	80頭以上	····· 9 ポイント	70頭以上	····· 7 ポイント	60頭以上	····· 5 ポイント	50頭以上	····· 3 ポイント	40頭以上	····· 1 ポイント	60頭以上 / 年	····· 3 ポイント	50頭以上 / 年	····· 2 ポイント	40頭以上 / 年	····· 1 ポイント
80頭以上	····· 9 ポイント																	
70頭以上	····· 7 ポイント																	
60頭以上	····· 5 ポイント																	
50頭以上	····· 3 ポイント																	
40頭以上	····· 1 ポイント																	
60頭以上 / 年	····· 3 ポイント																	
50頭以上 / 年	····· 2 ポイント																	
40頭以上 / 年	····· 1 ポイント																	
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【牛肉】 (肉用牛の改良増殖に する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地 域内における肉用牛改 良増殖を促進するため に必要な受精卵を150個 以上生産 <p>事業実施地区を含む地域内における肉用牛改良増殖を促進するため に必要な受精卵の生産個数について</p> <table> <tbody> <tr><td>230個以上</td><td>····· 9 ポイント</td></tr> <tr><td>210個以上</td><td>····· 7 ポイント</td></tr> <tr><td>190個以上</td><td>····· 5 ポイント</td></tr> <tr><td>170個以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>150個以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを 加算</p>	230個以上	····· 9 ポイント	210個以上	····· 7 ポイント	190個以上	····· 5 ポイント	170個以上	····· 3 ポイント	150個以上	····· 1 ポイント						
230個以上	····· 9 ポイント																	
210個以上	····· 7 ポイント																	
190個以上	····· 5 ポイント																	
170個以上	····· 3 ポイント																	
150個以上	····· 1 ポイント																	

		<p>採卵牛の育種価（日齢枝肉重量、B M S N o .）上位 1 / 4 の割合が 70%以上／年・・・・・ 3 ポイント 60%以上／年・・・・・ 2 ポイント 50%以上／年・・・・・ 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント														
12人以上	2 ポイント																							
3人以上	1 ポイント																							
1.5%以上	2 ポイント																							
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																							
生産性向上	【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)	<p>・事業実施地区を含む地域内におけるクローン技術を用いた効率的な育種改良手法の実用化のために必要な検討を行うためのクローン牛の作成頭数の増加数について</p> <table border="0"> <tr> <td>5 頭以上</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4 頭以上</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3 頭以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2 頭以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1 頭以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算 1 機関当たりのクローン技術を利用した効率的な育種改良手法の検証を実施した候補種雄牛の頭数が直近 3 年間の全国平均値に対して</p> <table border="0"> <tr> <td>3 頭以上多い</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2 頭以上多い</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1 頭以上多い</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> </table>	5 頭以上	9 ポイント	4 頭以上	7 ポイント	3 頭以上	5 ポイント	2 頭以上	3 ポイント	1 頭以上	1 ポイント	3 頭以上多い	3 ポイント	2 頭以上多い	2 ポイント	1 頭以上多い	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント
5 頭以上	9 ポイント																							
4 頭以上	7 ポイント																							
3 頭以上	5 ポイント																							
2 頭以上	3 ポイント																							
1 頭以上	1 ポイント																							
3 頭以上多い	3 ポイント																							
2 頭以上多い	2 ポイント																							
1 頭以上多い	1 ポイント																							
12人以上	2 ポイント																							
3人以上	1 ポイント																							
1.5%以上	2 ポイント																							

		0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・1 ポイント																							
生産性向上	<p>【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域内におけるクローニング技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うためのクローニング胚の作成個数を5 %以上増加 <p>・事業実施地区を含む地域内におけるクローニング技術を利用した育種改良手法の実用化に必要な検討を行うためのクローニング胚の作成個数について</p> <table> <tr><td>9 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 機関当たりのクローニング胚の作成個数が直近3カ年の全国平均値に対して、</p> <table> <tr><td>15 %以上多い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10 %以上多い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上多い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	9 %以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	7 %以上	5 ポイント	6 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	15 %以上多い	3 ポイント	10 %以上多い	2 ポイント	5 %以上多い	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5 %以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
9 %以上	9 ポイント																								
8 %以上	7 ポイント																								
7 %以上	5 ポイント																								
6 %以上	3 ポイント																								
5 %以上	1 ポイント																								
15 %以上多い	3 ポイント																								
10 %以上多い	2 ポイント																								
5 %以上多い	1 ポイント																								
12人以上	2 ポイント																								
3人以上	1 ポイント																								
1.5 %以上	2 ポイント																								
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																								
生産性向上	<p>【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うためのDNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数を5 %以上増加 <p>・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な検証を行うためのDNA解析を選抜の指標に利用した候補種畜の頭数の増加割合について</p> <table> <tr><td>25 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して、</p> <table> <tr><td>30 %以上多い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>20 %以上多い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>10 %以上多い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 	25 %以上	9 ポイント	20 %以上	7 ポイント	15 %以上	5 ポイント	10 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	30 %以上多い	3 ポイント	20 %以上多い	2 ポイント	10 %以上多い	1 ポイント								
25 %以上	9 ポイント																								
20 %以上	7 ポイント																								
15 %以上	5 ポイント																								
10 %以上	3 ポイント																								
5 %以上	1 ポイント																								
30 %以上多い	3 ポイント																								
20 %以上多い	2 ポイント																								
10 %以上多い	1 ポイント																								

		<p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・・1ポイント</p>
生産性向上	【牛肉】(肉用牛の生産性 向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地 域内におけるDNA解析 技術を利用した効率 的な育種改良手法の実 用化に必要な、家畜の 優良形質又は遺伝性疾 患に関する遺伝子の探 索を目的としたDNA解 析を行う家畜の頭数 を5%以上増加 <p>・事業実施地区を含む地域内におけるDNA解析技術を利用した効率的な育種改良手法の実用化に必要な、家畜の優良形質又は遺伝性疾患に関する遺伝子の探索を目的としたDNA解析を行う家畜の頭数の増加割合について 25%以上・・・・・・・・9ポイント 20%以上・・・・・・・・7ポイント 15%以上・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを 加算 1機関当たりのDNA解析頭数が直近3年間の全国平均値に対して 30%以上多い・・・・3ポイント 20%以上多い・・・・2ポイント 10%以上多い・・・・1ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを 加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合・・・2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願 中の商標を活用した取組を進める場合・・・1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・1ポイント</p>
生産性向上	【牛肉】(肉用牛の生産性 向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地 域内における性別別受 精卵移植技術普及のた めに必要な性別別受精 卵の移植及び受胎頭数 を5%以上増加 <p>・事業実施地区を含む地域内における性別別受精卵移植技術普及のた めに必要な性別別受精卵の移植及び受胎頭数の増加割合について 25%以上・・・・9ポイント 20%以上・・・・7ポイント 15%以上・・・・5ポイント 10%以上・・・・3ポイント 5%以上・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを 加算 1機関当たりの性別別受精卵の移植頭数が直近3年間の全国平均値 に対して 15%以上多い・・・・3ポイント 10%以上多い・・・・2ポイント 5%以上多い・・・・1ポイント</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを 加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・・・3ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p>

			<p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント					
12人以上	2 ポイント															
3人以上	1 ポイント															
1.5%以上	2 ポイント															
0 %以上1.5%未満	1 ポイント															
生産性向上	【牛肉】(肉用牛の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区を含む地域内における性別別受精卵移植技術普及のための性別別受精卵生産・配布個数を 5 % 以上增加 <p>上記ポイントに加え、 又は 又は のいずれかによりポイントを加算 1 機関当たりの性別別受精卵の移植頭数が直近 3 年間の全国平均値に対して</p> <table border="0"> <tr><td>15 %以上多い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10 %以上多い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上多い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・・・ 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・・1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	15 %以上多い	3 ポイント	10 %以上多い	2 ポイント	5 %以上多い	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
15 %以上多い	3 ポイント															
10 %以上多い	2 ポイント															
5 %以上多い	1 ポイント															
12人以上	2 ポイント															
3人以上	1 ポイント															
1.5%以上	2 ポイント															
0 %以上1.5%未満	1 ポイント															
【豚肉】	生産性向上	【豚肉】(豚飼養の低コスト化に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育豚 1 頭当たり生産コストを 6 % 以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値の 6 % 以上 ・肥育豚 1 頭当たり生産コストの削減割合について <table border="0"> <tr><td>11 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>9 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	11 %以上	9 ポイント	9 %以上	7 ポイント	8 %以上	5 ポイント	7 %以上	3 ポイント	6 %以上	1 ポイント			
11 %以上	9 ポイント															
9 %以上	7 ポイント															
8 %以上	5 ポイント															
7 %以上	3 ポイント															
6 %以上	1 ポイント															

		削減	<p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、肥育豚1頭当たり生産コストの地域の平均値に対する削減割合について <table border="0"> <tr><td>11%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	11%以上	9ポイント	9%以上	7ポイント	8%以上	5ポイント	7%以上	3ポイント	6%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント									
11%以上	9ポイント																													
9%以上	7ポイント																													
8%以上	5ポイント																													
7%以上	3ポイント																													
6%以上	1ポイント																													
12人以上	2ポイント																													
3人以上	1ポイント																													
1.5%以上	2ポイント																													
0%以上1.5%未満	1ポイント																													
生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より13%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり労働時間の削減割合について <table border="0"> <tr><td>23%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、肥育豚1頭当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <table border="0"> <tr><td>23%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <p>(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 ······ 3ポイント</p> <p>(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ······ 2ポイント</p> <p>(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ······ 1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値について</p> <ul style="list-style-type: none">)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について</p> <ul style="list-style-type: none">)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	23%以上	9ポイント	21%以上	7ポイント	18%以上	5ポイント	15%以上	3ポイント	13%以上	1ポイント	23%以上	9ポイント	21%以上	7ポイント	18%以上	5ポイント	15%以上	3ポイント	13%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
23%以上	9ポイント																													
21%以上	7ポイント																													
18%以上	5ポイント																													
15%以上	3ポイント																													
13%以上	1ポイント																													
23%以上	9ポイント																													
21%以上	7ポイント																													
18%以上	5ポイント																													
15%以上	3ポイント																													
13%以上	1ポイント																													
12人以上	2ポイント																													
3人以上	1ポイント																													
1.5%以上	2ポイント																													
0%以上1.5%未満	1ポイント																													

生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間分娩回数を1.1%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間分娩回数の増加割合について <table border="0"> <tr><td>2.7%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>2.3%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>1.9%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>1.5%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1.1%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント <p>(ア)直近3年間の当該地区の年間分娩回数の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>	2.7%以上	9 ポイント	2.3%以上	7 ポイント	1.9%以上	5 ポイント	1.5%以上	3 ポイント	1.1%以上	1 ポイント
2.7%以上	9 ポイント											
2.3%以上	7 ポイント											
1.9%以上	5 ポイント											
1.5%以上	3 ポイント											
1.1%以上	1 ポイント											
生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故率を24%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故率(出生から出荷まで)の低減割合について <table border="0"> <tr><td>56%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>48%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>32%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>24%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント <p>(ア)直近3年間の当該地区的事故率の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区的平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し 	56%以上	9 ポイント	48%以上	7 ポイント	40%以上	5 ポイント	32%以上	3 ポイント	24%以上	1 ポイント
56%以上	9 ポイント											
48%以上	7 ポイント											
40%以上	5 ポイント											
32%以上	3 ポイント											
24%以上	1 ポイント											

		<p>た取組を進める場合 ······ 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷生産物に占める上物率の向上割合が1.5%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 出荷生産物に占める上物率の向上割合について 3.5%以上 ······ 9 ポイント 3.0%以上 ······ 7 ポイント 2.5%以上 ······ 5 ポイント 2.0%以上 ······ 3 ポイント 1.5%以上 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 ······ 3 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ······ 2 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ······ 1 ポイント</p> <p>(ア)直近 3 年間の当該地区の出荷生産物に占める上物率の平均値について)直近 3 年間の全国平均値の110%以上)直近 3 年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の110%以上</p> <p>(イ)直近 3 年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 腹産子数の向上割合が0.25%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 1 腹産子数の向上割合について 1.25%以上 ······ 9 ポイント 1.00%以上 ······ 7 ポイント 0.75%以上 ······ 5 ポイント 0.50%以上 ······ 3 ポイント

		<p>0.25%以上 1 ポイント 上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の1腹産子数の向上割合の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	<p>【豚肉】 (豚飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日平均増体重の向上割合が0.25%以上増加 	<p>・ 1日平均増体重の向上割合について 1.25%以上 9 ポイント 1.00%以上 7 ポイント 0.75%以上 5 ポイント 0.50%以上 3 ポイント 0.25%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の1日平均増体重の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p>

		<p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	····· 2ポイント	3人以上	····· 1ポイント	1.5%以上	····· 2ポイント	0%以上1.5%未満	····· 1ポイント						
12人以上	····· 2ポイント															
3人以上	····· 1ポイント															
1.5%以上	····· 2ポイント															
0%以上1.5%未満	····· 1ポイント															
需要に応じた生産量の確保	【豚肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区内における畜産加工品の出荷額が2%増加 <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について</p> <table> <tr><td>45%以上</td><td>····· 3ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table>	45%以上	····· 3ポイント	25%以上	····· 2ポイント	5%以上	····· 1ポイント	12人以上	····· 2ポイント	3人以上	····· 1ポイント	1.5%以上	····· 2ポイント	0%以上1.5%未満	····· 1ポイント
45%以上	····· 3ポイント															
25%以上	····· 2ポイント															
5%以上	····· 1ポイント															
12人以上	····· 2ポイント															
3人以上	····· 1ポイント															
1.5%以上	····· 2ポイント															
0%以上1.5%未満	····· 1ポイント															
需要に応じた生産量の確保	【豚肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加 <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について</p> <table> <tr><td>45%以上</td><td>····· 3ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1ポイント 	45%以上	····· 3ポイント	25%以上	····· 2ポイント	5%以上	····· 1ポイント								
45%以上	····· 3ポイント															
25%以上	····· 2ポイント															
5%以上	····· 1ポイント															

		<p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3つまでの成果目標のうちの 1つである 場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2つ掲げた場合であっても、 1つ の事業計画につき 1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
需要に応じ た生産量の 確保	【豚肉】 (畜産物加工施設の活用 促進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が生産し て出荷する畜産物のう ち、畜産加工施設に仕 向ける割合が 5 %以上 増加 <p>・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕 向ける割合 65%以上 ······ 9 ポイント 50%以上 ······ 7 ポイント 35%以上 ······ 5 ポイント 20%以上 ······ 3 ポイント 5 %以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 加工した製品量が原料換算で以下の場合 豚肉その他の中小家畜又は家きんの肉製品にあっては、 5 t 以上 ······ 3 ポイント 2 t 以上 ······ 2 ポイント 0.5 t 以上 ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2つ掲げた場合であっても、 1つの 事業計画につき 1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3つまでの成果目標のうちの 1つである 場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2つ掲げた場合であっても、 1つ の事業計画につき 1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【豚肉】(豚の改良増殖に 関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 能力 (1 腹当たり産子 数、離乳頭数、1 日平 均増体量、背脂肪の厚 さ、ロース芯の太さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価等) を0.5%以上向上 <p>・能力 (1 腹当たり産子数、離乳頭数、1 日平均増体量、背脂肪の厚 さ、ロース芯の太さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価等) の向上割合について 2.5%以上 ······ 9 ポイント 2.0%以上 ······ 7 ポイント 1.5%以上 ······ 5 ポイント 1.0%以上 ······ 3 ポイント 0.5%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して 2.5%以上高い ······ 3 ポイント 1.5%以上高い ······ 2 ポイント 0.5%以上高い ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2つ掲げた場合であっても、 1つの 事業計画につき 1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷

		<p>した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12 人以上 ······ 2 ポイント 3 人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5 % 以上 ······ 2 ポイント 0 % 以上 1.5 % 未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【豚肉】(豚の改良増殖に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 飼養頭数を 5 % 以上増加 ただし、生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養頭数の事業実施地区を含む地域における平均値より 5 % 以上増加 <p>当該銘柄の飼養頭数の増加割合について 20 % 以上 ······ 9 ポイント 16 % 以上 ······ 7 ポイント 13 % 以上 ······ 5 ポイント 9 % 以上 ······ 3 ポイント 5 % 以上 ······ 1 ポイント</p> <p>又は、 新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養頭数の事業実施地区を含む地域における銘柄豚の平均値に対する増加割合について 20 % 以上 ······ 9 ポイント 16 % 以上 ······ 7 ポイント 13 % 以上 ······ 5 ポイント 9 % 以上 ······ 3 ポイント 5 % 以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の飼養頭数について、都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の飼養頭数に対して 20 % 以上多い ······ 3 ポイント 13 % 以上多い ······ 2 ポイント 5 % 以上多い ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12 人以上 ······ 2 ポイント 3 人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5 % 以上 ······ 2 ポイント 0 % 以上 1.5 % 未満 ······ 1 ポイント</p>
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【豚肉】(豚の改良増殖に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 生産量（産肉量）を 5 % 以上増加 ただし、飼養頭数の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の生産量（産肉量）の事業実施地区を含む地域における銘柄豚の平均値に対して 5 % 以上増加 <p>当該銘柄の生産量（産肉量）の増加割合について 20 % 以上 ······ 9 ポイント 16 % 以上 ······ 7 ポイント 13 % 以上 ······ 5 ポイント 9 % 以上 ······ 3 ポイント 5 % 以上 ······ 1 ポイント</p> <p>又は、 新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の生産量（産肉量）の事業実施地区を含む地域における銘柄豚の平均値に対する増加割合について 20 % 以上 ······ 9 ポイント 16 % 以上 ······ 7 ポイント 13 % 以上 ······ 5 ポイント 9 % 以上 ······ 3 ポイント</p>

			<p>5 %以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の生産量について都道府県における銘柄豚の把握可能な直 近年度の生産量に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 20%以上多い ······ 3 ポイント 13%以上多い ······ 2 ポイント 5 %以上多い ······ 1 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの 事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合 ······ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの 事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上 ······</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上 ······</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上 ······</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満 ······</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上 ······	2 ポイント	3人以上 ······	1 ポイント	1.5%以上 ······	2 ポイント	0 %以上1.5%未満 ······	1 ポイント																			
12人以上 ······	2 ポイント																													
3人以上 ······	1 ポイント																													
1.5%以上 ······	2 ポイント																													
0 %以上1.5%未満 ······	1 ポイント																													
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【豚肉】(豚の改良増殖に 関する目標) ・肥育豚 1 頭当たり生産 コストを 3 %以上削減 ただし、新たに取り 組む場合にあっては、 肥育豚 1 頭当たりの生 産コストが地域の平均 値より 3 %以上削減	<p>・肥育豚 1 頭当たり生産コストの削減割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>5.5%以上 ······</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4.5%以上 ······</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4.0%以上 ······</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3.5%以上 ······</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3.0%以上 ······</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合にあっては、肥育豚 1 頭当たり生産コストが事 業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>5.5%以上 ······</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4.5%以上 ······</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4.0%以上 ······</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3.5%以上 ······</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3.0%以上 ······</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減の取組を推進するため、 コストの削減に関する取組を進める場合には 3 ポイントを加算</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加 算。ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの 事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上 ······</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上 ······</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上 ······</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 %以上1.5%未満 ······</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	5.5%以上 ······	9 ポイント	4.5%以上 ······	7 ポイント	4.0%以上 ······	5 ポイント	3.5%以上 ······	3 ポイント	3.0%以上 ······	1 ポイント	5.5%以上 ······	9 ポイント	4.5%以上 ······	7 ポイント	4.0%以上 ······	5 ポイント	3.5%以上 ······	3 ポイント	3.0%以上 ······	1 ポイント	12人以上 ······	2 ポイント	3人以上 ······	1 ポイント	1.5%以上 ······	2 ポイント	0 %以上1.5%未満 ······	1 ポイント
5.5%以上 ······	9 ポイント																													
4.5%以上 ······	7 ポイント																													
4.0%以上 ······	5 ポイント																													
3.5%以上 ······	3 ポイント																													
3.0%以上 ······	1 ポイント																													
5.5%以上 ······	9 ポイント																													
4.5%以上 ······	7 ポイント																													
4.0%以上 ······	5 ポイント																													
3.5%以上 ······	3 ポイント																													
3.0%以上 ······	1 ポイント																													
12人以上 ······	2 ポイント																													
3人以上 ······	1 ポイント																													
1.5%以上 ······	2 ポイント																													
0 %以上1.5%未満 ······	1 ポイント																													
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【豚肉】(豚の改良増殖に 関する目標) ・肥育豚 1 頭当たり労働 時間を 6.5 %以上削減 ただし、新たに取り 組む場合にあっては、 肥育豚 1 頭当たり労働 時間の事業実施地区を 含む地域の平均値より 6.5 %以上削減	<p>・肥育豚 1 頭当たり労働時間の削減割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>11.5%以上 ······</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10.5%以上 ······</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>9.0%以上 ······</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>7.5%以上 ······</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>6.5%以上 ······</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合にあっては、肥育豚 1 頭当たり労働時間の事業 実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>11.5%以上 ······</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10.5%以上 ······</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>9.0%以上 ······</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>7.5%以上 ······</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>6.5%以上 ······</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算</p>	11.5%以上 ······	9 ポイント	10.5%以上 ······	7 ポイント	9.0%以上 ······	5 ポイント	7.5%以上 ······	3 ポイント	6.5%以上 ······	1 ポイント	11.5%以上 ······	9 ポイント	10.5%以上 ······	7 ポイント	9.0%以上 ······	5 ポイント	7.5%以上 ······	3 ポイント	6.5%以上 ······	1 ポイント								
11.5%以上 ······	9 ポイント																													
10.5%以上 ······	7 ポイント																													
9.0%以上 ······	5 ポイント																													
7.5%以上 ······	3 ポイント																													
6.5%以上 ······	1 ポイント																													
11.5%以上 ······	9 ポイント																													
10.5%以上 ······	7 ポイント																													
9.0%以上 ······	5 ポイント																													
7.5%以上 ······	3 ポイント																													
6.5%以上 ······	1 ポイント																													

		<p>以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <p>(ア)の) 及び (イ)の) を満たす場合 3 ポイント</p> <p>(ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 2 ポイント</p> <p>(ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近 3 年間の当該地区の肥育豚 1 頭当たり労働時間の削減割合の平均値について) 直近 3 年間の全国平均値の 90% 以下) 直近 3 年間の全国平均値の 90% を超える場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の 90% 以下</p> <p>(イ)直近 3 年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について) 受益頭数の占める割合が 50% 以上) 受益頭数の占める割合が 25% 以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12 人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3 人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5% 以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 % 以上 1.5% 未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12 人以上	2 ポイント	3 人以上	1 ポイント	1.5% 以上	2 ポイント	0 % 以上 1.5% 未満	1 ポイント
12 人以上	2 ポイント									
3 人以上	1 ポイント									
1.5% 以上	2 ポイント									
0 % 以上 1.5% 未満	1 ポイント									
【鶏肉】	生産性向上	<p>【鶏肉】(肉用鶏飼養の低コスト化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロイラー 100 羽当たり生産コストを 8 % 以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値の 8 % 以上削減とする。 <p>・プロイラー 100 羽当たり生産コストの削減割合について 19% 以上 9 ポイント 16% 以上 7 ポイント 13% 以上 5 ポイント 11% 以上 3 ポイント 8 % 以上 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、プロイラー 100 羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 19% 以上 9 ポイント 16% 以上 7 ポイント 13% 以上 5 ポイント 11% 以上 3 ポイント 8 % 以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12 人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3 人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5% 以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0 % 以上 1.5% 未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12 人以上	2 ポイント	3 人以上	1 ポイント	1.5% 以上	2 ポイント	0 % 以上 1.5% 未満	1 ポイント
12 人以上	2 ポイント									
3 人以上	1 ポイント									
1.5% 以上	2 ポイント									
0 % 以上 1.5% 未満	1 ポイント									
	生産性向上	<p>【鶏肉】(肉用鶏飼養の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロイラー 100 羽当たり労働時間を 13 % 以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、 <p>・プロイラー 100 羽当たり労働時間の削減割合について 23% 以上 9 ポイント 20% 以上 7 ポイント 18% 以上 5 ポイント 15% 以上 3 ポイント</p>								

		<p>地域の平均値より13%以上削減</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、プロイラー100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <table> <tr><td>23%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <table> <tr><td>(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>(ア)直近3年間の当該地区的プロイラー100羽当たり労働時間の平均値について</p> <table> <tr><td>)直近3年間の全国平均値の90%以下</td><td></td></tr> <tr><td>)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</td><td></td></tr> </table> <p>(イ)直近3年間の当該地区的平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について</p> <table> <tr><td>)受益羽数の占める割合が50%以上</td><td></td></tr> <tr><td>)受益羽数の占める割合が25%以上</td><td></td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ···· 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ···· 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ···· 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ···· 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	23%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	18%以上	5ポイント	15%以上	3ポイント	13%以上	1ポイント	(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3ポイント	(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合	2ポイント	(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合	1ポイント)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上		12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
23%以上	9ポイント																																	
20%以上	7ポイント																																	
18%以上	5ポイント																																	
15%以上	3ポイント																																	
13%以上	1ポイント																																	
(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3ポイント																																	
(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合	2ポイント																																	
(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合	1ポイント																																	
)直近3年間の全国平均値の90%以下																																		
)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下																																		
)受益羽数の占める割合が50%以上																																		
)受益羽数の占める割合が25%以上																																		
12人以上	2ポイント																																	
3人以上	1ポイント																																	
1.5%以上	2ポイント																																	
0%以上1.5%未満	1ポイント																																	
生産性向上	<p>【鶏肉】(肉用鶏飼養の生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成率を0.2%以上増加 	<p>・育成率の増加割合について</p> <table> <tr><td>0.6%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>0.5%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>0.4%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>0.3%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>0.2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <table> <tr><td>(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>(ア)直近3年間の当該地区的育成率の増加割合の平均値について</p> <table> <tr><td>)直近3年間の全国平均値の110%以上</td><td></td></tr> <tr><td>)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上</td><td></td></tr> </table> <p>(イ)直近3年間の当該地区的平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について</p> <table> <tr><td>)受益羽数の占める割合が50%以上</td><td></td></tr> <tr><td>)受益羽数の占める割合が25%以上</td><td></td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ···· 2ポイント 	0.6%以上	9ポイント	0.5%以上	7ポイント	0.4%以上	5ポイント	0.3%以上	3ポイント	0.2%以上	1ポイント	(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3ポイント	(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合	2ポイント	(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合	1ポイント)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上									
0.6%以上	9ポイント																																	
0.5%以上	7ポイント																																	
0.4%以上	5ポイント																																	
0.3%以上	3ポイント																																	
0.2%以上	1ポイント																																	
(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3ポイント																																	
(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合	2ポイント																																	
(ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合	1ポイント																																	
)直近3年間の全国平均値の110%以上																																		
)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上																																		
)受益羽数の占める割合が50%以上																																		
)受益羽数の占める割合が25%以上																																		

		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、(ア)に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(イ)及び(ア)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・ 1 ポイント</p>
生産性向上	【鶏肉】(肉用鶏飼養の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 飼料要求率の向上割合が0.25%以上増加 <p>・飼料要求率の向上割合について 1.00%以上・・・・・・・ 9 ポイント 0.80%以上・・・・・・・ 7 ポイント 0.65%以上・・・・・・・ 5 ポイント 0.45%以上・・・・・・・ 3 ポイント 0.25%以上・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(ア)又は(イ)のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の(ア)及び(イ)の(イ)を満たす場合・・・・・・・ 3 ポイント (ア)の(ア)又は(イ)の(イ)を満たす場合・・・・・・・ 2 ポイント (ア)の(ア)又は(イ)の(イ)を満たす場合・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の飼料要求率の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、(ア)に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(イ)及び(ア)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・ 2 ポイント 0%以上1.5%未満・・・・・・・ 1 ポイント</p>
生産性向上	【鶏肉】(肉用鶏飼養の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 49日齢時体重の向上割合が0.25%以上増加 <p>・49日齢時体重の向上割合について 1.00%以上・・・・・・・ 9 ポイント 0.80%以上・・・・・・・ 7 ポイント 0.65%以上・・・・・・・ 5 ポイント 0.45%以上・・・・・・・ 3 ポイント 0.25%以上・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(ア)又は(イ)のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p>

		<p>(ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の49日齢時体重の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)	<p>・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が2%以上増加</p> <p>・事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 10%以上 9 ポイント 8%以上 7 ポイント 6%以上 5 ポイント 4%以上 3 ポイント 2%以上 1 ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算する。 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産物加工施設に仕向ける割合について 45%以上 3 ポイント 25%以上 2 ポイント 5%以上 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント</p>

		0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標) ・出荷量のうち契約取引に占める割合が20%以上増加	<p>・出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕向ける割合について 45%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>
需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標) ・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合5%以上増加	<p>・事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 65%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 豚肉その他の中小家畜又は家きんの肉製品にあっては、5t以上・・・・・・・・ 3 ポイント 2 t以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 0.5 t以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・・ 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3人以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p>

			事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上…………… 2 ポイント 0 %以上1.5%未満…………… 1 ポイント
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】 (肉用鶏の改良増殖に関する目標) ・ 能力（飼料要求率、49日齢時体重等）を0.5%以上向上	<ul style="list-style-type: none"> 能力（飼料要求率、49日齢時体重等）の向上割合について 2.0%以上…………… 9 ポイント 1.6%以上…………… 7 ポイント 1.3%以上…………… 5 ポイント 0.9%以上…………… 3 ポイント 0.5%以上…………… 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して 2.5%以上高い…………… 3 ポイント 1.5%以上高い…………… 2 ポイント 0.5%以上高い…………… 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合…………… 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合…………… 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合…………… 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合…………… 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上…………… 2 ポイント 3人以上…………… 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上…………… 2 ポイント 0 %以上1.5%未満…………… 1 ポイント</p>	
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】 (肉用鶏の改良増殖に関する目標) ・ 当該銘柄の飼養羽数を5%以上増加 ただし、生産量の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より5%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 当該銘柄の飼養羽数の増加割合について 25%以上…………… 9 ポイント 20%以上…………… 7 ポイント 15%以上…………… 5 ポイント 10%以上…………… 3 ポイント 5 %以上…………… 1 ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について 25%以上…………… 9 ポイント 20%以上…………… 7 ポイント 15%以上…………… 5 ポイント 10%以上…………… 3 ポイント 5 %以上…………… 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の飼養羽数について都道府県が独自に設定した値に対して 25%以上多い…………… 3 ポイント 15%以上多い…………… 2 ポイント 5 %以上多い…………… 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合…………… 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合…………… 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合…………… 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算</p>	

		<p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合……………1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント						
12人以上	2ポイント															
3人以上	1ポイント															
1.5%以上	2ポイント															
0%以上1.5%未満	1ポイント															
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏肉】 (肉用鶏の改良増殖に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・銘柄鶏100羽当たり労働時間を6.5%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より6.5%以上削減 ・銘柄鶏100羽当たり労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 11.5%以上……………9ポイント 10.0%以上……………7ポイント 9.0%以上……………5ポイント 7.5%以上……………3ポイント 6.5%以上……………1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、銘柄鶏100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 11.5%以上……………9ポイント 10.0%以上……………7ポイント 9.0%以上……………5ポイント 7.5%以上……………3ポイント 6.5%以上……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <table border="0"> <tr><td>(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>(ア)直近3年間の当該地区的銘柄鶏100羽当たり労働時間の平均値について</p> <ul style="list-style-type: none">)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 <p>(イ)直近3年間の当該地区的平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について</p> <ul style="list-style-type: none">)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上 <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合……………2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合……………1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合……………1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合……………1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3ポイント	(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	2ポイント	(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合	3ポイント															
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	2ポイント															
(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合	1ポイント															
12人以上	2ポイント															
3人以上	1ポイント															
1.5%以上	2ポイント															
0%以上1.5%未満	1ポイント															

生産性向上	<p>【鶏肉】(処理・加工コスト低減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1万羽当たり処理・加工コストの削減割合について <table> <tbody> <tr><td>10.0%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>5.0%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 食鳥処理施設の年間処理羽数について (プロイラーにあっては)</p> <table> <tbody> <tr><td>600万羽以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>540万羽以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>480万羽以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>(成鶏にあっては)</p> <table> <tbody> <tr><td>200万羽以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>180万羽以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>160万羽以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 ······ 3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table>	10.0%以上	9ポイント	7.5%以上	7ポイント	5.0%以上	5ポイント	2.5%以上	3ポイント	1.0%以上	1ポイント	600万羽以上	3ポイント	540万羽以上	2ポイント	480万羽以上	1ポイント	200万羽以上	3ポイント	180万羽以上	2ポイント	160万羽以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント																
10.0%以上	9ポイント																																															
7.5%以上	7ポイント																																															
5.0%以上	5ポイント																																															
2.5%以上	3ポイント																																															
1.0%以上	1ポイント																																															
600万羽以上	3ポイント																																															
540万羽以上	2ポイント																																															
480万羽以上	1ポイント																																															
200万羽以上	3ポイント																																															
180万羽以上	2ポイント																																															
160万羽以上	1ポイント																																															
12人以上	2ポイント																																															
3人以上	1ポイント																																															
1.5%以上	2ポイント																																															
0%以上1.5%未満	1ポイント																																															
生産性向上	<p>【鶏肉】(生産量の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益農家全体の生産量を1%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の生産量(出荷羽数)がプロイラーにあっては概ね600万羽以上、成鶏にあっては概ね200万羽以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益農家の生産量の増加割合について <table> <tbody> <tr><td>10.0%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>5.0%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の生産量(出荷羽数)が プロイラーにあっては、 <table> <tbody> <tr><td>600万羽以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>570万羽以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>540万羽以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>510万羽以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>480万羽以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>成鶏にあっては、</p> <table> <tbody> <tr><td>200万羽以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>190万羽以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>180万羽以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>170万羽以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>160万羽以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 食鳥処理施設の年間処理羽数について (プロイラーにあっては)</p> <table> <tbody> <tr><td>600万羽以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>540万羽以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>480万羽以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>(成鶏にあっては)</p> <table> <tbody> <tr><td>200万羽以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>180万羽以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>160万羽以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 ······ 3ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p>	10.0%以上	9ポイント	7.5%以上	7ポイント	5.0%以上	5ポイント	2.5%以上	3ポイント	1.0%以上	1ポイント	600万羽以上	9ポイント	570万羽以上	7ポイント	540万羽以上	5ポイント	510万羽以上	3ポイント	480万羽以上	1ポイント	200万羽以上	9ポイント	190万羽以上	7ポイント	180万羽以上	5ポイント	170万羽以上	3ポイント	160万羽以上	1ポイント	600万羽以上	3ポイント	540万羽以上	2ポイント	480万羽以上	1ポイント	200万羽以上	3ポイント	180万羽以上	2ポイント	160万羽以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント
10.0%以上	9ポイント																																															
7.5%以上	7ポイント																																															
5.0%以上	5ポイント																																															
2.5%以上	3ポイント																																															
1.0%以上	1ポイント																																															
600万羽以上	9ポイント																																															
570万羽以上	7ポイント																																															
540万羽以上	5ポイント																																															
510万羽以上	3ポイント																																															
480万羽以上	1ポイント																																															
200万羽以上	9ポイント																																															
190万羽以上	7ポイント																																															
180万羽以上	5ポイント																																															
170万羽以上	3ポイント																																															
160万羽以上	1ポイント																																															
600万羽以上	3ポイント																																															
540万羽以上	2ポイント																																															
480万羽以上	1ポイント																																															
200万羽以上	3ポイント																																															
180万羽以上	2ポイント																																															
160万羽以上	1ポイント																																															
12人以上	2ポイント																																															
3人以上	1ポイント																																															

【鶏卵】	生産性向上	<p>【鶏卵】(採卵鶏飼養の低成本化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採卵鶏100羽当たり生産コストを8%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より8%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 採卵鶏100羽当たり生産コストの削減割合について <table border="0"> <tr><td>19%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <table border="0"> <tr><td>19%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ··· 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p>	19%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	8%以上	1ポイント	19%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	8%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
19%以上	9ポイント																														
16%以上	7ポイント																														
13%以上	5ポイント																														
10%以上	3ポイント																														
8%以上	1ポイント																														
19%以上	9ポイント																														
16%以上	7ポイント																														
13%以上	5ポイント																														
10%以上	3ポイント																														
8%以上	1ポイント																														
12人以上	2ポイント																														
3人以上	1ポイント																														
1.5%以上	2ポイント																														
0%以上1.5%未満	1ポイント																														
生産性向上	<p>【鶏卵】(採卵鶏飼養の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採卵鶏100羽当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、実施地区を含む地域の平均値の13%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 採卵鶏100羽当たり労働時間の削減割合について <table border="0"> <tr><td>23%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <table border="0"> <tr><td>23%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 ··· 3ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ··· 2ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ··· 1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の鶏卵100kg当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区的平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ··· 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ··· 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ··· 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p>	23%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	18%以上	5ポイント	15%以上	3ポイント	13%以上	1ポイント	23%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	18%以上	5ポイント	15%以上	3ポイント	13%以上	1ポイント									
23%以上	9ポイント																														
20%以上	7ポイント																														
18%以上	5ポイント																														
15%以上	3ポイント																														
13%以上	1ポイント																														
23%以上	9ポイント																														
20%以上	7ポイント																														
18%以上	5ポイント																														
15%以上	3ポイント																														
13%以上	1ポイント																														

		<p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	····· 2ポイント	3人以上	····· 1ポイント	1.5%以上	····· 2ポイント	0%以上1.5%未満	····· 1ポイント										
12人以上	····· 2ポイント																			
3人以上	····· 1ポイント																			
1.5%以上	····· 2ポイント																			
0%以上1.5%未満	····· 1ポイント																			
生産性向上	【鶏卵】(採卵鶏飼養の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・産卵率0.3%以上向上 <p>・産卵率の向上割合について</p> <table> <tr><td>0.7%以上</td><td>····· 9ポイント</td></tr> <tr><td>0.6%以上</td><td>····· 7ポイント</td></tr> <tr><td>0.5%以上</td><td>····· 5ポイント</td></tr> <tr><td>0.4%以上</td><td>····· 3ポイント</td></tr> <tr><td>0.3%以上</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 ······ 3ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ······ 2ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 ······ 1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の産卵率の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table>	0.7%以上	····· 9ポイント	0.6%以上	····· 7ポイント	0.5%以上	····· 5ポイント	0.4%以上	····· 3ポイント	0.3%以上	····· 1ポイント	12人以上	····· 2ポイント	3人以上	····· 1ポイント	1.5%以上	····· 2ポイント	0%以上1.5%未満	····· 1ポイント
0.7%以上	····· 9ポイント																			
0.6%以上	····· 7ポイント																			
0.5%以上	····· 5ポイント																			
0.4%以上	····· 3ポイント																			
0.3%以上	····· 1ポイント																			
12人以上	····· 2ポイント																			
3人以上	····· 1ポイント																			
1.5%以上	····· 2ポイント																			
0%以上1.5%未満	····· 1ポイント																			
生産性向上	【鶏卵】(採卵鶏飼養の生産性向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間産卵量の向上割合が0.25%以上増加 <p>・年間産卵量の向上割合について</p> <table> <tr><td>1.00%以上</td><td>····· 9ポイント</td></tr> <tr><td>0.80%以上</td><td>····· 7ポイント</td></tr> <tr><td>0.65%以上</td><td>····· 5ポイント</td></tr> <tr><td>0.45%以上</td><td>····· 3ポイント</td></tr> <tr><td>0.25%以上</td><td>····· 1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p>	1.00%以上	····· 9ポイント	0.80%以上	····· 7ポイント	0.65%以上	····· 5ポイント	0.45%以上	····· 3ポイント	0.25%以上	····· 1ポイント								
1.00%以上	····· 9ポイント																			
0.80%以上	····· 7ポイント																			
0.65%以上	····· 5ポイント																			
0.45%以上	····· 3ポイント																			
0.25%以上	····· 1ポイント																			

		<p>以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <p>(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の年間産卵量の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上	【鶏卵】(採卵鶏飼養の生産性向上に関する目標) ・飼料要求率の向上割合が0.25%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 飼料要求率の向上割合について <ul style="list-style-type: none"> 1.00%以上 9 ポイント 0.80%以上 7 ポイント 0.65%以上 5 ポイント 0.45%以上 3 ポイント 0.25%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <p>(ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント</p> <p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区的飼料要求率の平均値について)直近3年間の全国平均値の110%以上)直近3年間の全国平均値の110%以下の場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の110%以上</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区的平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント

		<p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3つまでの成果目標のうちの 1つである 場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1つ の事業計画につき 1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p>
需要に応じ た生産量の 確保	【鶏卵】(畜産物加工施設 の活用促進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が 2 %以上増加 <p>事業実施地区内における畜産加工品の出荷額の増加割合 10%以上 ······ 9 ポイント 8 %以上 ······ 7 ポイント 6 %以上 ······ 5 ポイント 4 %以上 ······ 3 ポイント 2 %以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産物加工施設に 仕向ける割合について 45%以上 ······ 3 ポイント 25%以上 ······ 2 ポイント 5 %以上 ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1つ の事業計画につき 1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3つまでの成果目標のうちの 1つである 場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1つ の事業計画につき 1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 ······ 2 ポイント 3人以上 ······ 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 ······ 1 ポイント</p> </p>
需要に応じ た生産量の 確保	【鶏卵】(畜産物加工施設 の活用促進に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 出荷量のうち契約取引 に占める割合が20%以 上増加 <p>出荷量のうち契約取引が占める割合について 60%以上 ······ 9 ポイント 50%以上 ······ 7 ポイント 40%以上 ······ 5 ポイント 30%以上 ······ 3 ポイント 20%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>上記のポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、販売加工施設に仕 向ける割合について 45%以上 ······ 3 ポイント 25%以上 ······ 2 ポイント 5 %以上 ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1つ の事業計画につき 1回の加算とする。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>. 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>. 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>. 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>. 1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上 2 ポイント	3人以上 1 ポイント	1.5%以上 2 ポイント	0%以上1.5%未満 1 ポイント																
12人以上 2 ポイント																									
3人以上 1 ポイント																									
1.5%以上 2 ポイント																									
0%以上1.5%未満 1 ポイント																									
需要に応じた生産量の確保	<p>【鶏卵】(畜産物加工施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 5 %以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が生産して出荷する畜産物のうち、畜産加工施設に仕向ける割合 <table> <tr><td>65%以上</td><td>. 9 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>. 7 ポイント</td></tr> <tr><td>35%以上</td><td>. 5 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>. 3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>. 1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記のポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 加工した製品量が原料換算で以下の場合</p> <p>豚肉その他の中小家畜又は家きんの肉製品にあっては、</p> <table> <tr><td>5 t 以上</td><td>. 3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 t 以上</td><td>. 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0.5 t 以上</td><td>. 1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>. 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>. 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>. 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>. 1 ポイント</td></tr> </table> 	65%以上 9 ポイント	50%以上 7 ポイント	35%以上 5 ポイント	20%以上 3 ポイント	5 %以上 1 ポイント	5 t 以上 3 ポイント	2 t 以上 2 ポイント	0.5 t 以上 1 ポイント	12人以上 2 ポイント	3人以上 1 ポイント	1.5%以上 2 ポイント	0%以上1.5%未満 1 ポイント
65%以上 9 ポイント																									
50%以上 7 ポイント																									
35%以上 5 ポイント																									
20%以上 3 ポイント																									
5 %以上 1 ポイント																									
5 t 以上 3 ポイント																									
2 t 以上 2 ポイント																									
0.5 t 以上 1 ポイント																									
12人以上 2 ポイント																									
3人以上 1 ポイント																									
1.5%以上 2 ポイント																									
0%以上1.5%未満 1 ポイント																									
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	<p>【鶏卵】(採卵鶏の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 能力（年間産卵量、飼料要求率等）を0.5%以上向上 	<ul style="list-style-type: none"> 能力（年間産卵量、飼料要求率等）の向上割合について <table> <tr><td>2.0%以上</td><td>. 9 ポイント</td></tr> <tr><td>1.6%以上</td><td>. 7 ポイント</td></tr> </table> 	2.0%以上 9 ポイント	1.6%以上 7 ポイント																				
2.0%以上 9 ポイント																									
1.6%以上 7 ポイント																									

			<p>1.3%以上 5 ポイント 0.9%以上 3 ポイント 0.5%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 上記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して 2.5%以上高い 3 ポイント 1.5%以上高い 2 ポイント 0.5%以上高い 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上 1.5%未満 1 ポイント</p>
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該銘柄の飼養羽数を 5 %以上増加 ただし生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値より 5 %以上増加 	<p>・当該銘柄の飼養羽数の増加割合について 25%以上 9 ポイント 20%以上 7 ポイント 15%以上 5 ポイント 10%以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について 25%以上 9 ポイント 20%以上 7 ポイント 15%以上 5 ポイント 10%以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の飼養羽数について都道府県が独自に設定した値に対して 25%以上多い 3 ポイント 15%以上多い 2 ポイント 5 %以上多い 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>

		<p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント										
12人以上	2 ポイント																			
3人以上	1 ポイント																			
1.5%以上	2 ポイント																			
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																			
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 当該銘柄の鶏卵の生産量を5%以上増加 ただし、飼養羽数の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、実施地区を含む地域の平均値より5%以上増加 <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、当該銘柄の生産量の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について <table> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 当該銘柄の生産量について都道府県が独自に設定した値に対して 25%以上多い ······ 3 ポイント 15%以上多い ······ 2 ポイント 5 %以上多い ······ 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ······ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ······ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ······ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	25%以上	9 ポイント	20%以上	7 ポイント	15%以上	5 ポイント	10%以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
25%以上	9 ポイント																			
20%以上	7 ポイント																			
15%以上	5 ポイント																			
10%以上	3 ポイント																			
5 %以上	1 ポイント																			
12人以上	2 ポイント																			
3人以上	1 ポイント																			
1.5%以上	2 ポイント																			
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																			
生産性向上 需要に応じた生産量の確保	【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> 採卵鶏100羽当たり生産コストを4.0%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より4.0%以上削減 <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について <table> <tr><td>9.5%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8.0%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6.5%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>5.0%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4.0%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p>	9.5%以上	9 ポイント	8.0%以上	7 ポイント	6.5%以上	5 ポイント	5.0%以上	3 ポイント	4.0%以上	1 ポイント								
9.5%以上	9 ポイント																			
8.0%以上	7 ポイント																			
6.5%以上	5 ポイント																			
5.0%以上	3 ポイント																			
4.0%以上	1 ポイント																			

		<p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・・・・・・・・・2ポイント 3人以上・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・1ポイント</p>
生産性向上 需要に応じ た生産量の 確保	【鶏卵】 (採卵鶏の改良増殖に する目標) ・採卵鶏100羽当たり労働 時間を6.5%以上削減 ただし、新たに取り 組む場合にあっては、 地域の平均値より6.5% 以上削減	<p>・採卵鶏100羽当たり労働時間の削減割合について 11.5%以上・・・・9ポイント 10.0%以上・・・・7ポイント 9.0%以上・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・3ポイント 6.5%以上・・・・1ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、採卵鶏100羽当たり労働時間の事業 実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 11.5%以上・・・・9ポイント 10.0%以上・・・・7ポイント 9.0%以上・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・3ポイント 6.5%以上・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 ・・・・3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 ・・・・1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区的鶏卵100kg当たり労働時間の 平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近 3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区的平均総飼養羽数に占める受益羽数の割 合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した 取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合・・・・2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出 荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願 中の商標を活用した取組を進める場合・・・・1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合・・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合・・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上・・・・2ポイント 3人以上・・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・・1ポイント</p>

	生産性向上	【鶏卵】(処理・加工コスト低減に関する目標) <ul style="list-style-type: none"> 鶏卵 1トン当たり処理加工コストを 1%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 鶏卵 1トン当たり処理・加工コストの削減割合について <table> <tr><td>10.0%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>5.0%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 事業を実施する鶏卵処理施設の1日当たりの処理量</p> <table> <tr><td>13トン以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10トン以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>8トン以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	10.0%以上	9 ポイント	7.5%以上	7 ポイント	5.0%以上	5 ポイント	2.5%以上	3 ポイント	1.0%以上	1 ポイント	13トン以上	3 ポイント	10トン以上	2 ポイント	8トン以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント										
10.0%以上	9 ポイント																																				
7.5%以上	7 ポイント																																				
5.0%以上	5 ポイント																																				
2.5%以上	3 ポイント																																				
1.0%以上	1 ポイント																																				
13トン以上	3 ポイント																																				
10トン以上	2 ポイント																																				
8トン以上	1 ポイント																																				
12人以上	2 ポイント																																				
3人以上	1 ポイント																																				
1.5%以上	2 ポイント																																				
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																				
	生産性向上	【鶏卵】(出荷量の増加に関する目標) <ul style="list-style-type: none"> 受益農家の鶏卵生産量を 1%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の生産量 が概ね10トン以上 	<ul style="list-style-type: none"> 受益農家の鶏卵生産量の増加割合について <table> <tr><td>10.0%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>5.0%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の鶏卵生産量につい て</p> <table> <tr><td>26トン以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20トン以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>16トン以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>13トン以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10トン以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 事業を実施する鶏卵処理施設の1日当たりの処理量</p> <table> <tr><td>13トン以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10トン以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>8トン以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	10.0%以上	9 ポイント	7.5%以上	7 ポイント	5.0%以上	5 ポイント	2.5%以上	3 ポイント	1.0%以上	1 ポイント	26トン以上	9 ポイント	20トン以上	7 ポイント	16トン以上	5 ポイント	13トン以上	3 ポイント	10トン以上	1 ポイント	13トン以上	3 ポイント	10トン以上	2 ポイント	8トン以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
10.0%以上	9 ポイント																																				
7.5%以上	7 ポイント																																				
5.0%以上	5 ポイント																																				
2.5%以上	3 ポイント																																				
1.0%以上	1 ポイント																																				
26トン以上	9 ポイント																																				
20トン以上	7 ポイント																																				
16トン以上	5 ポイント																																				
13トン以上	3 ポイント																																				
10トン以上	1 ポイント																																				
13トン以上	3 ポイント																																				
10トン以上	2 ポイント																																				
8トン以上	1 ポイント																																				
12人以上	2 ポイント																																				
3人以上	1 ポイント																																				
1.5%以上	2 ポイント																																				
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																																				
	生産性向上	【鶏卵】(省力化に関する目標) <ul style="list-style-type: none"> 鶏卵 1トン当たり労働時間を 1%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 鶏卵 1トン当たり労働時間の削減割合について <table> <tr><td>10.0%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>5.0%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 事業を実施する鶏卵処理施設の1日当たりの処理量</p>	10.0%以上	9 ポイント	7.5%以上	7 ポイント	5.0%以上	5 ポイント	2.5%以上	3 ポイント	1.0%以上	1 ポイント																								
10.0%以上	9 ポイント																																				
7.5%以上	7 ポイント																																				
5.0%以上	5 ポイント																																				
2.5%以上	3 ポイント																																				
1.0%以上	1 ポイント																																				

			<p>13トン以上 3 ポイント 10トン以上 2 ポイント 8トン以上 1 ポイント 事業内容が再編整備の場合 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3つまでの成果目標のうちの 1つである 場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき 1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>																																								
【馬及び特用家畜】	生産性向上	<p>【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標) [特用家畜のうち地鶏等の家きん]</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該家畜の飼養羽数を25%以上増加 ただし生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均飼養羽数以上の取組とする。 <p>〔馬及び特用家畜〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数を5%以上増加 ただし、生産量の増加に関する目標と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該家畜の飼養羽数の増加割合について <table> <tr><td>125%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>75%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 又は、 <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、当該家畜の飼養羽数の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について <table> <tr><td>100%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>75%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数の増加割合について <table> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 又は、 <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、農家1戸あたりの当該家畜の飼養頭羽数の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値に対する増加割合について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算 馬にあっては、現状の地区的生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して 15%以上高い 3 ポイント 10%以上高い 2 ポイント 5%以上高い 1 ポイント</p> <p>特用家畜にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は都道府県で独自に設定）に対して 15%以上多い 3 ポイント 10%以上多い 2 ポイント 5%以上多い 1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき 1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性</p>	125%以上	9 ポイント	100%以上	7 ポイント	75%以上	5 ポイント	50%以上	3 ポイント	25%以上	1 ポイント	100%以上	9 ポイント	75%以上	7 ポイント	50%以上	5 ポイント	25%以上	3 ポイント	0%以上	1 ポイント	25%以上	9 ポイント	20%以上	7 ポイント	15%以上	5 ポイント	10%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	20%以上	9 ポイント	15%以上	7 ポイント	10%以上	5 ポイント	5%以上	3 ポイント	0%以上	1 ポイント
125%以上	9 ポイント																																										
100%以上	7 ポイント																																										
75%以上	5 ポイント																																										
50%以上	3 ポイント																																										
25%以上	1 ポイント																																										
100%以上	9 ポイント																																										
75%以上	7 ポイント																																										
50%以上	5 ポイント																																										
25%以上	3 ポイント																																										
0%以上	1 ポイント																																										
25%以上	9 ポイント																																										
20%以上	7 ポイント																																										
15%以上	5 ポイント																																										
10%以上	3 ポイント																																										
5%以上	1 ポイント																																										
20%以上	9 ポイント																																										
15%以上	7 ポイント																																										
10%以上	5 ポイント																																										
5%以上	3 ポイント																																										
0%以上	1 ポイント																																										

		<p>高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント																																												
12人以上	2 ポイント																																																					
3人以上	1 ポイント																																																					
1.5%以上	2 ポイント																																																					
0%以上1.5%未満	1 ポイント																																																					
生産性向上	<p>【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標)</p> <p>[特用家畜のうち地鶏等の家きん]</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)を25%以上増加 ただし、飼養頭羽数の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均生産量(産肉量)以上の取組とする。 <p>[その他]</p> <p>〔馬及び特用家畜〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)を0.4%以上増加 ただし、飼養頭羽数の増加と同時選択は不可 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)が全国平均値(または、都道府県が独自に設定した数値)以上の取組みとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)の増加割合について <table> <tr><td>125%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>75%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)の事業実施地区を含む地域の平均値に対する増加割合について <table> <tr><td>100%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>75%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)の増加割合について <table> <tr><td>2.0%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>1.6%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>1.2%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>0.8%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>0.4%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の生産量(産肉量)が全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値に対しての増加割合について <table> <tr><td>1.6%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>1.2%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>0.8%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>0.4%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>0.0%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 から までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>馬にあっては、現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して</p> <table> <tr><td>15%以上高い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上高い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上高い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>特用家畜にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値(ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定)に対して</p> <table> <tr><td>15%以上多い</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上多い</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上多い</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・・ 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算</p>	125%以上	9 ポイント	100%以上	7 ポイント	75%以上	5 ポイント	50%以上	3 ポイント	25%以上	1 ポイント	100%以上	9 ポイント	75%以上	7 ポイント	50%以上	5 ポイント	25%以上	3 ポイント	0%以上	1 ポイント	2.0%以上	9 ポイント	1.6%以上	7 ポイント	1.2%以上	5 ポイント	0.8%以上	3 ポイント	0.4%以上	1 ポイント	1.6%以上	9 ポイント	1.2%以上	7 ポイント	0.8%以上	5 ポイント	0.4%以上	3 ポイント	0.0%以上	1 ポイント	15%以上高い	3 ポイント	10%以上高い	2 ポイント	5 %以上高い	1 ポイント	15%以上多い	3 ポイント	10%以上多い	2 ポイント	5 %以上多い	1 ポイント
125%以上	9 ポイント																																																					
100%以上	7 ポイント																																																					
75%以上	5 ポイント																																																					
50%以上	3 ポイント																																																					
25%以上	1 ポイント																																																					
100%以上	9 ポイント																																																					
75%以上	7 ポイント																																																					
50%以上	5 ポイント																																																					
25%以上	3 ポイント																																																					
0%以上	1 ポイント																																																					
2.0%以上	9 ポイント																																																					
1.6%以上	7 ポイント																																																					
1.2%以上	5 ポイント																																																					
0.8%以上	3 ポイント																																																					
0.4%以上	1 ポイント																																																					
1.6%以上	9 ポイント																																																					
1.2%以上	7 ポイント																																																					
0.8%以上	5 ポイント																																																					
0.4%以上	3 ポイント																																																					
0.0%以上	1 ポイント																																																					
15%以上高い	3 ポイント																																																					
10%以上高い	2 ポイント																																																					
5 %以上高い	1 ポイント																																																					
15%以上多い	3 ポイント																																																					
10%以上多い	2 ポイント																																																					
5 %以上多い	1 ポイント																																																					

		<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント																										
12人以上	2ポイント																																			
3人以上	1ポイント																																			
1.5%以上	2ポイント																																			
0%以上1.5%未満	1ポイント																																			
生産性向上	<p>【馬及び特用家畜】(馬の改良増殖に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 馬の生産技術(生産率)を0.5%以上向上 ただし、新たに取り組む場合にあっては、馬の生産技術(生産率)の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 馬の生産技術(生産率)の向上割合について <table> <tr><td>2.0%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>1.5%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>0.8%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>0.5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、馬の生産技術(生産率)の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値に対しての増加割合について <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>0.8%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>0.5%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>0.0%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 馬にあっては、現状の地区の生産技術(生産率)が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して</p> <table> <tr><td>15%以上高い</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上高い</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上高い</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	2.0%以上	9ポイント	1.5%以上	7ポイント	1.0%以上	5ポイント	0.8%以上	3ポイント	0.5%以上	1ポイント	1.5%以上	9ポイント	1.0%以上	7ポイント	0.8%以上	5ポイント	0.5%以上	3ポイント	0.0%以上	1ポイント	15%以上高い	3ポイント	10%以上高い	2ポイント	5%以上高い	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
2.0%以上	9ポイント																																			
1.5%以上	7ポイント																																			
1.0%以上	5ポイント																																			
0.8%以上	3ポイント																																			
0.5%以上	1ポイント																																			
1.5%以上	9ポイント																																			
1.0%以上	7ポイント																																			
0.8%以上	5ポイント																																			
0.5%以上	3ポイント																																			
0.0%以上	1ポイント																																			
15%以上高い	3ポイント																																			
10%以上高い	2ポイント																																			
5%以上高い	1ポイント																																			
12人以上	2ポイント																																			
3人以上	1ポイント																																			
1.5%以上	2ポイント																																			
0%以上1.5%未満	1ポイント																																			
生産性向上	<p>【馬及び特用家畜】(特用家畜の改良増殖に関する目標) 〔地鶏等を除く特用家畜〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該家畜(当該銘柄)の能力を0.5%以上向上 ただし、新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の能力の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該家畜(当該銘柄)の能力の向上割合について <table> <tr><td>2.0%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>1.5%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>0.8%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>0.5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、当該家畜(当該銘柄)の能力の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値の向上割合について <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>0.8%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>0.5%以上</td><td>3ポイント</td></tr> </table> 	2.0%以上	9ポイント	1.5%以上	7ポイント	1.0%以上	5ポイント	0.8%以上	3ポイント	0.5%以上	1ポイント	1.5%以上	9ポイント	1.0%以上	7ポイント	0.8%以上	5ポイント	0.5%以上	3ポイント																
2.0%以上	9ポイント																																			
1.5%以上	7ポイント																																			
1.0%以上	5ポイント																																			
0.8%以上	3ポイント																																			
0.5%以上	1ポイント																																			
1.5%以上	9ポイント																																			
1.0%以上	7ポイント																																			
0.8%以上	5ポイント																																			
0.5%以上	3ポイント																																			

			<p>0.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりリポイントを加算 特用家畜にあっては、農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農 家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値(ただし、全国平均 値がない場合は、都道府県で独自に設定)に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 15%以上多い・・・・・・・・・・・・・・・・ 10%以上多い・・・・・・・・・・・・ 5%以上多い・・・・・・・・ <p>3 ポイント</p> <p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの 事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・・・・2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上・・・・・・・・・・・・ 3人以上・・・・ <p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上・・・・・・・・ 0%以上1.5%未満・・・・ <p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p>
生産性向上	【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産コストを5%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値の5%以上削減 <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、生産コストの事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 12%以上・・・・・・・・・・・・ 10%以上・・・・・・・・ 8%以上・・・・・・・・ 7%以上・・・・・・・・ 5%以上・・・・・・・・ <p>9 ポイント</p> <p>7 ポイント</p> <p>5 ポイント</p> <p>3 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>9 ポイント</p> <p>7 ポイント</p> <p>5 ポイント</p> <p>3 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上・・・・・・・・ 3人以上・・・・ <p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上・・・・ 0%以上1.5%未満・・・・ <p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p>
生産性向上	【馬及び特用家畜】(馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間を5%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値の5%以上削減 <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、労働時間の事業実施地区を含む地域の平均値に対する削減割合について 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上・・・・・・・・ 20%以上・・・・ 15%以上・・・・ 10%以上・・・・ 5%以上・・・・ <p>9 ポイント</p> <p>7 ポイント</p> <p>5 ポイント</p> <p>3 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>9 ポイント</p> <p>7 ポイント</p> <p>5 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・・・・1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上・・・・ 3人以上・・・・ <p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上・・・・ 0%以上1.5%未満・・・・ <p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント</p>

			<p>10%以上 3 ポイント 5%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、 以下のポイントを加算 (ア)の) 及び (イ)の) を満たす場合 3 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 2 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近 3 年間の当該地区的労働時間の平均値について)直近 3 年間の全国平均値の 90% 以下)直近 3 年間の全国平均値の 90% を超える場合にあっては、直近 3 年間の当該都道府県の平均値の 90% 以下 (イ)直近 3 年間の当該地区的平均総飼養頭羽数に占める受益頭羽数 の割合について)受益頭羽数の占める割合が 50% 以上)受益頭羽数の占める割合が 25% 以上</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの 事業計画につき 1 回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用し た取組を進める場合 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷 した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中 の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド 化支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つ の事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について 12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5% 以上 2 ポイント 0 % 以上 1.5% 未満 1 ポイント</p>
【飼料増産】 耕種作物 活用型飼料 増産につい ても本目標 を適用	生産性向上	【飼料増産】(飼料作物の 増産に関する目標) ・飼料収穫・収集面積を 3 % 以上又は 0.5ha 以上 増加 ただし、新たに取り 組む場合にあっては、 飼料収穫・収集面積を 0.5ha 以上増加	<p>・飼料収穫・収集面積の増加について 20% 以上 9 ポイント 10% 以上 7 ポイント 7 % 以上 5 ポイント 5 % 以上 3 ポイント 3 % 以上 1 ポイント</p> <p>若しくは、 2.5ha 以上 9 ポイント 2.0ha 以上 7 ポイント 1.5ha 以上 5 ポイント 1.0ha 以上 3 ポイント 0.5ha 以上 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、飼料収穫・収集面積の増加につい て 2.5ha 以上 9 ポイント 2.0ha 以上 7 ポイント 1.5ha 以上 5 ポイント 1.0ha 以上 3 ポイント 0.5ha 以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の 1 から 4 までのいずれかによりポイ ントを加算 1 飼料収穫・収集面積が 6.0ha 以上 3 ポイント 4.0ha 以上 2 ポイント 2.0ha 以上 1 ポイント</p> <p>2 新たに取り組む場合にあっては、以下の から までのいずれか によりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha 以上 3 ポイント 2.0ha 以上 2 ポイント</p>

		<p>1.0ha以上 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上 3 ポイント 2.5ha以上 2 ポイント 2.0ha以上 1 ポイント 認定農業者数が 3名以上 3 ポイント 2名以上 2 ポイント 1名以上 1 ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である 3 ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上 3 ポイント 1.00倍以上 2 ポイント 0.98倍以上 1 ポイント</p> <p>3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>
生産性向上	【飼料増産】(飼料作物の省力化に関する目標) ・労働時間を2%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2%以上削減	<p>・労働時間の削減について 10%以上 9 ポイント 8%以上 7 ポイント 6%以上 5 ポイント 4%以上 3 ポイント 2%以上 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、労働時間の事業実施地区を含む地域の平均からの削減について 10%以上 9 ポイント 8%以上 7 ポイント 6%以上 5 ポイント 4%以上 3 ポイント 2%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算 1 労働時間が、北海道・都府県の数値（ただし、地域で算出された労働時間の数値を用いても可。）に対して 95%以下 3 ポイント 100%以下 2 ポイント 105%以下 1 ポイント</p> <p>2 新たに取り組む場合にあっては、以下の から のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上 3 ポイント 2.0ha以上 2 ポイント 1.0ha以上 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上 3 ポイント 2.5ha以上 2 ポイント 2.0ha以上 1 ポイント 認定農業者数が 3名以上 3 ポイント 2名以上 2 ポイント 1名以上 1 ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である 3 ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上 3 ポイント 1.00倍以上 2 ポイント</p>

		<p>0.98倍以上・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・・・ 3 ポイント</p> <p>4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・ 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ・・・ 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物(生乳、牛肉、豚肉)の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>
生産性向上	<p>【飼料増産】(飼料の増産に関する目標)</p> <p>・飼料自給率を2%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2%以上増加</p>	<p>・飼料自給率の増加について 10%以上 ・・・ 9 ポイント 8 %以上 ・・・ 7 ポイント 6 %以上 ・・・ 5 ポイント 4 %以上 ・・・ 3 ポイント 2 %以上 ・・・ 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、飼料自給率の事業実施地区を含む地域の平均からの増加について 10%以上 ・・・ 9 ポイント 8 %以上 ・・・ 7 ポイント 6 %以上 ・・・ 5 ポイント 4 %以上 ・・・ 3 ポイント 2 %以上 ・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 飼料自給率が、全国の数値(ただし、地域で算出された飼料自給率の数値を用いても可。)に対して 105%以上 ・・・ 3 ポイント 100%以上 ・・・ 2 ポイント 95%以上 ・・・ 1 ポイント</p> <p>2 新たに取り組む場合については、以下の カラ のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上 ・・・ 3 ポイント 2.0ha以上 ・・・ 2 ポイント 1.0ha以上 ・・・ 1 ポイント</p> <p>初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上 ・・・ 3 ポイント 2.5ha以上 ・・・ 2 ポイント 2.0ha以上 ・・・ 1 ポイント</p> <p>認定農業者数が 3名以上 ・・・ 3 ポイント 2名以上 ・・・ 2 ポイント 1名以上 ・・・ 1 ポイント</p> <p>主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である ・・・ 3 ポイント</p> <p>事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上 ・・・ 3 ポイント 1.00倍以上 ・・・ 2 ポイント 0.98倍以上 ・・・ 1 ポイント</p> <p>3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ・・・ 3 ポイント</p> <p>4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ・・・ 2 ポイント</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・・・・・・・ 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>家畜飼養管理施設において、 2 成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、 5 ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>
生産性向上	<p>【飼料増産】(飼料の低コスト化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料生産コストを 2 % 以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より 2 % 以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 飼料生産コストの削減について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上・・・・・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・・・・・ 7 ポイント 6 %以上・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・ 1 ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、飼料生産コストの事業実施地区を含む地域の平均からの削減について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上・・・・・・・ 9 ポイント 8 %以上・・・・・・・ 7 ポイント 6 %以上・・・・・・・ 5 ポイント 4 %以上・・・・・・・ 3 ポイント 2 %以上・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>家畜飼養管理施設において、 2 成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、 5 ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>
生産性向上	<p>【飼料増産】(飼料の増産に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単収を 3 %以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より 3 % 以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 単収の増加について <ul style="list-style-type: none"> 15%以上・・・・・・・ 9 ポイント 10%以上・・・・・・・ 7 ポイント 7 %以上・・・・・・・ 5 ポイント 5 %以上・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・ 1 ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の単収の平均値からの増加について <ul style="list-style-type: none"> 15%以上・・・・・・・ 9 ポイント 10%以上・・・・・・・ 7 ポイント 7 %以上・・・・・・・ 5 ポイント 5 %以上・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・ 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、以下の 1 から 4 までのいずれかによりポイントを加算</p> <ol style="list-style-type: none"> 飼料の単収が、都道府県別の数値（ただし、地域で算出した単収の値を用いても可。）に対して <ul style="list-style-type: none"> 105%以上・・・・・・・ 3 ポイント 100%以上・・・・・・・ 2 ポイント 95%以上・・・・・・・ 1 ポイント 新たに取り組む場合については、以下の カラ カラ のいずれかによりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が <ul style="list-style-type: none"> 3.0ha以上・・・・・・・ 3 ポイント 2.0ha以上・・・・・・・ 2 ポイント 1.0ha以上・・・・・・・ 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が

		<p>3.0ha以上・ 3 ポイント 2.5ha以上・ 2 ポイント 2.0ha以上・ 1 ポイント</p> <p>認定農業者数が 3名以上・ 3 ポイント 2名以上・ 2 ポイント 1名以上・ 1 ポイント</p> <p>主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・ 3 ポイント</p> <p>事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上・ 3 ポイント 1.00倍以上・ 2 ポイント 0.98倍以上・ 1 ポイント</p> <p>3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育・ 3 ポイント</p> <p>4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合・ 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合・ 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>
生産性向上	<p>【飼料増産】 (飼料の増産に関する目標)</p> <p>・受託農家戸数を3%以上増加、もしくは1戸以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受託農家戸数を1戸以上増加</p>	<p>・受託農家戸数の増加について 20%以上・ 9 ポイント 10%以上・ 7 ポイント 7%以上・ 5 ポイント 5%以上・ 3 ポイント 3%以上・ 1 ポイント</p> <p>若しくは、 5戸以上・ 9 ポイント 4戸以上・ 7 ポイント 3戸以上・ 5 ポイント 2戸以上・ 3 ポイント 1戸以上・ 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、受託農家戸数の増加について 5戸以上・ 9 ポイント 4戸以上・ 7 ポイント 3戸以上・ 5 ポイント 2戸以上・ 3 ポイント 1戸以上・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 受託面積が 6.0ha以上・ 3 ポイント 5.0ha以上・ 2 ポイント 4.0ha以上・ 1 ポイント</p> <p>2 新たに取り組む場合については、以下のから のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上・ 3 ポイント 2.0ha以上・ 2 ポイント 1.0ha以上・ 1 ポイント</p> <p>初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上・ 3 ポイント 2.5ha以上・ 2 ポイント 2.0ha以上・ 1 ポイント</p> <p>認定農業者数が 3名以上・ 3 ポイント 2名以上・ 2 ポイント 1名以上・ 1 ポイント</p> <p>主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である・ 3 ポイント</p>

		<p>事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.02倍以上 3 ポイント 1.00倍以上 2 ポイント 0.98倍以上 1 ポイント <p>3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント <p>4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>
生産性向上	<p>【食品残さ飼料利用】 (食品残さ飼料利用に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料自給率を2ポイント以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2ポイント以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料自給率について <ul style="list-style-type: none"> 10ポイント以上 9 ポイント 8ポイント以上 7 ポイント 6ポイント以上 5 ポイント 4ポイント以上 3 ポイント 2ポイント以上 1 ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、飼料自給率の事業実施地区を含む地域の平均から <ul style="list-style-type: none"> 10ポイント以上 9 ポイント 8ポイント以上 7 ポイント 6ポイント以上 5 ポイント 4ポイント以上 3 ポイント 2ポイント以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 飼料自給率が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料自給率の数値を用いても可。）に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 105%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 95%以上 1 ポイント <p>2 新たに取り組む場合については、以下の 又は のいずれかによりポイントを加算</p> <p>認定農業者数が</p> <ul style="list-style-type: none"> 3名以上 3 ポイント 2名以上 2 ポイント 1名以上 1 ポイント <p>事業実施地区を含む地域の家畜（牛、豚）の飼養頭数の増加が</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.02倍以上 3 ポイント 1.00倍以上 2 ポイント 0.98倍以上 1 ポイント <p>3 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p>

			<p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>																																											
生産性向上	【食品残さ飼料利用】（食品残さ飼料利用に関する目標） ・飼料コストを2%以上削減（ただし、食品残さ飼料利用によるものであること） ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料コストの削減について <table> <tr><td>10%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、飼料コストの事業実施地区を含む地域の平均からの削減について <table> <tr><td>10%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>家畜飼養管理施設において、2成果目標とも【飼料増産】の成果目標を選択するためには、畜産物（生乳、牛肉、豚肉）の生産コスト低減目標又は労働時間の削減目標のいずれかについて、5ポイント以上のポイントを獲得することが確実であることが明確でなければならない。</p>	10%以上	9ポイント	8%以上	7ポイント	6%以上	5ポイント	4%以上	3ポイント	2%以上	1ポイント	10%以上	9ポイント	8%以上	7ポイント	6%以上	5ポイント	4%以上	3ポイント	2%以上	1ポイント																								
10%以上	9ポイント																																													
8%以上	7ポイント																																													
6%以上	5ポイント																																													
4%以上	3ポイント																																													
2%以上	1ポイント																																													
10%以上	9ポイント																																													
8%以上	7ポイント																																													
6%以上	5ポイント																																													
4%以上	3ポイント																																													
2%以上	1ポイント																																													
【多角的農作業コントラクター育成】（飼料作物）	生産性向上 【多角的農作業コントラクター育成】（飼料作物） （飼料作物の増産に関する目標） ・飼料収穫・収集面積を3%以上又は0.5ha以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、飼料収穫・収集面積を0.5ha以上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料収穫・収集面積の増加について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>若しくは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、飼料収穫・収集面積の増加について <table> <tr><td>2.5ha以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>2.0ha以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>1.5ha以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>1.0ha以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>0.5ha以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飼料収穫・収集面積が <table> <tr><td>6.0ha以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>4.0ha以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>2.0ha以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 2 新たに取り組む場合については、以下のから のいずれかによりポイントを加算 <table> <tr><td>初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2.0ha以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1.0ha以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <table> <tr><td>初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2.5ha以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>2.0ha以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <table> <tr><td>認定農業者数が 3名以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2名以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1名以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である <p>3ポイント</p>	20%以上	9ポイント	10%以上	7ポイント	7%以上	5ポイント	5%以上	3ポイント	3%以上	1ポイント	2.5ha以上	9ポイント	2.0ha以上	7ポイント	1.5ha以上	5ポイント	1.0ha以上	3ポイント	0.5ha以上	1ポイント	6.0ha以上	3ポイント	4.0ha以上	2ポイント	2.0ha以上	1ポイント	初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上	3ポイント	2.0ha以上	2ポイント	1.0ha以上	1ポイント	初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上	3ポイント	2.5ha以上	2ポイント	2.0ha以上	1ポイント	認定農業者数が 3名以上	3ポイント	2名以上	2ポイント	1名以上	1ポイント
20%以上	9ポイント																																													
10%以上	7ポイント																																													
7%以上	5ポイント																																													
5%以上	3ポイント																																													
3%以上	1ポイント																																													
2.5ha以上	9ポイント																																													
2.0ha以上	7ポイント																																													
1.5ha以上	5ポイント																																													
1.0ha以上	3ポイント																																													
0.5ha以上	1ポイント																																													
6.0ha以上	3ポイント																																													
4.0ha以上	2ポイント																																													
2.0ha以上	1ポイント																																													
初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上	3ポイント																																													
2.0ha以上	2ポイント																																													
1.0ha以上	1ポイント																																													
初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上	3ポイント																																													
2.5ha以上	2ポイント																																													
2.0ha以上	1ポイント																																													
認定農業者数が 3名以上	3ポイント																																													
2名以上	2ポイント																																													
1名以上	1ポイント																																													

		<p>事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.02倍以上 ····· 3 ポイント 1.00倍以上 ····· 2 ポイント 0.98倍以上 ····· 1 ポイント <p>3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ····· 3 ポイント <p>4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ····· 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ····· 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ····· 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ····· 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
生産性向上	<p>【多角的農作業コンタクター育成】(飼料作物)(飼料作物の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間を2%以上削減 <p>ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 ····· 9 ポイント 8%以上 ····· 7 ポイント 6%以上 ····· 5 ポイント 4%以上 ····· 3 ポイント 2%以上 ····· 1 ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、労働時間の事業実施地区を含む地域の平均からの削減について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 ····· 9 ポイント 8%以上 ····· 7 ポイント 6%以上 ····· 5 ポイント 4%以上 ····· 3 ポイント 2%以上 ····· 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 労働時間が、北海道・都府県の数値(ただし、地域で算出された労働時間の数値を用いても可。)に対して。</p> <ul style="list-style-type: none"> 95%以下 ····· 3 ポイント 100%以下 ····· 2 ポイント 105%以下 ····· 1 ポイント <p>2 新たに取り組む場合については、以下のから のいずれかによりポイントを加算</p> <p>初年度の計画において飼料収穫・収集面積が</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.0ha以上 ····· 3 ポイント 2.0ha以上 ····· 2 ポイント 1.0ha以上 ····· 1 ポイント <p>初年度の計画において受託面積が</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.0ha以上 ····· 3 ポイント 2.5ha以上 ····· 2 ポイント 2.0ha以上 ····· 1 ポイント <p>認定農業者数が</p> <ul style="list-style-type: none"> 3名以上 ····· 3 ポイント 2名以上 ····· 2 ポイント 1名以上 ····· 1 ポイント <p>主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である ····· 3 ポイント</p> <p>事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.02倍以上 ····· 3 ポイント 1.00倍以上 ····· 2 ポイント 0.98倍以上 ····· 1 ポイント <p>3 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ····· 3 ポイント <p>4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ····· 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ····· 1 ポイント

		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>
生産性向上	<p>【多角的農作業コンタクト一育成】(飼料作物)(飼料の増産に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料自給率を 2 % 以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より 2 % 以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 飼料自給率の増加について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 9 ポイント 8 % 以上 7 ポイント 6 % 以上 5 ポイント 4 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 1 ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、飼料自給率の事業実施地区を含む地域の平均からの増加について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 9 ポイント 8 % 以上 7 ポイント 6 % 以上 5 ポイント 4 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、以下の 1 から 4 までのいずれかによりポイントを加算</p> <ol style="list-style-type: none"> 飼料自給率が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料自給率の数値を用いて也可。）に対して <ul style="list-style-type: none"> 105%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 95%以上 1 ポイント 新たに取り組む場合については、以下の カラ のいずれかによりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が <ul style="list-style-type: none"> 3.0ha以上 3 ポイント 2.0ha以上 2 ポイント 1.0ha以上 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が <ul style="list-style-type: none"> 3.0ha以上 3 ポイント 2.5ha以上 2 ポイント 2.0ha以上 1 ポイント 認定農業者数が <ul style="list-style-type: none"> 3 名以上 3 ポイント 2 名以上 2 ポイント 1 名以上 1 ポイント 主として取り組む地域が <ul style="list-style-type: none"> 飼料増産重点地区である 3 ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が <ul style="list-style-type: none"> 1.02倍以上 3 ポイント 1.00倍以上 2 ポイント 0.98倍以上 1 ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>
生産性向上	<p>【多角的農作業コンタクト一育成】(飼料作物)(飼料の低コスト化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料生産コストを 2 % 以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> 飼料生産コストの削減について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 9 ポイント

		<p>ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より2%以上削減</p> <p>8 %以上 7 ポイント 6 %以上 5 ポイント 4 %以上 3 ポイント 2 %以上 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、飼料生産コストの事業実施地区を含む地域の平均からの削減について 10%以上 9 ポイント 8 %以上 7 ポイント 6 %以上 5 ポイント 4 %以上 3 ポイント 2 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
生産性向上	<p>【多角的農作業コントラクター育成】(飼料作物)(飼料の増産に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・单収を3%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より3%以上増加 	<p>・单収の増加について 15%以上 9 ポイント 10%以上 7 ポイント 7 %以上 5 ポイント 5 %以上 3 ポイント 3 %以上 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、单収の地域の平均からの増加について 15%以上 9 ポイント 10%以上 7 ポイント 7 %以上 5 ポイント 5 %以上 3 ポイント 3 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>1 飼料の单収が、都道府県別の数値（ただし、地域で算出した单収の数値を用いても可。）に対して 105%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 95%以上 1 ポイント</p> <p>2 新たに取り組む場合については、以下のから のいずれかによりポイントを加算 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が 3.0ha以上 3 ポイント 2.0ha以上 2 ポイント 1.0ha以上 1 ポイント 初年度の計画において受託面積が 3.0ha以上 3 ポイント 2.5ha以上 2 ポイント 2.0ha以上 1 ポイント 認定農業者数が 3名以上 3 ポイント 2名以上 2 ポイント 1名以上 1 ポイント 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である 3 ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が 1.02倍以上 3 ポイント 1.00倍以上 2 ポイント 0.98倍以上 1 ポイント</p> <p>3 農業新技术2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント</p> <p>4 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p>

			<p style="text-align: right;">上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
	生産性向上	<p>【多角的農作業コンタクター育成】 (飼料の増産に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託農家戸数を3%以上増加、もしくは1戸以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受託農家戸数を1戸以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 受託農家戸数の増加について <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 9ポイント 10%以上 7ポイント 7%以上 5ポイント 5%以上 3ポイント 3%以上 1ポイント <p>若しくは、</p> <ul style="list-style-type: none"> 5戸以上 9ポイント 4戸以上 7ポイント 3戸以上 5ポイント 2戸以上 3ポイント 1戸以上 1ポイント <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合にあっては、受託農家戸数の増加について <ul style="list-style-type: none"> 5戸以上 9ポイント 4戸以上 7ポイント 3戸以上 5ポイント 2戸以上 3ポイント 1戸以上 1ポイント <p style="text-align: right;">上記ポイントに加え、以下の1から4までのいずれかによりポイントを加算</p> <ol style="list-style-type: none"> 受託面積が <ul style="list-style-type: none"> 6.0ha以上 3ポイント 5.0ha以上 2ポイント 4.0ha以上 1ポイント 新たに取り組む場合については、以下の カラ のいずれかによりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 初年度の計画において飼料収穫・収集面積が <ul style="list-style-type: none"> 3.0ha以上 3ポイント 2.0ha以上 2ポイント 1.0ha以上 1ポイント 初年度の計画において受託面積が <ul style="list-style-type: none"> 3.0ha以上 3ポイント 2.5ha以上 2ポイント 2.0ha以上 1ポイント 認定農業者数が <ul style="list-style-type: none"> 3名以上 3ポイント 2名以上 2ポイント 1名以上 1ポイント 主として取り組む地域が <ul style="list-style-type: none"> 飼料増産重点地区である 3ポイント 事業実施地区を含む地域の牛の飼養頭数の増加が <ul style="list-style-type: none"> 1.02倍以上 3ポイント 1.00倍以上 2ポイント 0.98倍以上 1ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3ポイント 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p style="text-align: right;">上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p style="text-align: right;">上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
【食肉処理】	生産性向上	<p>【食肉処理】 (出荷量の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益農家全体の出荷頭数を1%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の1日当 	<ul style="list-style-type: none"> 受益農家全体の出荷頭数の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 10.0%以上 9ポイント 7.5%以上 7ポイント 5.0%以上 5ポイント 2.5%以上 3ポイント

		<p>たりの出荷頭数が概ね 1,400頭以上（豚換算） とする</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、受益農家全体の1日当たりの出荷頭数について</p> <table border="0"> <tr><td>1,400頭以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>1,330頭以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>1,260頭以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>1,190頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、次の カラ までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)</p> <table border="0"> <tr><td>80%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>70%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数</p> <table border="0"> <tr><td>1,400頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 ······ 3 ポイント</p> <p>B S E 規制に係る整備の場合 ······ 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	1,400頭以上	9 ポイント	1,330頭以上	7 ポイント	1,260頭以上	5 ポイント	1,190頭以上	3 ポイント	1,120頭以上	1 ポイント	80%以上	3 ポイント	70%以上	2 ポイント	60%以上	1 ポイント	1,400頭以上	3 ポイント	1,120頭以上	2 ポイント	1,120頭未満	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント										
1,400頭以上	9 ポイント																																									
1,330頭以上	7 ポイント																																									
1,260頭以上	5 ポイント																																									
1,190頭以上	3 ポイント																																									
1,120頭以上	1 ポイント																																									
80%以上	3 ポイント																																									
70%以上	2 ポイント																																									
60%以上	1 ポイント																																									
1,400頭以上	3 ポイント																																									
1,120頭以上	2 ポイント																																									
1,120頭未満	1 ポイント																																									
12人以上	2 ポイント																																									
3人以上	1 ポイント																																									
1.5%以上	2 ポイント																																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																																									
生産性向上	<p>【食肉処理】 (産地食肉センターの生産性向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 稼働率を1%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、1日当たりの稼働率を80%以上とする。 	<p>・1日当たりの稼働率の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>5 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、1日当たりの稼働率について</p> <table border="0"> <tr><td>90.0%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>87.5%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>85.0%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>82.5%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>80.0%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、次の カラ までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)</p> <table border="0"> <tr><td>80%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>70%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数</p> <table border="0"> <tr><td>1,400頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 ······ 3 ポイント</p> <p>B S E 規制に係る整備の場合 ······ 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	5 %以上	9 ポイント	4 %以上	7 ポイント	3 %以上	5 ポイント	2 %以上	3 ポイント	1 %以上	1 ポイント	90.0%以上	9 ポイント	87.5%以上	7 ポイント	85.0%以上	5 ポイント	82.5%以上	3 ポイント	80.0%以上	1 ポイント	80%以上	3 ポイント	70%以上	2 ポイント	60%以上	1 ポイント	1,400頭以上	3 ポイント	1,120頭以上	2 ポイント	1,120頭未満	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
5 %以上	9 ポイント																																									
4 %以上	7 ポイント																																									
3 %以上	5 ポイント																																									
2 %以上	3 ポイント																																									
1 %以上	1 ポイント																																									
90.0%以上	9 ポイント																																									
87.5%以上	7 ポイント																																									
85.0%以上	5 ポイント																																									
82.5%以上	3 ポイント																																									
80.0%以上	1 ポイント																																									
80%以上	3 ポイント																																									
70%以上	2 ポイント																																									
60%以上	1 ポイント																																									
1,400頭以上	3 ポイント																																									
1,120頭以上	2 ポイント																																									
1,120頭未満	1 ポイント																																									
12人以上	2 ポイント																																									
3人以上	1 ポイント																																									
1.5%以上	2 ポイント																																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																																									
生産性向上	<p>【食肉処理】(産地食肉センターのコスト削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> と畜又は部分肉加工等に係るコスト(1頭当たり又は製品等1kg当たり)を1%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> と畜又は部分肉加工等に係るコスト(1頭当たり又は製品等1kg当たり)の削減割合について <table border="0"> <tr><td>2.00%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>1.75%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>1.50%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>1.25%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> </table>	2.00%以上	9 ポイント	1.75%以上	7 ポイント	1.50%以上	5 ポイント	1.25%以上	3 ポイント																																
2.00%以上	9 ポイント																																									
1.75%以上	7 ポイント																																									
1.50%以上	5 ポイント																																									
1.25%以上	3 ポイント																																									

			<p>1.00%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、次の カラ までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)</p> <table> <tr><td>80%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>70%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数</p> <table> <tr><td>1,400頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 3 ポイント</p> <p>B S E 規制に係る整備の場合 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	80%以上	3 ポイント	70%以上	2 ポイント	60%以上	1 ポイント	1,400頭以上	3 ポイント	1,120頭以上	2 ポイント	1,120頭未満	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント	
80%以上	3 ポイント																							
70%以上	2 ポイント																							
60%以上	1 ポイント																							
1,400頭以上	3 ポイント																							
1,120頭以上	2 ポイント																							
1,120頭未満	1 ポイント																							
12人以上	2 ポイント																							
3人以上	1 ポイント																							
1.5%以上	2 ポイント																							
0%以上1.5%未満	1 ポイント																							
生産性向上	【食肉処理】(産地食肉センターの品質の向上に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ B S E 関連規制への対応、衛生的な処理・加工のための対応、又は環境保全対応を実施 <p>・ B S E 関連規制への対応、衛生的な処理・加工のための対応、又は環境保全対応の実施について 9 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、次の カラ までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)</p> <table> <tr><td>80%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>70%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数</p> <table> <tr><td>1,400頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>B S E 規制に係る整備の場合 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	80%以上	3 ポイント	70%以上	2 ポイント	60%以上	1 ポイント	1,400頭以上	3 ポイント	1,120頭以上	2 ポイント	1,120頭未満	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント		
80%以上	3 ポイント																							
70%以上	2 ポイント																							
60%以上	1 ポイント																							
1,400頭以上	3 ポイント																							
1,120頭以上	2 ポイント																							
1,120頭未満	1 ポイント																							
12人以上	2 ポイント																							
3人以上	1 ポイント																							
1.5%以上	2 ポイント																							
0%以上1.5%未満	1 ポイント																							
生産性向上	【食肉処理】(高付加価値化に関する目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部分肉仕向割合を1%以上増加 <p>・ 部分肉仕向割合の増加割合について</p> <table> <tr><td>5%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、次の カラ までのいずれかによりポイントを加算</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)</p> <table> <tr><td>80%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>70%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの処理頭数</p> <table> <tr><td>1,400頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 3 ポイント</p> <p>B S E 規制に係る整備の場合 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性</p>	5%以上	9 ポイント	4%以上	7 ポイント	3%以上	5 ポイント	2%以上	3 ポイント	1%以上	1 ポイント	80%以上	3 ポイント	70%以上	2 ポイント	60%以上	1 ポイント	1,400頭以上	3 ポイント	1,120頭以上	2 ポイント	1,120頭未満	1 ポイント
5%以上	9 ポイント																							
4%以上	7 ポイント																							
3%以上	5 ポイント																							
2%以上	3 ポイント																							
1%以上	1 ポイント																							
80%以上	3 ポイント																							
70%以上	2 ポイント																							
60%以上	1 ポイント																							
1,400頭以上	3 ポイント																							
1,120頭以上	2 ポイント																							
1,120頭未満	1 ポイント																							

		<p>高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	····· 2 ポイント	3人以上	····· 1 ポイント	1.5%以上	····· 2 ポイント	0 %以上1.5%未満	····· 1 ポイント																																
12人以上	····· 2 ポイント																																									
3人以上	····· 1 ポイント																																									
1.5%以上	····· 2 ポイント																																									
0 %以上1.5%未満	····· 1 ポイント																																									
生産性向上	<p>【食肉処理】 (高付加価値化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値食肉製品(部分肉より加工度の高い製品をいう。以下同じ。等)の生産量を 1 %以上 ただし、新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値食肉製品の割合が 1 %以上 	<p>・高付加価値食肉製品の生産量の増加割合について</p> <table> <tr><td>10.0%以上</td><td>····· 9 ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以上</td><td>····· 7 ポイント</td></tr> <tr><td>5.0%以上</td><td>····· 5 ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合にあっては、生産量に占める高付加価値食肉製品の割合が</p> <table> <tr><td>5 %以上</td><td>····· 9 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>····· 7 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>····· 5 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>1 %以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、次の カラ オーまでのいずれかによりポイントを加算</p> <p>事業を実施する産地食肉センターの稼働率 (稼働率 = 年間処理頭数 ÷ 稼働日数(245日) ÷ 処理頭数)</p> <table> <tr><td>80%以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>70%以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業を実施する産地食肉センターの 1 日当たりの処理頭数</p> <table> <tr><td>1,400頭以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>1,120頭未満</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 ······ 3 ポイント</p> <p>BSE 規制に係る整備の場合 ······ 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table>	10.0%以上	····· 9 ポイント	7.5%以上	····· 7 ポイント	5.0%以上	····· 5 ポイント	2.5%以上	····· 3 ポイント	1.0%以上	····· 1 ポイント	5 %以上	····· 9 ポイント	4 %以上	····· 7 ポイント	3 %以上	····· 5 ポイント	2 %以上	····· 3 ポイント	1 %以上	····· 1 ポイント	80%以上	····· 3 ポイント	70%以上	····· 2 ポイント	60%以上	····· 1 ポイント	1,400頭以上	····· 3 ポイント	1,120頭以上	····· 2 ポイント	1,120頭未満	····· 1 ポイント	12人以上	····· 2 ポイント	3人以上	····· 1 ポイント	1.5%以上	····· 2 ポイント	0 %以上1.5%未満	····· 1 ポイント
10.0%以上	····· 9 ポイント																																									
7.5%以上	····· 7 ポイント																																									
5.0%以上	····· 5 ポイント																																									
2.5%以上	····· 3 ポイント																																									
1.0%以上	····· 1 ポイント																																									
5 %以上	····· 9 ポイント																																									
4 %以上	····· 7 ポイント																																									
3 %以上	····· 5 ポイント																																									
2 %以上	····· 3 ポイント																																									
1 %以上	····· 1 ポイント																																									
80%以上	····· 3 ポイント																																									
70%以上	····· 2 ポイント																																									
60%以上	····· 1 ポイント																																									
1,400頭以上	····· 3 ポイント																																									
1,120頭以上	····· 2 ポイント																																									
1,120頭未満	····· 1 ポイント																																									
12人以上	····· 2 ポイント																																									
3人以上	····· 1 ポイント																																									
1.5%以上	····· 2 ポイント																																									
0 %以上1.5%未満	····· 1 ポイント																																									
【家畜流通】	<p>需要に応じた生産量の確保</p> <p>【家畜流通】(取引頭数の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜市場の年間の家畜取引頭数を 1 %以上増加 	<p>・家畜市場の年間の家畜取引頭数の増加割合について</p> <table> <tr><td>10.0%以上</td><td>····· 9 ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以上</td><td>····· 7 ポイント</td></tr> <tr><td>5.0%以上</td><td>····· 5 ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>1.0%以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、次の 又は オーによりポイントを加算</p> <p>事業を実施する家畜市場の年間取引頭数</p> <table> <tr><td>15千頭以上</td><td>····· 3 ポイント</td></tr> <tr><td>10千頭以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>8千頭以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業内容が再編整備の場合 ······ 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ······ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>····· 2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>····· 1 ポイント</td></tr> </table>	10.0%以上	····· 9 ポイント	7.5%以上	····· 7 ポイント	5.0%以上	····· 5 ポイント	2.5%以上	····· 3 ポイント	1.0%以上	····· 1 ポイント	15千頭以上	····· 3 ポイント	10千頭以上	····· 2 ポイント	8千頭以上	····· 1 ポイント	12人以上	····· 2 ポイント	3人以上	····· 1 ポイント	1.5%以上	····· 2 ポイント	0 %以上1.5%未満	····· 1 ポイント																
10.0%以上	····· 9 ポイント																																									
7.5%以上	····· 7 ポイント																																									
5.0%以上	····· 5 ポイント																																									
2.5%以上	····· 3 ポイント																																									
1.0%以上	····· 1 ポイント																																									
15千頭以上	····· 3 ポイント																																									
10千頭以上	····· 2 ポイント																																									
8千頭以上	····· 1 ポイント																																									
12人以上	····· 2 ポイント																																									
3人以上	····· 1 ポイント																																									
1.5%以上	····· 2 ポイント																																									
0 %以上1.5%未満	····· 1 ポイント																																									

	需要に応じた生産量の確保	【家畜流通】(家畜の流通コスト低減に関する目標) ・牛換算100頭当たり取引コストを1%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 牛換算100頭当たり取引コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 10.0%以上 9 ポイント 7.5%以上 7 ポイント 5.0%以上 5 ポイント 2.5%以上 3 ポイント 1.0%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、次の 又は によりポイントを加算 事業を実施する家畜市場の年間取引頭数</p> <table> <tr><td>15千頭以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10千頭以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>8千頭以上</td><td>1 ポイント</td></tr> <tr><td>事業内容が再編整備の場合</td><td>3 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	15千頭以上	3 ポイント	10千頭以上	2 ポイント	8千頭以上	1 ポイント	事業内容が再編整備の場合	3 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
15千頭以上	3 ポイント																		
10千頭以上	2 ポイント																		
8千頭以上	1 ポイント																		
事業内容が再編整備の場合	3 ポイント																		
12人以上	2 ポイント																		
3人以上	1 ポイント																		
1.5%以上	2 ポイント																		
0%以上1.5%未満	1 ポイント																		
	【新規就農促進、経営体育成】 実施内容に応じいすれか2つまで選択可能	生産性向上 【新規就農促進、経営体育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標) (新規就農促進) ・家畜飼養頭数が、事業実施地区を含む地域の平均値の70%以上	<ul style="list-style-type: none"> 家畜飼養頭数について、事業実施地区を含む地域の平均値の70%に対する割合について <ul style="list-style-type: none"> 160%以上 9 ポイント 140%以上 7 ポイント 120%以上 5 ポイント 110%以上 3 ポイント 100%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、(ア)又は(イ)のいずれかについてポイントを加算</p> <p>(ア) 現状の事業実施地区を含む地域の家畜飼養頭数の平均値が平成18年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合 3 ポイント</p> <p>全国平均値以上の場合 2 ポイント</p> <p>全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合 1 ポイント</p> <p>(イ) 事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ、新規就農促進のための財政支援を実施している場合 3 ポイント</p> <p>新規就農促進のための計画を策定している、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合 2 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数(受益認定就農者とは、「青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)第4条第4項に規定する者を言う。以下同じ)について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント								
12人以上	2 ポイント																		
3人以上	1 ポイント																		
1.5%以上	2 ポイント																		
0%以上1.5%未満	1 ポイント																		
	生産性向上	【新規就農促進、経営体育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標) (新規就農促進) ・農用地面積が事業実施地区を含む地域の平均	<ul style="list-style-type: none"> 農用地面積について、事業実施地区を含む地域の平均値の70%に対する割合について 																

		値の70%以上	<p>160%以上 9 ポイント 140%以上 7 ポイント 120%以上 5 ポイント 110%以上 3 ポイント 100%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算。 ・以下の条件を満たす場合、(ア)又は(イ)のいずれかについてポイントを加算 (ア)現状の事業実施地区を含む地域の平均値(農用地面積)が平成18年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合 3 ポイント 全国平均値以上の場合 2 ポイント 全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合 1 ポイント</p> <p>(イ)事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ、新規就農促進のための財政支援を実施している場合 3 ポイント 新規就農促進のための計画を策定している、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合 2 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
	生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標) (新規就農促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中(1~3年目)の農業所得の平均より4%以上増加 	<p>・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中1~3年目の農業所得の平均に対する増加割合について 12%以上 9 ポイント 10%以上 7 ポイント 8%以上 5 ポイント 6%以上 3 ポイント 4%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算。 ・以下の条件を満たす場合、(ア)又は(イ)のいずれかについてポイントを加算 (ア)現状の事業実施地区を含む地域の平均値(家畜飼養頭数又は農用地面積)が平成18年度の全国平均値を超える都道府県平均値以上の場合 3 ポイント 全国平均値以上の場合 2 ポイント 全国平均値には満たないが都道府県平均値の120%以上の場合 1 ポイント</p> <p>(イ)事業実施地区の市町村において事業対象畜種を含む新規就農促進のための計画を策定し、かつ新規就農促進のための財政支援を実施している場合 3 ポイント 新規就農促進のための計画を策定しているか、又は新規就農促進のための財政支援を実施している場合 2 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p>
	生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体育成】(離農跡地等の活用促進に関する目標) (規模拡大)</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼養頭数又は農用地面積が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示される効率的かつ安定的な農業経営の目標規模以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示される効率的かつ安定的な農業経営の目標規模に対する家畜飼養頭数又は農用地面積の割合について <table border="0"> <tr><td>160%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>140%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>120%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>110%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画に示されている効率的かつ安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が平成18年度の全国平均値を越えている場合は、3 ポイントを加算 <p>上記ポイントに加え、本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	160%以上	9 ポイント	140%以上	7 ポイント	120%以上	5 ポイント	110%以上	3 ポイント	100%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
160%以上	9 ポイント																			
140%以上	7 ポイント																			
120%以上	5 ポイント																			
110%以上	3 ポイント																			
100%以上	1 ポイント																			
12人以上	2 ポイント																			
3人以上	1 ポイント																			
1.5%以上	2 ポイント																			
0%以上1.5%未満	1 ポイント																			
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体 育成】(離農跡地等の活用 促進に関する目標) (規模拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中（1～3年目）の農業所得の平均に対する増加割合について4%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中（1～3年目）の農業所得の平均に対する増加割合について <table border="0"> <tr><td>12%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え以下によりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数又は農用地面積）が平成18年度の全国平均値を越えている場合は、3 ポイントを加算 <p>上記ポイントに加え、本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12%以上	9 ポイント	10%以上	7 ポイント	8%以上	5 ポイント	6%以上	3 ポイント	4%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
12%以上	9 ポイント																			
10%以上	7 ポイント																			
8%以上	5 ポイント																			
6%以上	3 ポイント																			
4%以上	1 ポイント																			
12人以上	2 ポイント																			
3人以上	1 ポイント																			
1.5%以上	2 ポイント																			
0%以上1.5%未満	1 ポイント																			
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体 育成】(離農跡地等の活用 促進に関する目標) (規模拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前経営からの規模拡大割合（家畜飼養頭数）について10%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・前経営からの規模拡大割合（家畜飼養頭数）について <table border="0"> <tr><td>50%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、以下によりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模（家畜飼養頭数）が平成18年度の全国平均値を越えている場合は、3 ポイントを加算 <p>上記ポイントに加え、本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。</p>	50%以上	9 ポイント	40%以上	7 ポイント	30%以上	5 ポイント	20%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント								
50%以上	9 ポイント																			
40%以上	7 ポイント																			
30%以上	5 ポイント																			
20%以上	3 ポイント																			
10%以上	1 ポイント																			

		<p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント																
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体育成】(研修施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域で育成される新規就農者数が現状より2名以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域で育成される新規就農者数について <table> <tr><td>10名以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>8名以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>6名以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>4名以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2名以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の事業実施地区を含む地域における研修対象畜種の農業産出額の割合が、平成18年の事業実施地区を含む地域の農業産出額の割合に対して <table> <tr><td>12%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの年間研修予定者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	10名以上	9ポイント	8名以上	7ポイント	6名以上	5ポイント	4名以上	3ポイント	2名以上	1ポイント	12%以上	3ポイント	8%以上	2ポイント	4%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
10名以上	9ポイント																									
8名以上	7ポイント																									
6名以上	5ポイント																									
4名以上	3ポイント																									
2名以上	1ポイント																									
12%以上	3ポイント																									
8%以上	2ポイント																									
4%以上	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体育成】(研修施設の活用促進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域における研修受講者が現状より2%以上増加 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区を含む地域で育成される新規就農者数について <table> <tr><td>6%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の事業実施地区を含む地域における研修対象畜種の農業産出額の割合が、平成18年の事業実施地区を含む地域の農業産出額の割合に対して <table> <tr><td>12%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの年間研修予定者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	6%以上	9ポイント	5%以上	7ポイント	4%以上	5ポイント	3%以上	3ポイント	2%以上	1ポイント	12%以上	3ポイント	8%以上	2ポイント	4%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
6%以上	9ポイント																									
5%以上	7ポイント																									
4%以上	5ポイント																									
3%以上	3ポイント																									
2%以上	1ポイント																									
12%以上	3ポイント																									
8%以上	2ポイント																									
4%以上	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									

生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体 育成】(研修施設の活用促 進に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間受講計画(受講者 数)の達成度が100%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 年間受講計画(受講者数)の達成度が100%以上 <ul style="list-style-type: none"> 120%以上 9 ポイント 115%以上 7 ポイント 110%以上 5 ポイント 105%以上 3 ポイント 100%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合は、以下のとおりポイ ントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の事業実施地区を含む地域における研修対象畜種の農業產出額 の割合が、平成18年の事業実施地区を含む地域の農業產出額の割合 に対して <ul style="list-style-type: none"> 12%以上 3 ポイント 8%以上 2 ポイント 4%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの年間研修予定者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業產出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
12人以上	2 ポイント									
3人以上	1 ポイント									
1.5%以上	2 ポイント									
0%以上1.5%未満	1 ポイント									
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体 育成】(ヘルパー組合等の統合 及び活用促進に関する目標)</p> <p>(ヘルパー組合等の統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘルパー組合等の作業 受託年間のべ稼働日数 が現状より5%以上増 加 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー組合等の作業受託年間のべ稼働日数の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上 9 ポイント 20%以上 7 ポイント 15%以上 5 ポイント 10%以上 3 ポイント 5%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業產出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
12人以上	2 ポイント									
3人以上	1 ポイント									
1.5%以上	2 ポイント									
0%以上1.5%未満	1 ポイント									
生産性向上	<p>【新規就農促進、経営体 育成】(ヘルパー組合等の統合 及び活用促進に関する目標)</p> <p>(ヘルパー組合等の統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘルパー組合等の作業 受託単価が現状より2.5 %以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー組合等の作業の受託単価の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 12.5%以上 9 ポイント 10.0%以上 7 ポイント 7.5%以上 5 ポイント 5.0%以上 3 ポイント 2.5%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである 場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つ の事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの受益認定就農者数について</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業產出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr> <td>1.5%以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>0%以上1.5%未満</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
12人以上	2 ポイント									
3人以上	1 ポイント									
1.5%以上	2 ポイント									
0%以上1.5%未満	1 ポイント									

<p>【国産原材料供給円滑化対策(牛 肉)】 の選択 は必須</p>	<p>生産性向 上</p> <p>【国産原材料供給円滑化 対策(牛肉)】 (肉用牛飼養の低コスト 化に関する目標)</p> <p>肥育牛1頭当たり生産 コストを7%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育牛1頭当たり生産コストの削減割合について <table border="0"> <tr><td>15%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> </p> <p>、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	15%以上	9ポイント	13%以上	7ポイント	11%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
15%以上	9ポイント																			
13%以上	7ポイント																			
11%以上	5ポイント																			
9%以上	3ポイント																			
7%以上	1ポイント																			
12人以上	2ポイント																			
3人以上	1ポイント																			
1.5%以上	2ポイント																			
0%以上1.5%未満	1ポイント																			
<p>生産性向 上</p> <p>【国産原材料供給円滑化 対策(牛肉)】 (肉用牛飼養の労働時間 の削減に関する目標) 肥育牛1頭当たり労働 時間を12%以上削減</p>	<p>【国産原材料供給円滑化 対策(牛肉)】 (肉用牛飼養の労働時間 の削減に関する目標) 肥育牛1頭当たり労働 時間を12%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育牛1頭当たり労働時間の削減割合について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>22%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>19%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。</p> <p>以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育牛1頭当たり労働時間の平均値について <ul style="list-style-type: none">)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 </p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について <ul style="list-style-type: none">)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上 </p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> ・稲発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3ポイント </p> <p>以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 	25%以上	9ポイント	22%以上	7ポイント	19%以上	5ポイント	15%以上	3ポイント	12%以上	1ポイント								
25%以上	9ポイント																			
22%以上	7ポイント																			
19%以上	5ポイント																			
15%以上	3ポイント																			
12%以上	1ポイント																			

			<p style="text-align: right;">1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合</p> <p style="text-align: right;">1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加 算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つ の事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供 給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上 1.5%未満 1 ポイント</p> <p>にかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都 道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生 産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、 緊急性ポイントとして 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つ の事業計画につき 1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント
12人以上	2 ポイント						
3人以上	1 ポイント						
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（牛肉）】 (外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合に関する目標) 外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合が現況よりも 7 %以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合について 15%以上 9 ポイント 13%以上 7 ポイント 11%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 7 %以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の割合について 20%以上 3 ポイント 15%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合</p> <p style="text-align: right;">1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 、 に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つ の事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供 給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上 1.5%未満 1 ポイント</p> <p>にかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都 道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生 産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、 緊急性ポイントとして 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つ の事業計画につき 1 回の加算とする。 なお、上記 と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	
12人以上	2 ポイント						
3人以上	1 ポイント						
【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 の選択は必須	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 (豚飼養の低コスト化に関する目標) 肥育豚 1 頭当たり生産コストを 6 %以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 肥育豚 1 頭当たり生産コストの削減割合について 11%以上 9 ポイント 9 %以上 7 ポイント 8 %以上 5 ポイント 7 %以上 3 ポイント 6 %以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイント を加算。</p> <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性 が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである 場合</p> <p style="text-align: right;">1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加</p>				

		<p>算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント
12人以上	2ポイント					
3人以上	1ポイント					
生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 (豚飼養の省力化に関する目標) 肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育豚1頭当たり労働時間の削減割合について 23%以上 9ポイント 21%以上 7ポイント 18%以上 5ポイント 15%以上 3ポイント 13%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント (ア)の) 又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント
12人以上	2ポイント					
3人以上	1ポイント					

	需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 （外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合に関する目標） 外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合について 15%以上・・・9ポイント 13%以上・・・7ポイント 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の割合について 20%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント</p> <p>にかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 の選択は必須	生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 （肉用鶏飼養の低コスト化に関する目標） プロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> プロイラー100羽当たり生産コストの削減割合について 19%以上・・・9ポイント 16%以上・・・7ポイント 13%以上・・・5ポイント 11%以上・・・3ポイント 8%以上・・・1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・・・2ポイント 3人以上・・・1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・・・2ポイント 0%以上1.5%未満・・・1ポイント</p> <p>にかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
	生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 （肉用鶏飼養の省力化に関する目標） プロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> プロイラー100羽当たり労働時間の削減割合について 23%以上・・・9ポイント 20%以上・・・7ポイント 18%以上・・・5ポイント 15%以上・・・3ポイント

		<p>地域の平均値より13%以上削減</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区のプロイラー100羽当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合について)受益羽数の占める割合が50%以上)受益羽数の占める割合が25%以上</p> <p>以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 (外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産頭数の増加割合に関する目標) 外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加</p> <p>・外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の増加割合について 15%以上 9 ポイント 13%以上 7 ポイント 11%以上 5 ポイント 9%以上 3 ポイント 7%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の割合について 20%以上 3 ポイント 15%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給</p>	

			<p>元の認定農業者数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント										
12人以上	2 ポイント																				
3人以上	1 ポイント																				
1.5%以上	2 ポイント																				
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																				
【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 の選択は必須	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 (馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標) 生産コストを5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 生産コストの削減割合について <table> <tr><td>12%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。 	12%以上	9 ポイント	10%以上	7 ポイント	8 %以上	5 ポイント	7 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
12%以上	9 ポイント																				
10%以上	7 ポイント																				
8 %以上	5 ポイント																				
7 %以上	3 ポイント																				
5 %以上	1 ポイント																				
12人以上	2 ポイント																				
3人以上	1 ポイント																				
1.5%以上	2 ポイント																				
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																				
	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 (馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標) 労働時間を5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 労働時間の削減割合について <table> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント (ア)直近3年間の当該地区の労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭羽数に占める受益頭羽数の割合について)受益頭羽数の占める割合が50%以上)受益頭羽数の占める割合が25%以上 以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取 	25%以上	9 ポイント	20%以上	7 ポイント	15%以上	5 ポイント	10%以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント								
25%以上	9 ポイント																				
20%以上	7 ポイント																				
15%以上	5 ポイント																				
10%以上	3 ポイント																				
5 %以上	1 ポイント																				

			<p>組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント															
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 (外食・加工へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽数の増加割合に関する目標) 特定の外食・加工業者へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産頭羽数の増加割合が現況よりも7%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 特定の外食・加工へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽数の増加割合について <table border="0"> <tr><td>15%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 特定の外食・加工業者へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽数の割合について</p> <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	15%以上	9ポイント	13%以上	7ポイント	11%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	1ポイント	20%以上	3ポイント	15%以上	2ポイント	10%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
15%以上	9ポイント																									
13%以上	7ポイント																									
11%以上	5ポイント																									
9%以上	3ポイント																									
7%以上	1ポイント																									
20%以上	3ポイント																									
15%以上	2ポイント																									
10%以上	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
飼料基盤活用の促進	【飼料基盤活用の促進】 いずれか2つまで選択可能。	生産性向上	<p>【飼料基盤活用の促進】(飼料自給率の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料自給率を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より5%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 飼料自給率の増加割合について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、 ・新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域における飼料自給率の平均値に対する増加割合について 25%以上 ······ 9ポイント</p>	25%以上	9ポイント	15%以上	7ポイント	10%以上	5ポイント	7%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント													
25%以上	9ポイント																									
15%以上	7ポイント																									
10%以上	5ポイント																									
7%以上	3ポイント																									
5%以上	1ポイント																									

		<p>15%以上 7 ポイント 10%以上 5 ポイント 7 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>ただし、遊休農地等を 1 ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料自給率の増加割合について <p>10%以上 9 ポイント 8 %以上 7 ポイント 7 %以上 5 ポイント 6 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域における飼料自給率の平均値に対する増加割合について <p>10%以上 9 ポイント 8 %以上 7 ポイント 7 %以上 5 ポイント 6 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 らまでいのいずれかによりポイントを加算</p> <p>飼料自給率の直近単年度の全国平均値（ただし、事業実施地区を含む地域で算出された数値を用いても可。）に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 105%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 95%以上 1 ポイント <p>又は、新たに取り組む場合については、アからエまでのいずれかによりポイントを加算</p> <p>ア 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である 3 ポイント</p> <p>イ 事業参加者の計画飼料作物作付け面積の平均値が、直近の北海道・都府県の平均に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 105%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 95%以上 1 ポイント <p>ウ 事業参加者の計画飼料自給率の平均値が、直近の全国の平均に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 105%以上 3 ポイント 100%以上 2 ポイント 95%以上 1 ポイント <p>エ 事業参加者のうち認定農業者、認定農業者となることが確実である者又は公共牧場が</p> <ul style="list-style-type: none"> 80%以上 3 ポイント 60%以上 2 ポイント 40%以上 1 ポイント <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者（強い農業づくり交付金実施要領別記 の第 3 の 2 の (2) に定める複数人の農業者をいう。以下同じ。）が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、 4 ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>
生産性向上	【飼料基盤活用の促進】 (飼養頭数の増加に関する目標) ・家畜飼養頭数（公共牧場にあっては、利用頭数）を 1 %以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より 1 %以上の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼養頭数（公共牧場にあっては、利用頭数）の増加割合について <p>15%以上 9 ポイント 10%以上 7 ポイント 5 %以上 5 ポイント 3 %以上 3 ポイント 1 %以上 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、家畜飼養頭数（公共牧場にあっては、利用頭数）が事業実施地区を含む地域の平均に比した増加割合

		<p>について</p> <table border="0"> <tr><td>15%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>ただし、遊休農地等を 1 ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼養頭数（公共牧場にあっては、利用頭数）の増加割合について <table border="0"> <tr><td>5 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、家畜飼養頭数（公共牧場にあっては、利用頭数）が事業実施地区を含む地域の平均に比した増加割合について <table border="0"> <tr><td>5 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>1 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、アからエまでのいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料自給率の直近単年度の全国平均値（ただし、地域で算出された数値を用いても可。）に対して <table border="0"> <tr><td>105%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>95%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、新たに取り組む場合については、アからエまでのいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 主として取り組む地域が飼料増産重点地区である <table border="0"> <tr><td>ア</td><td>3 ポイント</td></tr> </table> <p>イ 事業参加者の計画飼料作物作付け面積の平均値が、直近の北海道・都府県の平均に対して</p> <table border="0"> <tr><td>105%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>95%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>ウ 事業参加者の計画飼料自給率の平均値が、直近の全国の平均に対して</p> <table border="0"> <tr><td>105%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>95%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>エ 事業参加者のうち認定農業者、認定農業者となることが確実である者又は公共牧場が</p> <table border="0"> <tr><td>80%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 <table border="0"> <tr><td>・</td><td>3 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <table border="0"> <tr><td>・</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <table border="0"> <tr><td>・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <table border="0"> <tr><td>・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、アに該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <table border="0"> <tr><td>・</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4 ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>	15%以上	9 ポイント	10%以上	7 ポイント	5 %以上	5 ポイント	3 %以上	3 ポイント	1 %以上	1 ポイント	5 %以上	9 ポイント	4 %以上	7 ポイント	3 %以上	5 ポイント	2 %以上	3 ポイント	1 %以上	1 ポイント	5 %以上	9 ポイント	4 %以上	7 ポイント	3 %以上	5 ポイント	2 %以上	3 ポイント	1 %以上	1 ポイント	105%以上	3 ポイント	100%以上	2 ポイント	95%以上	1 ポイント	ア	3 ポイント	105%以上	3 ポイント	100%以上	2 ポイント	95%以上	1 ポイント	105%以上	3 ポイント	100%以上	2 ポイント	95%以上	1 ポイント	80%以上	3 ポイント	60%以上	2 ポイント	40%以上	1 ポイント	・	3 ポイント	・	2 ポイント	・	1 ポイント	・	1 ポイント	・	1 ポイント
15%以上	9 ポイント																																																																			
10%以上	7 ポイント																																																																			
5 %以上	5 ポイント																																																																			
3 %以上	3 ポイント																																																																			
1 %以上	1 ポイント																																																																			
5 %以上	9 ポイント																																																																			
4 %以上	7 ポイント																																																																			
3 %以上	5 ポイント																																																																			
2 %以上	3 ポイント																																																																			
1 %以上	1 ポイント																																																																			
5 %以上	9 ポイント																																																																			
4 %以上	7 ポイント																																																																			
3 %以上	5 ポイント																																																																			
2 %以上	3 ポイント																																																																			
1 %以上	1 ポイント																																																																			
105%以上	3 ポイント																																																																			
100%以上	2 ポイント																																																																			
95%以上	1 ポイント																																																																			
ア	3 ポイント																																																																			
105%以上	3 ポイント																																																																			
100%以上	2 ポイント																																																																			
95%以上	1 ポイント																																																																			
105%以上	3 ポイント																																																																			
100%以上	2 ポイント																																																																			
95%以上	1 ポイント																																																																			
80%以上	3 ポイント																																																																			
60%以上	2 ポイント																																																																			
40%以上	1 ポイント																																																																			
・	3 ポイント																																																																			
・	2 ポイント																																																																			
・	1 ポイント																																																																			
・	1 ポイント																																																																			
・	1 ポイント																																																																			
生産性向上	<p>【飼料基盤活用の促進】 (良質なたい肥の農地還元量増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質なたい肥の農地還元量の 5 %以上向上 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域平均値より 5 %以上の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・良質なたい肥の農地還元量の向上割合について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>7 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p>	25%以上	9 ポイント	15%以上	7 ポイント	10%以上	5 ポイント	7 %以上	3 ポイント	5 %以上	1 ポイント																																																								
25%以上	9 ポイント																																																																			
15%以上	7 ポイント																																																																			
10%以上	5 ポイント																																																																			
7 %以上	3 ポイント																																																																			
5 %以上	1 ポイント																																																																			

		<ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、良質な肥料の農地還元量が事業実施地区を含む地域の平均に比した増加割合について <table> <tr><td>25%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>ただし、遊休農地等を 1 ha 以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良質な肥料の農地還元量の向上割合について <table> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに取り組む場合にあっては、良質な肥料の農地還元量が事業実施地区を含む地域の平均に比した増加割合について <table> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、アからエまでのいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料自給率の直近単年度の全国平均値（ただし、地域で算出された数値を用いても可。）に対して <table> <tr><td>105%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>95%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、新たに取り組む場合については、アからエまでのいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 主として取り組む地域が飼料増産重点地区である ···· 3 ポイント イ 事業参加者の計画飼料作物作付け面積の平均値が、直近の北海道・都府県の平均に対して <table> <tr><td>105%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>95%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> ウ 事業参加者の計画飼料自給率の平均値が、直近の全国の平均に対して <table> <tr><td>105%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>95%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> エ 事業参加者のうち認定農業者、認定農業者となることが確実である者又は公共牧場が <table> <tr><td>80%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 ···· 3 ポイント <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ···· 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ···· 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ···· 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 ···· 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4 ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>	25%以上	9 ポイント	15%以上	7 ポイント	10%以上	5 ポイント	7%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	10%以上	9 ポイント	8%以上	7 ポイント	7%以上	5 ポイント	6%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	10%以上	9 ポイント	8%以上	7 ポイント	7%以上	5 ポイント	6%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	105%以上	3 ポイント	100%以上	2 ポイント	95%以上	1 ポイント	105%以上	3 ポイント	100%以上	2 ポイント	95%以上	1 ポイント	105%以上	3 ポイント	100%以上	2 ポイント	95%以上	1 ポイント	80%以上	3 ポイント	60%以上	2 ポイント	40%以上	1 ポイント
25%以上	9 ポイント																																																							
15%以上	7 ポイント																																																							
10%以上	5 ポイント																																																							
7%以上	3 ポイント																																																							
5%以上	1 ポイント																																																							
10%以上	9 ポイント																																																							
8%以上	7 ポイント																																																							
7%以上	5 ポイント																																																							
6%以上	3 ポイント																																																							
5%以上	1 ポイント																																																							
10%以上	9 ポイント																																																							
8%以上	7 ポイント																																																							
7%以上	5 ポイント																																																							
6%以上	3 ポイント																																																							
5%以上	1 ポイント																																																							
105%以上	3 ポイント																																																							
100%以上	2 ポイント																																																							
95%以上	1 ポイント																																																							
105%以上	3 ポイント																																																							
100%以上	2 ポイント																																																							
95%以上	1 ポイント																																																							
105%以上	3 ポイント																																																							
100%以上	2 ポイント																																																							
95%以上	1 ポイント																																																							
80%以上	3 ポイント																																																							
60%以上	2 ポイント																																																							
40%以上	1 ポイント																																																							
生産性向上	【飼料基盤活用の促進】飼料作物の低コスト化に関する目標) ・飼料生産コストを 2 % 以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より 2 % 以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料生産コストの削減割合について <table> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p>	10%以上	9 ポイント	8%以上	7 ポイント	6%以上	5 ポイント	4%以上	3 ポイント	2%以上	1 ポイント																																												
10%以上	9 ポイント																																																							
8%以上	7 ポイント																																																							
6%以上	5 ポイント																																																							
4%以上	3 ポイント																																																							
2%以上	1 ポイント																																																							

		<p>・新たに取り組む場合にあっては、飼料生産コストが事業実施地区を含む地域の平均に比した削減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊休農地等を 1 ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。</p> <p>・飼料生産コストの削減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>6 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合にあっては、飼料生産コストが事業実施地区を含む地域の平均に比した削減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>6 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント 3 ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、飼料増産に向けた取組は、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>	10%以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	6 %以上	9 ポイント	5 %以上	7 ポイント	4 %以上	5 ポイント	3 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	6 %以上	9 ポイント	5 %以上	7 ポイント	4 %以上	5 ポイント	3 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント																												
10%以上	9 ポイント																																																											
8 %以上	7 ポイント																																																											
6 %以上	5 ポイント																																																											
4 %以上	3 ポイント																																																											
2 %以上	1 ポイント																																																											
6 %以上	9 ポイント																																																											
5 %以上	7 ポイント																																																											
4 %以上	5 ポイント																																																											
3 %以上	3 ポイント																																																											
2 %以上	1 ポイント																																																											
6 %以上	9 ポイント																																																											
5 %以上	7 ポイント																																																											
4 %以上	5 ポイント																																																											
3 %以上	3 ポイント																																																											
2 %以上	1 ポイント																																																											
生産性向上	<p>【飼料基盤活用の促進】 (飼料作物の省力化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働時間を 2 %以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区を含む地域の平均値より 2 %以上の削減 	<p>・労働時間の削減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合にあっては、労働時間が事業実施地区を含む地域の平均に比した削減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>10%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、遊休農地等を 1 ha以上利用する場合にあっては以下のとおりとする。</p> <p>・労働時間の削減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>6 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合にあっては、労働時間が事業実施地区を含む地域の平均に比した削減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>6 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>3 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、からまでのいずれかによりポイントを加算 労働時間が直近単年度の北海道・都府県の平均値（ただし、地域で算出された数値を用いてもかまわない）に対して</p> <table> <tbody> <tr><td>95%以下</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以下</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>105%以下</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は、新たに取り組む場合については、アからエまでのいずれかによりポイントを加算 ア 主として取り組む地域が 飼料増産重点地区である ··· 3 ポイント</p> <p>イ 計画飼料作物作付け面積（事業参加者平均）が、直近の北海道・都府県の平均に対して</p> <table> <tbody> <tr><td>105%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>95%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 計画飼料自給率（事業参加者平均）が、直近の全国の平均に対して</p> <table> <tbody> <tr><td>105%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>100%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>95%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 事業参加者のうち認定農業者、認定農業者となることが確実である</p>	10%以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	10%以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	6 %以上	9 ポイント	5 %以上	7 ポイント	4 %以上	5 ポイント	3 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	6 %以上	9 ポイント	5 %以上	7 ポイント	4 %以上	5 ポイント	3 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	95%以下	3 ポイント	100%以下	2 ポイント	105%以下	1 ポイント	105%以上	3 ポイント	100%以上	2 ポイント	95%以上	1 ポイント	105%以上	3 ポイント	100%以上	2 ポイント	95%以上	1 ポイント
10%以上	9 ポイント																																																											
8 %以上	7 ポイント																																																											
6 %以上	5 ポイント																																																											
4 %以上	3 ポイント																																																											
2 %以上	1 ポイント																																																											
10%以上	9 ポイント																																																											
8 %以上	7 ポイント																																																											
6 %以上	5 ポイント																																																											
4 %以上	3 ポイント																																																											
2 %以上	1 ポイント																																																											
6 %以上	9 ポイント																																																											
5 %以上	7 ポイント																																																											
4 %以上	5 ポイント																																																											
3 %以上	3 ポイント																																																											
2 %以上	1 ポイント																																																											
6 %以上	9 ポイント																																																											
5 %以上	7 ポイント																																																											
4 %以上	5 ポイント																																																											
3 %以上	3 ポイント																																																											
2 %以上	1 ポイント																																																											
95%以下	3 ポイント																																																											
100%以下	2 ポイント																																																											
105%以下	1 ポイント																																																											
105%以上	3 ポイント																																																											
100%以上	2 ポイント																																																											
95%以上	1 ポイント																																																											
105%以上	3 ポイント																																																											
100%以上	2 ポイント																																																											
95%以上	1 ポイント																																																											

る者又は公共牧場が	
80%以上	3 ポイント
60%以上	2 ポイント
40%以上	1 ポイント

農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算
 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3 ポイント

以下の場合には、以下のとおりポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員若しくは事業参加者が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員構成員若しくは事業参加者が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算
 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント

上記ポイントに加え、飼料増産に資する取組は、4 ポイントを加算
 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント								
経営力の強化	認定農業者等担い手育成の推進	担い手の育成・確保	<p>【経営構造対策】 以下に掲げる 1 又は 2 (担い手育成緊急地域の場合は 3 又は 4) の基準を満たしていること</p>	<p>達成すべき成果目標の基準の欄の 1 及び 2 (担い手育成緊急地域の場合は 3 及び 4) のそれぞれのポイントの合計 地区選択目標ポイント 地域が自主的に食料・農業・農村基本計画に即した地区選択目標を設定している場合には、1 項目につき 3 ポイントを加算（加算の上限は 6 ポイントまで）</p>								
			<p>1 認定農業者の育成 認定農業者数が現在に比べ 50% 以上増加又は当該市町村の過去 5 年間の認定農業者の増加率以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者数の増加率について <table> <tr> <td>75% 以上</td> <td>8 ポイント</td> </tr> <tr> <td>50% 以上 75% 未満</td> <td>6 ポイント</td> </tr> <tr> <td>25% 以上 50% 未満</td> <td>4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>25% 未満又は皆増</td> <td>2 ポイント</td> </tr> </table> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には 4 ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> a 主業農家数に占める目標時の認定農業者数の割合が、現状における当該都道府県の主業農家数に占める認定農業者数の割合以上となる場合 b 計画時から目標年度までの間の認定農業数の増加率が当該市町村における過去 5 力年間の増加率以上の場合(皆増の場合も含む。) 	75% 以上	8 ポイント	50% 以上 75% 未満	6 ポイント	25% 以上 50% 未満	4 ポイント	25% 未満又は皆増	2 ポイント
75% 以上	8 ポイント											
50% 以上 75% 未満	6 ポイント											
25% 以上 50% 未満	4 ポイント											
25% 未満又は皆増	2 ポイント											
			<p>2 担い手への農地の利用集積 担い手農地利用集積率が 60% 以上に達する又は現状より 10 ポイント以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農地利用集積率の増加について <table> <tr> <td>15 ポイント以上</td> <td>8 ポイント</td> </tr> <tr> <td>10 ポイント以上 15 ポイント未満</td> <td>6 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5 ポイント以上 10 ポイント未満</td> <td>4 ポイント</td> </tr> <tr> <td>5 ポイント未満</td> <td>2 ポイント</td> </tr> </table> <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には 4 ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> a 目標とする担い手農地利用集積率が当該都道府県の担い手農地 	15 ポイント以上	8 ポイント	10 ポイント以上 15 ポイント未満	6 ポイント	5 ポイント以上 10 ポイント未満	4 ポイント	5 ポイント未満	2 ポイント
15 ポイント以上	8 ポイント											
10 ポイント以上 15 ポイント未満	6 ポイント											
5 ポイント以上 10 ポイント未満	4 ポイント											
5 ポイント未満	2 ポイント											

		<p>利用集積率の現状値を上回る場合</p> <p>b 担い手農地利用集積率の目標値が60%以上の場合</p> <p>c 担い手に利用集積する農地面積に占めるおおむね2ha(中山間地域等にあっては、おおむね1ha)以上の連担地の形成がなされた面積の割合が5ポイント以上増加する目標を設定する場合</p>
(担い手育成緊急地域の場合)		
3 認定農業者等の育成 認定農業者数が現在に比べ1名以上増加、農業生産法人を1組織以上設立又は20ha(中山間地域等にあっては、10ha)以上の農業経営の規模を有する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等の増加について <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者数が4名以上増加 8ポイント 農業生産法人を1法人以上設立 8ポイント 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立 8ポイント 認定農業者数が3名増加 6ポイント 認定農業者数が2名増加 4ポイント 認定農業者数が1名増加 2ポイント <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかを満たす場合には4ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度までに農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想における「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に到達する計画を有する認定農業者数が1名以上増加する場合 ・目標年度までに法人化する計画を有する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を設立する場合 <p>(注) 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織については、20ha(中山間地域等にあっては、10ha)以上の農業経営の規模を有するものに限る。</p>	
4 担い手への農地の利用集積		<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農地利用集積率の増加について

		<p>集落営農組織が水田・畑作経営所得安定対策の加入者であるか加入対象者となることを目指すこと</p>	<p>既存の組織が該当する場合には、上記のポイントに加え、次及びによりポイントを加算。</p> <p>集落営農組織が以下のいずれかに該当する場合には、4ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定農業団体 特定農業団体と同様の要件を満たす組織 特定農業法人 <p>集落営農組織の農業経営の規模が、おおむね20ha（中山間地域等にあっては、おおむね10ha）以上である場合には、4ポイント加算</p>
		<p>3 集落営農組織への農用地の利用集積</p> <p>集落営農組織における農用地利用集積率の目標値50%以上で現状より10ポイント以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 集落営農組織への農用地利用集積率の増加について <ul style="list-style-type: none"> 40ポイント以上の場合・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上40ポイント未満の場合・・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上15ポイント未満の場合・・・・・・・ 4 ポイント 10ポイント未満の場合・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント <p>上記のポイントに加え、以下のいずれかに該当する場合には、2ポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> • 集落営農組織への農用地利用集積率が現状30%以上である場合 • おおむね 1 ha（中山間地域等にあっては、おおむね0.5ha）以上の新たな連担地の形成を図る場合
新規就農の促進等担い手育成の推進	新規就農者の育成・確保	<p>【農業研修教育・農業総合支援センター施設整備】</p>	<p>達成すべき成果目標の基準の欄の1、2、3のそれぞれのポイントに以下の新規就農促進ポイントを加えた合計</p> <p>新規就農促進ポイント</p> <p>農業研修教育の取組について、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第5項に掲げる「協同農業普及事業の実施に関する方針」に記載されている場合には、一律6ポイント加算</p>
		<p>1 新規学卒就農者率の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 卒業生に占める新規就農者の割合の増加について

	<p>卒業生に占める新規就農者の割合が現状より増加 (要綱別表のメニュー欄のアのうち(カ)及びイ以外を実施する場合)</p>	<table border="0"> <tr><td>6 ポイント以上</td><td>8 ポイント</td></tr> <tr><td>4 ポイント以上 6 ポイント未満</td><td>6 ポイント</td></tr> <tr><td>2 ポイント以上 4 ポイント未満</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>2 ポイント未満</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には 4 ポイントを加算 現状の卒業生に占める新規就農者の割合が、全国平均より大きい場合</p>	6 ポイント以上	8 ポイント	4 ポイント以上 6 ポイント未満	6 ポイント	2 ポイント以上 4 ポイント未満	4 ポイント	2 ポイント未満	2 ポイント
6 ポイント以上	8 ポイント									
4 ポイント以上 6 ポイント未満	6 ポイント									
2 ポイント以上 4 ポイント未満	4 ポイント									
2 ポイント未満	2 ポイント									
2	<p>普及指導課題の解決 当該施設の導入により重点課題における普及指導課題が解決されること (要綱別表のメニュー欄のアの(カ)を実施する場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重点課題における普及指導課題の解決割合について <table border="0"> <tr><td>80%以上</td><td>8 ポイント</td></tr> <tr><td>60%以上80%未満</td><td>6 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上60%未満</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>40%未満</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> 	80%以上	8 ポイント	60%以上80%未満	6 ポイント	40%以上60%未満	4 ポイント	40%未満	2 ポイント
80%以上	8 ポイント									
60%以上80%未満	6 ポイント									
40%以上60%未満	4 ポイント									
40%未満	2 ポイント									
3	<p>新規就農者等の育成 当該地域において新規就農者が育成されること (要綱別表のメニュー欄のイの(イ)を実施する場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域において育成された新規就農者数について <table border="0"> <tr><td>9名以上</td><td>8 ポイント</td></tr> <tr><td>6名～8名</td><td>6 ポイント</td></tr> <tr><td>3名～5名</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>3名未満</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には 4 ポイントを加算 目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上の場合</p> 	9名以上	8 ポイント	6名～8名	6 ポイント	3名～5名	4 ポイント	3名未満	2 ポイント
9名以上	8 ポイント									
6名～8名	6 ポイント									
3名～5名	4 ポイント									
3名未満	2 ポイント									
	<p>当該地域における農業者のうち研修受講者数が現状より増加 (要綱別表のメニュー欄のイの(ア)を実施する場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者の増加数について <table border="0"> <tr><td>80名以上</td><td>8 ポイント</td></tr> <tr><td>40名～79名</td><td>6 ポイント</td></tr> <tr><td>10名～39名</td><td>4 ポイント</td></tr> <tr><td>10名未満</td><td>2 ポイント</td></tr> </table> <p>上記のポイントに加え、以下の場合には 4 ポイントを加算 目標時の研修受講者に占める認定就農者及び認定農業者の割合が40%以上の場合</p> 	80名以上	8 ポイント	40名～79名	6 ポイント	10名～39名	4 ポイント	10名未満	2 ポイント
80名以上	8 ポイント									
40名～79名	6 ポイント									
10名～39名	4 ポイント									
10名未満	2 ポイント									

[REDACTED]

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進 「達成すべき成果目標基準」をいずれか2つまで選択できる。	安全・安心な市場流通	<p>【環境負荷の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下 <p>【物品鮮度の保持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低温売場販売率（低温売場での販売金額 / 全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積 / 全売場面積）を1.8ポイント以上超過 <p>【物品評価の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額 / 販売数量）の指數値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。 ・廃棄される物品の量を15.3%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・指数値の平均が 27.4以下・・・・7ポイント 27.5～41.7・・・・3ポイント ・超過ポイント数が 4.9以上・・・・7ポイント 1.8～4.8・・・・3ポイント ・超過ポイント数が 2.4以上・・・・7ポイント 1.2～2.3・・・・3ポイント ・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント <p>該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つの政策目標内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。同一の政策目標内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成若しくは取得を行う場合又は上記以外の中央卸売市場がBSE対策に係る施設の改良、造成若しくは取得を行う場合・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保する

	<p>【品質管理の高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B S E 対策に対応した整備を実施 ・ 卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B S E 対策に係る施設の整備・・・・・・・・・・・・ 7 ポイント ・ 卸売業者及び仲卸業者が取組む品質管理についての規範を策定・・・・・・・・ 7 ポイント 	<p>ための天災等により被災した施設の改良を行う場合</p> <p>・・・ 8 ポイント加算</p> <p>・ 民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合</p> <p>・・・ 4 ポイント加算</p> <p>・ 出荷者及び実需者と連携し卸売市場品質管理高度化マニュアルに基づく規範に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合</p> <p>・・・ 8 ポイント加算</p> <p>・ 食料供給コスト縮減アクションプラン(平成18年9月)の別添「重点的に取り組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合</p> <p>・・・ 8 ポイント加算</p>
効率的な市場流通	<p>【集荷力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・・ 7 ポイント 0.7~4.5%・・・・ 3 ポイント 	該当する以下のいずれか1つ又は2つの加算を行う(1つの政策目標内で「達成すべき成果目標基準」を1つ選択する場合は1つを加算する。)

	<p>【物流の迅速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・・7ポイント 1.2~8.0%・・・・3ポイント 	<p>同一の政策目標内で2つの「達成すべき成果目標基準」を選択する場合は異なる2つを加算する。)</p>
	<p>【物流コスト等の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流コストを1.1%以上削減 ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・・7ポイント 1.1~1.8%・・・・3ポイント ・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・・7ポイント 1.2~8.0%・・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・・7ポイント 1.3~14.1%・・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場整備計画に「施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場」として位置付けられた中央卸売市場が、農林水産省に提出した整備計画書に沿って施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・8ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち地方卸売市場への転換に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算 ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良を行う場合 ・・・8ポイント加算 ・民間活力を活用する卸売市場活性化推進の取組による場合 ・・・4ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的

			に取組むべき課題に係る取組」の3のうち「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合 ・・・8ポイント加算
卸売市場の再編	【統合による中央卸売市場の機能強化】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・・3ポイント 	該当する以下のいずれか1つの加算を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方市場施設整備の取組のうち他の地方卸売市場との統合に係る取組による場合 ・・・8ポイント加算
	【市場間連携による中央卸売市場の機能強化】 ・取扱数量が卸売市場整備基本方針に定める再編基準の指標の取扱数量（平成14年3月末現在の人口から算定される取扱数量）又は指標の取扱数量のいずれか以上となる時期が連携後5年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・指標の取扱数量（又は指標の取扱数量）以上となるのが連携後3年以内 ・・・7ポイント 連携後4年又は5年 ・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な市場取引を確保するための天災等により被災した施設の改良、造成又は取得を行う場合 ・・・8ポイント加算
	【統合・市場間連携による地方卸売市場の再編】 ・統合の場合 目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過 ・市場間連携の場合 目標年度における連携市場の取扱数量の合計が推計値を0.7%以上超過（ただし、地域拠点市場と連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・・3ポイント ・取扱数量の推計値超過率が4.6%以上・・・・7ポイント 0.7~4.5%・・・・3ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち廃止に係る取組による場合 ・・・4ポイント加算 ・卸売市場再編促進施設整備の取組のうち他の卸売市場との連携に係る取組による場合、又は地方市場施設整備の取組のうち他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組による場合

		市場との転送に係る取扱数量は控除する)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・ 4 ポイント加算 ・食料供給コスト縮減アクションプランの別添「重点的に取組むべき課題に係る取組」の 3 のうち「卸売市場の改革」及び「物流の効率化」に規定している内容に即した取組を実施している場合又は実施することが確実である場合
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 ポイント加算

[共通加算ポイント]

次に掲げる項目に該当がある場合、1項目該当するごとに1ポイント加算する。

耕作放棄地対策

産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第9に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行なうことが確実であると見込まれる場合。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行なうことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策

地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合

別表3

政策目的	政策目標	配分の考え方																	
経営力の強化	新規就農者の育成・確保	<p>道府県農業大学校等における多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置に伴う体制整備等を支援するため、次に掲げるポイントの合計値を事業実施主体ごとの獲得ポイントとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置により、研修終了者に占める新規就農者の割合の目標</th><th>ポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以上</td><td>8</td></tr> <tr> <td>60%以上80%未満</td><td>6</td></tr> <tr> <td>40%以上60%未満</td><td>4</td></tr> <tr> <td>40%未満</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上記のポイントに加算するポイント</th><th>ポイント</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標時の新規就農者に占める認定農業者の割合が30%以上</td><td>4</td></tr> <tr> <td>就農に向けた計画指導等を担当する専任職員の配置</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>		多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置により、研修終了者に占める新規就農者の割合の目標	ポイント	80%以上	8	60%以上80%未満	6	40%以上60%未満	4	40%未満	2	上記のポイントに加算するポイント	ポイント	目標時の新規就農者に占める認定農業者の割合が30%以上	4	就農に向けた計画指導等を担当する専任職員の配置	4
多様な就農形態に対応した研修教育課程の設置により、研修終了者に占める新規就農者の割合の目標	ポイント																		
80%以上	8																		
60%以上80%未満	6																		
40%以上60%未満	4																		
40%未満	2																		
上記のポイントに加算するポイント	ポイント																		
目標時の新規就農者に占める認定農業者の割合が30%以上	4																		
就農に向けた計画指導等を担当する専任職員の配置	4																		

別表4

政策目的	取組の分類	取組名	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進 同じ取組名の中から成果目標を1つ又は2つ選択。ただし、複数の作物等に関する施設・機械等の整備を行う場合は、主要な2つの作物の成果目標を1つずつ選択。	【地産地消】 (地場産物の使用割合の拡大に関する目標)	需要に応じた生産量の確保 事業実施主体が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を5%以上増加 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 0%以上1.5%未満	【地産地消】 地産地消の取組の中で成果目標を2つ掲げる場合は、は必須とし、残り及びのうち1つを選択する。 (農畜産物の生産された地域における販路拡大に関する目標) 事業実施主体が所在する都道府県内に向けた出荷量又は出荷額を5%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、全出荷量又は出荷額に占める割合を5%以上確保するものとする。 最終的な消費者等への販売が、当該都道府県内で行われることが、出荷時に把握されている農畜産物に限る。 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上 10%以上 5%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 3人以上 上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 3人以上 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 0%以上1.5%未満 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業対象の地場産物の当該都道府県内のうち事業実施主体の所轄区域内の学校の学校給食における使用割合(食材数ベース)の増加について 7ポイント以上 6ポイント以上 5ポイント以上 4ポイント以上 3ポイント以上 又は、 新たに取り組む場合、事業対象の地場産物の当該都道府県内のうち事業実施主体の所轄区域内の学校の学校給食における使用割合(食材数ベース)について 30%以上 25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内に向けた出荷量又は出荷額の割合が以下の場合にはポイントを加算 15%以上 10%以上 5%以上 以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事	

			<p>業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p>
【農畜産物販路拡大】	需要に応じた生産量の確保	【農畜産物販路拡大】 ・海外を含む販路拡大のうち、海外に向けた販路拡大に係る出荷量又は出荷額を60%以上増加 ただし、新たに	<p>・海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について 100%以上 9 ポイント 90%以上 7 ポイント 80%以上 5 ポイント 70%以上 3 ポイント 60%以上 1 ポイント</p> <p>又は、</p>

			<p>取り組む場合にあっては、海外向け販路拡大に係る出荷量又は出荷額の全出荷量又は出荷額に占める割合が3%以上</p> <p>各作物等の目標と合わせて選択可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額が全体に占める割合について <table border="0"> <tr><td>15%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出継続年数について <table border="0"> <tr><td>5年以上継続</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>3年以上継続</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1年以上継続</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ··· 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ··· 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ··· 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ··· 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>50%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <p>輸出継続年数について</p> <table border="0"> <tr><td>11年以上継続</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>9年以上継続</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>7年以上継続</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下の場合には、以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 ··· 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 ··· 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 ··· 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ··· 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	15%以上	9 ポイント	12%以上	7 ポイント	9%以上	5 ポイント	6%以上	3 ポイント	3%以上	1 ポイント	5年以上継続	3 ポイント	3年以上継続	2 ポイント	1年以上継続	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント	50%以上	9 ポイント	40%以上	7 ポイント	30%以上	5 ポイント	20%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント	11年以上継続	3 ポイント	9年以上継続	2 ポイント	7年以上継続	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
15%以上	9 ポイント																																																			
12%以上	7 ポイント																																																			
9%以上	5 ポイント																																																			
6%以上	3 ポイント																																																			
3%以上	1 ポイント																																																			
5年以上継続	3 ポイント																																																			
3年以上継続	2 ポイント																																																			
1年以上継続	1 ポイント																																																			
12人以上	2 ポイント																																																			
3人以上	1 ポイント																																																			
1.5%以上	2 ポイント																																																			
0%以上1.5%未満	1 ポイント																																																			
50%以上	9 ポイント																																																			
40%以上	7 ポイント																																																			
30%以上	5 ポイント																																																			
20%以上	3 ポイント																																																			
10%以上	1 ポイント																																																			
11年以上継続	3 ポイント																																																			
9年以上継続	2 ポイント																																																			
7年以上継続	1 ポイント																																																			
12人以上	2 ポイント																																																			
3人以上	1 ポイント																																																			
1.5%以上	2 ポイント																																																			
0%以上1.5%未満	1 ポイント																																																			
経営力の強化	新規就農の促進等担い手育成の推進	新規就農者の育成・確保	【道府県農業大学校等再チャレンジ活用推進】	以下に掲げるポイントの合計 研修修了者に占める新規就農者の割合																																																

			離職就農者等の育成 新たな研修教育課程 修了者が新規就農す ること	80%以上 8 ポイント 60%以上80%未満 6 ポイント 40%以上60%未満 4 ポイント 40%未満 2 ポイント 上記のポイントに加え、以下の場合には以下のポイントを加算 ・目標時の新規就農者に占める認定就農者の割合が30%以上 4 ポイント ・就農に向けた計画指導等を担当する専任職員を配置 4 ポイント
--	--	--	--	--

[共通加算ポイント]

次に掲げる項目に該当がある場合、1項目該当するごとに1ポイント加算する。

耕作放棄地対策

産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第9に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中にを行うことが確実であると見込まれる場合。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中にを行うことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策

地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合

別表5

政策目的	取組の分類	取組名	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力を強化する総合的推進	【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】（品質の向上に関する目標）	品質向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】（品質の向上に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合（%）が事業開始年の前年（前5カ年中3カ年平均）の割合（%）に対して Aランクの評価数量の割合が前年（前5カ年中3カ年平均又は前3カ年平均）の割合以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> 10ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が90%以上 8ポイント以上増加 6ポイント以上増加 4ポイント以上増加 2ポイント未満増加 <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状のAランクの評価数量の割合 <ul style="list-style-type: none"> 90%以上 85%以上 80%以上 <p>農業新技術2008における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦の高品質・安定栽培に係る技術のうち少なくとも1つの技術、又は地下水位制御システムを導入 <p>以下の場合には以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（前3カ年内の最大値）（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分の設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。） <ul style="list-style-type: none"> 110%以上 105%以上 100%以上 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された成果目標（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 3人以上 <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上 0%以上1.5%未満 <p>にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産性向上及び品質向上に取り組む場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	<p>契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合（%）が事業開始年の前年（前5カ年中3カ年平均）の割合（%）に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 10ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が90%以上 8ポイント以上増加 6ポイント以上増加 4ポイント以上増加 2ポイント未満増加 <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状のAランクの評価数量の割合 <ul style="list-style-type: none"> 90%以上 85%以上 80%以上 <p>農業新技術2008における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦の高品質・安定栽培に係る技術のうち少なくとも1つの技術、又は地下水位制御システムを導入 <p>以下の場合には以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における稼働率（前3カ年内の最大値）（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分の設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって稼働率を算出することも可とする。） <ul style="list-style-type: none"> 110%以上 105%以上 100%以上 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された成果目標（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）である場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 3人以上 <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上 0%以上1.5%未満 <p>にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」（平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知）に基づく「産地強化計画」に即して生産性向上及び品質向上に取り組む場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
		品質向上	【国産原材料供給円滑化対策（麦の乾燥調製体制の緊急整備）】（新品種の作付面積の増加に関する目標）	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施地区における麦の新品種（注）の作付面積を2%以上増加 ただし、新たに新品種を導入する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。 (注)平成11年以降に育成された品種 	<p>事業実施地区における新品種の作付面積の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 20%以上 15%以上 10%以上 5%以上 2%以上 <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業実施地区における新品種の作付面積の割合について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上 <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の場合には以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の事業実施地区における新品種の占める割合が20%以上

		<p>地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>																										
品質向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物(麦)）】 (品質向上に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物処理加工施設における国産農産物処理量について、契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合が事業開始年の前年（前5か年中3か年平均）の割合を上回る。 	<p>・国産農産物処理量における契約生産奨励金のAランクの評価数量の割合（%）が、事業開始年の前年（前5か年中3か年平均）の割合（%）に対して</p> <p>・Aランクの評価数量の割合が前年（前5か年中3か年平均）の割合以上の場合</p> <table> <tr><td>20ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が80%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上増加</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上増加</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上増加</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント未満増加</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <p>・現状のAランクの評価数量の割合</p> <table> <tr><td>50%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算</p> <table> <tr><td>10%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 新製品を開発する取組を実施 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2ポイント 0%以上1.5%未満 ······ 1ポイント</p> <p>にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」(平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知)に基づく「産地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	20ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が80%以上	9ポイント	15ポイント以上増加	7ポイント	10ポイント以上増加	5ポイント	5ポイント以上増加	3ポイント	5ポイント未満増加	1ポイント	50%以上	3ポイント	40%以上	2ポイント	30%以上	1ポイント	10%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント		
20ポイント以上増加又はAランクの評価数量の割合が80%以上	9ポイント																											
15ポイント以上増加	7ポイント																											
10ポイント以上増加	5ポイント																											
5ポイント以上増加	3ポイント																											
5ポイント未満増加	1ポイント																											
50%以上	3ポイント																											
40%以上	2ポイント																											
30%以上	1ポイント																											
10%以上	2ポイント																											
5%以上	1ポイント																											
12人以上	2ポイント																											
3人以上	1ポイント																											
品質向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策土地利用型作物(麦)】 新品種の処理量の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物処理加工施設における新品種（注）の処理量を2%以上増加 <p>ただし、新たに新品種を処理する場合、全体に占める割合を2%以上確保するものとする。 (注)平成11年以降に育成された品種</p>	<p>・事業実施主体の処理量における新品種の処理量の増加割合について</p> <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、事業実施主体の処理量における新品種の処理量の割合について</p> <table> <tr><td>10%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>4%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <p>・現状の事業実施主体の処理量における新品種の占める割合が</p> <table> <tr><td>20%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	20%以上	9ポイント	15%以上	7ポイント	10%以上	5ポイント	5%以上	3ポイント	2%以上	1ポイント	10%以上	9ポイント	8%以上	7ポイント	6%以上	5ポイント	4%以上	3ポイント	2%以上	1ポイント	20%以上	3ポイント	15%以上	2ポイント	10%以上	1ポイント
20%以上	9ポイント																											
15%以上	7ポイント																											
10%以上	5ポイント																											
5%以上	3ポイント																											
2%以上	1ポイント																											
10%以上	9ポイント																											
8%以上	7ポイント																											
6%以上	5ポイント																											
4%以上	3ポイント																											
2%以上	1ポイント																											
20%以上	3ポイント																											
15%以上	2ポイント																											
10%以上	1ポイント																											

		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が国産麦を原材料として製造した製品の製造コストが、以下のように削減される見込みの場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント 事業実施主体が新たに使用する国産麦を原料とした新製品を開発する取組を実施する場合には、以下のポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 新製品を開発する取組を実施 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は、国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント </p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント </p> <p>、にかかわらず、「麦・大豆産地改革の推進について」(平成17年5月31日付け17生産第1222号農林水産省生産局長通知)に基づく「産地強化計画」に即して生産拡大及び品質向上に取り組む産地から麦を調達する場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
【国産原材料供給円滑化対策(大豆)】	需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(土地利用型作物(大豆))】(大豆産地安定供給(需要に応じた生産量の確保)に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国産大豆の契約栽培割合(数量割合)が事業開始年の前年の割合より10ポイント以上向上。 <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が <ul style="list-style-type: none"> 30ポイント以上 9 ポイント 25ポイント以上 7 ポイント 20ポイント以上 5 ポイント 15ポイント以上 3 ポイント 10ポイント以上 1 ポイント <p>或いは</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに取り組む場合、事業実施主体(加工施設の場所)の大豆の契約栽培比率(数量割合)について、事業開始年の前年の向上割合が <ul style="list-style-type: none"> 30ポイント以上 9 ポイント 25ポイント以上 7 ポイント 20ポイント以上 5 ポイント 15ポイント以上 3 ポイント 10ポイント以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のとおりポイントを加算 事業実施主体(加工施設の場所)が過去5年以上の契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 15ポイント以上 3 ポイント 10ポイント以上 2 ポイント 5 ポイント以上 1 ポイント <p>事業実施主体(加工施設の場所)が使用する大豆の等級のうち、過去3年間に1等、2等の平均使用割合が以下の場合には、ポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 15%以上 3 ポイント 10%以上 2 ポイント 5 %以上 1 ポイント </p> <p>事業実施主体(加工施設の場所)が契約栽培の際に、契約条件として数量以外に、60kg当たりの価格が契約内容に含まれる場合には、以下のポイントを加算 契約内容に価格が含まれる場合 3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体(加工施設の場所)が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。

			<p>12人以上・…………… 2 ポイント 3人以上・…………… 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・…………… 2 ポイント 0%以上1.5%未満・…………… 1 ポイント</p> <p>上記、にかかわらず、さらに輸入原材料高騰等に対応して、事業実施主体（加工施設の場所）が新たな使用する国産大豆を原料とした新製品を開発する見込みの場合には、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
		<p>【国産原材料供給円滑化対策（土地利用型作物（大豆））】（大豆生産地安定供給（需要に応じた生産量の確保）に関する目標） ・国産大豆の使用量が事業開始年の前年より10ポイント以上向上。</p>	<p>事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・…………… 9 ポイント 25ポイント以上・…………… 7 ポイント 20ポイント以上・…………… 5 ポイント 15ポイント以上・…………… 3 ポイント 10ポイント以上・…………… 1 ポイント</p> <p>又は、 ・新たに取り組む場合、事業実施主体（加工施設の場所）の国産大豆の使用量について、事業開始年の前年の向上割合が 30ポイント以上・…………… 9 ポイント 25ポイント以上・…………… 7 ポイント 20ポイント以上・…………… 5 ポイント 15ポイント以上・…………… 3 ポイント 10ポイント以上・…………… 1 ポイント</p> <p>或いは ・事業実施主体（加工施設の場所）が既に国産大豆を使用している場合、その使用量の割合について、事業開始年の前年の割合が 80%以上・…………… 9 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 ・以下のとおりポイントを加算 事業実施主体（加工施設の場所）が過去5年以上国産大豆を使用している場合、国産大豆の使用量の増加割合が5年前と比較して以下の割合の場合には、ポイントを加算 15ポイント以上・…………… 3 ポイント 10ポイント以上・…………… 2 ポイント 5ポイント以上・…………… 1 ポイント</p> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の過去3年間の販売量の増加割合が、3年前と比較して以下の場合には、ポイントを加算 15%以上・…………… 3 ポイント 10%以上・…………… 2 ポイント 5%以上・…………… 1 ポイント</p> <p>事業実施主体（加工施設の場所）が国産大豆を原材料として製造した製品の製造コストが、事業開始年の前年と比較して以下のように削減される見込みの場合には、ポイントを加算 10%以上・…………… 3 ポイント 5%以上・…………… 2 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体（加工施設の場所）が所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 …………… 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・以下のとおりポイントを加算。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上・…………… 2 ポイント 3人以上・…………… 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上・…………… 2 ポイント 0%以上1.5%未満・…………… 1 ポイント</p> <p>上記、にかかわらず、さらに輸入原材料高騰等に対応して、事業実施主体（加工施設の場所）が新たな使用する国産大豆を原料とした新製品を開発する見込みの場合には、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
【国産原材料供給円滑化対策】	需要に応じた生産量の	【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・	

策（畠作物・地域特産物（茶）】	<p>【地域特産物（茶）】 （生産力向上に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作付面積若しくは摘採面積の拡大により、生産数量又は販売金額を10%以上増加 ただし、新たに取り組む場合にあっては、事業実施地区に占める生産数量又は作付面積の割合を5%以上確保するものとする。 	<p>・事業対象農産物の生産数量又は販売金額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>41%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>33%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、事業対象農産物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について</p> <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去5年間における事業対象農作物の生産数量若しくは販売金額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について） <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について（新たに取り組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について） <table border="0"> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7ポイント以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 経営面積のうち茶の経済樹齢（34年）以下の増加割合について（茶の経済樹齢（34年）以下の面積が全体に占める割合について） <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合 <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <table border="0"> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p> 	41%以上	9 ポイント	33%以上	7 ポイント	25%以上	5 ポイント	17%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント	20%以上	9 ポイント	16%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	9%以上	3 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	9ポイント以上	3 ポイント	7ポイント以上	2 ポイント	5ポイント以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	2 ポイント	5%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
41%以上	9 ポイント																																																																																			
33%以上	7 ポイント																																																																																			
25%以上	5 ポイント																																																																																			
17%以上	3 ポイント																																																																																			
10%以上	1 ポイント																																																																																			
20%以上	9 ポイント																																																																																			
16%以上	7 ポイント																																																																																			
13%以上	5 ポイント																																																																																			
9%以上	3 ポイント																																																																																			
5%以上	1 ポイント																																																																																			
9%以上	3 ポイント																																																																																			
7%以上	2 ポイント																																																																																			
5%以上	1 ポイント																																																																																			
9%以上	3 ポイント																																																																																			
7%以上	2 ポイント																																																																																			
5%以上	1 ポイント																																																																																			
9ポイント以上	3 ポイント																																																																																			
7ポイント以上	2 ポイント																																																																																			
5ポイント以上	1 ポイント																																																																																			
9%以上	3 ポイント																																																																																			
7%以上	2 ポイント																																																																																			
5%以上	1 ポイント																																																																																			
9%以上	3 ポイント																																																																																			
7%以上	2 ポイント																																																																																			
5%以上	1 ポイント																																																																																			
9%以上	3 ポイント																																																																																			
7%以上	2 ポイント																																																																																			
5%以上	1 ポイント																																																																																			
9%以上	3 ポイント																																																																																			
7%以上	2 ポイント																																																																																			
5%以上	1 ポイント																																																																																			
9%以上	3 ポイント																																																																																			
7%以上	2 ポイント																																																																																			
5%以上	1 ポイント																																																																																			
9%以上	3 ポイント																																																																																			
7%以上	2 ポイント																																																																																			
5%以上	1 ポイント																																																																																			
12人以上	2 ポイント																																																																																			
3人以上	1 ポイント																																																																																			
1.5%以上	2 ポイント																																																																																			
0%以上1.5%未満	1 ポイント																																																																																			

需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(畑作物・地域特産物(茶))】(契約取引に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引の割合が5ポイント以上増加。ただし、新たに取り組む場合にあっては、全出荷量又は全作付面積に占める契約取引の割合を5%以上確保するものとする。 	<p>・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引增加割合について</p> <table> <tr><td>20ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について</p> <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <p>・過去5年間における事業対象農産物の契約取引割合の増加割合について</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <p>・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について</p> <table> <tr><td>17%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>新たに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について(新たに取り組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について)</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・経営面積のうち茶の経済樹齢(3~4年)以下の増加割合について(茶の経済樹齢(3~4年)以下の面積が全体に占める割合について)</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合</p> <table> <tr><td>.....</td><td>2ポイント</td></tr> </table> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <table> <tr><td>.....</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <table> <tr><td>.....</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <table> <tr><td>.....</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p>	20ポイント以上	9ポイント	16ポイント以上	7ポイント	13ポイント以上	5ポイント	9ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	17%以上	3ポイント	13%以上	2ポイント	10%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	2ポイント	1ポイント	1ポイント	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント
20ポイント以上	9ポイント																																																																					
16ポイント以上	7ポイント																																																																					
13ポイント以上	5ポイント																																																																					
9ポイント以上	3ポイント																																																																					
5ポイント以上	1ポイント																																																																					
20%以上	9ポイント																																																																					
16%以上	7ポイント																																																																					
13%以上	5ポイント																																																																					
9%以上	3ポイント																																																																					
5%以上	1ポイント																																																																					
9%以上	3ポイント																																																																					
7%以上	2ポイント																																																																					
5%以上	1ポイント																																																																					
17%以上	3ポイント																																																																					
13%以上	2ポイント																																																																					
10%以上	1ポイント																																																																					
9%以上	3ポイント																																																																					
7%以上	2ポイント																																																																					
5%以上	1ポイント																																																																					
9%以上	3ポイント																																																																					
7%以上	2ポイント																																																																					
5%以上	1ポイント																																																																					
9%以上	3ポイント																																																																					
7%以上	2ポイント																																																																					
5%以上	1ポイント																																																																					
9%以上	3ポイント																																																																					
7%以上	2ポイント																																																																					
5%以上	1ポイント																																																																					
.....	2ポイント																																																																					
.....	1ポイント																																																																					
.....	1ポイント																																																																					
.....	1ポイント																																																																					
12人以上	2ポイント																																																																					
3人以上	1ポイント																																																																					

		<p>1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>0 %以上1.5%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>																																																																
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（畑作物・地域特産物（茶））】 (新たな茶種の導入に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の割合を5%以上増加 茶種とは、玉露、かぶせ茶、てん茶、せん茶、玉緑茶等とする。 ・ただし、新たに取組む場合にあっては、全体に占める割合を5%以上確保するものとする。 	<p>・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について</p> <table> <tr><td>20ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について</p> <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <p>・過去5年間における事業対象農産物の従来とは異なる茶種の増加割合について</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。 ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。</p> <p>・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について</p> <table> <tr><td>17%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、</p> <p>・新たに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について（新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について）</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・経営面積のうち茶の経済樹齢（3~4年）以下の増加割合について（茶の経済樹齢（3~4年）以下の面積が全体に占める割合について）</p> <table> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合</p> <table> <tr><td>・・・・・・・・・・・・</td><td>2ポイント</td></tr> </table> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <table> <tr><td>・・・・・・・・・・・・</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <table> <tr><td>・・・・・・・・</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <table> <tr><td>・・・・・・・・</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	20ポイント以上	9ポイント	16ポイント以上	7ポイント	13ポイント以上	5ポイント	9ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	17%以上	3ポイント	13%以上	2ポイント	10%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント	・・・・・・・・・・・・	2ポイント	・・・・・・・・・・・・	1ポイント	・・・・・・・・	1ポイント	・・・・・・・・	1ポイント
20ポイント以上	9ポイント																																																																	
16ポイント以上	7ポイント																																																																	
13ポイント以上	5ポイント																																																																	
9ポイント以上	3ポイント																																																																	
5ポイント以上	1ポイント																																																																	
20%以上	9ポイント																																																																	
16%以上	7ポイント																																																																	
13%以上	5ポイント																																																																	
9%以上	3ポイント																																																																	
5%以上	1ポイント																																																																	
9%以上	3ポイント																																																																	
7%以上	2ポイント																																																																	
5%以上	1ポイント																																																																	
17%以上	3ポイント																																																																	
13%以上	2ポイント																																																																	
10%以上	1ポイント																																																																	
9%以上	3ポイント																																																																	
7%以上	2ポイント																																																																	
5%以上	1ポイント																																																																	
9%以上	3ポイント																																																																	
7%以上	2ポイント																																																																	
5%以上	1ポイント																																																																	
9%以上	3ポイント																																																																	
7%以上	2ポイント																																																																	
5%以上	1ポイント																																																																	
9%以上	3ポイント																																																																	
7%以上	2ポイント																																																																	
5%以上	1ポイント																																																																	
・・・・・・・・・・・・	2ポイント																																																																	
・・・・・・・・・・・・	1ポイント																																																																	
・・・・・・・・	1ポイント																																																																	
・・・・・・・・	1ポイント																																																																	

		<p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント
12人以上	2 ポイント					
3人以上	1 ポイント					
需要に応じた品質の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(畑作物・地域特産物(茶))】 (新たな共同栽培管理の実施に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全作付面積に占める共同栽培管理を5%以上実施 ただし、共同栽培管理とは、共同で行う摘採、防除又は施肥方法の調整の他、地域の実情に応じ設定するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について 20%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同的な摘採、防除、施肥について 3つ実施 3 ポイント 2つ実施 2 ポイント 1つ実施 1 ポイント <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進めの場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0 %以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント
12人以上	2 ポイント					
3人以上	1 ポイント					
需要に応じた品質の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(畑作物・地域特産物(茶))】 (茶の樹齢構成の適正化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要に応じ、経営面積のうち茶の経済樹齢(3~4年)以下の割合を5%以上増加。 ただし、経済樹齢(3~4年)以下 	<ul style="list-style-type: none"> 経営面積のうち茶の経済樹齢(3~4年)以下の割合について 20%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 13%以上 5 ポイント 9 %以上 3 ポイント 5 %以上 1 ポイント <p>又は、</p>				

の茶樹が全体に占める割合を5%以上確保するものとする。

・新たに取り組む場合、茶の経済樹齢(34年)以下の面積が全体に占める割合について

20%以上	9ポイント
16%以上	7ポイント
13%以上	5ポイント
9%以上	3ポイント
5%以上	1ポイント

上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算
以下のとおりポイントを加算

・過去5年間における茶の経済樹齢(34年)以下の面積の増加割合について

9%以上	3ポイント
7%以上	2ポイント
5%以上	1ポイント

新たに取組む場合については、下記の目標のうちいずれか一つを選択する。

ただし、達成すべき成果目標基準との重複を不可とする。

・作付面積若しくは摘採面積の拡大による事業対象農作物の生産数量又は販売金額の増加について

17%以上	3ポイント
13%以上	2ポイント
10%以上	1ポイント

又は、

新たに取り組む場合、事業対象農作物の生産数量又は作付面積が事業実施地区に占める割合について

9%以上	3ポイント
7%以上	2ポイント
5%以上	1ポイント

・全出荷量又は全作付面積のうち契約取引増加割合について(新たに取り組む場合、全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合が全体に占める割合について)

9%以上	3ポイント
7%以上	2ポイント
5%以上	1ポイント

・従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量の増加割合について(新たに取り組む場合、従来とは異なる茶種の摘採面積又は生産数量が全体に占める割合について)

9ポイント以上	3ポイント
7ポイント以上	2ポイント
5ポイント以上	1ポイント

・全作付面積に占める共同栽培管理の実施割合について

9%以上	3ポイント
7%以上	2ポイント
5%以上	1ポイント

以下のとおりポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合

.....	2ポイント
-------	-------

・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合

.....	1ポイント
-------	-------

・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合

.....	1ポイント
-------	-------

上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。

本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合

.....	1ポイント
-------	-------

上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

事業費1,000万円当たりの認定農業者数について

ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。

12人以上	2ポイント
3人以上	1ポイント

事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について

1.5%以上	2ポイント
--------	-------

0%以上1.5%未満	1ポイント
------------	-------

にかかわらず、リーフ茶の需給対策のための取り組みについては、緊急性ポイントとして4ポイントを加算

ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。

なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。

<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】 及び の中から1つ選択することを必須とする。</p>	<p>生産性向上</p> <p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)(コスト削減に関する目標)</p> <p>単位面積当たり費用合計を5%以上削減</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)(コスト削減に関する目標)</p> <p>単位面積当たり費用合計を5%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の10a当たり費用合計の削減について <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、みかん及びりんごの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	20%以上	9ポイント	16%以上	7ポイント	13%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント				
20%以上	9ポイント															
16%以上	7ポイント															
13%以上	5ポイント															
9%以上	3ポイント															
5%以上	1ポイント															
<p>生産性向上</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)(労働時間の削減に関する目標)</p> <p>単位面積当たり労働時間を5%以上削減</p>	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)(労働時間の削減に関する目標)</p> <p>単位面積当たり労働時間を5%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の10a当たり労働時間の削減について <table border="0"> <tr><td>25%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から平成19年度までの労働時間の削減について <table border="0"> <tr><td>10%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> ・果樹産地構造改革計画を策定していること 1ポイント <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス^{注)} 3ポイント</p> <p>注) 超低コスト耐候性ハウスとは、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）別記のの第1にて規定する低コスト耐候性ハウスのうち、単位面積当たりの価格が、同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均単価のおおむね60%以下の価格であるものをいう。以下同じ。</p> <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p>	25%以上	9ポイント	20%以上	7ポイント	15%以上	5ポイント	10%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント	10%以上	2ポイント	5%以上	1ポイント
25%以上	9ポイント															
20%以上	7ポイント															
15%以上	5ポイント															
10%以上	3ポイント															
5%以上	1ポイント															
10%以上	2ポイント															
5%以上	1ポイント															

		<p>本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <p>12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(単収の増加に関する目標) 単位面積当たり収量を5%以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の10a当たり収量の増加について 20%以上 9ポイント 16%以上 7ポイント 13%以上 5ポイント 9%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント 上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から平成19年度までの単収の増加について 10%以上 2ポイント 5%以上 1ポイント ・果樹産地構造改革計画を策定していること ポイント 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス 3ポイント 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <p>12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】(契約取引の推進に関する目標)</p>	

	<p>全出荷量又は全栽培面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該品目の契約取引割合の増加について <table> <tr><td>25ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>20ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>15ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>10ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、～のいずれかによりポイントを加算 当該品目の現状の契約取引割合が</p> <table> <tr><td>30%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 <ul style="list-style-type: none"> ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低成本耐候性ハウス <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合</p> <p>事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	25ポイント以上	9ポイント	20ポイント以上	7ポイント	15ポイント以上	5ポイント	10ポイント以上	3ポイント	5ポイント以上	1ポイント	30%以上	3ポイント	20%以上	2ポイント	10%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
25ポイント以上	9ポイント																								
20ポイント以上	7ポイント																								
15ポイント以上	5ポイント																								
10ポイント以上	3ポイント																								
5ポイント以上	1ポイント																								
30%以上	3ポイント																								
20%以上	2ポイント																								
10%以上	1ポイント																								
12人以上	2ポイント																								
3人以上	1ポイント																								
1.5%以上	2ポイント																								
0%以上1.5%未満	1ポイント																								
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】 (加工向け出荷量の増加に関する目標)</p> <p>全出荷量又は全栽培面積に占める加工向け出荷量の割合を3ポイント以上増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について <table> <tr><td>15ポイント以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>12ポイント以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>9ポイント以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>6ポイント以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>3ポイント以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、～のいずれかによりポイントを加算 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が</p> <table> <tr><td>12%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>6%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 <ul style="list-style-type: none"> ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検 	15ポイント以上	9ポイント	12ポイント以上	7ポイント	9ポイント以上	5ポイント	6ポイント以上	3ポイント	3ポイント以上	1ポイント	12%以上	3ポイント	9%以上	2ポイント	6%以上	1ポイント								
15ポイント以上	9ポイント																								
12ポイント以上	7ポイント																								
9ポイント以上	5ポイント																								
6ポイント以上	3ポイント																								
3ポイント以上	1ポイント																								
12%以上	3ポイント																								
9%以上	2ポイント																								
6%以上	1ポイント																								

		<p>討を行う。</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合 2 ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進めの場合 1 ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>12人以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント</p> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント
12人以上	2 ポイント					
3人以上	1 ポイント					
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(果樹)】 (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標)</p> <p>当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を2%以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料又は販売金額の増加について <ul style="list-style-type: none"> 10%以上 9 ポイント 8%以上 7 ポイント 6%以上 5 ポイント 4%以上 3 ポイント 2%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、～のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <ul style="list-style-type: none"> 8%以上 3 ポイント 6%以上 2 ポイント 4%以上 1 ポイント <p>以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体として、以下のアからウのうち、3つに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 <ul style="list-style-type: none"> ア 現状の当該品目の1戸当たりの販売量又は栽培面積が「品目別経営統計」における当該県の平均値以上である。 イ 果樹産地構造改革計画を策定している。 ウ トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行う。 <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合 2 ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進めの場合 1 ポイント 				

			<p>用した取組を進める場合</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの果樹産地構造改革計画で掲げられた扱い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の扱い手の数とする。</p> <p>12人以上 ······ 2ポイント 3人以上 ······ 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2ポイント 0%以上1.5%未満 ······ 1ポイント</p> <p>にかかわらず、果樹産地構造改革計画において、加工・業務用仕向けの推進を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
【国産原材料供給円滑化対策(野菜)】 及びの中から1つ選択することを必須とする。	生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜)(コスト削減に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位面積当たり又は単位収量当たりの費用合計を5%以上削減 ・流通コストを5%以上削減 	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について 41%以上 ······ 9ポイント 31%以上 ······ 7ポイント 21%以上 ······ 5ポイント 11%以上 ······ 3ポイント 5%以上 ······ 1ポイント</p> <p>又は、 ・当該品目の流通コストの削減について 41%以上 ······ 9ポイント 31%以上 ······ 7ポイント 21%以上 ······ 5ポイント 11%以上 ······ 3ポイント 5%以上 ······ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。 ただし、キャベツ及びトマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、（1）に該当する場合はポイントを加算 (1) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>上記ポイントに加え、（2）及び（3）に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(2) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた扱い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の扱い手の数とする。</p> <p>12人以上 ······ 2ポイント 3人以上 ······ 1ポイント</p> <p>(3) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 ······ 2ポイント 0%以上1.5%未満 ······ 1ポイント</p> <p>(2) (3)にかかわらず、加工・業務用野菜^{注)}については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>注)「加工・業務用野菜」とは、以下の要件をすべて満たしている品目のうち、輸入急増野菜に該当する品目を除くものをいう。以下同じ。 野菜のうち、「加工・業務用需要向けの野菜の生産拡大について」（平成19年7月9日付け19生産第2557号農林水産省野菜課長通知。以下「加工・業務用通知」という。）の2の（1）に規定する戦略的重點品目又は都道府県の戦略的重點品目であること。 の品目について「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年1月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2の規定に基づき、加工・業務用需要への取組を拡大しようとする産地強化計画を策</p>

			<p>定していること。 産地強化計画について、加工・業務用通知の2の(2)により実施した点検・評価の結果、類型 又は に区分された産地であること。</p>
生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜)(労働時間の削減に関する目標) 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41%以上 9ポイント 31%以上 7ポイント 21%以上 5ポイント 11%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント ・上記に加え、(1)、(2)又は(3)のいずれかによりポイントを加算 <p>(1) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。 現状の当該品目の10a当たりの労働時間が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」における全国平均値以下、又は10a当たりの収量が「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。) 産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること(1日5皿分(350g)以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。)</p> <p>(2) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス 3ポイント</p> <p>(3) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント <p>上記ポイントに加え、(4)に該当する場合はポイントを加算 (4) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)及び(6)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(5) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた扱い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の扱い手の数とする。 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>(6) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>(5)、(6)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策(野菜)(契約取引の推進に関する目標) 全出荷量又は全作付面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上 9ポイント 20ポイント以上 7ポイント 15ポイント以上 5ポイント 10ポイント以上 3ポイント 5ポイント以上 1ポイント <p>上記に加え、(1)～(4)のいずれかによりポイントを加算 (1) 当該品目の現状の契約取引割合が 30%以上 3ポイント 20%以上 2ポイント 10%以上 1ポイント</p>	

		<p>(2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <p>現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る）</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めること <p>・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進めること <p>・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(6)及び(7)に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>(6) 事業費1,000万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント <p>(7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上 2 ポイント 0%以上1.5%未満 1 ポイント <p>(6) (7)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】 (加工向け出荷量の増加に関する目標)</p> <p>全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5ポイント以上増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について <ul style="list-style-type: none"> 25ポイント以上 9 ポイント 20ポイント以上 7 ポイント 15ポイント以上 5 ポイント 10ポイント以上 3 ポイント 5ポイント以上 1 ポイント <p>上記に加え、(1) ~ (4)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 当該品目の現状の加工向け出荷量の割合が</p> <ul style="list-style-type: none"> 30%以上 3 ポイント 20%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント <p>(2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算。</p> <p>現状の当該品目の1戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る）</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p>

		<p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・ 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(4) に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <p>・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5) 及び (6) に該当する場合はポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>(6) 事業費 1,000 万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について</p> <p>ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。</p> <p>12人以上 2 ポイント 3人以上 1 ポイント</p> <p>(7) 事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <p>1.5%以上 2 ポイント 0 %以上 1.5%未満 1 ポイント</p> <p>(6) (7) にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>																
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策（野菜）】（加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標） 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を 2 %以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <table> <tr> <td>10%以上</td> <td>9 ポイント</td> </tr> <tr> <td>8 %以上</td> <td>7 ポイント</td> </tr> <tr> <td>6 %以上</td> <td>5 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4 %以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2 %以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>上記に加え、(1) ~ (4) のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年度から平成 19 年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <table> <tr> <td>6 %以上</td> <td>3 ポイント</td> </tr> <tr> <td>4 %以上</td> <td>2 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2 %以上</td> <td>1 ポイント</td> </tr> </table> <p>(2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算。</p> <p>現状の当該品目の 1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」又は「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る）</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術 2007 における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・ 2 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・ 1 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 	10%以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	6 %以上	3 ポイント	4 %以上	2 ポイント	2 %以上	1 ポイント
10%以上	9 ポイント																	
8 %以上	7 ポイント																	
6 %以上	5 ポイント																	
4 %以上	3 ポイント																	
2 %以上	1 ポイント																	
6 %以上	3 ポイント																	
4 %以上	2 ポイント																	
2 %以上	1 ポイント																	

			<p style="text-align: right;">1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算 (5)本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(6)及び(7)に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 (6)事業費 1,000 万円当たりの野菜の産地強化計画で掲げられた担い手の数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の担い手の数とする。 12人以上2 ポイント 3人以上1 ポイント</p> <p>(7)事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上2 ポイント 0 %以上 1.5%未満1 ポイント</p> <p>(6) (7)にかかわらず、加工・業務用野菜については、緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>
【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】	生産性向上	【原油高騰対策（施設園芸（果樹・野菜・花き））】（施設園芸における省エネルギー化に関する目標） ・施設園芸における燃料使用量を 10% 以上低減	<ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸における燃料使用量の削減について 18%以上9 ポイント 16%以上7 ポイント 14%以上5 ポイント 12%以上3 ポイント 10%以上1 ポイント <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択） <p>次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く） 3 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 外張被覆の多重化の実施 イ 内張被覆の利用 ウ ヒートポンプの利用 エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用 オ 施設園芸用省エネ生産管理の実践 カ 廃熱回収機の利用 キ 多段式サーモの利用 ク 循環扇の利用 ケ トンネル被覆の利用 コ 高保温性被覆資材の利用 サ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）のオの（キ）及びカの技術の利用 <p>上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている2 ポイント</p> <p>年間の燃油消費量等について台帳をついている1 ポイント</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウスの導入3 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。 事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数（果樹については、果樹産地構造改革計画「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2に規定された果樹産地構造改革計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数とする。また、野菜については、野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）第2に規定する産地強化計画をいう。以下同じ。）に掲げられた担い手の数とする。）について 12人以上2 ポイント 3人以上1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上2 ポイント</p>

<p>【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫）】</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設）】</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（その他）】</p> <p>【原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入）】</p>	生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（田植機）】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を22%以上低減 <p>・燃油の使用量の低減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>30%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>28%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>26%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>24%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>22%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <ul style="list-style-type: none"> 3作業工程以上でついている 2作業工程でついている 1作業工程でついている <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不耕起汎用播種機の導入 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table>	30%以上	9ポイント	28%以上	7ポイント	26%以上	5ポイント	24%以上	3ポイント	22%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
30%以上	9ポイント																			
28%以上	7ポイント																			
26%以上	5ポイント																			
24%以上	3ポイント																			
22%以上	1ポイント																			
12人以上	2ポイント																			
3人以上	1ポイント																			
1.5%以上	2ポイント																			
0%以上1.5%未満	1ポイント																			
	生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（汎用コンバイン）】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を14%以上低減 <p>・燃油の使用量の低減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>26%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>23%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>14%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <ul style="list-style-type: none"> 3作業工程以上でついている 2作業工程でついている 1作業工程でついている <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不耕起汎用播種機の導入 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </tbody> </table>	26%以上	9ポイント	23%以上	7ポイント	20%以上	5ポイント	17%以上	3ポイント	14%以上	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
26%以上	9ポイント																			
23%以上	7ポイント																			
20%以上	5ポイント																			
17%以上	3ポイント																			
14%以上	1ポイント																			
12人以上	2ポイント																			
3人以上	1ポイント																			
1.5%以上	2ポイント																			
0%以上1.5%未満	1ポイント																			

生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（収量コンバイン））】（農業機械等利用における省エネ化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を16%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table> <tr><td>20%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>19%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 不耕起汎用播種機の導入 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	20%以上	9ポイント	19%以上	7ポイント	18%以上	5ポイント	17%以上	3ポイント	16%以上	1ポイント	3作業工程以上でついている	3ポイント	2作業工程でついている	2ポイント	1作業工程でついている	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
20%以上	9ポイント																									
19%以上	7ポイント																									
18%以上	5ポイント																									
17%以上	3ポイント																									
16%以上	1ポイント																									
3作業工程以上でついている	3ポイント																									
2作業工程でついている	2ポイント																									
1作業工程でついている	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（穀物乾燥調製施設））】（農業機械等利用における省エネ化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table> <tr><td>24%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>23%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>22%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 不耕起汎用播種機の導入 <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1ポイント</td></tr> </table>	24%以上	9ポイント	23%以上	7ポイント	22%以上	5ポイント	21%以上	3ポイント	20%以上	1ポイント	3作業工程以上でついている	3ポイント	2作業工程でついている	2ポイント	1作業工程でついている	1ポイント	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	1.5%以上	2ポイント	0%以上1.5%未満	1ポイント
24%以上	9ポイント																									
23%以上	7ポイント																									
22%以上	5ポイント																									
21%以上	3ポイント																									
20%以上	1ポイント																									
3作業工程以上でついている	3ポイント																									
2作業工程でついている	2ポイント																									
1作業工程でついている	1ポイント																									
12人以上	2ポイント																									
3人以上	1ポイント																									
1.5%以上	2ポイント																									
0%以上1.5%未満	1ポイント																									
生産性向上	【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・																									

	<p>【地域特産物（茶）】 （農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 	<p>・荒茶加工施設の燃油の使用量の低減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>19%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>17%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>又は</p> <p>・茶複合管理機の燃油の使用量の低減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>32%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>28%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>26%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>24%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合</p> <table> <tbody> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table>	19%以上	9 ポイント	17%以上	7 ポイント	15%以上	5 ポイント	13%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント	32%以上	9 ポイント	30%以上	7 ポイント	28%以上	5 ポイント	26%以上	3 ポイント	24%以上	1 ポイント	3作業工程以上でついている	3 ポイント	2作業工程でついている	2 ポイント	1作業工程でついている	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
19%以上	9 ポイント																																			
17%以上	7 ポイント																																			
15%以上	5 ポイント																																			
13%以上	3 ポイント																																			
10%以上	1 ポイント																																			
32%以上	9 ポイント																																			
30%以上	7 ポイント																																			
28%以上	5 ポイント																																			
26%以上	3 ポイント																																			
24%以上	1 ポイント																																			
3作業工程以上でついている	3 ポイント																																			
2作業工程でついている	2 ポイント																																			
1作業工程でついている	1 ポイント																																			
12人以上	2 ポイント																																			
3人以上	1 ポイント																																			
1.5%以上	2 ポイント																																			
0%以上1.5%未満	1 ポイント																																			
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（畑作物・地域特産物（葉たばこ））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 	<p>・燃油の使用量の低減割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>14%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>12%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算</p> <p>以下のとおりポイントを加算</p> <p>・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合</p> <table> <tbody> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 ・・・・・ 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1つの加算とする。</p> <p>事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table> <tbody> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table>	14%以上	9 ポイント	13%以上	7 ポイント	12%以上	5 ポイント	11%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント	3作業工程以上でついている	3 ポイント	2作業工程でついている	2 ポイント	1作業工程でついている	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント										
14%以上	9 ポイント																																			
13%以上	7 ポイント																																			
12%以上	5 ポイント																																			
11%以上	3 ポイント																																			
10%以上	1 ポイント																																			
3作業工程以上でついている	3 ポイント																																			
2作業工程でついている	2 ポイント																																			
1作業工程でついている	1 ポイント																																			
12人以上	2 ポイント																																			
3人以上	1 ポイント																																			
1.5%以上	2 ポイント																																			
0%以上1.5%未満	1 ポイント																																			
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物播種）】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p>																																			

	<ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table border="0"> <tr><td>40%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>32.5%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>17.5%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table border="0"> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 <table border="0"> <tr><td>3 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 <table border="0"> <tr><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <p>上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4ポイント加算。 ただし、達成すべき目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	40%以上	9 ポイント	32.5%以上	7 ポイント	25%以上	5 ポイント	17.5%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント	3作業工程以上でついている	3 ポイント	2作業工程でついている	2 ポイント	1作業工程でついている	1 ポイント	3 ポイント	1 ポイント
40%以上	9 ポイント																			
32.5%以上	7 ポイント																			
25%以上	5 ポイント																			
17.5%以上	3 ポイント																			
10%以上	1 ポイント																			
3作業工程以上でついている	3 ポイント																			
2作業工程でついている	2 ポイント																			
1作業工程でついている	1 ポイント																			
3 ポイント																				
1 ポイント																				
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（飼料作物収穫））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table border="0"> <tr><td>30%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>25%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table border="0"> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛飼育 <table border="0"> <tr><td>3 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 <table border="0"> <tr><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <p>上記ポイントに加え飼料増産に資する取組は、4ポイント加算。 ただし、達成すべき目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>	30%以上	9 ポイント	25%以上	7 ポイント	20%以上	5 ポイント	15%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント	3作業工程以上でついている	3 ポイント	2作業工程でついている	2 ポイント	1作業工程でついている	1 ポイント	3 ポイント	1 ポイント
30%以上	9 ポイント																			
25%以上	7 ポイント																			
20%以上	5 ポイント																			
15%以上	3 ポイント																			
10%以上	1 ポイント																			
3作業工程以上でついている	3 ポイント																			
2作業工程でついている	2 ポイント																			
1作業工程でついている	1 ポイント																			
3 ポイント																				
1 ポイント																				
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（穀類乾燥調製貯蔵施設））】（農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table border="0"> <tr><td>26%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>22%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>14%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table border="0"> <tr><td>3作業工程以上でついている</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2作業工程でついている</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1作業工程でついている</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p>	26%以上	9 ポイント	22%以上	7 ポイント	18%以上	5 ポイント	14%以上	3 ポイント	10%以上	1 ポイント	3作業工程以上でついている	3 ポイント	2作業工程でついている	2 ポイント	1作業工程でついている	1 ポイント		
26%以上	9 ポイント																			
22%以上	7 ポイント																			
18%以上	5 ポイント																			
14%以上	3 ポイント																			
10%以上	1 ポイント																			
3作業工程以上でついている	3 ポイント																			
2作業工程でついている	2 ポイント																			
1作業工程でついている	1 ポイント																			

		<ul style="list-style-type: none"> ・不耕起汎用播種機の導入・・・・・・・・・・・・・・・・ <p style="text-align: right;">3 ポイント</p> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合</p> <p style="text-align: right;">1 ポイント</p> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。</p> <p style="text-align: center;">事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント																
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																									
生産性向上	<p>【原油高騰対策（農業機械等（その他））】 (農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を20%以上低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃油の使用量の低減割合について <table border="0"> <tr><td>60%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>50%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>40%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>30%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table border="0"> <tr><td>3 作業工程以上でついている</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 作業工程でついている</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1 作業工程でついている</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合</p> <p style="text-align: right;">1 ポイント</p> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。</p> <p style="text-align: center;">事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	60%以上	9 ポイント	50%以上	7 ポイント	40%以上	5 ポイント	30%以上	3 ポイント	20%以上	1 ポイント	3 作業工程以上でついている	3 ポイント	2 作業工程でついている	2 ポイント	1 作業工程でついている	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
60%以上	9 ポイント																									
50%以上	7 ポイント																									
40%以上	5 ポイント																									
30%以上	3 ポイント																									
20%以上	1 ポイント																									
3 作業工程以上でついている	3 ポイント																									
2 作業工程でついている	2 ポイント																									
1 作業工程でついている	1 ポイント																									
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																									
生産性向上	<p>原油高騰対策（農業機械等（省エネ農業機械等導入）） (農業機械等の利用にかかる労働時間の目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・10アール当たり労働時間の増加割合について <table border="0"> <tr><td>0 %以下</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>2.5%以下</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>5 %以下</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>7.5%以下</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以下</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10 a当たりの労働時間について、 <table border="0"> <tr><td>都道府県平均の96%以下</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>都道府県平均の98%以下</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>都道府県平均以下</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不耕起汎用播種機の導入 <p style="text-align: right;">3 ポイント</p> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合</p> <p style="text-align: right;">1 ポイント</p> <p style="text-align: center;">上記ポイントに加え 及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、 1 つの事業計画につき 1 つの加算とする。</p> <p style="text-align: center;">事業費1,000万円当たりの認定農業者数について</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table>	0 %以下	9 ポイント	2.5%以下	7 ポイント	5 %以下	5 ポイント	7.5%以下	3 ポイント	10%以下	1 ポイント	都道府県平均の96%以下	3 ポイント	都道府県平均の98%以下	2 ポイント	都道府県平均以下	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
0 %以下	9 ポイント																									
2.5%以下	7 ポイント																									
5 %以下	5 ポイント																									
7.5%以下	3 ポイント																									
10%以下	1 ポイント																									
都道府県平均の96%以下	3 ポイント																									
都道府県平均の98%以下	2 ポイント																									
都道府県平均以下	1 ポイント																									
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																									

<p>【国産原材料供給円滑化対策(牛肉)】 の選択は必須</p>	<p>生産性向上</p> <p>【国産原材料供給円滑化対策(牛肉)】 (肉用牛飼養の低コスト化に関する目標) 肥育牛1頭当たり生産コストを7%以上削減</p>	<p>・肥育牛1頭当たり生産コストの削減割合について 15%以上 9ポイント 13%以上 7ポイント 11%以上 5ポイント 9%以上 3ポイント 7%以上 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
	<p>生産性向上</p> <p>【国産原材料供給円滑化対策(牛肉)】 (肉用牛飼養の労働時間の削減に関する目標) 肥育牛1頭当たり労働時間を12%以上削減</p>	<p>・肥育牛1頭当たり労働時間の削減割合について 25%以上 9ポイント 22%以上 7ポイント 19%以上 5ポイント 15%以上 3ポイント 12%以上 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、又は又はのいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の)及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育牛1頭当たり労働時間の平均値について)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 (イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について)受益頭数の占める割合が50%以上)受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・稻発酵粗飼料を全期間給与した肉用牛肥育 3ポイント</p> <p>以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1ポイント

			<p>上記ポイントに加え、▲に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、▲及び●に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>.....</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>.....</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント
12人以上	2ポイント							
3人以上	1ポイント							
需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(牛肉)】 (外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合に関する目標) 外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の増加割合について 15%以上 9ポイント 13%以上 7ポイント 11%以上 5ポイント 9%以上 3ポイント 7%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉用牛の生産頭数の割合について 20%以上 3ポイント 15%以上 2ポイント 10%以上 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、▲に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、▲及び●に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>.....</td><td>2ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>.....</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2ポイント	3人以上	1ポイント	
12人以上	2ポイント							
3人以上	1ポイント							
【国産原材料供給円滑化対策(豚肉)】 の選択は必須	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策(豚肉)】 (豚飼養の低コスト化に関する目標) 肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり生産コストの削減割合について 11%以上 9ポイント 9%以上 7ポイント 8%以上 5ポイント 7%以上 3ポイント 6%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、▲に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、▲及び●に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の</p>						

		<p>認定農業者数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント										
12人以上	2 ポイント																			
3人以上	1 ポイント																			
1.5%以上	2 ポイント																			
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																			
生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 (豚飼養の省力化に関する目標)</p> <p>肥育豚1頭当たり 労働時間を13%以上削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 肥育豚1頭当たり労働時間の削減割合について <table> <tr><td>23%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算。 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)の) 及び (イ)の) を満たす場合 3 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 2 ポイント (ア)の) 又は (イ)の) を満たす場合 1 ポイント <p>(ア)直近3年間の当該地区の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値について 直近3年間の全国平均値の90%以下 直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下</p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭数に占める受益頭数の割合について 受益頭数の占める割合が50%以上 受益頭数の占める割合が25%以上</p> <p>以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。</p> <table> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について</p> <table> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0 %以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	23%以上	9 ポイント	21%以上	7 ポイント	18%以上	5 ポイント	15%以上	3 ポイント	13%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0 %以上1.5%未満	1 ポイント
23%以上	9 ポイント																			
21%以上	7 ポイント																			
18%以上	5 ポイント																			
15%以上	3 ポイント																			
13%以上	1 ポイント																			
12人以上	2 ポイント																			
3人以上	1 ポイント																			
1.5%以上	2 ポイント																			
0 %以上1.5%未満	1 ポイント																			
需要に応じた生産量の確保	<p>【国産原材料供給円滑化対策（豚肉）】 (外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合に関する目標)</p>																			

		<p>する目標) 外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合が現況よりも7%以上増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の増加割合について <table border="0"> <tr><td>15%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉豚の生産頭数の割合について <table border="0"> <tr><td>20%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>10%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <p>、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	15%以上	9 ポイント	13%以上	7 ポイント	11%以上	5 ポイント	9%以上	3 ポイント	7%以上	1 ポイント	20%以上	3 ポイント	15%以上	2 ポイント	10%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント
15%以上	9 ポイント																									
13%以上	7 ポイント																									
11%以上	5 ポイント																									
9%以上	3 ポイント																									
7%以上	1 ポイント																									
20%以上	3 ポイント																									
15%以上	2 ポイント																									
10%以上	1 ポイント																									
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																									
【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 の選択は必須	生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 (肉用鶏飼養の低コスト化に関する目標) プロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> プロイラー100羽当たり生産コストの削減割合について <table border="0"> <tr><td>19%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>16%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>8%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 <table border="0"> <tr><td>12人以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <table border="0"> <tr><td>1.5%以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>0%以上1.5%未満</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> </p> <p>、にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>	19%以上	9 ポイント	16%以上	7 ポイント	13%以上	5 ポイント	11%以上	3 ポイント	8%以上	1 ポイント	12人以上	2 ポイント	3人以上	1 ポイント	1.5%以上	2 ポイント	0%以上1.5%未満	1 ポイント						
19%以上	9 ポイント																									
16%以上	7 ポイント																									
13%以上	5 ポイント																									
11%以上	3 ポイント																									
8%以上	1 ポイント																									
12人以上	2 ポイント																									
3人以上	1 ポイント																									
1.5%以上	2 ポイント																									
0%以上1.5%未満	1 ポイント																									
	生産性向上	<p>【国産原材料供給円滑化対策（鶏肉）】 (肉用鶏飼養の省力化に関する目標) プロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減 ただし、新たに取り組む場合にあっては、地域の平均値より13%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> プロイラー100羽当たり労働時間の削減割合について <table border="0"> <tr><td>23%以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>20%以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>18%以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>15%以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の) を満たす場合 3 ポイント</p>	23%以上	9 ポイント	20%以上	7 ポイント	18%以上	5 ポイント	15%以上	3 ポイント	13%以上	1 ポイント														
23%以上	9 ポイント																									
20%以上	7 ポイント																									
18%以上	5 ポイント																									
15%以上	3 ポイント																									
13%以上	1 ポイント																									

		<p>(ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2 ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1 ポイント</p> <p>(ア)直近 3 年間の当該地区のプロイラー 100 羽当たり 労働時間の平均値について)直近 3 年間の全国平均値の 90% 以下)直近 3 年間の全国平均値の 90% を超える場合にあっては、直近 3 年 間の当該都道府県の平均値の 90% 以下</p> <p>(イ)直近 3 年間の当該地区の平均総飼養羽数に占める受益羽数の割合に ついて)受益羽数の占める割合が 50% 以上)受益羽数の占める割合が 25% 以上</p> <p>以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業 計画につき 1 回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組 を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農 畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進め る場合 2 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を 進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜 産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用 した取組を進める場合 1 ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支 援事業を実施する場合 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高 いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業 計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の 認定農業者数とする。</p> <p>12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5% 以上 2 ポイント 0 % 以上 1.5% 未満 1 ポイント</p> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府 県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給 体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイント として 4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業 計画につき 1 回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
需要に応じ た生産量の 確保	<p>【国産原材料供給円 滑化対策（鶏肉）】 (外食・加工へ流通 する銘柄肉用鶏の生 産頭数の増加割合に 関する目標) 外食・加工へ流通 する銘柄肉用鶏の生 産頭数の増加割 合が現況よりも 7 % 以上増加</p>	<p>・外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の増加割合について 15% 以上 9 ポイント 13% 以上 7 ポイント 11% 以上 5 ポイント 9 % 以上 3 ポイント 7 % 以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 外食・加工へ流通する銘柄肉用鶏の生産羽数の割合について 20% 以上 3 ポイント 15% 以上 2 ポイント 10% 以上 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高 いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業 計画につき 1 回の加算とする。</p> <p>事業費 1,000 万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の 認定農業者数とする。</p> <p>12 人以上 2 ポイント 3 人以上 1 ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5% 以上 2 ポイント 0 % 以上 1.5% 未満 1 ポイント</p>

			<p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 の選択は必須	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 （馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標） 生産コストを5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ・生産コストの削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 12%以上 9ポイント 10%以上 7ポイント 8%以上 5ポイント 7%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加算。</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及びに該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 <ul style="list-style-type: none"> 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント </p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント </p> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <p>なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>
	生産性向上	【国産原材料供給円滑化対策（馬及び特用家畜）】 （馬及び特用家畜の改良増殖に関する目標） 労働時間を5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の削減割合について <ul style="list-style-type: none"> 25%以上 9ポイント 20%以上 7ポイント 15%以上 5ポイント 10%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント <p>上記ポイントに加え、又はのいずれかによりポイントを加算 以下の条件を満たす場合、以下のポイントを加算 (ア)の) 及び(イ)の)を満たす場合 3ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 2ポイント (ア)の)又は(イ)の)を満たす場合 1ポイント</p> <p>(ア)直近3年間の当該地区の労働時間の平均値について <ul style="list-style-type: none">)直近3年間の全国平均値の90%以下)直近3年間の全国平均値の90%を超える場合にあっては、直近3年間の当該都道府県の平均値の90%以下 </p> <p>(イ)直近3年間の当該地区の平均総飼養頭羽数に占める受益頭羽数の割合について <ul style="list-style-type: none">)受益頭羽数の占める割合が50%以上)受益頭羽数の占める割合が25%以上 </p> <p>以下のとおりポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1ポイント ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合

				<p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、及び に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数について ただし、事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元の認定農業者数とする。 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p>										
	需要に応じた生産量の確保	【国産原材料供給円滑化対策(馬及び特用家畜)(外食・加工へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽数の増加割合に関する目標) 特定の外食・加工業者へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産頭羽数の増加割合が現況よりも7%以上増加		<ul style="list-style-type: none"> 特定の外食・加工へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽数の増加割合について <table> <tr><td>15%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>13%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>9%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>7%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>上記ポイントに加え、以下に該当する場合はポイントを加算 特定の外食・加工業者へ流通する地鶏等銘柄家きんの生産羽数の割合について 20%以上 3ポイント 15%以上 2ポイント 10%以上 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 事業費1,000万円当たりの認定農業者数(事業実施主体が食品事業者である場合は国産原材料の供給元)について 12人以上 2ポイント 3人以上 1ポイント</p> <p>事業実施主体が所在する都道府県の農業産出額の増加割合について 1.5%以上 2ポイント 0%以上1.5%未満 1ポイント</p> <p>にかかわらず、上記ポイントに加え、畜産振興に係る都道府県計画において、実需者・消費者ニーズに対応した畜産物の生産・供給体制の構築を位置づけ、これに沿った取組を行う場合は、緊急性ポイントとして4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 なお、上記と同じ設定理由に基づく加算は認めないものとする。</p> 	15%以上	9ポイント	13%以上	7ポイント	11%以上	5ポイント	9%以上	3ポイント	7%以上	1ポイント
15%以上	9ポイント													
13%以上	7ポイント													
11%以上	5ポイント													
9%以上	3ポイント													
7%以上	1ポイント													
輸入農産物による急増に対する工奪回	【国産原材料供給円滑化対策(輸入急増野菜)】 、及びの中から1つ選択することを必須とする。	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策(輸入急増野菜)(コスト削減に関する目標) 以下のいずれか1つを選択する。 ・単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計を5%以上削減 ・流通コストを5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり費用合計の削減について <table> <tr><td>41%以上</td><td>9ポイント</td></tr> <tr><td>31%以上</td><td>7ポイント</td></tr> <tr><td>21%以上</td><td>5ポイント</td></tr> <tr><td>11%以上</td><td>3ポイント</td></tr> <tr><td>5%以上</td><td>1ポイント</td></tr> </table> <p>又は、 当該品目の流通コストの削減割合について 41%以上 9ポイント 31%以上 7ポイント 21%以上 5ポイント 11%以上 3ポイント 5%以上 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、食料供給コスト縮減特別ポイント3ポイントを加</p> 	41%以上	9ポイント	31%以上	7ポイント	21%以上	5ポイント	11%以上	3ポイント	5%以上	1ポイント
41%以上	9ポイント													
31%以上	7ポイント													
21%以上	5ポイント													
11%以上	3ポイント													
5%以上	1ポイント													

		<p>ただし、キャベツ、トマトの取組については、事業実施主体は、事業実施状況の報告期間に1回以上、受益農家から、品目別コスト縮減戦略の取組チェックシート（地域の実情に応じて点検項目を変更したものでも可。）の提出を受けるなどにより生産コストの低減に取り組むこととする。</p> <p>上記ポイントに加え、（1）に該当する場合はポイントを加算 （1）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（労働時間の削減に関する目標） 単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間の削減について 41%以上 9 ポイント 31%以上 7 ポイント 21%以上 5 ポイント 11%以上 3 ポイント 5%以上 1 ポイント <p>上記に加え、（1）（2）又は（3）のいずれかによりポイントを加算 （1）事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算 現状の当該品目の10a当たり労働時間が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」における全国平均値以下、又は10a当たり収量が「野菜生産出荷統計」若しくは「地域特産野菜の生産状況」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 产地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること 野菜の消費拡大を図る取組を実施している事業実績があること（1日5皿分（350g）以上の野菜摂取を普及啓発し、野菜の消費量を拡大するため、消費者団体等が参画する協議会等を設置し、野菜に関するセミナー、地場野菜の栽培・収穫・調理体験等を実施しているものに限る。）</p> <p>（2）農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 ・超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント</p> <p>（3）以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。 ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 2 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント</p> <p>・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、（4）に該当する場合はポイントを加算 （4）本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】（契約取引の推進に関する目標） 全出荷量又は全作物面積のうち契約取引割合を5ポイント以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 当該品目の契約取引割合の増加について 25ポイント以上 9 ポイント 20ポイント以上 7 ポイント 15ポイント以上 5 ポイント 10ポイント以上 3 ポイント 5ポイント以上 1 ポイント <p>上記に加え、（1）～（4）のいずれかによりポイントを加算 （1）当該品目の現状の契約取引割合が 30%以上 3 ポイント 20%以上 2 ポイント 10%以上 1 ポイント</p> <p>（2）事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つ</p>

		<p>に該当する場合は1ポイントを加算</p> <p>現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。)</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 <p>・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p> <p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうちの1つである場合</p> <p>・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4ポイントを加算</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p>
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策(輸入急増野菜)】(加工向け出荷量の増加に関する目標) 全出荷量又は全作付面積に占める加工向け出荷量の割合を5ポイント以上増加	<ul style="list-style-type: none"> ・当該品目の加工向け出荷量の割合の増加について <ul style="list-style-type: none"> 25ポイント以上・・・ 9ポイント 20ポイント以上・・・ 7ポイント 15ポイント以上・・・ 5ポイント 10ポイント以上・・・ 3ポイント 5ポイント以上・・・ 1ポイント <p>上記に加え、(1)~(4)のいずれかによりポイントを加算</p> <p>(1) 当該品目の現状の契約取引割合が</p> <ul style="list-style-type: none"> 30%以上・・・ 3ポイント 20%以上・・・ 2ポイント 10%以上・・・ 1ポイント <p>(2) 事業実施主体として、以下のからまでのうち、3つ全てに該当する場合は3ポイント、2つに該当する場合は2ポイント、1つに該当する場合は1ポイントを加算</p> <p>現状の当該品目の1戸当たり販売量(又は作付面積)が「品目別経営統計(野菜・果樹品目別統計)」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること(統計値がある品目に限る。)</p> <p>産地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること</p> <p>トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと</p> <p>(3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低コスト耐候性ハウス・・・ 3ポイント <p>(4) 以下のとおりポイントを加算。</p> <p>ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき1回の加算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めること <p>・・・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進めること <p>・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 <p>・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、(5)に該当する場合はポイントを加算</p>

			<p>(5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合</p> <p>..... 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>																
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【国産原材料供給円滑化対策（輸入急増野菜）】 (加工品又は加工原材料の販売金額の増加に関する目標) 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額を 2 %以上増加	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業実施主体による対象品目の加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <table> <tr><td>10 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>8 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記に加え、(1) ~ (4) のいずれかによりポイントを加算 (1) 以下のとおりポイントを加算 平成15年度から平成19年度までの加工品又は加工原材料の販売金額の増加について <table> <tr><td>8 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>6 %以上</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>4 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> (2) 事業実施主体として、以下の から までのうち、3 つ全てに該当する場合は 3 ポイント、2 つに該当する場合は 2 ポイント、1 つに該当する場合は 1 ポイントを加算 現状の当該品目の 1 戸当たり販売量（又は作付面積）が「品目別経営統計（野菜・果樹品目別統計）」若しくは「農林業センサス」における全国平均値以上であること（統計値がある品目に限る。） 产地強化計画を策定し、地方農政局長等への協議を終えている又は協議中であること トレーサビリティーシステムの構築に取り組む又は構築に向けた検討を行うこと (3) 農業新技術2007における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算 <ul style="list-style-type: none"> 超低コスト耐候性ハウス 3 ポイント (4) 以下のとおりポイントを加算。 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。 <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体若しくはその構成員が取得した知的財産権を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が取得した商標権を活用した取組を進めの場合 2 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が出願中の知的財産を活用した取組を進める場合又は事業実施主体若しくはその構成員が生産・出荷した農畜産物について、関係協同組合が商標権取得のために出願中の商標を活用した取組を進める場合 1 ポイント 事業実施主体若しくはその構成員が農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施する場合 1 ポイント 上記ポイントに加え、(5) に該当する場合はポイントを加算 (5) 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうちの 1 つである場合 <p>..... 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、さらに、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>	10 %以上	9 ポイント	8 %以上	7 ポイント	6 %以上	5 ポイント	4 %以上	3 ポイント	2 %以上	1 ポイント	8 %以上	3 ポイント	6 %以上	2 ポイント	4 %以上	1 ポイント	
10 %以上	9 ポイント																		
8 %以上	7 ポイント																		
6 %以上	5 ポイント																		
4 %以上	3 ポイント																		
2 %以上	1 ポイント																		
8 %以上	3 ポイント																		
6 %以上	2 ポイント																		
4 %以上	1 ポイント																		
【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】 (農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標) 当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	<ul style="list-style-type: none"> 燃油の使用量の低減割合について <table> <tr><td>14 %以上</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>13 %以上</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>12 %以上</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>11 %以上</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>10 %以上</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 以下のとおりポイントを加算 年間の燃油使用量について、台帳等をつける等による管理を実施している場合 <table> <tr><td>3 作業工程以上でついている</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>2 作業工程でついている</td><td>2 ポイント</td></tr> <tr><td>1 作業工程でついている</td><td>1 ポイント</td></tr> </table> 	14 %以上	9 ポイント	13 %以上	7 ポイント	12 %以上	5 ポイント	11 %以上	3 ポイント	10 %以上	1 ポイント	3 作業工程以上でついている	3 ポイント	2 作業工程でついている	2 ポイント	1 作業工程でついている	1 ポイント
14 %以上	9 ポイント																		
13 %以上	7 ポイント																		
12 %以上	5 ポイント																		
11 %以上	3 ポイント																		
10 %以上	1 ポイント																		
3 作業工程以上でついている	3 ポイント																		
2 作業工程でついている	2 ポイント																		
1 作業工程でついている	1 ポイント																		

			<p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【原油高騰対策（農業機械等（いぐさ））】（農業機械等の利用にかかる労働時間の目標） ・当該農業機械等の利用に係る労働時間の増加割合を10%以下に抑制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 10アール当たり労働時間の増加割合について <ul style="list-style-type: none"> 0%以下 9 ポイント 2.5%以下 7 ポイント 5%以下 5 ポイント 7.5%以下 3 ポイント 10%以下 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10a当たりの労働時間について、 都道府県平均の96%以下 3 ポイント 都道府県平均の98%以下 2 ポイント 都道府県平均以下 1 ポイント <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不耕起汎用播種機の導入 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>
【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】	輸入急増農産物における国産シェアの奪回	【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】（施設園芸における省エネルギー化に関する目標） ・ 施設園芸における燃料の使用量を10%以上低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設園芸における燃料使用量の削減について <ul style="list-style-type: none"> 18%以上 9 ポイント 16%以上 7 ポイント 14%以上 5 ポイント 12%以上 3 ポイント 10%以上 1 ポイント <p>上記ポイントに加え、 又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度において、低減効果の高い技術導入又は取組を行っているか、台帳等をつける等による管理を実施している場合（いずれか一つを選択） <p>次の省エネルギー効果を有する技術が利用されている（今回の事業で導入する設備にかかるものを除く） 3 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 外張被覆の多重化の実施 イ 内張被覆の利用 ウ ヒートポンプの利用 エ 木質バイオマス等燃料以外の資源を利用した加温設備の利用 オ 施設園芸用省エネ生産管理の実践 カ 廃熱回収機の利用 キ 多段式サーモの利用 ク 循環扇の利用 ケ トンネル被覆の利用 コ 高保温性被覆資材の利用 サ 燃油・肥料高騰緊急対策実施要領（平成20年10月16日付け20生産第4017号農林水産省生産局長通知）別紙1第1の2の（2）のオの（キ）及びカの技術の利用 <p>上記のア～サ以外の省エネ技術の利用がされている 2 ポイント</p> <p>年間の燃料消費量等について台帳をついている 1 ポイント</p> <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超低コスト耐候性ハウスの導入 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、 に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された 3 つまでの成果目標のうち 1 つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を 2 つ掲げた場合であっても、1 つの事</p>

		業計画につき 1 回の加算とする。									
輸入急増農産物における国産シェアの奪回	<p>【原油高騰対策（施設園芸（輸入急増野菜））】（施設園芸における供給量の維持に関する目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設園芸における供給量の減少割合を25%以内に抑制 <p>・ 施設園芸における供給量の減少割合について</p> <table> <tbody> <tr><td>5 %以内</td><td>9 ポイント</td></tr> <tr><td>10 %以内</td><td>7 ポイント</td></tr> <tr><td>15 %以内</td><td>5 ポイント</td></tr> <tr><td>20 %以内</td><td>3 ポイント</td></tr> <tr><td>25 %以内</td><td>1 ポイント</td></tr> </tbody> </table> <p>上記ポイントに加え、又は のいずれかによりポイントを加算 以下のとおりポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 a 当たりの供給量について、 都道府県平均の110%以上 3 ポイント 都道府県平均の105%以上 2 ポイント 都道府県平均以上 1 ポイント <p>農業新技術2007（平成19年4月9日決定）における以下の取組を実施する場合にはポイントを加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 超低成本耐候性ハウスの導入 3 ポイント <p>上記ポイントに加え、に該当する場合はポイントを加算 本成果目標が、事業実施主体の所在する都道府県において、重要性が高いものとして設定された3つまでの成果目標のうち1つである場合 1 ポイント</p> <p>上記ポイントに加え、セーフガード監視品目等に係る取組は緊急性ポイントとして、4 ポイントを加算 ただし、達成すべき成果目標を2つ掲げた場合であっても、1つの事業計画につき 1 回の加算とする。</p>	5 %以内	9 ポイント	10 %以内	7 ポイント	15 %以内	5 ポイント	20 %以内	3 ポイント	25 %以内	1 ポイント
5 %以内	9 ポイント										
10 %以内	7 ポイント										
15 %以内	5 ポイント										
20 %以内	3 ポイント										
25 %以内	1 ポイント										

[共通加算ポイント]

次に掲げる項目に該当がある場合、1項目該当するごとに1ポイント加算する。

耕作放棄地対策

産地競争力の強化及び経営力の強化を目的とする取組においては、要領別記 の第9に規定する市町村基本構想に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行なうことが確実であると見込まれる場合。

食品流通の合理化を目的とする取組においては、基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針に沿って対策を行っている場合又は事業実施期間中に行なうことが確実であると見込まれる場合。

地域再生制度と連動する施策

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画の対象区域内の事業であって、当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている事業内容に合致した取組を実施する場合

頑張る地方応援プログラムと連携する施策

地方公共団体が「頑張る地方応援プログラム」に即した計画を策定し、当該市町村が当該計画においてその目標達成のために実施することを定めている内容に合致した取組を実施する場合